

令和2年度

包括外部監査の結果報告書

委託について

～再委託、下請負を伴うものを中心として～

令和3年1月

豊田市包括外部監査人

弁護士 田 口 勤

目次

第1章 総論	1
第1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 事件を選定した理由	1
4 外部監査の対象部署	1
5 外部監査の対象期間	1
6 外部監査の実施期間	1
7 外部監査の方法	2
8 包括外部監査人及び補助者	2
9 利害関係	2
第2 本書の構成	2
1 章立て	2
2 指摘と意見.....	3
3 監査の着眼点.....	3
(1) 全般的な視点	3
(2) 委託に関する視点	4
第2章 委託に関する一般論について	6
第1 委託について	6
1 委託契約	6
(1) 委託契約と典型契約（民法）の関係	6
(2) 委託契約と工事（請負）契約の関係	7
(3) 工事関係委託契約とその他業務委託契約.....	7
(4) 工事契約、工事関係委託契約及び業務委託契約の関係	8
(5) 豊田市工事関係委託事務要綱と豊田市業務委託事務要綱	9
(6) 監査の結果.....	9
2 雇用契約・労働者派遣契約と委託契約の峻別	13
(1) 委託契約と雇用契約の異同	13
(2) 委託契約と労働者派遣契約の異同	13

(3) 監査の結果.....	1 7
3 市における委託契約の事務手続.....	1 8
(1) 契約相手としての適格性.....	2 2
(2) 契約相手の決定方法.....	2 3
(3) 契約の種類.....	2 6
(4) 監査の結果.....	2 7
4 契約変更の事務手続.....	3 0
(1) 契約変更が可能な場合.....	3 0
(2) 変更できる範囲.....	3 3
(3) 変更契約の手続.....	3 4
(4) 変更契約書締結時期.....	3 5
(5) 変更契約書の省略.....	3 6
(6) 監査の結果.....	3 6
5 委託料について.....	3 8
第2 再委託・下請負について.....	4 0
1 意義.....	4 0
(1) 再委託・下請負の契約類型.....	4 0
(2) 市における下請負の用法.....	4 0
2 再委託・下請負の制限.....	4 1
(1) 再委託・下請負可能な業務の範囲.....	4 1
(2) 契約当事者としての適格性.....	4 3
(3) 個人情報保護・情報セキュリティ.....	4 3
(4) 監査の結果.....	4 3
第3 再委託・下請負を伴う委託契約書について.....	4 7
1 委託契約書のあり方.....	4 7
(1) 契約書の記載事項.....	4 7
(2) 監査の結果.....	4 8
2 契約約款.....	5 0
(1) 契約約款の記載.....	5 0
(2) 監査の結果.....	5 1
3 契約約款における再委託・下請負の制限.....	5 2
(1) 契約約款の記載.....	5 2
(2) 契約規則・要綱の記載との比較.....	5 3
(3) 監査の結果.....	5 3
4 再委託・下請負を伴う委託の全体像.....	5 6

第3章 個別の委託について	59
第1 経営戦略部	59
1 CATV・インターネットにおける豊田市政情報提供番組制作放映委託.....	59
(1) 概要.....	59
(2) 再委託.....	60
(3) 監査の結果.....	60
2 広報とよた及びとよた市議会だより作成業務委託（複数単価契約）.....	60
(1) 概要.....	60
(2) 契約の変更.....	61
(3) 再委託.....	61
(4) 監査の結果.....	62
第2 企画政策部	66
1 おいでん・さんそんセンター運営業務委託.....	66
(1) 概要.....	66
(2) 再委託.....	67
(3) 監査の結果.....	67
2 豊田市低炭素社会モデル地区運営・管理業務委託.....	68
(1) 概要.....	68
(2) 契約の変更.....	69
(3) 再委託.....	69
(4) 監査の結果.....	69
第3 総務部	71
1 豊田市公共施設予約システム構築業務委託.....	71
(1) 概要.....	71
(2) 再委託.....	72
(3) 監査の結果.....	72
2 豊田市会計年度任用職員労務管理業務委託.....	72
(1) 概要.....	72
(2) 再委託.....	73
(3) 監査の結果.....	73
第4 市民部	75
1 標準宅地等鑑定評価委託.....	75
(1) 概要.....	75
(2) 変更契約.....	76

(3) 再委託の有無	7 6
(4) 監査の結果.....	8 0
2 平成33基準年度評価替え宅地等地価調査業務委託	8 2
(1) 概要.....	8 2
(2) 契約の変更.....	8 3
(3) 再委託.....	8 3
(4) 監査の結果.....	8 3
3 豊田市航空写真撮影等業務委託.....	8 4
(1) 概要.....	8 4
(2) 再委託.....	8 5
(3) 監査の結果.....	8 5
4 戸籍総合管理システム保守委託.....	8 5
(1) 概要.....	8 5
(2) 契約の変更.....	8 6
(3) 再委託.....	8 6
(4) 監査の結果.....	8 6
第5 地域振興部.....	8 8
1 道の駅どんぐりの里いなぶ管理業務委託	8 8
(1) 概要.....	8 8
(2) 再委託.....	9 1
(3) 監査の結果.....	9 1
2 豊田市コミュニティセンター等施設の個別施設計画策定業務委託.....	9 4
(1) 概要.....	9 4
(2) 再委託.....	9 4
(3) 監査の結果.....	9 4
第6 生涯活躍部.....	9 6
1 豊田市史資料調査委託業務	9 6
(1) 概要.....	9 6
(2) 契約当事者の選定の妥当性	9 7
(3) 再委託.....	1 0 0
(4) 剰余金の返還	1 0 0
(5) 監査の結果.....	1 0 1
2 豊田市美術館設備運転及び保守点検業務委託	1 0 6
(1) 概要.....	1 0 6
(2) 契約当事者の選定（随意契約）	1 0 7

(3) 再委託.....	1 0 7
(4) 監査の結果.....	1 0 8
3 ラグビーワールドカップ 2019 に向けた誘客策及び滞在時間延長策検討・実施業務委託...	1 0 9
(1) 概要.....	1 0 9
(2) 契約の変更.....	1 1 0
(3) 再委託.....	1 1 1
(4) 監査の結果.....	1 1 2
第7 子ども部.....	1 1 3
1 豊田市保育業務支援システム実証実験実施業務委託.....	1 1 3
(1) 概要.....	1 1 3
(2) 契約の変更.....	1 1 4
(3) 再委託.....	1 1 4
(4) 監査の結果.....	1 1 4
第8 環境部.....	1 1 6
1 逢妻衛生プラント包括的運転維持管理業務委託.....	1 1 6
(1) 概要.....	1 1 6
(2) 契約の変更.....	1 1 8
(3) 再委託.....	1 1 9
(4) 監査の結果.....	1 1 9
2 砂川衛生プラント包括的運転維持管理業務委託.....	1 2 3
(1) 概要.....	1 2 3
(2) 契約の変更.....	1 2 6
(3) 再委託.....	1 2 6
(4) 監査の結果.....	1 2 6
3 緑のリサイクルセンター包括的運転維持管理業務委託.....	1 2 7
(1) 概要.....	1 2 7
(2) 契約の変更.....	1 2 9
(3) 再委託.....	1 2 9
(4) 監査の結果.....	1 2 9
4 渡刈クリーンセンター包括的運転維持管理業務委託.....	1 3 0
(1) 概要.....	1 3 0
(2) 契約の変更.....	1 3 2
(3) 再委託.....	1 3 4
(4) 監査の結果.....	1 3 4
5 藤岡プラント包括的運転維持管理業務委託.....	1 3 5

(1) 概要.....	1 3 5
(2) 契約の変更.....	1 3 7
(3) 再委託.....	1 3 7
(4) 監査の結果.....	1 3 7
6 グリーン・クリーンふじの丘包括的運転維持管理業務委託	1 3 8
(1) 概要.....	1 3 8
(2) 契約の変更.....	1 4 1
(3) 再委託.....	1 4 1
(4) 監査の結果.....	1 4 1
7 勘八不燃物処分場包括的運転維持管理業務委託.....	1 4 2
(1) 概要.....	1 4 2
(2) 契約の変更.....	1 4 4
(3) 再委託.....	1 4 4
(4) 監査の結果.....	1 4 4
第9 産業部.....	1 4 5
1 花本産業団地拡張事業造成工事に伴う事業損失補償調査業務委託.....	1 4 5
(1) 概要.....	1 4 5
(2) 契約の変更.....	1 4 6
(3) 再委託.....	1 4 6
(4) 監査の結果.....	1 4 6
2 産業実態調査（製造業・商業）業務委託	1 4 6
(1) 概要.....	1 4 6
(2) 再委託.....	1 4 7
(3) 監査の結果.....	1 4 8
3 明和2号線ほか2路線 林道測量調査設計業務委託	1 4 8
(1) 概要.....	1 4 8
(2) 契約の変更.....	1 4 9
(3) 再委託.....	1 4 9
(4) 監査の結果.....	1 4 9
4 とよた森林学校運営業務委託.....	1 4 9
(1) 概要.....	1 4 9
(2) 契約の変更.....	1 5 1
(3) 再委託の理由	1 5 1
(4) 監査の結果.....	1 5 1
第10 都市整備部.....	1 5 4

1	豊田市都心地区空間デザイン監修等業務委託	1 5 4
(1)	概要	1 5 4
(2)	契約の変更	1 5 5
(3)	再委託	1 5 5
(4)	問題の所在	1 5 5
(5)	監査の結果	1 5 6
2	豊田市駅東口ペDESTリアンデッキ予備設計等業務委託	1 5 7
(1)	概要	1 5 7
(2)	契約の変更	1 5 8
(3)	再委託	1 5 8
(4)	監査の結果	1 5 8
3	市街地・開発緑地管理委託（中南部地区）	1 5 9
(1)	概要	1 5 9
(2)	契約の変更	1 6 0
(3)	再委託	1 6 1
(4)	問題の所在	1 6 1
(5)	監査の結果	1 6 2
4	豊田市定住促進プロモーション業務委託	1 6 2
(1)	概要	1 6 2
(2)	契約の変更	1 6 3
(3)	再委託	1 6 4
(4)	監査の結果	1 6 4
5	若林駅周辺地区 液状化検討ほか地質調査業務委託	1 6 5
(1)	概要	1 6 5
(2)	契約の変更	1 6 6
(3)	再委託	1 6 6
(4)	監査の結果	1 6 6
6	豊田市高岡公園体育館ほか132施設定期点検業務委託	1 6 7
(1)	概要	1 6 7
(2)	契約の変更	1 6 8
(3)	再委託	1 6 9
(4)	監査の結果	1 6 9
7	古瀬間墓地公園維持管理委託	1 7 0
(1)	概要	1 7 0
(2)	契約の変更	1 7 1
(3)	再委託	1 7 1

(4) 監査の結果.....	171
8 八草地区活断層調査委託.....	172
(1) 概要.....	172
(2) 契約の変更.....	173
(3) 再委託.....	173
(4) 監査の結果.....	173
第11 建設部.....	175
1 都市計画道路高橋細谷線 竜宮橋 I 期線調査改築補強設計委託.....	175
(1) 概要.....	175
(2) 契約の変更.....	176
(3) 再委託.....	176
(4) 監査の結果.....	176
2 道路事業用地草刈委託.....	176
(1) 概要.....	176
(2) 契約の変更.....	177
(3) 再委託.....	177
(4) 監査の結果.....	177
3 市道環状3号線ほか街路樹維持管理委託.....	180
(1) 概要.....	180
(2) 契約の変更.....	181
(3) 再委託.....	181
(4) 監査の結果.....	181
4 市道原山線ほか街路樹維持管理委託.....	183
(1) 概要.....	183
(2) 契約の変更.....	183
(3) 再委託.....	183
(4) 監査の結果.....	184
5 道路路面維持業務委託.....	184
(1) 概要.....	184
(2) 再委託.....	185
(3) 監査の結果.....	185
6 道路維持業務委託.....	186
(1) 概要.....	186
(2) 契約の変更.....	187
(3) 再委託.....	187
(4) 監査の結果.....	187

7	市道樺通り線ほか街路樹維持管理委託	187
(1)	概要	187
(2)	契約の変更	188
(3)	再委託	188
(4)	監査の結果	188
8	道路橋定期点検支援業務協定（愛知県都市整備協会）	190
(1)	概要	190
(2)	契約の変更	191
(3)	再委託	191
(4)	監査の結果	192
第12	上下水道局	194
1	豊田市下水道事業設備台帳システム構築業務委託	194
(1)	概要	194
(2)	契約の変更	195
(3)	再委託	195
(4)	監査の結果	195
2	怒田沢浄水場ほか計装機器保守点検業務委託	196
(1)	概要	196
(2)	再委託	197
(3)	監査の結果	197
3	万町浄水場ほか計装機器保守点検業務委託	198
(1)	概要	198
(2)	再委託	199
(3)	監査の結果	199
4	石畳配水場ほか工業計器等点検業務委託	199
(1)	概要	199
(2)	再委託	200
(3)	監査の結果	200
5	豊田・岡崎地区研究開発施設第1中継ポンプ場実施設計業務委託	201
(1)	概要	201
(2)	契約の変更	202
(3)	再委託	203
(4)	監査の結果	204
6	大沼梶浄水場ほか膜処理施設維持管理業務委託	205
(1)	概要	205
(2)	再委託	206

(3) 監査の結果.....	2 0 6
7 東山配水場配水池更新詳細設計業務委託	2 0 7
(1) 概要.....	2 0 7
(2) 契約の変更.....	2 0 8
(3) 再委託.....	2 0 9
(4) 監査の結果.....	2 1 0
8 (都) 高橋細谷線及び(準)長田川拡幅事業関連污水管路移設設計委託.....	2 1 0
(1) 概要.....	2 1 0
(2) 再委託.....	2 1 1
(3) 監査の結果.....	2 1 1
9 (公共) 管路実施設計業務委託 (境川処理区その1)	2 1 2
(1) 概要.....	2 1 2
(2) 契約の変更.....	2 1 3
(3) 再委託.....	2 1 3
(4) 監査の結果.....	2 1 4
1 0 (公共) 管路実施設計業務委託 (境川処理区その2)	2 1 5
(1) 概要.....	2 1 5
(2) 契約の変更.....	2 1 6
(3) 再委託.....	2 1 7
(4) 監査の結果.....	2 1 7
1 1 (公共) 管路実施設計業務委託 (矢作川処理区その1)	2 1 8
(1) 概要.....	2 1 8
(2) 契約の変更.....	2 1 9
(3) 再委託.....	2 1 9
(4) 監査の結果.....	2 2 0
1 2 (公共) 管路実施設計業務委託 (矢作川処理区その2)	2 2 0
(1) 概要.....	2 2 0
(2) 契約の変更.....	2 2 1
(3) 再委託.....	2 2 2
(4) 監査の結果.....	2 2 2
1 3 中部1号雨水幹線ほか耐震補強詳細設計業務委託	2 2 3
(1) 概要.....	2 2 3
(2) 契約の変更.....	2 2 4
(3) 再委託.....	2 2 5
(4) 監査の結果.....	2 2 5
第13 教育部.....	2 2 6

1 豊田市中学生海外派遣事業委託（イギリス団）	2 2 6
(1) 概要.....	2 2 6
(2) 契約の変更.....	2 2 7
(3) 再委託.....	2 2 7
(4) 監査の結果.....	2 2 7
2 学校教育情報システム運用管理支援業務委託	2 3 0
(1) 概要.....	2 3 0
(2) 契約の変更.....	2 3 1
(3) 再委託.....	2 3 1
(4) 監査の結果.....	2 3 1

第1章 総論

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として

3 事件を選定した理由

令和元年度の当監査では、出資団体をテーマの一つとして監査したところ、委託契約又は委託料には、出資団体の運営費を実質的に補助する目的で支給されているもの、特命随意契約とする理由が合理的かどうかについて判断がつかないもの、随意契約したもののその委託料の大きな部分を占める業務を再委託・下請負させているもの、再委託・下請負を例外的に承認したことに合理的な理由があるとは認められないもの、再委託・下請負業者と市が直接契約することで経費節減が可能と考えられるものなど、様々な問題点が認められた。

また、国が持続化給付金事務事業を一般社団法人サービスデザイン推進協議会に769億円で委託したところ、委託料の大半である749億円が再委託先である株式会社電通に支払われていた事実が明らかになり、再委託先がさらに再々委託していた可能性も指摘されるなど、委託契約と再委託又は下請負に対する市民やマスコミの関心はこれまでになく高まっている。

そこで、本年度は委託について、再委託・下請負を伴うものを中心として監査テーマとした。ただし、再委託・下請負を伴わない委託についても、再委託・下請負に類似した構造を持つ委託について、必要があると判断して監査の対象とした。

4 外部監査の対象部署

委託契約又は委託料を取り扱ったことのある部署全て

5 外部監査の対象期間

令和元年度（必要に応じて他の年度も対象とする）

6 外部監査の実施期間

令和2年6月29日から、令和3年1月28日まで

7 外部監査の方法

(1) 資料提出要請

令和2年6月29日の監査委員会議において、本年度に選定した監査テーマを監査委員に通知したのち、同年7月6日に契約課において契約に関わる手続についてレクチャーを受け、同月8日には、予備調査で回答を得ていた委託のうち、本年度対象とする委託を絞り込んだうえ、契約締結過程、契約履行、予算執行に関する一切の資料の原本又は写しを提出するよう、法務課を通じて要請した。

本年度は、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、ヒアリングよりも資料提出要請と提出された資料の検討を通じてヒアリングが必要な事項を絞り込むことで、ヒアリングの絶対的な時間を圧縮して監査を実施した。

(2) ヒアリング

同年7月22日までに、各課に依頼した資料の提出を受け、提出された資料については、同年8月12日から同月14日にかけて短時間に集中的にヒアリングを実施するとともに、9月30日にかけて、写しものは原本を確認し、不足資料の追加を依頼した。その後は主に提出された資料の写し等を参照して報告書を起案したが、12月1日以降は必要に応じて受託者の事務所を訪問する等してヒアリングを行ったほか、メールや電話で質問と回答を繰り返した。

8 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	田口 勤	弁護士
補助者	都築 真琴	弁護士
補助者	菊池 龍太	弁護士
補助者	西脇 正訓	弁護士 公認会計士
補助者	杉浦 理絵	弁護士
補助者	中村博太郎	弁護士

9 利害関係

包括外部監査人は、監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

第2 本書の構成

1 章立て

第2章で委託に関する一般論を述べ、個別の委託契約については第3章に記載した。

第2章第1では、委託とは何かについて、民法の典型契約との比較から委託の全体像を示し、委託と混同してはならない雇用契約や労働者派遣契約との違いを明らかにした上

で、契約事務手続、変更契約の事務手続について規則、要綱等の規範の取り決めを中心に述べた。第2章第2では、再委託・下請負の意義を明らかにしたうえで、これがどのように制限されているかを規則、要綱等の記載を中心に説明した。第3では、再委託・下請負を伴う委託の契約書のあり方、契約書における再委託・下請負の制限のあり方、変更契約の手続など、具体的な契約書及び契約約款に即して説明を加えた。そして、第4では、個別の委託契約を監査する際の着眼点について細かに記載した。第3章では、着眼点を具体的な委託契約に当てはめて監査したところを記載した。

2 指摘と意見

法令等に違反して是正の必要がある事項及び市が自ら定立し、又は契約書や合意書で定められた規範に違反している事項は「指摘」として記載した。また、これら法令等や規範に違反している訳ではないが、正確性を欠くものや、著しく不合理で裁量を逸脱していると認めた事項も「指摘」とした。

これに対し、経済性、効率性及び有効性の3Eの観点のほか、合理性や相当性の観点から、是正を推奨するものは「意見」として記載した。ただし、正確性を欠くものであっても明らかな誤記など軽微なものは「意見」とした。

3 監査の着眼点

(1) 全般的な視点

ア 正確性

事務・事業の遂行等に誤りがないか。また、記載内容に誤記や誤謬がないか。

イ 合規性

予算や法律、政令等（以下「法令」という）に従って適正に処理されているか。また、要綱・要領・細則・手引・ガイドライン等が法令に従って適正に作成されているか。

ウ 経済性

事務・事業の遂行等がより少ない費用で実施できているか。

エ 効率性

費用との対比で最大限の成果を得ているか。

オ 有効性

事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか。

カ 合理性・相当性・正当性・妥当性

住民福祉の増進という究極の目的に適っているか。

キ その他

専門性＝アからカに記載した評価の視点とは異なるが、市が外部団体等に求める専門的な知識、経験、技術、ノウハウが何であるかの視点。

(2) 委託に関する視点

ア 委託発注の必要性・委託を選択した理由を自覚しているか

市の事務事業は多種多様であり、その処理に要する資源も膨大である。市において直営する選択もあり得る業務を委託発注するには、その業務に専門的な技術、知識又は経験を必要とする、外部に委託することがコスト的に経済的である、事務に強い関心を抱く団体に委ねた方が効率的で有効に働くなどの、理由があるはずである。そこで、経済性、効率性、有効性の要請から委託発注するものであることを自覚しているかどうかに着目する。3 E 監査の要請であるとともに、地方自治法第2条第14項に適合するかどうかという意味では、合規性の要請でもある。

イ 契約の目的が明確か

委託契約には、その契約を通じて達成すべき目的があるはずであり、これが自覚されているかどうかに着目する。この目的が明確でなければ、契約の所期の目的を達成できたかどうかという有効性を図ることはそもそも不可能である。とりわけ、令和2年4月1日施行の改正民法で契約不適合責任が導入され、当該契約をした目的を達することができるかどうかは、重要な意味を持つようになっている（豊田市工事関係委託契約約款第15条第3項第3号及び豊田市業務委託契約約款第13条第3項第3号）。

ウ 要綱・要領・細則・手引・ガイドラインその他マニュアル類の合規性

条例や規則で制定すべきような市民の権利義務に関わるものが、要綱・要領・細則・手引・ガイドラインその他のマニュアルなどによって規定されていないか着目する。

エ 契約事務手続の合規性

合規性の要請から、法令、条例、規則その他市の内部規範に則って契約事務が行われているかどうかに着目する。

オ 契約相手の選び方

契約相手の選定手続と選定された相手が妥当かどうかに着目する。特に、選定手続として随意契約が選択されている場合には、随意契約の理由が妥当かどうかにも着目する。

カ 契約書・変更契約書

契約書又は変更契約書が適切な時期に適切な内容で締結されたかどうかに着目する。地方自治法第234条第5項に関する最高裁昭和35年5月24日判決の趣旨から、契約書、変更契約書等を作成する前の段階では、あたかも合意に基づく契約又は変更契約を締結する義務を負う予約が成立した状態にある（最高裁昭和35年5月24日判決参照）。自治体が一方当事者となる契約は、契約書を締結してはじめて、契約又は変更契約内容が確定したものとなる。

最高裁昭和35年5月24日判決参照

国が当事者となり、売買等の契約を競争入札の方法によって締結する場合に落札者があつたときは、国および落札者は、互に相手方に対し契約を結ぶ義務を負うにいたるのであり、この段階では予約が成立したにとどまり本契約はいまだ成立せず、本契約は、契約書の作成によりはじめて成立すると解すべきである。

キ 再委託・下請負

契約相手を選定する過程で、契約相手は契約を履行する能力があることは確認されている。そうであれば、再委託・下請負しなければならない理由や再委託先選定の理由が合理的かどうかの立証責任は受託者にあるとの立場から、再委託・下請負が妥当かどうかについて着目する。

ク 有効性の検証

経済性を目的とした委託は、経費節減ができていないか、さらなる経費節減ができないかを検証しているか。有効性、サービスの向上を目的とした委託は、アンケート、意見や苦情の受け付け、市民モニターなどの活用により、予定した効果が上がっているかを検証しているか。専門的な知識経験を期待した委託は、期待通りの効果を挙げられているかについて検証しているかどうかに着目する。

第2章 委託に関する一般論について

第1 委託について

1 委託契約

(1) 委託契約と典型契約（民法）の関係

委託とは、本来、市が行うべき事務を他に依頼して行ってもらふことをいう（地方公共団体間の事務の委託に関する定めとして地方自治法第252条の14以下参照）。

民法に定められた契約類型（贈与・売買・交換・消費貸借・使用貸借・賃貸借・雇用・請負・委任・寄託・組合・終身定期金・和解）に「委託契約」は含まれないが、民法第643条は、委任契約について「委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。」としている。また、同法第656条は、準委任契約について「この節の規定は、法律行為でない事務の委託について準用する。」として、法律行為以外の事務の委託についても委任契約に準じた規律に服するものとしている。したがって、典型契約の一種である委任契約と準委任契約は、委託契約の一種である。

さらに、工事や運送など事実行為を主に「委託」する民法上の典型契約として請負契約がある。同法第632条は「請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。」としている。この請負契約も委託契約の重要な部分を占めている。

これら委託契約の特徴は、程度の差はあるものの、委託された事務の遂行にあたって受託者に一定の裁量を与えられていることである。

なお、典型契約の一種である寄託契約も、他人の物の保管という事務処理であり委任（準委任）に類似するが、事務の内容は物の現状の維持・保全に留まり、受寄者の裁量は認められない点に重要な違いがある。

以上のとおり、委託契約は、典型契約の中では委任契約、準委任契約又は請負契約の性質を持つことが多く、しばしばこれらを複合した非典型的な特徴を持つ。一方、寄託の性質を持つ委託契約は見受けられない。

この点市では、請負であることを確定するために、検査合格後引渡し完了後に委託料を支払うことと約款に定めており、これにより、仕事の完成義務を求めたものとして、市の委託契約は全て請負契約として認識しているとのことであった。しかし、委任契約であっても、委任事務を履行した後でなければ報酬請求できない点に違いはなく（民法第648条第2項）、契約がいかなる類型にあてはまるかは、報酬の支払時期や検査合格、引渡し完了といった形式によって定まるものではない。

たしかに、委任契約の中にも委任事務の履行により得られる成果を想定できる場合があり（民法第648条の2第1項参照）、請負契約の性質を併せ持つ契約が存在するのは事実である。今回の民法改正により、請負契約と委任契約はさらに接近したと言わ

れることもある。しかし、委任契約、準委任契約は、各当事者がいつでもその解除をすることができるのに対して（民法第651条第1項）、請負契約では、請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる（同法第641条）。すなわち、契約期限前であっても「仕事の完成」という時期が到来しうるのが請負契約であり、契約期間が満了しない限り仕事が終了しないものは、委託料の支払時期を検査合格後引渡し完了後にしたとしても、請負契約ということとはできない。例えば、受付、警備、管理、維持業務等は、契約期限前に仕事の完成ということを想定し難く、請負契約の要素を含まない委任又は準委任契約である。

(2) 委託契約と工事（請負）契約の関係

逆に、委任契約、準委任契約又は請負契約は、いずれも委託契約に含まれるであろうか。

民法の典型契約である請負契約には、工事に関する請負契約（以下「工事請負契約」という）も含まれる。委託契約は、請負契約の形式をとることがあり、工事請負契約も委託契約に含まれるように思われる。しかし、市ではこれを委託契約とは別の工事契約に区分している。地方自治法も第221条第2項において、工事の請負契約者等に対しては首長の調査権等が及ぶ旨を規定し、工事請負契約とそれ以外の請負契約を区別している。同条の調査権は、地方自治体の外部の者に対する首長の権限である以上、その運用は慎重であるべきで、仮に「請負」の契約当事者であっても、工事請負契約以外の設計、調査その他の事務を請け負う契約当事者にまで、首長の調査権が及ぶと解することは相当ではない。したがって、請負契約のうち、首長の調査権が及ぶ工事請負契約を、それ以外の請負契約と区別して取り扱うことは妥当であるだけでなく、必要である。

よって、工事の請負契約は工事契約に区分し、委託契約とは別の契約類型として取り扱う必要がある。一方、工事の請負契約以外の請負契約と委任契約及び準委任契約は、概ね委任契約に含まれると解される。

地方自治法

第二百二十一条

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(3) 工事関係委託契約とその他業務委託契約

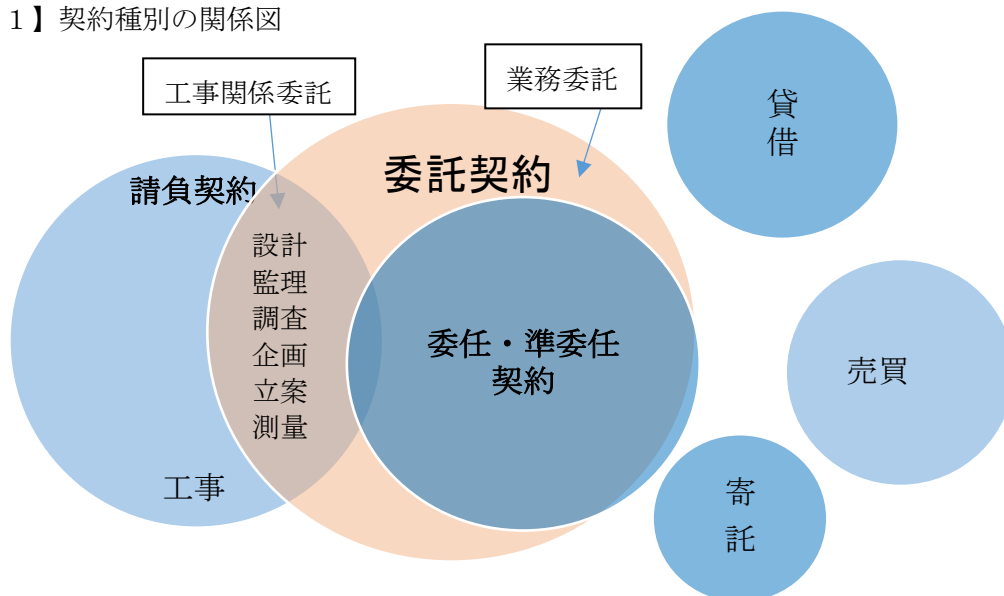
市では、工事に関する設計、監理、調査、企画、立案、測量等を対象とした委託業務（以下「工事関係委託」という）と、それ以外の業務委託（以下単に「業務委託」という）の契約事務を、別の要綱で定めている。

工事関係委託も業務委託も、豊田市契約規則（以下単に「契約規則」という）ではいずれも「その他の契約」として包括的に規定され、契約事務の流れも共通する部分が多い。しかし、工事契約により近接し、設計、監理、調査、企画、立案、測量等の「成果物」（豊田市工事関係委託事務要綱第19条第1項）を納品することを目的とし、明らかに請負契約に分類できるものは工事関係委託である。

一方、工事契約とは関連性が薄く、成果物に限らず事務処理を含む「給付」（豊田市業務委託事務要綱第20条第1項）を目的とする契約であって、請負契約だけでなく委任契約、準委任契約を含むものは業務委託である。

そして要綱やその下位規範である要領において、契約事務、事後審査型一般競争入札、低入札価格調査・最低制限価格制度、検査、成績評定等に関し、工事関係委託と業務委託では異なる取扱いを定めている。

【図表1-1】 契約種別の関係図



(4) 工事契約、工事関係委託契約及び業務委託契約の関係

以上を整理し、市における工事契約、工事関係委託契約、業務委託契約その他の契約の関係を図形で表現すると、【図表1-1】のとおりである。

まず、委託契約は、寄託契約、売買契約、使用貸借・賃貸借などの貸借契約とは別の契約類型である。また、請負契約のうち工事に関する工事契約は委託契約に含まれない。これに対し、請負契約のうち、工事契約に含まれないが工事に関する設計、監理、調査、企画、立案、測量等を対象とするものは、工事関係委託として委託契約の重要な一部をなす。そして、工事、設計、監理、調査、企画、立案、測量等に関しないその他の清掃、除草・草刈といった仕事の完成を目的とする請負契約と、（仕事の完成を必ずしも目的

としない) 警備、受付等の事務処理を目的とする委任契約、準委任契約その他の非典型的な契約の集合は、業務委託契約として、委託契約の重要な一部をなす。

(5) 豊田市工事関係委託事務要綱と豊田市業務委託事務要綱

なお、契約規則は、地方自治法施行令第173条の3の規定に基づき、契約に関し、必要な事項を定める規則であるところ、工事又は製造の請負契約、財産の売買契約、物件の貸借契約に関する事項を中心に定めており、それ以外の契約は「その他の契約」としての記載はあるものの、委託契約に関する事項は詳細に規定されていないため、市では豊田市工事関係委託事務要綱（以下「工事関係委託要綱」という）及び豊田市業務委託事務要綱（以下「業務委託要綱」という）を定めている。

規則とは、市長が、法令に違反しない範囲でその権限に属する事務に関し制定する自主立法であり（地方自治法第15条第1項）、議会の議決を要しない。一方、要綱は、地方自治法及び地方自治法施行令に根拠はないが、行政の執行についての指針を定める内部的規範であり、地方自治体では部長決裁などで制定される例が多い。市においても副部長決裁のみで工事関係委託要綱及び業務委託要綱を定めている。

地方自治法

第十五条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

地方自治法施行令

第七十三条の三 この政令及びこの政令に基づく総務省令に規定するものを除くほか、普通地方公共団体の財務に関し必要な事項は、当該普通地方公共団体の規則で定める。

(6) 監査の結果

ア 契約規則で規定すべき事項が要綱に規定されていること【指摘】

工事関係委託要綱第12条及び業務委託要綱第13条の規定は、委託業務届出書を提出させなければならないとしているが、かかる規定は単に市内部の事務処理方法に関する規範に留まらず、契約者（以下では委託契約の相手方である契約者を単に「受託者」ともいう）がこれに従って委託業務届出書を提出する義務を負担するものでなければ意味がない規定である。

また、工事関係委託要綱第15条及び業務委託要綱第16条の規定は、単に市内部の事務処理方法に関する規範に留まらず、委託業務下請負承認願を受託者に提出させ、その下請負が不適当な場合は、受託者に対してその下請負を中止又は変更させ得ることを規定しており、受託者がこれに応じて委託業務下請負承認願の提出義務、下請負の中止又は変更義務を負担しなければ効果のない規定である。

同様に、工事関係委託要綱第22条及び業務委託要綱第23条には、契約履行状況報告書に基づく報告について、業務の改善が必要と認めるときは、受託者に対して業務の改善を勧告することができる旨の規定を置いているが、この規定も、勧告に応じて受託者が改善する義務を負担するものでなければ存在意義のない規定である。

これら委託業務届出書の提出義務、下請負の中止変更義務、受託者の改善義務は、行政執行のための単なる内部規範の枠を超え、市民に義務を負担させる規範であるから、地方自治法又は地方自治法施行令に根拠のない要綱で定めるのではなく、規則で定めるべきである。

なお、契約規則第41条にも下請負を制限する規定は存在するが、工事契約に関する制限であるから注意を要する。

もちろん、契約者に義務を負担させる手法としては、契約約款に義務規定を置き、これを契約書の一部として取り込むことで契約内容の一部とする方法もある。しかし、受託者に義務を負担させることができるのは契約締結後に過ぎない。そもそもそのような内容を含む契約を市民が締結しなければならない根拠を、予め規則として定めておく必要がある。

この点市では、各種義務は、委託契約にあたり市と受託者との契約上の約束であり、契約締結後に義務を負担してもらえばよいとの考えで、標準約款に記載しており、規則内で明らかにしているとのことである。

確かに、契約規則第33条第3項には、「市長は、必要があるときは、前2項の規定により標準となるべき契約書の書式(様式第4号)を定めるものとする。」として、様式第4号には契約書書式とともに各契約約款が掲載されている(後述の第3の2参照)。しかし、書式として掲載されているだけであって市民がこの契約書書式に拘束される根拠条文は見当たらない。

上記市の見解の背景には、市が契約書書式を提示する以上は、市民がその契約書書式に従うのは当然という前提があるように推察される。しかし、私的自治が妥当する私法上の契約では、地方公共団体であるからといって直ちに優越的地位は認められないので、契約相手として選定した市民との間で契約内容について上記のような条項について合意に至らない場合も想定する必要がある。そのような場合に対する備えとしては、書式として掲載するだけでは足りず、市民がこの書式に従うべき根拠を規則に盛りこむ必要がある。

そもそも、契約規則第41条が工事契約について下請負を制限する規定を設けている趣旨は、そのような規定を盛りこんだ契約書での契約に応じる者との関係のみで、下請負制限等すれば足りるというものではなく、市と契約を締結するものは例外なく下請負制限等を含む契約を締結するべきとするものである。

契約規則

(下請負の制限)

- 第41条 契約者は、委託その他何らの名義をもってするを問わず、その請け負った工事の全部を一括して他人に請け負わせてはならない。
- 2 監督員は、契約者がその請け負った工事の一部を他人に請け負わせようとするときは、事前に工事下請負届（様式第7号）により届出をさせなければならない。
- 3 監督員は、前項の届出について、その下請負が不相当であると認めるときは、契約者に対し、その下請負の中止又は変更をさせるものとする。

工事関係委託要綱

(工事関係委託業務届出書)

第12条 工事関係委託担当課長は、契約者が委託業務に着手したときは、工事関係委託業務届出書（様式第5号）を提出させなければならない。

(下請負の承認)

- 第15条 工事関係委託担当課長は、契約者が委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託業務下請負承認願（様式第7号）を届け出させなければならない。
- 2 工事関係委託担当課長は、下請負業者について次に掲げる内容を確認し、その下請負が不相当なときは、契約者に対してその下請負を中止若しくは変更させることができる。
- (1) 下請負の内容が、委託業務の全部又は主たる部分を請け負うものでないこと。
- (2) 下請負者が入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (3) 下請負者が指名競争入札における入札参加者でないこと。
- (4) 下請負者が委託業務を行うに当たって、必要とされる資格等を有していること。

(契約履行状況報告)

- 第22条 工事関係委託担当課長は、契約者の履行状況が次に掲げるものに該当するときは、契約履行状況報告書（様式第13号）により、契約担当課長に報告するものとする。
- (1) 届出書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 過失により契約不適合を生じさせたと認められるとき。
- (3) 契約に違反したとき。
- (4) ～ (8) 略
- 2 契約担当課長は、前項の規定による報告について業務の改善が必要と認めるときは、契約者に対して業務の改善を勧告することができる。
- 3 略

業務委託要綱

(委託業務届出書)

第13条 委託担当課長は、契約者が業務委託に着手したときは、委託業務届出書（様式第6号）を提出させなければならない。

(下請負の承認)

- 第16条 委託担当課長は、契約者が業務委託の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託業務下請負承認願（様式第8号）を届け出させなければならない。
- 2 委託担当課長は、下請負業者について次に掲げる内容を確認し、その下請負が不相当なときは、契約者に対してその下請負を中止若しくは変更させることができる。
- (1) 下請負の内容が、業務委託の全部又は主たる部分を請け負うものでないこと。
- (2) 下請負者が入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (3) 下請負者が指名競争入札における入札参加者でないこと。

<p>(4) 下請負者が業務委託を行うに当たって、必要とされる資格等を有していること。 (契約履行状況報告)</p> <p>第23条 委託担当課長は、契約者の履行状況が次に掲げるものに該当するときは、契約履行状況報告書(様式第15号)により、契約担当課長に報告するものとする。</p> <p>(1) 届出書類等に虚偽の記載をしたとき。 (2) 過失により契約不適合を生じさせたと認められるとき。 (3) 契約に違反したとき。 (4) ~ (8) 略</p> <p>2 契約担当課長は、前項の規定による報告について業務の改善が必要と認めたときは、契約者に対して業務の改善を勧告することができる。</p> <p>3 略</p>

イ 要綱の記載【意見】

工事関係委託要綱及び業務委託要綱の規定は、次のとおり訂正する必要がある。

工事関係委託要綱

	誤	正
第1条	豊田市契約規則(昭和39年規則第28号。)	豊田市契約規則(昭和39年規則第28号。以下「契約規則」という。)
第4条 第2項	職務権限規程	豊田市職務権限規程
同条第3項	工事関係委託担当副部長	工事関係委託を発注しようとする部局の副部長(以下「工事関係委託担当副部長」という。)

業務委託要綱

	誤	正
第1条	豊田市契約規則(昭和39年規則第28号。以下「規則」という。)	豊田市契約規則(昭和39年規則第28号。以下「契約規則」という。)
第5条 第1、3項	主管課発注許可願	委託事務主管課発注許可願

ウ 事務の流れの整理【意見】

工事関係委託要綱第10条には「予算担当課長は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく支出負担行為の手続をしなければならない。」と記載されているが、市の委託契約事務の手引(工事関係委託を除く)第13版(平成30年4月作成)(以下単に「業務委託手引」という)60頁には「契約課で入札又は見積徴収をしたものは、下記の「入札(見積)結果調書」を送付しますので、その調書によって支出負担行為決議を行ってください(契約書、案件発注決定書は後日、予算課を経て返却します。)

担当課と予算課が異なる場合は、担当課は写しを取り、速やかに予算課へ送付してください」と記載されている。

工事関係委託契約事務の手引（平成30年4月作成（第7版））（以下「工事関係委託手引」という）には予算課に関する記載がないことから、委託契約事務手引に準じて行うことになるが、上記業務委託手引60頁の記載からすると、担当課と予算課が異なる場合は、担当課が支出負担行為の写しを予算課に送付するため、予算担当課長が支出負担行為の手続をする建て付けにはなっていないように見える。要綱第10、11条と各手引が整合するよう、記載内容を整理する必要がある。

2 雇用契約・労働者派遣契約と委託契約の峻別

(1) 委託契約と雇用契約の異同

委託とは、本来、市が行うべき事務を他に依頼して行ってもらうことであることは冒頭で述べたとおりである。この点、雇用（典型契約の一種）や後述の労働者派遣も、事務を他にってもらうものであり、委託に類似する。しかし、両者は、厳格に区別する必要がある。

すなわち、委託契約は、程度の差はあるものの受託者に一定の裁量が与えられ、受託者の判断で事務を遂行する点に特徴があり、第三者の指揮命令を受けることはないのが原則である。これに対して、雇用契約は「雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる」（民法第623条、労働契約も同様）契約である。労働に従事するとは、相手方（使用者）の指揮命令の下で業務に従事することであり、労働者は使用者に対して従属的な地位に立つため、労働者保護の要請が強く働く。

万一、委託契約の受託者による業務遂行にあたり、委託者（市）が具体的な指示を与えるようなことがあれば、労働者保護の法規制を潜脱することになり、偽装請負の非難を浴びることになりかねない。また、受託者が業務を下請負に出したにも関わらず、委託者（市）又は受託者が下請負業者を指揮命令することも、労働者保護法制の潜脱であるから、市としては自ら下請負業者を指揮命令しないことはもちろん、受託者が下請負業者を指揮命令していないかどうかについて、関心を払う必要がある。

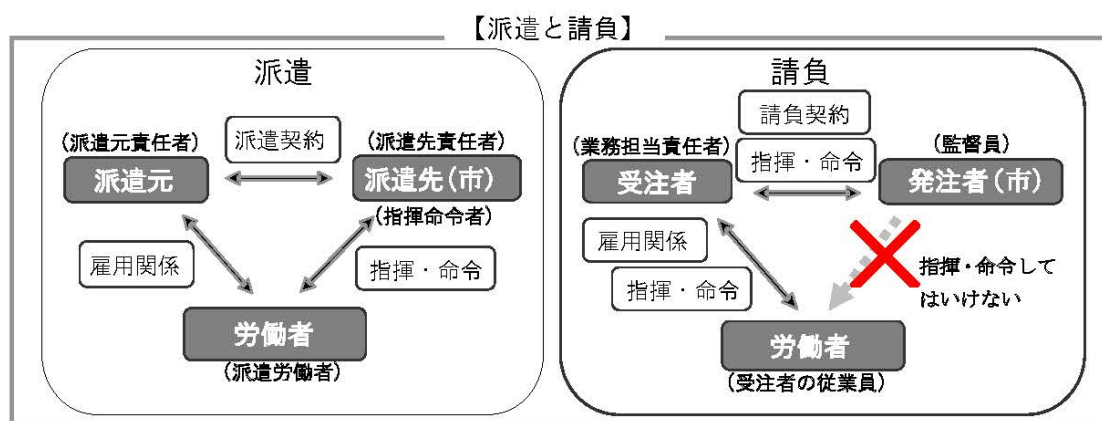
(2) 委託契約と労働者派遣契約の異同

労働者派遣は、「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。」（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第1号）とされている。

労働者派遣に基づく派遣労働者を市が受け入れた場合、労働者に対する指揮命令は、派遣先である市が行うことになり、偽装請負の問題が生じることはないが、同法に基づく派遣労働者保護の法規制を遵守する必要がある。

請負契約と労働者派遣契約の違いを分かり易く図にしたものが業務委託手引18頁に掲載されているので、【図表1-2】として引用する。請負契約に限らず、委託契約の受託者が雇用する労働者に対して、発注者である市は指揮・命令してはならない（【図表1-2】の右側の図）。これに対して、労働者派遣契約に基づいて派遣された労働者に対しては、派遣先となった市は指揮・命令することが可能である。

【図表1-2】業務委託手引18ページの図



そのため、委託契約の受託者による業務遂行にあたり、受託者が自己の雇用する労働者を委託者の業務に従事させているが、受託者が労働者の就労について指揮命令するのではなく、委託者が具体的な指示を与えていると、派遣労働者保護の法規制を潜脱している疑いも生じかねない。また、受託者が業務を下請負に出している場合、下請負業者が雇用する労働者を下請負業者が指揮命令するのではなく、委託者や受託者が指揮命令している場合も同様な非難を受けかねない。このように請負契約に偽装して派遣労働者保護の法規制を潜脱するあり方を「偽装派遣」と呼んだり、前(1)の場合と総称して「偽装請負」と呼んだりすることもある。本書においても、前(1)の場合と総称して「偽装請負」と呼ぶこともある。

したがって、市としては自ら下請負業者が雇用する労働者を指揮命令しないことはもちろん、受託者が下請負業者の雇用する労働者を指揮命令していないかどうかについて、関心を払う必要がある。

次頁は、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和61年4月17日労働省告示第37号）の抜粋である。

労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（抜粋）

- 1 請負とは、仕事の完成を目的とする契約関係であり、請負人が請け負った仕事を自己の雇用する労働者に行わせる場合にあっても、請負人が自らの責任において当該労働者を指揮命令するのであって、本来労働者派遣には該当しないものである。
- 2 しかしながら、請負という形式で行われている場合であっても、実質的には注文主が請負人の雇用する労働者を指揮命令している場合には、労働者派遣に該当する場合がある。

その役務の提供が、労働者派遣ではなく、請負によるものと判断されるためには、

 - (1) 労働者の労働力を請負人が自ら直接利用していること。
 - (2) 当該業務を請負人が自己の業務として注文主から独立して処理すること。

のいずれも満たしていることが必要である。
- 3 労働力を自ら直接利用しているというには、次の各号のすべてを満たしていなければならない。
 - (1) 業務の遂行に関する指示、管理を請負人自らが行うこと。
 - (2) 当該業務を行う労働者の労働時間の管理を請負人自らが行うこと。
 - (3) 企業秩序の維持確保等のための指揮監督を請負人自らが行うこと。
 - ア 当該業務に従事する労働者に係る服務規律については、請負人が決定し、管理するものであること。
 - イ 当該業務に従事する労働者の配置等の決定及び変更は、請負人自らが行うものであること。
- 4 当該業務を自己の業務として注文主から独立して処理するというには、次の各号のすべてを満たしていなければならない。
 - (1) 当該業務を処理するために必要な資金については、請負人がすべて自己の責任で調達し、支弁するものであること。
 - (2) 当該業務の処理について、請負人が民法、商法その他の法律に規定された事業主として負うべきすべての責任を負うものであること。
 - (3) 当該業務の処理について請負人が次のいずれかに該当する場合であって、単に肉体的な労働力を提供するものではないこと。
 - ア 請負人が自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材又は材料若しくは資材により、当該業務を処理すること。
 - イ 請負人の企画又は請負人が有する専門的技術若しくは専門的経験に基づいて当該業務を処理すること。
- 5 すなわち、当該労働者の業務の遂行について、注文主ではなく、請負人が直接指揮監督のすべてを行い、かつ、当該業務が請負人の業務として、その有する能力に基づき自己の責任の元に処理されることが必要となる。

業務委託手引17頁には、請負であるためには、同基準に定める次の要件のすべてを受託者が満たさなければならないとして、同基準の抜粋を上記のとおり掲載している。

また、業務委託手引19頁には、正しい請負とするためのポイントとして、以下のような記載がなされている。

①仕様書、積算上の留意点

- 仕様書で人数の表記をしない。

<ポイント1>

- ◇ 人数を指定せず「受付3か所」などポスト（配置場所）数等を指定する。
- ◇ 複数人が必要な場合、「安全管理上、単独作業は行わない。」などとする。

- 仕様書に従事する時間を指定しない。

<ポイント2>

- ◇ 「開館時間：平日午前8時30分から午後5時15分」など、客観的要件として記載する。

- 業務量で積算する（単に人件費のみの積算とならないこと。）

<ポイント3>

- ◇ 対象者数、利用者数及び処理量等から積算する。
- ◇ 人件費積算以外不可の場合、人件費に労務管理などの間接人件費、報告書などの実際の経費及び諸経費等を加算して積算する。

②契約上の留意点

- 労務単価契約としない。

<ポイント4>

- ◇ 契約に必要なすべての経費を算定し、業務全体として契約する。

- 機器等無償貸与しない。

<ポイント5>

- ◇ 別途双務契約（有償）を締結し料金を徴収する。

③運営上の留意点

- 指揮命令を行わない。

<ポイント6>

- ◇ 指示が必要な場合は、請負業者から指定された業務担当責任者に連絡、指示する。

- 職員と同一敷地内で作業を行う場合は、作業スペースを明確に区別する。

<ポイント7>

- ◇ 明確に区域を指定し、必要経費等算定した上で使用契約に基づき費用を徴収する。

(3) 監査の結果

ア 偽装請負【指摘】

豊田市史資料調査委託業務は、受託者（豊田市史資料調査会）を通じた偽装請負が疑われるため、市は同事業を直営するべきである。

市によると、市史編さんの業務は市史の刊行とともに完結する事業であるため、同事業に従事する職員について平成18年度に任期付職員などの直接雇用も含め検討を行ったが、結果として受託者を設立して、市史資料調査業務に従事する職員を市史編さん事業の期間中は受託者で雇用することにしたとのことであった。

第3章第6の1(5)キにおいて指摘したとおり、結果として市は、受託者に雇用された職員に対する労働者保護の規制を潜脱していると言わざるをえない。本委託には委託発注の必要性が認められないこと（同所ア参照）、随意契約の理由が認められないこと（同所エ参照）、受託者に権利能力のない社団としての実体が認められないこと（同所カ参照）を併せ考えると、現在、受託者に委託している業務は、市の直営で実施するべきである。

仮に、権利能力のない社団の実体が認められる団体に随意契約で委託する場合には、委託発注の必要性と業者選定の理由を十分検討するだけでなく、当該団体の職員に対する労働者保護の法規制に配慮しなければならない。

イ 再委託先における偽装請負等の予防【意見】

豊田市低炭素社会モデル地区運営・管理業務委託では、再委託の理由として「弊社が人材派遣機能を持ち合わせていないため、スタッフの雇用および管理運営を委託。」と記載されていた。一見して、雇用したスタッフに対して市又は受託者が指揮命令することが予定されているような記載である。仮に、市又は受託者が、再委託先のスタッフに対して指揮命令することが予定されているのであれば、再委託・下請負ではなく労働者派遣契約を締結する必要がある。

工事関係委託要綱第15条及び業務委託要綱第16条の各第2項には、「その下請負が不相当なときは、契約者に対してその下請負を中止若しくは変更させることができる。」旨の規定があるが、偽装請負又は偽装派遣が疑われる場合にも、その下請負を中止若しくは変更させることができる根拠規定を置くことが望ましい。

ウ 業務委託手引18ページの図の修正【指摘】

【図表1-2】として引用した業務委託手引18ページの図のうち、右側の図には、発注者である市と受注者である請負業者の間に、指揮・命令の関係があるかのような図が差し込まれている。請負契約において、注文者が受注者に対して指図するのは当然であるが（民法第636条参照）、市が個人としての請負業者に対して指揮・命令することは、前(1)で指摘したとおり偽装請負の非難を招きかねない。委託契約においても、受託者が個人である場合は現に存在したので（（公共）管路実施設計業務委託

(境川処理区その2) 参照)、誤解のないよう、発注者と受注者の間にある「指揮・命令」の文字は、「指図」等に変更しなければならない。

3 市における委託契約の事務手続

契約の締結事務一般については、地方自治法第234条以下に規定があり、地方自治法施行令第173条の3に基づく地方公共団体の規則への委任に基づき、市は契約規則を制定している。契約規則では、主に工事請負契約と物品購入・物件貸借に関する事務の取扱いが定められており、工事関係委託契約や業務委託契約については真正面から規定されていないことから、工事関係委託要綱、業務委託要綱その他の要綱、要領、細則、手引、ガイドラインなどを定めて委託に関する契約事務を運用している。その全体像は、【図表1-3】のとおりである。

市の業務委託手引には、委託業務について「委託業務とは、本来市が行うべき法律行為又は事実行為（事務）を、契約という法形式により他人に依頼することです。委託業務契約は民法上の契約類型としては主として請負契約の形をとります。請負とは仕事の完成を目的とする契約関係であり、その内容は清掃・警備等のように役務の提供を目的とするものから、デザイン・印刷物の製作等のように成果品の提供を目的とするものまで幅広く含まれます。」と説明されている。指摘されているとおり、業務委託手引の対象たる委託契約には、請負契約の性質をものが多く見られるが、上記役務の提供を目的とする契約はむしろ委任契約又は準委任契約の実質があり、これらの複合的な契約もあれば、請負の要素を含まない委任、準委任契約も同様に多く含まれている。

工事関係委託契約の事務手続の流れは【図表1-4】のとおりであり、網かけの項目はその他業務委託契約と異なる事項であるが、工事関係委託とその他の業務委託は概ね共通した事務手続に則り契約事務を行うこととされている。

【図表1-3】要綱・要領・細則等一覧

内容1	内容2	工事	工事関係委託	業務委託	物品
事務 変更 長期継続	豊田市建設工事契約事務細則 設計変更事務取扱要領(技術管理課所管)	豊田市建設工事契約事務要綱 設計変更事務取扱要領(技術管理課所管) ※工事の要領を準用	豊田市工事関係委託事務要綱 設計変更事務取扱要領(技術管理課所管)	業務委託事務要綱 その他業務委託変更事務取扱要領 上位:豊田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 豊田市産別継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用要綱	上位:契約規則+物品管理規則 豊田市物品管理事務細則
選定	上位:職務権限規程別表第3	豊田市業者選定審査要綱	豊田市業者選定審査要綱	豊田市物品等競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱	
入札実施	豊田市工事等競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱 豊田市工事等業者選定事務取扱要領	豊田市入札心算書 入札傍聴要綱	豊田市入札心算書 入札傍聴要綱		
電子入札 一般競争	豊田市電子入札実施要領 豊田市事後審査型一般競争入札実施要領 豊田市事後審査型一般競争入札実施 要領運用基準 中山間地域維持型一般競争入札実施要領	豊田市電子入札実施要領 豊田市工事関係委託事後審査型一般競争 入札実施要領	豊田市電子入札実施要領 豊田市事後審査型一般競争入札実施要領	豊田市物品等電子入札実施要領 豊田市業務委託一般競争入札等実施要領	豊田市物品購入等一般競争入札実施要領 豊田市オープンカウンタ実施要領
総合評価	豊田市建設工事総合評価方式実施要綱 豊田市建設工事総合評価方式における 施工体制確認型試行要領	豊田市建設工事総合評価方式実施要綱 豊田市工事関係委託低入札価格加算審査実施要領	豊田市建設工事総合評価方式実施要綱 豊田市工事関係委託低入札価格加算審査実施要領	豊田市業務委託総合評価方式実施要綱 豊田市業務委託低入札価格加算審査実施要領 特定随意契約の手引	
入札 随意契約	豊田市建設工事低入札価格加算審査実施要綱	豊田市建設工事低入札価格加算審査実施要綱	豊田市建設工事低入札価格加算審査実施要綱	プロポーザル方式実施ガイドライン・運用の手引き	
設計運算		豊田市設計運算等に関する事務取扱要領	豊田市設計運算等に関する事務取扱要領		
契約	契約保証に関する事務取扱要領 上位:予算決算会計規則	豊田市前金私事務取扱要領	豊田市前金私事務取扱要領		
検査	豊田市工事検査規定(技術管理課所管)	豊田市工事関係委託業務検査要領(技術管理課所管) 豊田市工事関係委託業務検査要領(技術管理課所管)	豊田市工事関係委託業務検査要領(技術管理課所管) 豊田市工事関係委託業務検査要領(技術管理課所管)		豊田市物品検査要綱
公正	入札監視	豊田市入札監視委員会要綱	豊田市入札監視委員会要綱		
公正入札 参加停止	豊田市入札、契約に係る苦情処理事務取扱要領(十再苦情処理手続きフロー) 公正入札審査委員会設置要綱 豊田市入札参加停止等要綱 豊田市入札参加停止等要綱の取扱内規	豊田市入札、契約に係る苦情処理事務取扱要領(十再苦情処理手続きフロー) 公正入札審査委員会設置要綱 豊田市入札参加停止等要綱 豊田市入札参加停止等要綱の取扱内規	豊田市入札、契約に係る苦情処理事務取扱要領(十再苦情処理手続きフロー) 公正入札審査委員会設置要綱 豊田市入札参加停止等要綱 豊田市入札参加停止等要綱の取扱内規		

【図表 1 - 4】 工事関係委託業務事務手順

第 1 工事関係委託業務事務手順表

凡例
 ◎契約課提出案件のみ
 ●業者から提出される書類
 ☆適宜判断
 水色 その他業務委託と異なる箇所

事務事項	委託担当課	契約課	その他
A 案件発注 決定書	<ul style="list-style-type: none"> ○案件発注決定書・仕様書・積算書等の作成 ○金抜積算書等作成 ○監督員・検査員の任命 ◎最低制限価格計算表・前払金確認表の作成（契約課依頼案件のみ） ◎業者内申・選定書作成（特命随意契約の場合） <p>小規模委託等？ （設計金額税込 50 万円以下？）</p> <p>YES → 将来予算措置案件の場合：財政課合議</p> <p>NO →</p>	<p>設計金額税込 500 万円超え？ 将来予算措置案件？</p> <p>YES → 財政課合議</p> <p>NO →</p>	
B 業者選定 発注	<p>見積者の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業者選定書の作成 ○見積書の提出について（通知）の作成 <p>審査会開催通知</p> <p>業者選定審査会出席（契約課から依頼の場合のみ）</p> <p>見積徴収通知（業者へ通知を渡す）</p>	<p>案件発注決定書受理（毎週金曜日 17:00 まで）</p> <p>業者選定（翌週 月～水曜日）</p> <p>業者選定審査会（翌々週 月曜日）</p> <p>公告・入札・見積通知（翌々週火曜日）</p>	<p>※金抜積算書等も提出</p>
C 入札執行 見積徴収 契約締結	<p>予定価格の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○案件発注決定書裏面で決定（予定価格調書でも可） <p>見積徴収</p> <p>入札結果調書（連絡票）</p> <p>支出負担行為決議伝票の起票</p> <p>契約締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ○契約締結決定書・契約書（案）・見積競争執行調書の作成 ○契約書の作成 <p>返却</p> <p>◎契約書 ◎契約締結決定書等一式</p>	<p>予定価格の決定</p> <p>開札・見積徴収</p> <p>契約締結</p>	

事務事項	委託担当課	契約課	その他
D 着手・監督・完了	委託の着手 ☆監督員通知書の作成 ●工事関係委託業務届出書等の受理 ●委託業務下請負承認願の受理（下請を行う場合） 委託期間中における監督 ○監督記録の作成（小規模省略可） 【変更契約】「F 変更契約」へ 【部分払】「E 検査・支払」へ 完了 ●完了届の受理		
E 検査・支払	検査 ○検査調書及び結果通知書の作成（小規模省略可） ○成績評定表及び通知書の作成（小規模省略可） 合わせて決裁 【不備がある場合】 ☆補正指示書 再検査の実施 支払手続 → 支出命令 ●請求書の受理 一連書類の保管		業者へ通知 業者へ通知 会計課内容確認 ↓ 支払
F 変更契約	○変更協議書の作成と合議 設計金額500万円以下？ → 年度をまたぐ契約期間延長？ YES → 年度をまたぐ契約期間延長？ NO → 変更累計額20%超？年度をまたぐ契約期間延長？ YES → 年度をまたぐ契約期間延長？ NO → 変更協議に押印 ○案件発注決定書（変更○回目）・変更積算書・変更仕様書の作成 ○変更金抜積算書等作成（2部） 変更積算金額500万円以下？ YES → 支出負担行為決議 → 変更契約締結 NO → ※減額変更は合議不要 → 契約課合議 → 契約課案件 YES → 変更契約事務 → 変更契約締結 変更契約関係資料返却	財政課合議 財政課合議 契約課合議 契約課案件 YES	

(1) 契約相手としての適格性

ア 法人格

契約は、複数の当事者の一定の法律効果を発生させることを目的とする意思表示の合致によって成立する法律行為であり、意思の合致により、一方又は双方が権利義務を取得又は負担するものである。したがって、契約には必ず契約相手が存在し、契約の当事者は双方とも、原則として権利義務の帰属主体たりうる自然人又は法人（認可地縁団体含む、地方自治法第260条の2参照）である必要がある。契約相手に法人格がなければ、権利も義務も帰属することがなく、契約の効果もそのような団体に帰属することがないのが原則である。

地方自治法

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 以下略

イ 権利能力のない社団

ただし、権利能力のない社団といえる団体は、法人格を持たないにも関わらず、例外的に契約当事者になることができる。

この点最高裁判所は、権利能力のない社団の要件について、次のとおり判示している。

最高裁判所昭和39年10月15日判決

権利能力のない社団といいうるためには、団体としての組織をそなえ、そこには多数決の原則が行なわれ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、しかしその組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならない。

したがって、法人格を持たない団体と委託契約を締結するにあたっては、①団体としての組織をそなえているかどうか、②多数決の原則が行なわれているか、③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続するか、④その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているかどうかについて、事前に調査する必要がある。

ウ 組合契約

民法上の組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる契約であり、出資は、労務をその目的とすることができる（民法第667条）。各組合員の出資その他の組合財産は、総組合員の共有に属する（民法第668条）。組合の債権者は、組合財産についてその権利を行使ことができ、その選択に従い、各組合員に対して損失分担の割合又は等しい割合でその権利を行使することができる（民法第675条）。結果として、組合の債権者は組合の財産から債権を回収することもできるし、組合員に無限責任を追及することも可能である。

以上は、民法上の組合契約に関する説明であり、民法上の組合そのものに法人格は認められないが、森林組合法などの法律によって法人格が認められた組合は、当然、契約相手になる（森林組合法第5条参照）。

(2) 契約相手の決定方法

ア 競争入札

官公庁が契約者を決める最も基本的かつ原則的方法であり、複数の者に入札書を提出させ、最も有利な条件の者を契約相手として選定する方法である。入札者を予め指名しない一般競争入札と、入札者を指名して行う指名競争入札がある。

(ア) 一般競争入札

入札条件を公告し、それを見た希望者が提出する入札書により競争を行い、落札者を決定する方式であり、契約相手選定の過程が透明で公正性が高く、多くの入札を希望する者に参加機会が与えられ、多くの参加が得られれば競争性も確保でき、市がより有利な条件を獲得する可能性が高い点にメリットがあるが、委託事務を履行できない不適格者の参加を排除できない、手続が繁雑などのデメリットがある。

地方自治法施行令第167条の5、契約規則第5条第1項に基づき、豊田市工事等競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（以下「工事等入札要綱」という）及び豊田市物品等競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（以下「物品等入札要綱」という）を定め、入札参加資格の要件、資格者名簿等について定めている。

工事等入札要綱第8条は、工事関係委託の対象業務に関し、「一般競争入札は、特別な理由がある場合を除き、（略）設計金額が300万円を超える工事関係委託について行うものとする。」としている。

一方、業務委託の対象業務について物品等入札要綱には定めがないが、豊田市業務委託一般競争入札等実施要領（以下「業務委託入札要領」という）第4条に、一般競争入札等の対象は、設計金額が800万円を超える場合、または次の各号に掲

げる業務で設計金額が800万円以下の場合を原則としている。①樹木管理・草刈業務、②データ入力業務、③消防設備保守点検業務、④バス運行業務、⑤警備業務（施設警備・機械警備・会場警備等）、⑥機械設備保守業務（自家用電気工作物・空調設備・ボイラー設備・エレベータ設備等）、⑦その他契約課長が認めた業務。

(イ) 入札後資格確認型一般競争入札

業務委託入札要領第1条及び第2条は、「一般競争入札等」を、入札後に入札価格の低い者から入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たす場合に落札を決定する入札後資格確認型一般競争入札を含むものとして定義している。

業務委託の一般競争入札と対象業務、入札参加資格や手続等に違いはないが、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者とし、落札候補者の次の順位の価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留し、開札日の翌日までに落札候補者の入札参加資格の確認を行う等の手続は、次の事後審査型一般競争入札と同様である。

(ウ) 事後審査型一般競争入札

入札後に入札価格の低い者から入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たす場合に落札を決定する一般競争入札であり、市においては設計金額300万円超の工事関係委託では、原則としてこの方法により一般競争入札が実施される（豊田市工事関係委託事後審査型一般競争入札実施要領第2条）。入札参加資格審査を入札後に行うことで、公平性を維持しつつ、より競争性を高めるとともに、入札参加資格審査の省力化を図ることができるメリットがある。

(エ) 指名競争入札

予め参加する資格があるかどうか審査した者の中から、適当と認められる複数の者を指名し、入札書により競争を行い、落札者を決定する方式である。不適格者を予め排除できる点で信頼性、安全性が高いとされるが、一般競争入札と比べ参加機会が制限されるため公平性を欠き、競争性も十分ではない。

工事等入札要綱は、工事及び工事関係委託を総称して「工事等」とし（同要綱第2条第3号）、入札参加資格、資格者名簿、指名競争入札に参加する者に必要な資格等を詳細に定めている。

これに対し、物品等入札要綱第7条は、業務委託の指名競争入札について一般競争入札の規定を準用している。業務委託入札要領第4条第2項は、次の場合に指名競争入札によることが可能としている。①災害等により緊急に発注する必要がある場合、②特殊な業務の発注において入札者が限定される場合、③競争性が発揮されないと想定される場合、④解散総選挙にかかるもので期限に間に合わないものや市民の生活や安全にかかわる委託など緊急を要する場合、⑤電子入札においてICカードの登録状況が少ない場合、⑥その他特別な事由により契約課長が認める場合。

イ 随意契約

任意に特定の相手方を選択して契約する方法で、見積競争による方法と1者特命随意契約がある。委託事務を履行する能力があると信頼できる相手方を契約相手として選定できる点で信頼性、安全性が高いのが特徴であるが、競争性は限定されており、契約当事者選定過程が透明とは言い難い。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項では、随意契約が可能な場合を9種類の場合に限定しており、以下(ア)～(エ)はその一部である。

随意契約の要件に該当しない随意契約は、私法上の効果を否定されることはないものの、違法の評価は免れない(最高裁昭和62年5月19日判決)。

最高裁昭和62年5月19日判決

当該契約が仮に随意契約の制限に関する法令に違反して締結された点において違法であるとしても、それが私法上当然無効とはいえない場合には、普通地方公共団体は契約の相手方に対して当該契約に基づく債務を履行すべき義務を負うのであるから、右債務の履行として行われる行為自体はこれを違法ということはできず(以下略)

(ア) 予定価格が施行令に定める額の範囲内で、地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき(第1号)。

契約規則第26条により、委託契約の場合は50万円以下である。

(イ) その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき(第2号)。

契約相手に技術力、体制、知識・経験・実績、資格等が必要で、ある程度限定されてしまう場合が該当し、企画提案方式、プロポーザル方式により契約相手を特定した場合も含むと解されている。

(ウ) 競争入札に付することが不利と認められるとき(第6号)。時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき(第7号)。

(エ) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき(第8号)。落札者が契約を締結しないとき(第9号)。

ウ プロポーザル方式(随意契約の一種)

市では、豊田市プロポーザル方式実施ガイドライン(以下単に「ガイドライン」という)を定めて、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する「その性質または目的が競争入札に適しないもの」で、次の各号のいずれかに該当する契約を対象に、契約相手選定の手続を定めている(ガイドライン第3条)。

- ① 広範かつ高度な知識、専門的な技術又は豊かな経験を必要とするとき
- ② 芸術性、創造性等、提案に基づき実施することが効果的と認められるとき
- ③ その他プロポーザル方式によることが適当と認められるとき

ガイドライン第2条は、プロポーザル方式について「公募等により提案書の提出を受け、当該契約の履行に最も適した契約の相手方を特定する方式」としている。原則として市の競争入札参加資格を有する者を相手とするが、第2条の目的を達成するためには例外的に同資格のない者の参加も認め（ガイドライン第5条第2項）、提案書を提出させ、必要に応じてヒアリングのうえ選考委員会において最優秀提案者を選考し、豊田市業者選定審査会に付議し、その決定を受けて契約相手として選定する手続である。

(3) 契約の種類

ア 総価契約

単価、数量、総額金額を確定した上で、この総額を契約金額として締結する契約である。原則としてこの方法による。総価契約の場合は、原則として契約締結と同時に支出負担行為決議をする必要がある。

イ 単価契約

例外的に、数量を確定できない場合に、給付の目的である物品又は役務の規格及び単位あたりの価格だけを決定して締結する方法である。委託単価契約事務の手引（工事関係委託除く）3頁には、単に人件費のみの単価で積算すること、時間や人数を把握して支払うことは偽装請負と判断されるため、注意喚起されている。

単価契約の場合は、支出負担行為伝票ではなく支出負担行為兼支出命令伝票を起票する必要があり、支出負担行為として整理する時期は、数量確定分については当該請求分にかかる業務等の発注日初日、数量未確定分については当該請求分にかかる業務等の履行確認日となる点で、総価契約と取扱いが異なる。

なお、単価契約で行っていたものを総価契約で行ったことによる精算行為等の数量の変更や、金額を伴わない変更は、変更契約の中では軽微なものとされている（業務委託手引68頁）。

ウ 複数単価契約

単価が異なる複数の物品や役務の給付を、一つの契約で締結する契約である。原則としてすべての単価が個々に設定した予定価格以内に収まることが必要で、契約相手及び単価の決定の手続が煩雑になる。契約締結方法は、単価契約の場合に準じている（委託単価契約事務の手引（工事関係委託除く）2頁）。

エ 長期継続契約

会計年度独立の原則に基づく単年度契約の例外措置として、翌年度以降の予算措置（債務負担行為等）をしなくても1回の契約で複数年度にわたって業務を行うことのできる契約である。豊田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条に、物品の借入れ及びその保守に関する契約（第1号）、施設の維持管理に関する業務委託契約（第2号）、前2号に掲げるもののほか、長期継続契約を締結し

なければ当該契約に関する事務の取扱いに支障を及ぼす契約（第3号）が掲げられている。

(4) 監査の結果

ア 法人格を持たない団体との契約【指摘】

市は、法人格を持たない団体との間で委託契約を締結しているにも関わらず、権利能力のない社団としての要件を充たしているかどうかについて、検討していない例が見受けられた（海外派遣団）。法人格を持たない団体との契約を検討する場合は、事前に当該団体の構成員のあり方、多数決原則の有無、規約などによって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているかを確認し、確認できない場合は、当該団体が権利能力のない社団や民法上の組合としての要件を充足するように促すか、要件の充足が不可能な場合は契約の目的を達成できる他の契約相手を選定するか、委託契約は控えて直営するなど、別の方法を模索しなければならない。

イ 委任・準委任たる委託契約に低入札価格調査制度を適用することの可否【指摘】

豊田市業務委託低入札価格調査等実施要綱第1条は、「この要綱は、本市が競争入札により行うその他業務委託（以下「業務委託」という。）について、地方自治法施行令（略）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）に規定する落札者の決定方法について、必要な事項を定める」として、請負の性質を持たない、その他業務委託契約にも一般的に低入札価格調査制度の適用があることを前提としている。

しかし、地方自治法施行令第167条の10第1項は、「一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合」の規定であり、請負契約以外の契約を締結する場合の規定ではない。低入札価格調査制度は、入札された価格では当該契約の内容に適合した履行がなされるか疑わしい場合に、当該最低価格での入札者から資料提出させ、意見を聴取し、過去の実績なども調査したうえで、契約履行が確保されると判断した場合に落札者とする制度であるが、参加機会を制限する側面を持ちあわせる制度であるから、その運用は慎重でなければならない。そうであれば、委託契約の中でも請負契約の性格を持ちあわせる契約に対して同制度を適用することは適法であるが、請負の性格を持たない委託契約（委任契約及び準委任契約）に適用することは許されないとわざるを得ない。

そこで、豊田市業務委託低入札価格調査等実施要綱第1条は、「この要綱は、本市が競争入札により行うその他業務委託のうち請負契約に該当する契約（以下「業務委託」という。）」と変更するなど、「業務委託」の定義を請負契約に限るものにする必要がある。

地方自治法施行令

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)
第百六十七条の十

2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

ウ 委任・準委任たる委託契約に最低制限価格制度を適用することの可否【指摘】

豊田市業務委託低入札価格調査等実施要綱第3条第2項は「最低制限価格は、別表に掲げる業務委託契約に適用する。」とし、別表には「適用対象」に「委託費に占める人件費割合が高く単価の低い役務契約(ただし、総合評価方式で発注するものを除く)」と記載され、「適用業務」に「清掃業務、警備(機械警備を除く)、植物管理(除草・草刈、草花管理)、受付」と記載されている。

これに合わせて、市の業務委託手引14頁には、「庁舎清掃、公衆トイレ清掃、警備(機械警備を除く)、除草・草刈、草花管理、受付を対象とします。」としている。

たしかに、清掃、除草・草刈は、民法第632条の「仕事を完成することを約」する請負契約に該当するが、警備、草花管理及び受付は契約期間満了前に「仕事の完成」という状態を想定することが難しく、請負の性質を持ちあわせない準委任契約と考えられる。

最低制限価格制度は、地方自治法第234条第3項が規定する自動的落札方式の例外として、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするのではなく、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度である。地方自治法施行令第167条の10第2項は、「一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合」に最低制限価格制度の導入を認めているが、同制度は、客観的に契約履行能力を有しつつ最低の価格で申込みをした者の落札機会を奪う恐れがあるため、厳格に運用されるべきである。

したがって、請負契約以外の場合に最低制限価格制度を適用することはできないというべきであるから、豊田市業務委託低入札価格調査等実施要綱別表の「適用業務」及び上記業務委託手引の記載から警備、草花管理及び受付の例は削除しなければならない。

エ 1者入札の有効性【指摘】

契約規則第23条には、入札参加者が1人であるときは、当該入札は成立しないものとする規定されている。同条は、第2節指名競争入札の一条文であることから、指名競争入札においてはいわゆる1者入札を入札不成立とする趣旨と解される。ま

た、業務委託入札要領第9条所定の一般競争入札参加資格確認通知書（様式第2号）4項（5）②には、「入札者が一人のときは、当該入札は成立しないものとします。」と記載されている。

一般競争入札において入札参加者が一人しかいなかった場合、競争性に問題があるとして入札を無効又は不成立と解釈する見解もあるが、入札参加の機会が保障されていれば競争性、公正性は十分充たされており、経済性も予定価格によって確保されている。したがって、契約規則に一般競争入札においても入札参加者が一人であるときは成立しないものとする根拠規定がない以上は、市における一般競争入札では1者入札も有効と解すべきである。

そうであれば、上記要領様式第2号の4項（5）②の記載は規則上の根拠を欠く記載であり、削除しなければならない。

オ 1者特命随意契約における見積のあり方【意見】

1者特命随意契約の場合で、見積提出者が提出した見積金額が予定価格を超えている場合、見積金額を同日中に複数提出させて、見積金額が予定価格を下回った時点で契約当事者として選定するあり方がよく見られる。見積金額の下げ幅を小刻みにすれば、結果として予定価格を探ることが可能であり、高い落札率になることは必然である。また、見積金額を繰り返し引き下げることが可能であるということは、さらに低額で契約締結できた可能性もあるにも関わらず、競争性を欠くために経済性に反する結果となっているとも考えられる。

このような弊害は、見積提出が無制限に繰り返し可能であることから生じると解されるので、見積提出に回数制限を設けたり、小刻みな見積金額の減額を許さないこととしたりして、ある程度経済性にも配慮した運用を心がけられたい。

カ 要綱の記載訂正について【意見】

工事等入札要綱第3条第1号「入札参加資格申請書」は、別表第1と平仄を合わせる必要があり、「入札参加資格審査申請」とするべきである。同様に、物品等入札要綱第3条第4号「競争入札参加資格審査申請」は、別表第1と平仄を合わせる必要があり、「入札参加資格申請」とするべきである。

キ 要領の記載訂正について【意見】

業務委託入札要領第4条第2項記載の「指名競争入札等」のうち「等」が何を指すのか不明であり、明確にする必要がある。「等」に含まれる内容がなければ、削除すべきである。

ク 業務委託手引の記載訂正について【意見】

市の業務委託手引には、委託業務について「委託業務とは、本来市が行うべき法律行為又は事実行為（事務）を、契約という法形式により他人に依頼することです。委託業務契約は民法上の契約類型としては主として請負契約の形をとります。請負とは仕事の完成を目的とする契約関係であり、その内容は清掃・警備等のように役務の

提供を目的とするものから、デザイン・印刷物の製作等のように成果品の提供を目的とするものまで幅広く含まれます。」と説明されている。役務の提供、成果品の提供いずれの場合も、仕事の完成を目的としている場合には請負契約であるが、仕事の完成を目的としない事務処理を目的とする場合は、委任又は準委任契約である。業務委託全体が主として請負契約であるかのような記載は、低入札価格調査制度や最低制限価格制度等、請負契約とそれ以外の契約類型の間で異なる取扱いを求められる場面がある以上、相応しくない。上記記載は次のように訂正する必要がある。

「委託業務とは、本来市が行うべき法律行為又は事実行為（事務）を、契約という法形式により他人に依頼することです。委託業務契約は民法上の契約類型としては請負契約や委任契約・準委任契約の形をとります。請負とは仕事の完成を目的とする契約関係であり、その内容は清掃・草刈等のように役務の提供を目的とするものから、デザイン・印刷物の製作等のように成果品の提供を目的とするものまで幅広く含まれます。委任・準委任とは法律行為や事実行為の委託を目的とする契約であり、訴訟行為の弁護士委嘱から警備・受付まで、仕事の完成を必ずしも目的としないあらゆる事務処理を目的とするものがここに含まれます。」

ケ 入札参加資格について【意見】

案件発注決定書（当初）に「落札者の見積採用」との記載があることから、前回設計段階で見積書を提出させた業者が1者のみ入札して落札していると考えられる委託があった（都市計画道路高橋細谷線 竜宮橋 I 期線調査改築補強設計委託）。設計段階で見積書を徴収する業者の選定過程の基準化や一般競争入札の参加資格との関係について整理が必要と考えられる。

また、デジタル空中写真撮影のように県内に当該業務を行う業者が限定されている業務の入札では、1者入札か不落随契となる可能性が高くなる。経済性に配慮するためには、委託業務の内容によっては、入札参加資格の範囲を柔軟にすることも検討されたい。

4 契約変更の事務手続

(1) 契約変更が可能な場合

契約規則第40条第1項及び2項は、契約者の申し出のとおり天災地変等やむを得ない理由があるときは、相当の期間に限り、履行期限の延長又は事業の一部休止を認めることができるとし、契約規則第42条第1項は、技術、予算その他やむを得ない理由があるときは、契約者と協議して契約の内容を変更し、又は契約の履行を一時中止させることができるとするなど、契約締結後に契約内容の一部変更を認める旨の規定をする。

契約規則

(履行期限の延長等)

第40条 契約者は、天災地変等やむを得ない理由により契約期間内に履行することができないときは、その理由を明らかにして契約期間延長願（様式第6号）により履行期限の延長又は事業の一部休止を申し出ることができる。

2 契約担当者は、前項の申出があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があるときは、相当の期間に限り、履行期限の延長又は事業の一部休止を認めることができる。

3 契約担当者は、前項の規定により履行期限の延長又は事業の一部休止を認めるときは、遅滞なく変更契約書（様式第8号）、変更請書（様式第9号）等を作成しなければならない。（契約内容の変更又は一時中止）

第42条 契約担当者は、技術、予算その他やむを得ない理由があるときは、契約者と協議して契約の内容を変更し、又は契約の履行を一時中止させることができる。

2 契約担当者は、工事の請負契約で設計変更に基づき契約金額を変更するときは、変更設計工費に当初の契約金額と原設計工費との比率を乗じて算出（ただし、千円未満の金額は切り捨てるものとする。）しなければならない。この場合における計算は、前乗後除の方法によるものとする。

3 契約担当者は、契約内容の変更協議が整ったときは、遅滞なく変更契約書（様式第8号）、変更請書（様式第9号）等を作成しなければならない。

これを受けて、工事関係委託要綱第16条及び17条並びに業務委託要綱第17条及び18条は、変更契約について規定し、遅滞なく（速やかに）変更契約書を締結しなければならないとしている。

工事関係委託要綱

(変更契約)

第16条 工事関係委託担当課長は、契約の設計内容を変更しようとするときは、設計変更事務取扱要領（平成3年4月1日施行）により、設計変更協議書を作成し、契約者と協議しなければならない。

2 設計変更に伴う契約変更の手続は、原則としてその必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。

3 工事関係委託担当課長は、設計変更協議書と共に案件発注決定書（変更）により契約担当課に変更契約の締結依頼をしなければならない。

4 契約担当課長は、変更契約の締結依頼があったときは、遅滞なく変更契約書を作成し、変更契約を締結しなければならない。

5 変更契約締結の決定は、変更契約締結決定書（様式第8号）によるものとする。

6 予算担当課長は、変更契約を締結したときは、変更支出負担行為の手続をしなければならない。

(契約者の請求による契約期間の延長)

第17条 工事関係委託担当課長は、契約者をして、天災地変等やむを得ない理由により契約期間内に契約履行ができないと認められるときは、その理由を明らかにして、契約期間延長願（様式第9号）を提出させるものとする（ママ）

2 工事関係委託担当課長は、契約期間を延長する必要があると認めるときは、前条第1項から第3項までの規定に準じてその手続を行うものとする。

3 契約担当課長は、前条第4項の規定に準じて速やかに変更契約を締結するものとする。

業務委託要綱

(変更契約)

第17条 委託担当課長は、契約の内容を変更しようとするときは、その他業務委託変更事務取扱要領（平成3年4月1日施行）により、変更協議書（様式第9号）を作成し、契約者と協議しなければならない。

2 設計変更に伴う契約変更の手続は、原則としてその必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。

3 委託担当課長は、変更協議書と共に案件発注決定書（変更）により契約担当課に変更契約の締結依頼をしなければならない。

4 契約担当課長は、変更契約の締結依頼があったときは、遅滞なく変更契約書を作成し、変更契約を締結しなければならない。

5 変更契約締結の決定は、変更契約締結決定書（様式第10号）によるものとする。

6 委託担当課長は、変更契約を締結したときは、変更支出負担行為の手続をしなければならない。

(契約者の請求による契約期間の延長)

第18条 委託担当課長は、契約者をして、天災地変等やむを得ない理由により契約期間内に契約履行ができないと認められるときは、その理由を明らかにして、契約期間延長願（様式第11号）を提出させるものとする（ママ）

2 委託担当課長は、契約期間を変更する必要があると認めるときは、前条第1項から第3項までの規定に準じてその手続を行うものとする。

3 契約担当課長は、前条第4項の規定に準じて速やかに変更契約を締結するものとする。

設計変更事務取扱要領は、工事契約及び工事関係委託契約について、事務の合理化を図ることを目的に、設計内容の変更及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定めているところ（第1条）、設計変更できる場合を第3条で以下のように規定し、設計を伴う契約に関し、契約規則第42条第1項の「技術、予算その他やむを得ない理由」を具体的に定めている。

設計変更事務取扱要領

(設計変更のできる範囲)

第3条 設計変更のできる範囲は、次に掲げる理由により、やむを得ず元設計を変更する必要がある場合とする。

(1) 発注後に発生した外的条件によるもの

ア 自然現象その他不可抗力による場合

イ 他事業に関連する場合

ウ 施工条件等に関連する場合

エ 地元調整等の処理による場合で、円滑な事業実施上やむを得ず、かつ、合理的なものに限る。

オ 施設管理者又は関係機関との調整による場合

(2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの

ア 推定岩盤線の確認に基づく場合

イ 地盤支持力又は土質の確認に基づく場合

ウ 地下埋設物位置の確認に基づく場合

エ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等に基づく場合

オ 諸経費調整に基づく場合

カ 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合

キ 設計図書の内容の不一致、誤びゅう、脱漏又は不明確な表示による場合

- ク 設計図書の施工条件と工事現場の不一致その他確認困難な要因による場合
- (3) 予算処置に基づくもの
 - (4) 認可条件等の処理に伴うもの

また、その他業務委託変更事務取扱要領も、業務委託契約について、変更できる場合に関する契約規則の規定を具体化している（同要領第3条）。

その他業務委託変更事務取扱要領

（変更のできる範囲）

第3条 変更のできる範囲は、次に掲げる理由により、やむを得ず変更する必要が生じた場合とする。

- (1) 発注後に発生した外的条件によるもの
 - ア 自然現象その他不可抗力による場合
 - イ 他事業等に関連して影響を受ける場合
 - ウ 地元調整等の処理による場合で、円滑な事業実施上やむを得ず、かつ、合理的なものに限る。
- (2) 発注時において予期することが困難な要因に基づくもの
 - ア 法改正等に伴う場合
 - イ 社会情勢の急激な変化による場合
 - ウ その他予期することが困難な要因等でやむを得ない場合
- (3) 精算行為により数量の変更を伴うもの
- (4) 予算措置に基づくもの
- (5) 認可条件等の処理に伴うもの

(2) 変更できる範囲

ア 要領の記載

契約規則には、契約変更できる範囲すなわち変更契約で処理できる限界について特に規定はないが、設計変更事務取扱要領及びその他業務委託変更事務取扱要領の各第4条は、限界を定めている。この限界を超える場合は、変更契約で処理することはできず、別途契約を締結する必要がある。

イ 業務委託手引の記載

この点、業務委託手引68頁には、「軽微なもの※を除き、原則として新たな競争入札又は随意契約とし、別途契約をしてください」と記載され、「※軽微なもの…単価契約で行っていたものを総価契約で行ったことによる精算行為等の数量の変更や、金額を伴わない変更。」と説明されている。

要領と手引とで、異なった記載をしている。

設計変更事務取扱要領

（設計変更による契約変更の範囲）

第4条 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。（1）設計変更による増加額が当初契約金額の20%以内（別件発注するのが妥当な場合は除く。）の場合。ただし、増加額が20%の範囲を超えるものであっても、現在施工中

の工事と分離して施工することが著しく困難な場合については、契約変更することができるものとする。

(2) 設計変更により現契約金額を減額する場合

2 前項第1号の場合において、20%以内とは契約変更が2回、3回と重なることがあっても、当初契約金額に対するものとする。

3 議会の議決を経た案件（以下「議決案件」という。）に係る設計変更については、第1項1号中「当初契約金額」とあるのは、「直前の議決に係る議決金額」とする。

4 諸経費調整を伴う設計変更の場合は、諸経費調整後の契約金額をもって「当初契約金額」と読み替える。

その他業務委託変更事務取扱要領

(変更による契約変更等の範囲)

第4条 契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 変更による増加額が当初契約金額の20%以内（別件発注するのが妥当な場合を除く。）の場合。ただし、増加額が20%の範囲を超えるものであっても、現在実施中の委託と分離して実施することが著しく困難な場合については、契約変更することができるものとする。

(2) 変更により現契約金額を減額する場合

(3) 契約期間を変更する場合

(4) その他契約変更を行うやむを得ない理由がある場合

2 前項第1号の場合において20%以内とは、契約変更が2回、3回と重なることがあっても、当初契約金額に対するものとする。

業務委託手引

原則として契約の変更は認めていません。追加等の契約をする場合は、軽微なもの※を除き、原則として新たな競争入札又は随意契約とし、別途契約をしてください。

なぜなら契約のすべての事項は入札や見積合せの条件となったものであるため、軽微なもの※は別としてこれらを契約締結後に変更することは、入札等に付した当初の目的、趣旨に反し、また、これら変更部分を当初から仕様書に加えて入札を行っていたら、他にもっと有利な入札をした者があったかもしれない等、市に対して不利益となるおそれがあるからです。

※軽微なもの … 単価契約で行っていたものを総価契約で行ったことによる精算行為等の数量の変更や、金額を伴わない変更。

当初の契約が契約課依頼案件である場合は、軽微な変更についても契約課で変更契約事務を行います。その他業務委託変更事務取扱要領に基づき、契約課への提出書類を作成してください。

(平成23年4月1日以降に契約締結したものから、取扱が変更となりました。)

契約期間を変更する場合は、金額の変更がなくても変更契約書を交わします。変更協議書に期間延長後の期間及び期間延長の理由を記入します。契約管理システムから案件発注決定書を打ち出し、決定を受けてください。

(3) 変更契約の手続

設計変更事務取扱要領及びその他業務委託変更事務取扱要領の各第5条は、変更契約の手続を定めている。

設計変更事務取扱要領

(設計変更の手続)

第5条 監督員は、設計変更をしようとするときは、その必要が生じた都度、事前に当該変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認した上で、設計変更協議書（別記様式）により、別表第1又は別表第2に掲げるところにより決定及び合議を受け、契約者に協議しなければならない。この場合において、変更金額については、概算金額とすることができる。

2 監督員は、次に掲げる条件のいずれかに該当する変更は、前項の規定による設計変更の協議を行う前に、工事打合簿又は指示書（建築工事のみ）により契約者に工事の変更を指示し、当該変更に係る工事施工後に設計変更の協議をすることができるものとする。

(1) 現場の取り扱いなどで、工事施工前に数量が定まらないもの

(2) 防災及び安全管理などのため、緊急施工が必要なもの

(3) 契約者の責によらない事由で、設計変更の協議を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）

その他業務委託変更事務取扱要領

(変更の手続)

第5条 監督員は、変更をしようとするときは、その必要が生じた都度、事前に当該変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認した上で、変更協議書（別記様式）により、別表に掲げるところにより決定及び合議を受け、契約者に協議しなければならない。なお、変更金額については、概算金額とすることができる。

(4) 変更契約書締結時期

ア 契約規則及び要綱の記載

契約規則第40条及び42条いずれの場合も、契約を変更する場合には遅滞なく変更契約書、変更請書等の作成を要求している。建設業法第19条第2項は、建設工事請負契約の変更に書面による合意を必要としているが、同法の適用がない契約についても、地方公共団体が一方当事者となる契約では、契約書の作成によってはじめて契約内容が確定すると規定する地方自治法第234条第5項の要請から、変更契約書等の作成は当然必要である。

契約規則を受けて、工事関係委託要綱第16条第4項及び業務委託要綱第17条第4項も、「遅滞なく変更契約書を作成し、変更契約を締結しなければならない」とするなど（上記各条文の次条第3項も同趣旨の規定である）、変更契約書を早急に締結することを求めている。

一般に「遅滞なく」とは、事情の許す限り最も早くとか、できる限り速やかにという意味であり、合理的な理由なく遅延しないよう要請する趣旨である。したがって、変更の必要性が生じてから変更契約書又は変更請書を作成するまでの時間の経過にそれらの書面をすぐに作成できない合理的な理由があるか否かが問題となる。

イ 要領による修正

設計変更事務取扱要領及びその他業務委託変更事務取扱要領の各第6条は、変更契約書の締結時期について、工期（契約期間）の末等までに行うことができる特則を

設けている。この規定は、遅滞なく変更契約書等の作成を求める規則の内容を変更するものである。

設計変更事務取扱要領

(契約変更の手続)

第6条 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、前条第2項各号のいずれかの条件を満たす変更又は次に掲げる条件を全て満たす軽微な変更は、工期の末（債務負担行為に基づく工事にあっては各会計年度末）までに行うことができるものとする。

(1) 工種（土木工事にあっては、レベル2）の追加を伴わないもの

(2) 現契約金額からの増額又は減額の累積概算金額のいずれかが現契約金額の20%以内かつ500万円以下のもの

2 前項の規定にかかわらず、契約期間を変更する必要があるものについては、その都度遅滞なく変更契約書を作成しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、議決案件は、当該契約変更に係る増減額、工期等を考慮し進めるものとする。この場合にあっては、必要に応じて関係各課の協議を行うものとする。

その他業務委託変更事務取扱要領

(契約変更の手続)

第6条 契約変更の手続は、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間の末（長期継続契約又は債務負担行為に基づく委託にあっては各会計年度末）までに行うことができるものとする。

(1) 精算行為により数量の変更を伴うもの

(2) その他契約条件等を著しく変更することとならないもの（契約期間の変更を除く。）

(5) 変更契約書の省略

契約規則や要綱、要領にも、変更契約書の締結を省略できる場合に関する規定は存在しないが、業務委託手引69頁には、12変更契約、(1)変更協議書《その他》として、金額を伴わない軽微な変更で、変更契約書を交わさない場合は、「変更契約書は交わさない。」と記入してください、という記載がある。

しかし、前述のとおり、地方公共団体が一方当事者となる契約では、契約書の作成によってはじめて契約内容が確定すると規定する地方自治法第234条第5項の要請から、契約が変更された場合には変更契約書等の作成は当然必要である。契約規則第40条及び42条いずれの場合も、契約を変更する場合には遅滞なく変更契約書、変更請書等の作成を要求しているのは、当然の要請を確認している規定である。現状のままでは、業務委託手引の記載は、契約規則に違反していると言わざるを得ない。

(6) 監査の結果

ア 変更契約締結時期に関する契約規則・要綱と要領の記載【指摘】

契約規則と要綱は、変更契約を締結すべき時期について遅滞なく（速やかに）締結すべきとしているが、設計変更事務取扱要領及びその他業務委託変更事務取扱

要領の各第6条ではこれを変更して、工期又は契約期間の末までに変更契約を締結すれば足りる場合があることを規定している。現状のままでは契約規則・要綱に違反する要領によって契約事務が運用されていると言わざるを得ない。

地方自治法第234条第5項に関する最高裁昭和35年5月24日判決の趣旨から、契約書、変更契約書等を作成する前の段階では、あたかも合意に基づく契約又は変更契約を締結する義務を負う予約が成立した状態にあるというべきである（最高裁昭和35年5月24日判決参照）。委託契約は、変更契約書を締結してはじめて、変更契約内容が確定したものとなる。この大原則を修正するには要領では不足であり、少なくとも規則の根拠が必要である。

最高裁昭和35年5月24日判決参照

国が当事者となり、売買等の契約を競争入札の方法によって締結する場合に落札者があつたときは、国および落札者は、互に相手方に対し契約を結ぶ義務を負うにいたるのであり、この段階では予約が成立したにとどまり本契約はいまだ成立せず、本契約は、契約書の作成によりはじめて成立すると解すべきである。

イ 変更契約締結時期の例外規定【指摘】

設計変更事務取扱要領及びその他業務委託変更事務取扱要領の各第6条のような、変更契約締結時期に関する例外規定を適法化する改正を行うとしても、その他業務委託変更事務取扱要領第6条第1号の「精算行為により数量の変更を伴うもの」という規定ぶりは余りにも広範囲に解釈される余地があり、そのまま契約規則や要綱に規定するならば、地方自治法第234条第5項の趣旨に違反すると言わざるを得ない。契約金額が変更になる場合には常に精算行為により数量の変更を伴う結果になるので、契約金額に関する変更契約が全てこれに該当すると解釈されかねないからである。

「精算行為により数量が変更するに過ぎないもの」とするなど、限定的な規定ぶりに変更する必要がある。

ウ 変更契約書を締結しない場合【指摘】

契約規則と要綱には、変更契約書の締結を省略できる場合は特に定められていないにもかかわらず、業務委託手引の記載を根拠に軽微な変更は変更契約書を締結しない取扱いがなされていた（藤岡プラント包括的運転維持管理業務委託等）。

仮に、事務処理の軽減を図るために変更契約書や変更請書等の作成を省略できる場合を定めるのであれば、業務委託手引に記載するのみでは不足であり、他市の例や市内の現状を調査のうえ、契約規則にその根拠規定を設け、契約規則に基づき要綱・要領を整備して、手引に記載する必要がある。

逆に、契約規則、要綱・要領に根拠規定を設けないのであれば、業務委託手引の「金額を伴わない軽微な変更で、変更契約書を交わさない場合は、「変更契約書は交わさない。」と記入してください。」という、変更契約書の締結を省略できる場合があるかのような記載を削除しなければならない。

エ 変更可能な範囲に関する要領と業務委託手引の記載【指摘】

変更契約可能な範囲について、設計変更事務取扱要領第3条及びその他業務委託変更事務取扱要領第3条では具体的に記載されているにも関わらず、業務委託手引68頁では、「原則として契約の変更は認めていません。追加等の契約をする場合は、軽微なもの※を除き、原則として新たな競争入札又は随意契約とし、別途契約をしてください。」として、軽微なものか否かが契約変更可能か否かの判断基準であるかのように記載している。そして、軽微なものについて「単価契約で行っていたものを総価契約で行ったことによる精算行為等の数量の変更や、金額を伴わない変更」と例示して説明しているため、要領と業務委託手引の記載が整合していない。契約変更可能な範囲について検討のうえ、両者を統一した記載に変更するべきである。

オ 変更できる範囲の条項追加【指摘】

設計変更事務取扱要領第3条及びその他業務委託変更事務取扱要領第3条には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第8号に規定されている契約解除に関する事項を追加するための契約変更や、建築士法第22条の3の3で必要とされる記載内容を追加するための契約変更を想定した規定が存在しないため、変更理由と適用条項に齟齬が生じたり（豊田市駅東口ペDESTリアンデッキ予備設計等業務委託）、変更契約書を根拠なく省略する（藤岡プラント包括的運転維持管理業務委託他）などの変更事務手続違反が生じていると推察される。

そこで、上記各要領第3条には、契約内容を法令に適合させるために必要な場合は、変更できることを真正面から規定するべきである。

5 委託料について

委託契約に基づいて市が受託者に支払う金銭は、委託料の節で管理されている（豊田市予算決算会計規則第25条第3号）。市の委託料の推移は、【図表1-5】のとおりである。

また、令和元年度中に一部でも委託料が執行されたことのある委託契約（ただし、100万円未満のもの、指定管理料及び令和元年度に監査対象とした委託を除く）の詳細を予備調査で照会したところ、概要は【図表1-6】のとおりであった。同図表は、複数年度にわたって委託料を支出する委託についてはその当初契約金額が含まれる一方、令和元年度に委託料の支出があっても当初契約金額が100万円未満のもの、指定管理料及び令和元年度に監査対象とした委託を除いているため、【図表1-5】記載の令和元年度委託料の金額とは整合しない。

【図表 1 - 5】市の委託料の推移

(千円)

	平成 2 9	平成 3 0	令和 1
指定管理料	5,047,128	5,077,798	5,119,226
委託料（指定管理料を除く）	20,514,922	21,771,956	22,508,077
合計	25,562,050	26,849,754	27,627,303

【図表 1 - 6】令和元年度に一部でも委託料が支出されたことのある委託の集計
(100万円未満の委託、指定管理料等を除く) (円)

	件数	当初契約金額 (税込)
工事委託	10	631,582,577
工事関係委託	188	2,098,768,400
その他業務委託	868	17,819,298,272
労働者派遣	9	99,938,514
工事関係委託 (上下水道局)	26	652,449,000
その他業務委託 (上下水道局)	78	2,993,995,703
労働者派遣 (上下水道局)	1	60,650,057

ただし、第3章第4の1記載の標準宅地等鑑定評価委託の委託料は含まない。

第2 再委託・下請負について

1 意義

(1) 再委託・下請負の契約類型

再委託とは、委託契約の受託者が、その業務の全部又は一部をさらに第三者と委託契約を締結してこれに受託させることをいい、下請負とは、請負契約を締結した請負業者が、その業務の全部又は一部をさらに第三者に請け負わせることをいう。冒頭でも述べたとおり、請負契約は、当事者の一方が「ある仕事を完成する」ことを約する契約（民法第632条）であり、下請負契約も同様であるから、下請負業者が「ある仕事を完成する」ことを約している場合は下請負である。これに対して、下請負業者が仕事の完成を約するのではなく事務処理を受託している場合は、委任又は準委任契約の性質をもつ再委託契約である。再委託は、下請負と再委任、再準委任をいずれも含む関係にある。

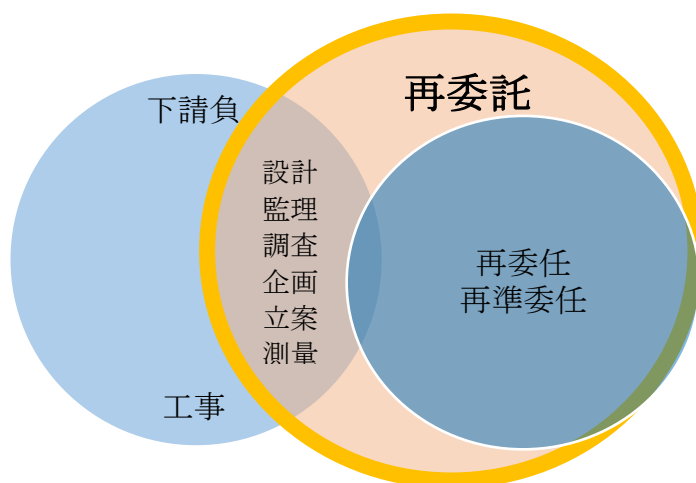
(2) 市における下請負の用法

委託契約の受託者が、市に対して再委託又は下請負の承認を依頼する文書は「委託業務下請負承認願」であり、この場合、市では再委託と下請負を総称して「下請負」の文言を用いている。

一方「再委託」に関する文書としては「再委託に関する報告書」がある。これは、契約当事者以外の者が市から委託された個人情報や秘密情報を取り扱う部分を再委託する場合に、再委託先、再委託の内容、再委託する理由、再委託先で取り扱う情報等を契約者に報告させるものである。個人情報や秘密情報を取り扱う業務は、委任又は準委任の性質をもつ委託契約に多く含まれるので、ここでは「再委託」の表現が妥当である。

加えて、受託者が市に承認を求めべき業務は、下請負契約だけでなく、再委任、再準委任を含む再委託契約であるから、「委託業務下請負承認願」の実体は、「再委託承認願」である。以下では、再委託の文言を、下請負を含むものとして使用する場合がある。

【図表1-7】再委託と下請負契約・再委任契約・再準委任契約の関係図



2 再委託・下請負の制限

委託契約の締結には、第1の3において前述したとおり事務手続が厳格に定められている。しかし、再委託・下請負を無制限に認めれば、厳格に定めた事務手続が潜脱され、事務手続によれば委託契約の当事者に選定されないはずの者が、再委託・下請負の形式で市の事務を遂行するという事態が発生しかねない。そのため、市では契約規則、要綱、契約約款で再委託・下請負に対して制限をかけている。

(1) 再委託・下請負可能な業務の範囲

ア 全部の再委託・下請負の禁止

契約規則第41条第1項は、「契約者は、委託その他何らの名義をもってするを問わず、その請け負った工事の全部を一括して他人に請け負わせてはならない。」と規定して、工事契約を念頭に契約業務のいわゆる丸投げを全面的に禁止している。このような丸投げの禁止は、工事関係委託と業務委託にも妥当する。したがって、工事関係委託要綱第15条第2項と業務委託要綱第16条第2項が各第1号で、下請負の内容が、委託業務の全部を請け負うものであるときは下請負を中止させるか変更させることができるとしている趣旨は、工事契約に限らず、工事関係委託、業務委託の場合も、委託業務の全部を再委託・下請負することを全面的に禁止する趣旨であると解さなければならない。

イ 一部下請負の届出・承認願

契約規則第41条第2項は、「監督員は、契約者がその請け負った工事の一部を他人に請け負わせようとするときは、事前に工事下請負届（様式第7号）により届出をさせなければならない。」として工事契約を念頭に届出させなければならない旨を規定している。そして、工事関係委託については工事関係委託要綱第15条第1項が、業務委託については業務委託要綱第16条第1項がそれぞれ事前に委託業務下請負承認願を届け出させなければならないと規定している。

したがって、市が知らない再委託・下請負はあってはならない。

ウ 主たる部分の下請負の中止・変更

契約規則第41条第3項は、「監督員は、前項の届出について、その下請負が不適当であると認めるときは、契約者に対し、その下請負の中止又は変更をさせるものとする。」と規定し、工事契約を念頭に下請負の内容を確認して不適当な内容のものは中止又は変更させることとしている。

工事関係委託及び業務委託についても、工事関係委託要綱第15条と業務委託要綱第16条の各第2項第1号で、下請負業者について内容を確認し、業務委託の全部又は主たる部分を請け負うものであるときは、受託者に対してその下請負を中止若しくは変更させることができる旨をいずれも規定している。したがって、丸投げでなくとも、主たる部分を再委託・下請負に出している場合は、市は再委託・下請負を承

認せず中止させ、主たる部分を請け負うものではない内容に変更させることができる。この点は、契約約款ではやや異なる規定ぶりをしているため、後述する。

契約規則

(下請負の制限)

第41条 契約者は、委託その他何らの名義をもってするを問わず、その請け負った工事の全部を一括して他人に請け負わせてはならない。

2 監督員は、契約者がその請け負った工事の一部を他人に請け負わせようとするときは、事前に工事下請負届（様式第7号）により届出をさせなければならない。

3 監督員は、前項の届出について、その下請負が不相当であると認めるときは、契約者に対し、その下請負の中止又は変更をさせるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第43条の3 契約担当者は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)～(5)略

(6) 現に締結している契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約について、その相手方が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 第1号から第5号までのいずれかに該当する法人等を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約（現に締結している契約に係るもの以外の契約を含む。）の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、契約担当者が契約者に対して当該契約の解除を求め、契約者がこれに従わなかったとき。

工事関係委託要綱

(下請負の承認)

第15条 工事関係委託担当課長は、契約者が委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託業務下請負承認願（様式第7号）を届け出させなければならない。

2 工事関係委託担当課長は、下請負業者について次に掲げる内容を確認し、その下請負が不相当なときは、契約者に対してその下請負を中止若しくは変更させることができる。

(1) 下請負の内容が、委託業務の全部又は主たる部分を請け負うものでないこと。

(2) 下請負者が入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

(3) 下請負者が指名競争入札における入札参加者でないこと。

(4) 下請負者が委託業務を行うに当たって、必要とされる資格等を有していること。

業務委託要綱

(下請負の承認)

第16条 委託担当課長は、契約者が業務委託の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託業務下請負承認願（様式第8号）を届け出させなければならない。

2 委託担当課長は、下請負業者について次に掲げる内容を確認し、その下請負が不相当なときは、契約者に対してその下請負を中止若しくは変更させることができる。

(1) 下請負の内容が、業務委託の全部又は主たる部分を請け負うものでないこと。

(2) 下請負者が入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

(3) 下請負者が指名競争入札における入札参加者でないこと。

(4) 下請負者が業務委託を行うに当たって、必要とされる資格等を有していること。

(2) 契約当事者としての適格性

ア 反社会的勢力排除条項

契約規則第43条の3第1項第6号、7号は、下請負業者が暴力団等排除条項に抵触すると知りつつ下請負していたり、下請負の相手方が暴力団等排除条項に抵触しているとして下請負契約の解除を求めたにも関わらず解除しなかった場合に、市との契約の解除事由になる旨を規定している。

イ 入札資格・入札参加との関係

前記各要綱の各条はその第2項で、下請負業者が入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと（各第2号）を必要としている。

さらに、工事関係委託要綱第15条及び業務委託要綱第16条の各第2項第3号で、下請負業者が当該委託業務の指名競争入札参加者ではないことを要求し、工事関係委託手引12頁には一般競争入札の参加者は可であることが、委託業務下請負承認の要件として注意的に記載されている。ただし、業務委託手引93頁には、一般競争入札の参加者は可との付記はない。

ウ 資格等

下請負業者が委託業務を行うに当たって、必要とされる資格等を有していなければ、下請負の相手方とすることはできない（前記各要綱の各条第2項第4号）。

(3) 個人情報保護・情報セキュリティ

OA化の進展に伴い、個人情報や秘密情報を大量かつ瞬時に取り扱うことが可能となり、漏洩や目的外使用のリスクが高まっている。市が委託契約を締結した場合、これらリスクに対して責任を負うのは委託契約の受託者である。そのため、市は、「個人情報保護条例」及び「外部委託等におけるセキュリティ管理基準」に基づき、該当する業務に特記条項を付して、受託者に守秘義務等を課している。このことは、受託者が下請負に出した場合でも変わることはない。基本的には、受託者と再委託先との間の守秘義務契約によって担保しつつも、一次的には受託者がその責任を負わなければならない。しかし、責任の所在が受託者にあるとしても、リスクに晒されるのは市が保有する個人情報や秘密情報であるから、市も情報を取り扱う受託者、再委託先について無関心であってはならない。

(4) 監査の結果

ア 契約規則と要綱のあり方について【指摘】再掲

工事関係委託要綱第15条及び業務委託要綱第16条の規定は、委託業務下請負承認願を受託者に提出させ、その下請負が不適当な場合は、受託者に対してその下請負を中止又は変更させ得ることを規定しており、受託者がこれに応じて委託業務下

請負承認願の提出義務、下請負の中止又は変更義務を負担しなければ効果のない規定である。そうであれば、これらの規定は内部規範の枠を超え、市民に義務を負担させる規範であるから、地方自治法及び地方自治法施行令に根拠のない要綱で定めるのではなく、規則で定めるべきである。

なお、契約規則第41条にも下請負を制限する規定は存在するが、工事契約に関する制限であるから注意を要する。

これら委託業務下請負承認願提出義務、中止変更義務は、契約約款に規定することで契約内容の一部とすることも可能ではあるが、受託者に義務を負担させることができるのは契約締結後に過ぎない。そもそもそのような内容を含む契約を市民が締結しなければならない根拠を、予め規則として定めておく必要がある。

イ 委託業務下請負承認願の省略【意見】

契約規則第41条第2項は、下請負させようとするときは事前に下請負届の提出を必要とし、工事関係委託要綱第15条及び業務委託要綱第16条も例外なく委託業務下請負承認願の提出と承認を必要としている。しかし、再委託・下請負について事前の承認を要するとしている趣旨は、厳格な契約事務手続により本来契約相手にならない者が、再委託・下請負の形で契約を遂行することを予防することにある。また、再委託先が個人情報・秘密情報を無制限に取り扱えば、市の情報管理が疎かになりかねない弊害を防止する点にある。そうであれば、これら弊害に配慮しつつ一定の要件を定めて、委託業務下請負承認願を省略できる場合を要綱で定めることも検討に値する。

例えば、簡単な例は、各1項に「ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。」といったただし書きを加え、仕様書等で「軽微な部分」を具体的に金額で示したり、コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など、容易に扱える簡易な業務を具体的に指定する方法が考えられる。

また、受託者との契約や協定（道路橋定期点検支援業務協定参照）に基づき委託業務下請負承認願の提出を省略できる場合を認めるのであれば、やはり、その旨を要綱に定める必要がある。

なお、下請負届の提出は契約規則の要請であるから、その省略を認めるには契約規則に根拠規定を置く必要がある。

ウ 作業責任者等報告書に記載する作業従事者の範囲【意見】

「個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」の別紙「遵守項目確認表」様式1で要求されている作業責任者等報告書には、受託者の作業責任者及び作業従事者のみではなく、再委託先における作業従事者も記載して、個人情報や秘密情報にアクセス可能な個人を把握するのが望ましい。

委託において、市の承認に基づいて受託者が再委託した場合に、再委託先がさらに再々委託したかどうかは一般的には不明である。しかし、特に情報システム関連の業務では連鎖的に外部委託された場合に市が保有する個人情報や秘密情報が漏洩や不正使用のリスクに晒されかねないため、再委託先、再々委託先の履行体制の確認のためにその体制表の提出を求める根拠を設けておくことが望ましい。

個人情報及び情報セキュリティに関する「再委託に関する報告書」に併せて、受託者から再委託先の作業従事者が提出され、個人情報又は情報セキュリティを扱う再委託先の作業従事者について、市が把握できている委託もあった（戸籍総合管理システム保守委託）。ただし、再委託先における作業従事者を市に報告すべき明確な根拠はない。同委託では、「個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」第3条第1項を根拠に提出を受けているようであるが、同条項の文言「本業務に係る作業責任者及び作業従事者（正社員以外の者を含む。）」を再委託先や再々委託先以下の従業員まで含む趣旨と解釈することは本来困難である。また、同第6条第5項では受託者に再委託先の管理・監督状況の報告を求めることができるから、その一環として体制表の提出を求めるという運用も不可能ではないが、明確にしておく方が望ましい。

エ 再委託と下請負の用語の整理【意見】

市では、「委託業務下請負承認願」において再委託と下請負を総称して「下請負」の文言を用いている。しかし、下請負は、再委託契約のうちの一部を表現しているに過ぎず、市による承認の対象とするべき契約は下請負契約だけでなく、再委任、再準委任を含む再委託契約の全てである（【図表1-7】参照）。そうであれば、再委託と下請負を総称して「下請負」を用いるのではなく、下請負を含む「再委託」の文言を再委託と下請負を総称するものとして用いるのが望ましい。

オ 再委託をする理由及び当該再委託先を選定する理由の記載【意見】

「委託業務下請負承認願」は、再委託をする理由及び当該再委託先を選定する理由を記載する様式にはなっておらず、再委託の必要性及び相当性が十分検討されたか否か検証することができない。契約相手は当該契約を履行する能力があることを前提に契約相手として選定されているのであるから、自ら履行するのが原則である。そうであれば、再委託の必要性と当該再委託先の履行能力は、受託者が立証する責任を負うというべきであるから、再委託をする理由及び当該再委託先を選定する理由を記載する様式に改めるべきである。

なお、「委託業務下請負承認願」には「再委託に関する報告書」が添付される場合があり、後者に再委託する理由の記載欄がある。しかし、論理的にはまず承認願に対応する承認があつて、再委託に関する報告書を提出させる意味が出てくるし、再委託先が市から委託された個人情報等を取り扱わない場合には再委託に関する報告書の添付もなされない。そうであれば、再委託する理由は、再委託に関する報告書ではなく委託業務下請負承認願に明記する必要がある。

カ 委託業務下請負承認願の契約金額は単年度分を記入すべきである【指摘】

複数年度契約の委託業務下請負承認願において、契約金額について契約期間分の総額を記載し、下請負契約見込額について単年度分の金額を記入すると、実態に合わない再委託率が算出されてしまい著しく不当である。

委託業務下請負承認願は、当該年度の再委託について承認を得るための書類であることから、下請負契約見込額は当該年度のコストを記入すべきである。そして、それに合わせて、契約金額についても総額ではなく、当該年度の支払額を記入すべきことを明確にする必要がある。

キ 下請負業者と入札資格・入札参加との関係【意見】

工事関係委託要綱第15条第2項第3号では、下請負業者が指名競争入札における入札参加者でないことを必要としている。逆に、工事関係委託手引12頁では、一般競争入札の参加者は可とされている。

市によると、指名競争入札では、①高い金額で入札した業者が、低い金額で落札した業者の下請負業者になるのは、その積算額からして不自然であること、②下請負を約束するなど業者間での不適切な関係を生む可能性が高く、談合等につながるなどから、入札参加者は下請負業者になれない制限をかけているとのことである。この点、市の一般競争入札の状況は、1～4者の概ね同様の業者が繰り返し同種の委託に入札参加しており、上記①②のような問題点は当てはまると言わざるを得ない。一般競争入札の参加者も、下請負業者になれない旨の制限を検討する必要がある。

第3 再委託・下請負を伴う委託契約書について

1 委託契約書のあり方

(1) 契約書の記載事項

地方自治法第234条第5項は、普通地方公共団体が契約につき契約書等を作成する場合は、契約書の作成等の必要な措置を講じなければ、当該契約は、確定しないものとしている。契約書等を作成する前の段階では、あたかも合意に基づく契約を締結する義務を負う予約が成立した状態にある（最高裁昭和35年5月24日判決参照）。自治体が一方当事者となる契約は、契約書を締結してはじめて、契約内容が確定したものとなる。したがって、契約規則第33条に規定する記載事項ある契約書を締結していなければならない。例外的に契約書の締結を省略している場合は、契約規則第34条に従っている必要がある。

最高裁昭和35年5月24日判決

国が当事者となり、売買等の契約を競争入札の方法によって締結する場合に落札者があつたときは、国および落札者は、互に相手方に対し契約を結ぶ義務を負うにいたるのであり、この段階では予約が成立したにとどまり本契約はいまだ成立せず、本契約は、契約書の作成によりはじめて成立すると解すべきである。

契約規則第33条第1項は、再委託・下請負を伴う契約に限らず契約書一般について記載すべき事項を定め、同条第3項は、市長は必要に応じて契約書の書式を定めるものとしている。同条第1項は、契約の目的を記載すべき事項としているが、契約書の書式に契約の目的を記載する欄は設けられていない。

契約規則（令和2年4月1日施行）

第33条 契約書には、契約の目的、契約金額及び履行期限に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約保証金
- (2) 契約履行の場所
- (3) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 権利義務の譲渡等の禁止
- (6) 危険負担
- (7) 契約不適合責任
- (8) 監督及び検査
- (9) その他必要な事項

2 (略)

3 市長は、必要があるときは、前2項の規定により標準となるべき契約書の書式（様式第4号）を定めるものとする。

同条第3項に基づき、市（市長）は様式第4号（その2）（第33条関係）として工事関係委託契約の契約書と豊田市工事関係委託契約約款を、様式第4号（その3）（第33条関係）として業務委託契約の契約書と豊田市業務委託契約約款を定めている。委託契約書の書式は下記のとおり共通しているが、約款はそれぞれである。

委 託 契 約 書			
1	委託名		
2	委託場所		
3	委託内容		
4	契約金額		
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		
5	契約保証金		
6	委託期間	自	年 月 日
		至	年 月 日
7	支払特記		
8	契約特記		
	上記の委託業務について、発注者 _____ を甲とし、契約者 _____ を乙として、次の約款により契約する。		
	契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。		
	年 月 日		
	(甲) 発注者 豊田市西町3丁目60番地		
	豊田市		
	代表者 豊田市長		印
	(乙) 契約者 住 所		
	氏 名		印

(2) 監査の結果

ア 契約の目的を記載すべき【指摘】

契約書には、契約規則第33条第1項に従い、契約の目的を記載すべきである。ここにいう契約の目的は、成果物である目的物という意味ではなく、当該契約により達成しようとする所期の目的である。多くの委託契約書では、それに添付された仕様書の冒頭近くに「業務の目的」などの標題で記載されているが、契約書の書式等で契約の目的を記載すべき旨が明確にされていないため、契約の目的が明確にされていない委託契約が散見された。

この目的が明確でなければ、契約の所期の目的を達成できたかどうかという有効性を評価することはそもそも不可能である。

令和2年4月1日施行の改正民法で契約不適合責任が導入され、当該契約をした目的を達することができるかどうかは、ますます重要な意味を持つようになっていく（豊田市工事関係委託契約約款第15条第3項第3号及び豊田市業務委託契約約款第13条第3項第3号）。しかし、今回の民法改正を待つまでもなく、委託契約という手法選択の合規性・合理性判断、所期の目的を達成したかどうかの有効性判断、そして何よりも契約規則第33条第1項の要請から、契約書には契約の目的を記載しなければならない。したがって、契約書に契約の目的を漏れなく記載するよう、契約書の書式、要綱、要領、手引の記載を整備すべきである。

このような指摘に対する市の見解は以下のとおりであった。

契約の目的は、何をするか「内容」が明確であれば、その要件は満たしているため、契約書中、「委託名」の記載があれば、問題ないと考えます。〈地方公共団体契約実務ハンドブック様式例参照〉

当市の場合、上記に加え、「委託内容」の項目も追加しており、「委託内容」には、「設計図書のとおり」と記載されますので、実際には、仕様書内での各記載事項で委託内容を細かく明記しております。

については、今回のご指摘いただいた事項は、既に実施されていると考えます。

しかし、委託契約を特定するための「委託名」が契約の目的であるとは解しがたい。また、委託内容は委託の目的を達成するための手法に関する記載である。なによりも、委託名や委託内容を見ても、当該委託契約により達成しようとする所期の目的が何であるかは明確にならず、その目的が達成できたかどうかの有効性判断にとって十分に役に立たない。

やはり、契約規則第33条第1項に従って、契約の目的を記載することが必要である。

イ 委託発注の必要性を「執行の理由」として自覚的に記載すべき【指摘】

契約書の記載事項の問題とは異なるが、契約の目的に隣接する問題であるため、ここで指摘する。

案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）には、「執行の理由」を記載する欄が設けられており、委託発注の必要性の有無を記載すべきことになっている。しかし、「執行の理由」は誤解されており、当該業務を行う理由を記載しているに過ぎないものも多く見られる。当該業務を行う理由だけであれば、市において直営して実施する場合も同じ理由が妥当し、委託発注する必要性を記載したことにはならず、経済性、効率性、有効性に反する無自覚な外部委託を防止し得ない。

「執行の理由」として問われているのは、当該業務を委託発注する方が直営で行うよりも、経済性、効率性、有効性に優れている理由である。

市の事務事業は多種多様であり、その処理に要する人的、物的資源も膨大である。持てる人的、物的資源を総動員して、それらすべてを市において直営する選択もあり得る。しかし、地方自治法第2条第14項、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定して、事務処理に経済性、効率性を要求している。

繁忙の差の激しい業務、休日や夜間の業務、専門的な知識や経験を必要とする業務、その事務に強い関心を抱く者に委ねた方が有効に働く業務については、硬直的な職員人事のもとで市が自ら実施するよりも、民間に委託した方が、経済的、効率的、有効に事務処理を行うことができる場合がある。「執行の理由」は、どのような点で委託発注した方が直営するよりも優れているのかについて説明することが求められている。

このような指摘に対する市の見解は次のとおりであった。

案件発注決定書と予算執行伺書を兼ねた様式であり、本欄はこの委託を実施する理由を記載するところですが、あくまで予算執行上での委託を実施する理由を記載するものになるので、委託を実施することが業務を実施することであれば、業務を行う理由の記載も認められると考えています。

しかし、当該予算は、当該業務を直営で実施するための予算ではなく、外部に委託発注して実施するための予算であるから、予算執行伺書を兼ねた様式であるからといって、当該業務を行う理由の記載で足りるということとはできない。業務委託手引でも「この委託を実施する理由を具体的に入力してください。」(27頁)との説明が記載されており、委託発注する理由の記載が求められている。さらに記載例を見ても「〇〇記念式典会場設営委託」について「〇〇記念式典の運営にあたり、会場設営を専門業者に委託し、式典運営の事」とある(28頁)。当該業務を行う理由(〇〇記念式典の会場設営をすべき理由)ではなく、当該業務を委託する理由(〇〇記念式典の会場設営を外部専門機関に行わせるべき理由)の記載が前提になっている。この点について、改めて全市的に確認する必要がある。

2 契約約款

(1) 契約約款の記載

契約規則第33条第3項の規定に基づき、市(市長)は契約書の書式を定めるとともに、契約約款も定めている。契約締結事務の効率化を目的として、画一的に定められて

いるが、契約書と一体として契約内容の一部をなし、そこで別冊として引用される設計書、仕様書及び図面の内容は契約ごとに区々であることから、個々の委託契約は極めて個性的となっている。

(2) 監査の結果

ア 著作者人格権不行使特約の必要性【意見】

豊田市工事関係委託契約約款第6条第1項及び豊田市業務委託契約約款第5条第1項には、成果物が著作物に該当するときは、引渡しとともに受託者から市に著作権を無償譲渡する旨の規定がある。同条第2項で市が公表できること、第3項で氏名表示を変更できること、第4項に特定の利用目的のため内容改変に対し同意すべき旨の規定がある。しかし、著作者人格権（著作権法第59条、60条）は一身専属であり、譲渡できないため、受託者がこれを網羅的に行使しないよう、著作者人格権不行使特約を規定することも検討に値する。

豊田市工事関係委託契約約款第6条及び豊田市業務委託契約約款第5条

(著作権の譲渡等)

- 乙は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。
- 2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。
 - 3 甲は、成果物が著作物に該当する場合は、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
 - 4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合は、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
 - 5 乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲が承諾した場合は、当該成果物の使用又は複製をし、また、第1条第5項の規定にかかわらず、当該成果物の内容を公表することができる。
 - 6 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合は、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

イ 変更契約書等の締結【指摘】

豊田市工事関係委託契約約款（改正前）第11条第1項及び豊田市業務委託契約約款第10条第1項には、契約金額又は契約期間を変更する必要がある場合には、協議の上書面で変更するものとされているが、それ以外の変更の場合には、書面による必要がないかのような記載となっている。しかし、契約規則、要綱、要領のいずれを見ても、契約金額又は契約期間を変更する場合以外は、書面による必要がないとの記載

は見受けられない。そうであれば、契約約款の記載を契約規則、要綱、要領に揃えて、契約変更には変更契約書の締結又は変更請書等の書面が必要である旨を規定するべきである。

変更契約事務の効率化のために書面を要しない場合を規定するのであれば、契約規則、要綱、要領にその根拠規定を置くべきである。

豊田市工事関係委託契約約款第11条及び豊田市業務委託契約約款第10条

- 第11条 甲は、必要がある場合には乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時的に中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 甲は、前項の場合において乙に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとし、賠償額は甲乙協議して定める。
- 3 乙は、天災地変等乙の責に帰することができない正当な理由により契約期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を付し契約期間延長願により契約期間の延長を申し出ることができる。
- 4 甲は、前項の規定による申出があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があるときは、相当の期間に限り契約期間の延長を認めることができる。(豊田市工事関係委託契約約款について以下略)

ウ 合併の場合の解除条項【意見】

委託契約は、契約期間中、合併等により委託先の支配権が変更された場合に、解除することができる条項(チェンジ・オブ・コントロール条項)が存在しない。そのため、不適切な者に委託先の支配権が移転しても、契約上、市は解除することができない。このような場合に備えて、市は、契約内容によっては、チェンジ・オブ・コントロール条項を設けることを検討する必要がある。

3 契約約款における再委託・下請負の制限

(1) 契約約款の記載

豊田市工事関係委託契約約款第7条第1項は、「乙は、業務の全部を一括して、又は甲が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」とし、豊田市業務委託契約約款第6条第1項は、「乙は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」とし、いずれも「設計図書において指定した主たる部分」を再委託することは禁止されている。これらによると、再委託・下請負してはならない「主たる部分」には、「(甲が)設計図書において指定した」という限定が付されている。その結果、たとえ実質的には「主たる部分」というべき業務であっても、設計図書でその旨指定しない限り、再委託は無制限に可能となりかねない。しかも、豊田市業務委託契約約款第6条第1項では、設計図書において誰がどのように指定するかが不明である。

豊田市工事関係委託契約約款

(一括再委託の禁止)

- 第7条 乙は、業務の全部を一括して、又は甲が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託業務下請負承認願により甲の承認を得なければならない。
- 3 甲は、前項に規定する届出について、その下請負が不相当と認めるときは、乙に対しその下請負を承認しないものとする。
- 4 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

豊田市業務委託契約約款

(一括再委託等の禁止)

- 第6条 乙は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託業務下請負承認願により甲の承認を得なければならない。
- 3 甲は、前項の届出について、その下請負が不相当と認めるときは、乙に対しその下請負を承認しないものとする。

(2) 契約規則・要綱の記載との比較

既に指摘したとおり、契約業務の再委託・下請負によるいわゆる丸投げは全面的に禁止されている。また、工事関係委託要綱第15条第2項及び業務委託要綱第16条第2項は、下請負について内容を確認し、主たる部分を請け負うものであるときは、受託者に対してその下請負を中止若しくは変更させることができる旨をいずれも規定している。主たる部分の下請負について、市は承認せずに下請負を中止させ、主たる部分を請け負うものではない内容に変更させることができるとされている。ここに記載の「主たる部分」は、設計図書における指定の有無にかかわらない。

(3) 監査の結果

ア 契約約款の規定を契約規則及び要綱の記載に合わせるべき【指摘】

契約約款の規定は、主たる部分を設計図書において指定されたものと限定し（豊田市業務委託契約約款第6条第1項）、又は甲が設計図書において指定したものに限定（豊田市工事関係委託契約約款第7条第1項）している点で、契約規則や工事関係委託要綱、業務委託要綱の規定ぶりから後退し、主たる部分を設計図書において指定しない場合は、主たる部分が存在しないことになり、再委託・下請負を無制限に許容する余地を残している。

「主たる部分」について、設計図書において指定したものに限定する趣旨は、再委託・下請負可能な範囲を明確にすることにあると考えられるが、契約相手は当該契約を履行する能力があることを前提に契約相手として選定されているのであるから、

自ら履行するのが原則である。そうであれば、主たる部分に該当しないことの立証責任は再委託・下請負業者にあるというべきである。

そこで、豊田市工事請負契約約款第6条と同様、契約約款から「主たる部分」に対する設計図書の指定を削除し、「乙は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」と改定するべきである。

イ 「主たる部分」について一次的には市が指定するべきである【指摘】

現行の豊田市工事関係委託契約約款第7条第1項及び豊田市業務委託契約約款第6条第1項を使用する限り、市は設計図書において主たる部分を指定しなければならない。また、主たる部分に該当せず、再委託・下請負可能であることの立証責任は再委託・下請負業者にあるというべきことは既に指摘したとおりであるが、主たる部分がどこにあるかについては、発注者である市がよく理解しているのが一般的であるから、現行の要綱を前提とすれば主たる部分を指定するのは市であるし、仮にアにおいて指摘したように、契約約款を改定したとしても、再委託・下請負してはならない主たる部分を、一次的には市が指定するべきであることに変わりはない。

そこで、現行の契約約款を前提にすれば主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けなければならない。

また、アで指摘したように契約約款を改定したとしても、やはり主たる部分を明確にするための記載欄又はその添付資料に設ける必要がある。ただし、この場合には、主たる部分を明確にする記載がなければ、再委託できない主たる部分もないかのような誤解を招かないために、その旨の但書を契約約款等に添えるなどの工夫が必要である。

豊田市工事請負契約約款（参考）

<p>(一括委任又は下請負の禁止)</p> <p>第6条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。 (下請負の届出)</p> <p>第7条 乙は、工事を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲に届け出なければならない。</p> <p>2 甲は、前項の規定による下請負が不相当と認めるときは、乙に対しその下請負を中止し、又は変更させるものとする。</p>
--

工事関係委託手引（参考）

<p>6 委託期間中の監督等</p> <p>(1) 委託業務下請負承認願</p> <p>受託者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない（契約約款第7条）とされています。</p> <p>下請を認める場合は、必ず事前に委託業務下請負承認願を2部提出させ、承認の決裁をとり、1部に承認印（豊田市長印）を押し受託者に渡してください（1部は担当課控）。</p>

下請先が複数ある場合の為に、別紙を用意していますが、必ず別紙を利用しなければいけない訳ではありません。(委託業務下請負承認願を下請業者毎に提出させても可) 契約課に提出する必要はありません。

※様式は業者用のものである為、契約課ホームページの「契約関係書類ダウンロード」に掲載をしています。

※様式は工事と異なります。工事と異なり承認が必要です。

委託業務下請負承認願が提出された場合は、下請業者について次の事項を確認し、その下請負が不適当と認めるときは、下請負の中止又は変更を命じてください。

ア 業務の主たる部分ではないこと

イ 入札参加停止又はこれに準ずる事項に該当しないこと

ウ 当該委託業務の指名競争入札参加者でないこと

※一般競争入札の参加者は可

※契約締結決定書に添付の入札執行調書で確認

エ 下請負業務を行うに当たって、必要とされる資格等を有すること

オ 下請負率 ※数値の基準はありませんが業務内容から常識的に判断

また、業務の内容によっては、下請業者についても許可書や健康保険証等の写しを求め、作業従事者の雇用関係(身分確認)等の確認をしてください。

業務委託手引(参考)

オ その他の注意点

(ア) 法令を遵守すること。(P 16 参照)

産業廃棄物処理等は、特に注意が必要です。

(イ) 業務に危険が伴う場合は、安全管理を図ること。

(ウ) 個人情報保護や情報セキュリティの対策が必要な案件については、仕様書とは別に特記を作成し、入札等参加者へ提示する必要があります。

※情報DB【法務課・情報システム課】の「特記作成ツール」で作成してください。

(エ) 下請に出すことができる範囲をあらかじめ示しておくこと。(P 93 参照)

その他業務委託においては、専門性・特殊性が高いものを除き、受託者自らが実施することを原則としています。したがって、契約後に疑義が生ずることがないように、下請けに出すことができる範囲を、あらかじめ仕様書に示しておく必要があります。

5 下請負について

(1) 下請負に対する考え方

受託者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない(契約約款第6条)。

また、主たる部分以外の下請についても、受注業務は受託者自らが実施することを原則とするため、専門性・特殊性が高く専門の業者に任せる方が適当であると判断できるものを除き、下請を認めることはできません。

下請を承認することができる具体的な事例としては、次のようなものがあります。

ア 施設等の清掃業務(単一業務)

業務の中心となる日常清掃については、当然に自らが行うべきですが、窓ガラス等の高所清掃、床ワックスがけ等については専門性、特殊性があると判断できるので、下請を認めることは可能です。

イ 企画、デザイン及び印刷の業務により1個の印刷物を製作する場合(一連業務)

企画、デザイン業務を重点において発注する場合、印刷業務についての下請を認め

ることは可能です。逆に、印刷業務の占める割合が多い場合における、企画、デザイン業務についても同様です。

ウ 清掃と警備を1件の契約で警備業者又は清掃業者に委託する場合（併合業務）清掃を主業務として発注する場合、警備業務については、元請人である業者が発注者との連絡調整を主体的に行い、現場での指揮監督をすることにより、発注者が元請人に出した指示等が速やかに反映できる場合については、下請を認めることは可能です。逆に、警備を主業務とする場合における清掃業務についても同様です。

なお、発注する内容に、下請できるような部分が含まれているような場合については、どの部分が主たる業務かを仕様書等に明記しておくなど発注の段階で明確にしておいてください。

(2) 委託業務下請負承認願（※契約管理システムでは作成できません）

下請を認める場合は、必ず事前に委託業務下請負承認願を提出させる必要があります。また、業務の内容によっては、下請業者についても許可書等の写しを求め、作業従事者の雇用関係（身分確認）等の確認する必要があります。

委託業務下請負承認願は2部提出させ、承認の決定を受けてから、1部に承認印を押印し受託者に渡してください（1部は担当課控）。契約課に提出する必要はありません。

委託業務下請負承認願が提出された場合は、下請業者について次の事項を確認し、その下請負が不相当と認めるときは、下請負の中止又は変更を命じてください。

ア 入札参加停止又はこれに準ずる事項に該当しないこと

イ 当該委託業務の指名競争入札参加者でないこと

（契約締結決定書に添付の入札執行調書で確認してください。）

ウ 下請負業務を行うに当たって、必要とされる資格等を有すること

エ 下請負率

4 再委託・下請負を伴う委託の全体像

【図表1-6】で集計した委託料は、令和元年度中に一部でも委託料を執行したことのある委託で、100万円未満の委託及び指定管理料を除いたものであった。そこから、再委託・下請負を伴うもので当初契約金額が1000万円以上のものを抽出したところ、【図表1-8】のとおりであった。部署は13にのぼり、合計金額は66億円余りであった。

第3章では、個別の委託について説明し、監査した結果を記載する。

【図表1-8】再委託・下請負を伴う委託（1000万円以上）の一覧 (円)

担当部	担当課(2019年度)	担当課(2020年度)	委託業務名	種類	当初契約金額
上下水道局	(上下水)企画課	下水道建設課	豊田市下水道事業設備台帳システム構築業務委託	その他業務委託	45,000,000
			(公共)管路実施設計業務委託(矢作川処理区その1)	工事関係委託	91,470,000
	下水道建設課	下水道建設課	(公共)管路実施設計業務委託(矢作川処理区その2)	工事関係委託	62,170,000
			(公共)管路実施設計業務委託(境川処理区その2)	工事関係委託	62,050,000
			中部1号雨水幹線ほか耐震補強細設計業務委託	工事関係委託	18,990,000
			下水道建設課	下水道建設課	下水道建設課
	下水道施設課	下水道施設課	(公)高橋細谷線及び(酒)長田川拉堀事業関連汚水管路移設計委託	工事関係委託	12,720,000
			石畳配水場ほか工業計器等点検業務委託	その他業務委託	14,500,000
			豊田・岡崎地区研究開発施設第1中継ポンプ場工事施設計業務委託	工事関係委託	28,010,000
			豊田浄水場ほか計装機器保守点検業務委託	その他業務委託	13,000,000
	上水運用センター	上水運用センター	万町浄水場ほか計装機器保守点検業務委託	その他業務委託	11,800,000
			大沼浄水場ほか腹処理施設維持管理業務委託	その他業務委託	22,000,000
			東山配水場 配水池更新詳細設計業務委託	工事関係委託	37,370,000
			都市計画道路高橋細谷線 電宮橋1期線調査改築補強設計委託	工事関係委託	25,553,000
建設部	街路課	街路課	都市計画道路高橋細谷線 電宮橋1期線調査改築補強設計委託	工事関係委託	11,099,000
			道路事業用地草刈委託	その他業務委託	19,580,000
	幹線道路推進課	幹線道路推進課	市道長興寺今線ほか 街路樹維持管理委託-3	その他業務委託	55,692,000
			市道亀川直御船線ほか 街路樹維持管理委託-1	その他業務委託	49,686,000
			市道川端東柳塚線ほか 市道草刈委託	その他業務委託	17,267,800
			市道原山線ほか 街路樹維持管理委託-8	その他業務委託	14,850,000
	道路維持課	道路維持課	道路維持業務委託	その他業務委託	160,993,000
			市道環状3号線ほか 街路樹維持管理委託-6	その他業務委託	56,019,600
			市道豊田刈谷3号線ほか 街路樹維持管理委託-7	その他業務委託	50,887,200
			市道逢妻女川自転車道線ほか 市道草刈委託	その他業務委託	18,139,000
道路路面維持業務委託			その他業務委託	29,700,000	
市道郡計環状線ほか 街路樹維持管理委託-5			その他業務委託	47,938,800	
道路予防保全課	道路予防保全課	道路夜間等緊急対応業務委託	その他業務委託	43,600,000	
		市道五ヶ丘線ほか 街路樹維持管理委託-4	その他業務委託	42,042,000	
		市道樽通り線ほか 街路樹維持管理委託-2	その他業務委託	42,042,000	
		道路橋定期点検支援業務協定(愛知県都市整備協会)	工事委託	11,530,567	
		新馬場橋ほか 橋りょう定期点検業務委託	工事関係委託	56,441,000	
		若林駅周辺地区 液状化検討ほか地質調査業務委託	工事関係委託	10,307,000	
		豊田市高岡公園体育館ほか1.3.2施設定期点検業務委託	その他業務委託	18,557,000	
		古瀬間墓地公園維持管理委託	その他業務委託	23,871,000	
		中央公園第二期整備基本設計ほか業務委託	工事関係委託	72,380,000	
		矢作川水辺まちづくり推進及び民間事業者利活用支援業務	その他業務委託	20,790,000	
公共建築課	公共建築課	(仮称)豊田市博物館新築工事設計委託	工事関係委託	205,260,000	
		(仮称)豊田市博物館新築工事調査委託(その1)	工事関係委託	12,650,000	
		豊田市立高瀬こども園改築工事監理業務委託	工事関係委託	15,840,000	
		豊田スタジアム屋根防水改修等設計委託	工事関係委託	44,077,000	
市街地整備課	市街地整備課	豊田スタジアムピッチ照明設備改修工事委託	工事委託	503,226,000	
		市街地活断層調査委託	工事関係委託	34,549,200	
		豊田市定住促進プロジェクト業務委託	その他業務委託	11,712,800	
		豊田市都心地区空間デザイン監修等業務委託	工事関係委託	17,930,000	
都市整備課	都市整備課	豊田市駅前ロベスタリアンデザイン備設計等業務委託	工事関係委託	28,435,000	

第3章 個別の委託について

第1 経営戦略部

1 CATV・インターネットにおける豊田市政情報提供番組制作放映委託

(1) 概要

ア 契約目的

委託契約書添付の仕様書によると、本委託の目的は、市政への理解を深め参加を促すため、豊田市の施策やイベントなどの市政情報を分かりやすく市民に提供することである。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「地域に密着した広報メディアであるCATV放送で市政情報を市民に提供する。また、より多くの市民が同番組を視聴できる環境を整えるため、インターネットにて市政情報を提供する。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

上記仕様書によると、主な業務内容は、番組「とよたNOW」及び「とよたNOW総集編」の制作及び放映、及び一部コンテンツのストリーミング配信である。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

ひまわりネットワーク株式会社

(イ) 選定方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由

業者内申・選定書によると、市域内にケーブルテレビ網を整備し、地域に密着した番組制作・放映ができる唯一の事業者であることから、選定された。

エ 委託期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日

オ 金額（税込）

予定価格 9933万6373円

見積額 9933万6060円

契約金額 9933万6060円

カ 契約保証金

免除（契約規則第37条第9号）

市によると、1者特命随意契約であり、本市での契約履行状況から「契約者が契約不履行のおそれがない」と判断された。

(2) 再委託

委託業務のうち、「番組内の『特集』及び『いこまいとよた』の制作」を金2493万0400円（契約金額の25%）で再委託することについて、委託業務下請負承認願による承認がなされた。

(3) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

本委託の「執行の理由」には、当該業務を行う理由が記載されているに過ぎず、委託発注する必要性が記載されていない。

専門性、経済性、効率性、有効性の観点から、委託発注する必要性を記載及び検討した上で、発注する旨を判断する必要がある（第2章第3の1(2)イ参照）。

イ 再委託承認の判断【意見】

本委託の場合、再委託の理由として、市政情報提供番組制作に係る作業全てについて、弊社スタッフで対応することが難しいため、との記載があるが、具体的に何が難しいのか判読できない。また、委託業務下請負承認願には再委託する理由が記載されておらず、委託業務下請負承認願だけでは市が再委託を承認した理由、承認にあたっての判断材料が不明である。

地域に密着した番組制作・放映ができる唯一の事業者であることから、受託者が随意契約により選定されたのであるから、再委託の承認にあたっては、形式的に承認するのではなく、受託者が自ら契約を履行できない理由について実質的に吟味したうえで承諾の可否を判断するべきである。市によると、別途ヒアリングを行っているとのことであるが、せつかくヒアリングを行っているのであればその内容を書面に反映させるべきである。

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

本委託の再委託率は25%であるほか、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性もあるため、再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである。

2 広報とよた及びとよた市議会だより作成業務委託（複数単価契約）

(1) 概要

ア 契約目的

「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「市民に分かりやすくかつ確実な市政情報を提供するため。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

委託契約書添付の各仕様書によれば、主な業務内容は、「広報とよた」の発行（原稿作成、印刷等）、及び豊田市議会が編集発行する「とよた市議会だより」の印刷及び広報とよたへ折込み配布である。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

東名印刷株式会社

(イ) 選定方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項）

市の説明によると、次のような経緯とのことである。

当該委託は、当初一般競争による入札を行い、東名印刷1者がこれに応じた。しかし、入札金額が予定価格を上回っていたため、地方自治法施行令第167条の2第1項8号に基づき契約課において随意契約交渉を行った。それでも予定価格を下回らなかったため、入札は不調となった。

その後、豊田市業務委託事務要綱第5条第1項第1号に基づき主管課発注をした。選定理由を2号としたのは、市内の他業者に参加の意思を確認したところ了解が得られず、東名印刷のみが履行能力を有すると判断したためである。

なお、予定価格は参考見積により積算したものであるが、実際入札された金額がそれを上回っており想定はできなかった。

(ウ) 選定理由

業者選定書によると、市内の他の業者に対し、参加の意思を確認したところ、了解が得られなかったため、一般競争入札に参加した唯一の業者である当該業者が選定された。

エ 委託期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

オ 金額（税込）

予定価格	6044万0385円（一般競争入札時）
	6097万2480円（見積徴収時）
当初契約額	6097万2480円
変更契約額	6155万8948円（58万6468円増額）

カ 契約保証金

免除（契約規則第37条第9号）

市によると、1者特命随意契約であり、本市での契約履行状況から「契約者が契約不履行のおそれがない」と判断された。

(2) 契約の変更

消費税増税に伴い、契約金額の変更がなされた。

(3) 再委託

委託業務のうち、「印刷・製本・加工・仕分け・発送」を金5548万5000（契約金額の91.00%）で再委託することについて、委託業務下請負承認願による承認がなされた。市によると、受注者の印刷機では対応不可能であることは想定していたも

の、市内に拠点があり、印刷の業務に精通しているため、受託者と契約した。なお、再委託先は、名古屋市に本社、小牧市に工場を持つ印刷業者である。

市の再委託についての考え方は、次のとおりである。

- ・広報とよたの作成業務における主たる業務とは、「工程管理と市との調整業務」だと考えている。
- ・入稿から納品までの一連のプロセスにおいて、各工程は密接に結びついており、工程管理上、各工程を分割して委託することはできない。
(例) 色校正を別事業者が行うと色味が変わってしまうリスクがある等
- ・市との調整業務とは、入稿から校了までに、複数回市職員と原稿の擦り合わせを行うことであり、急な修正等にも対応できるよう市内に拠点がある事業者に限られる。
- ・自社で印刷・折り込みを行う場合は、印刷機を有する必要があるが、1月に17万部もの広報紙を短期間で作成できる印刷機(輪転機)は高額であり、そのような機器を有する市内事業者はないため、競争性を確保する目的で印刷、折り込み業務について一部再委託を認めている。一方、「工程管理と市との調整業務」は管理業務にあたるため再委託は認めない。

(4) 監査の結果

ア 契約目的の記載【指摘】

契約規則第33条第1項に基づき、契約の目的を契約書又はこれに添付する仕様書などに、自覚的に記載するべきである。委託契約してまで外部に発注する目的が明確でなければ、所期の目的が達成できたかどうかの有効性の検証はできない。

工程管理、調整、デザイン、印刷能力など、市内にない経験や技術を外部に求めて委託するのであれば、その旨を明確に意識して契約事務にあたるべきである。

イ 委託発注の必要性【指摘】

本委託の「執行の理由」には、当該業務を行う理由が記載されているに過ぎず、委託発注する必要性が記載されていない。専門性、経済性、効率性の観点から、委託発注する必要性を記載及び検討した上で、発注する旨を判断する必要がある(第2章第3の1(2)イ参照)。

特に、本委託では契約目的の記載がないことと相俟って、委託発注しなければならない必要性が曖昧である。「市民に分かりやすくかつ確実な市政情報を提供する」との記載内容は、市の本来的業務であって、これを外部に委託しなければならない必要性が全く伝わってこない。そこで、「執行の理由」には委託発注の必要性を説得的に記載するべきであることをあえて指摘する。

ウ 随意契約に至る経緯とその理由【意見】

見積徴収執行調書の「施行の方法」には「地自法令167の2①による」との記載しかなく、地方自治法施行令第167条の2第1項の何号により随意契約を締結す

るか記録されていない。市によると、同条項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）とのことであるが、その適否はともかくとして、まずもれなく記録すべきである。

なお、現に競争入札を実施しており、かつ、市が公表している「入札（見積）結果一覧（公表用）」によれば、例年、競争入札により契約しているにもかかわらず、当該年度には入札不成立となったという結果により委託の性質又は目的が競争入札に適しないというのは理由において不合理な印象を拭えない。入札が1者しかなく、予定価格が原因で地方自治法施行令第167条の2第8号に基づく随意契約の交渉も功を奏さなかったとすれば、予定価格等の条件を改めた上で再度競争入札を実施するのが本来のあり方である。

しかし、最高裁昭和62年3月20日判決は、「普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合」も同条項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に含まれると判示している。

広報とよた及びとよた市議会だよりという、豊田市内の情報を専ら取り扱い、それを市内住民に情報発信するという本契約の目的、内容に照らすと、市内に本社がある会社の中から相応する技術、経験等を有する者を契約相手として選定することは裁量権の範囲を著しく逸脱しているとまでは認められない。定期発行に間に合わせるために時間的余裕がなかったことも考えあわせると、地方自治法施行令第167条の2第2号に基づき随意契約としたことは、結果として妥当であったと考える。

ただし、随意契約に至った経緯と随意契約の理由は、上記のような判断をするために必要であるから、選定理由として記載しておくのが望ましい。また、そもそもこのような事態を招いた原因は予定価格の設定にあると思われるので、適切な予定価格の設定により一層努めていただきたい。

最高裁昭和62年3月20日判決

同項第一号（昭和49年政令第203号による改正前）に掲げる「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、原判決の判示するとおり、不動産の買入れ又は借入れに関する契約のように当該契約の目的物の性質から契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合や契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いがなく、必ずしもこのような場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理

に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項一号に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。

エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

受託者は、契約金額の91%にあたる下請代金で、印刷・製本・加工・仕分け・発送を下請負に出しているが、「主たる部分」が何であるか曖昧なため、一見していわゆる丸投げに近い状況である。

本契約書添付の豊田市業務委託契約約款第6条によれば、「設計図書において指定した主たる部分」を再委託することは禁止されている。これによると、「主たる部分」に「設計図書において指定した」という限定が付されている結果、たとえ実質的には「主たる部分」というべき業務であっても、設計図書でその旨指定しない限り、再委託は無制限に可能となりかねない。したがって、本契約のように委託金額に占める再委託契約金額の比率が大きいことが想定される場合には、必ず再委託してはならない「主たる部分」を設計図書において具体的に明記すべきである。

オ 再委託をする理由及び当該再委託先を選定する理由の検討【意見】

「委託業務下請負承認願」は、再委託をする理由及び当該再委託先を選定する理由が不明であり、再委託の必要性及び相当性が十分検討されたか否か検証することができない。

契約相手は当該契約を履行する能力があることを前提に随意契約したのであるから、自ら履行するのが原則である。そうであれば、再委託の必要性と当該再委託先の履行能力は、受託者が立証する責任を負うというべきであり、これらを記載した書面を提出させたり、ヒアリングしたりするなどし、市としても必要性・理由を検討のうえ承認すべきである。

カ 印紙の貼付漏れ【意見】

本委託の委託契約書には、印紙の貼付がない。市が保存するものについては、受託者が作成したものとみなされ（印紙税法第4条第5項）、印紙税法の課税物件に該当する場合には、受託者は印紙税を納める必要がある。本件のように請負の趣旨で交わ

される契約書の場合、記載された金額に応じて税額が定まるところ、記載された単価及び数量、記号その他により記載金額を計算できる場合には、その計算により算出した金額が記載金額となり、予定単価や予定数量であっても同様である。また、同一の号に該当する2つ以上の記載金額があるときは合計額が記載金額となる（課税物件表の適用に関する通則4イ、ホ、印紙税法基本通達第23～26条）。よって、本委託の契約金額明細には、予定総額6097万2480円（うち消費税等451万6480円）とあるから、5645万6000円が記載金額である。この場合の印紙税額は6万円である。印紙税の納付に漏れないようにすべきである。これに対し、市は、市が受託者に印紙の貼付を指示できるものではないという考えとのことである。しかし、印紙貼付の有無は一見して明らかなのであるから、単なる貼付漏れであれば一言確認すれば容易に防げるにもかかわらず、関わってはならない理由は見当たらない。市が法を遵守しない者と契約することは適切ではない。

なお、変更委託契約書は、消費税率の改正に伴い、契約金額を増額させるものであるが、税理士と相談のうえ印紙は不要と判断したとのことである。

第2 企画政策部

1 おいでん・さんそんセンター運營業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

委託契約書添付の「おいでん・さんそんセンター運營業務委託仕様書」によると、本委託の目的は、第8次総合計画で掲げる将来都市像「つながる つくる暮らし楽しむまち・とよた」を実現するため、農林業を体験する交流や地域間の交流、企業の社会貢献活動としての交流など、様々なニーズに応じた交流機会の提供や移住促進に資するいなか暮らしのコーディネートをを行うとともに、おいでん・さんそんセンターの円滑な運営及び機能の充実により、多様な交流形態に対応したコーディネート体制を確立し、都市部と山村部の活発な交流、山村部への移住を促進することである。

「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「おいでん・さんそんセンターの円滑な運営及び機能の充実により、多様な交流形態に対応したコーディネート体制を確立し、都市部と山村部の活発な交流、山村部への移住を促進する。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

上記仕様書によると、①総合窓口の運営、②都市部と山村部の交流コーディネート、③いなか暮らしコーディネート、④山村の魅力・価値PRである。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

一般社団法人おいでん・さんそん

(イ) 選定方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由

業者選定書によると、「都市と山村の交流に関する総合窓口・中間支援機能を担うおいでん・さんそんセンターと目的を同じく設立し、活動の公益性から市も理事として運営に関与する営利を目的としない法人であり、また、おいでん・さんそんセンターが設立当初から構築してきた地域や関係団体とのネットワーク、知識、経験、実績を継承し、かつ都市と山村の交流を推進する担い手となる住民、団体、企業、専門家等で理事・社員を構成する法人である。したがって、当該委託業務を遂行できるノウハウ、陣容を有する唯一の業者である。」との理由により選定された。

エ 委託期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日

オ 金額（税込）

予定価格 3957万4695円

見積額 3956万8165円

契約金額 3956万8165円

カ 契約保証金

免除（契約規則第37条第8号）

(2) 再委託

「おいでん・さんそんセンターのホームページ管理・テンプレート作成、ドメイン・サーバー管理代行」を30万円（契約金額の0.76%）で再委託することについて、委託業務下請負承認願による承認がなされた。

(3) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

本委託の「執行の理由」には、当該業務を行う理由が記載されているに過ぎず、委託発注する必要性が記載されていない。

専門性、経済性、効率性、有効性の観点から、委託発注する必要性を「執行の理由」として記載し、必要性を検討した上で発注する必要がある（第2章第3の1(2)イ参照）。

イ 委託業務下請負承認願の必要性【指摘】

仕様書によれば、委託業務には「おいでん・さんそんセンターパンフレットのリニューアル」が含まれているところ、受託者は、12万0450円（契約金額の0.30%）でデザイン広告を手掛ける事業者にデザイン及び印刷を依頼したが、下請負承認の手続がなされていない。

本契約書添付の豊田市業務委託契約約款第6条第2項は、「業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託業務下請負承認願により甲の承認を得なければならない。」と記載されており、軽微なものを除外するような例外は設けられていない。よって、下請負承認の手続が必要であり、市としては下請負承認の手続に漏れが生じないようにするべきである。

なお、仮に再委託の金額が僅少ななど軽微な場合まで承認の可否を検討する必要がないのであれば、要綱及び契約約款で例外を設けることも選択肢のひとつと考えられる（第2章第2の2(4)イ参照）。

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

本委託の再委託率は僅かではあるが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性を否定できないので、上記契約約款第6条第1項記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである。

2 豊田市低炭素社会モデル地区運営・管理業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

委託契約書添付の「豊田市低炭素社会モデル地区運営・管理業務委託 仕様書」によると、本委託の目的は、豊田市低炭素社会モデル地区において、市が推進する持続可能な社会の実現に向けた取組に関し、市民等の理解と行動変革に資する効果的な施設案内・説明等と施設の清掃、緑化等管理業務を実施することである。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「市が推進する持続可能な社会の実現に向けた情報発信拠点として、豊田市低炭素社会モデル地区を効果的に運営するため」とある。

イ 委託内容（業務委託）

上記仕様書によると、業務の内容は、運営管理業務、清掃業務、緑化管理業務、及び統括管理業務である。

ウ 契約締結の方法及びその理由

（ア）受託者

凸版印刷株式会社

（イ）選定方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

（ウ）選定理由

業者選定書によると、プロポーザル選考等から特定される者であるため、との理由である。

なお、プロポーザルには1者が参加した。

エ 委託期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日

オ 金額（税込み）

予定価格	7497万3641円
見積額	7497万3641円
当初契約額	7497万6341円
変更契約額（1回目）	8169万4641円（672万1000円増額）
変更契約額（2回目）	8089万2179円（80万2462円減額）

カ 契約保証金

免除（契約規則第37条第9号）

市によると、1者特命随意契約であり、本市での契約履行状況から「契約者が契約不履行のおそれがない」と判断された。また、プロポーザルにて事業者を決定する際、運営体制について人員配置等の提案を踏まえて評価しており、また、当該業務の過去の履行実績も良好とのことである。

(2) 契約の変更

1 回目の変更は、変更協議書、案件発注決定書、変更契約締結決定書及び変更委託契約書によると、イベントのうち1つの開催場所を変更したことに伴い、イベント会場の装飾、必要機材等の運搬・設置及び会場スタッフを追加するべく、契約金額を増額したものである。

2 回目の変更は、変更協議書、変更契約締結決定書及び変更委託契約書によると、イベントのうち1つを台風接近により中止したため、契約金額を減額したものである。

(3) 再委託

「豊田市低炭素社会モデル地区における施設案内・説明等と施設の清掃、緑化等管理業務など」を3700万円（契約金額の49.35%）で再委託することについて、委託業務下請負承認願による承認がなされた。

(4) 監査の結果

ア 再委託先における個人情報の取扱い及び情報セキュリティ【意見】

「個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」記載の「遵守項目確認表」に基づき提出された「様式4 再委託に関する報告書」の「再委託する理由」に「弊社が人材派遣機能を持ち合わせていないため、スタッフの雇用および管理運営を委託。」と記載されている。その意味が判然としないため、市に対し、受託者と下請負者の契約種別の把握状況を照会したところ、業務委託契約である旨の回答であったものの、重ねて市から受託者に契約書の確認を求めたところ、本件に関する契約書は存在しなかった。しかし、本契約書添付の「個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」には、市を甲、受託者を乙として、次の定めがある。

(再委託)

第6条 1～2 (省略)

3 前頁の場合、乙は、再委託先に本特記に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

したがって、受託者がやむを得ず再委託・下請負する場合には、受託者は、下請負者から、自らが市に対して負う義務と同等の義務を履行する旨の意思表示を得るべきである。また、その重要性に鑑みれば口頭では不十分であり、契約書として文書化するべきである。そして、市としても、市が保有する個人情報や秘密情報を再委託先・下請負先のどの範囲の者が利用することになるかについて、把握することが可能にしておくべきである。

イ 再委託する理由と偽装派遣【意見】

「再委託する理由」に「弊社が人材派遣機能を持ち合わせていないため、スタッフの雇用および管理運営を委託。」と記載されていることから、再委託の目的はスタッフを再委託先において雇用し、雇用した労働者を受託者に派遣することが目的とも

解される。そして、派遣されたスタッフに対して受託者が指揮命令をする場合には、受託者と再委託先の契約が業務委託契約のままでは、偽装派遣の非難を招きかねない。市として再委託先・下請負業者の契約内容に深く関与することはできないとしても、再委託する理由を実質的に吟味し、偽装派遣ではないとの確証を得たうえで、再委託・下請負を承認すべきである。そのため、再委託先に電話やメールで聴き取り調査し、偽装派遣ではないことを確認できた場合はその旨を記録しておくことが望ましい。

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託の再委託率は契約金額の49.35%に及ぶほか、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性を否定できないので、再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

第3 総務部

1 豊田市公共施設予約システム構築業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

契約書添付の「豊田市公共施設予約システム構築業務委託 委託仕様書」によると、本委託の目的は、広く市民が活用する公共施設の利用の利便性向上及び利用促進並びに公共施設の利用申請等に係る各種業務の負担軽減を図るため、施設の空き状況の確認や利用予約等をシステム化した公共施設予約システムを構築することである。

「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「公共施設利用の利便性向上及び利用促進並びに公共施設の利用申請等に係る各種業務の負担軽減を図る。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

上記仕様書に定められた事業の概要は、導入に係る作業（環境構築、運用テスト、マニュアルの作成）及びASPまたはSaaS方式によるシステム機能の提供である。なお、本契約により構築されたシステムの継続利用に関する業務は、本契約の対象外である。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

ソリマチ株式会社

(イ) 選定方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由

業者選定書によると、プロポーザル選考等から特定される者であるため、との理由である。

なお、プロポーザルには3者が参加した。

エ 委託期間

令和元年9月26日～令和2年3月31日

オ 金額（税込み）

予定価格 1760万円

見積額 1760万円

契約金額 1760万円

カ 契約保証金

免除（契約規則第37条第9号）

市によると、1者特命随意契約であり、豊田市入札参加資格名簿（物品等）に登録されていることや契約者のこれまでの業務実績から「契約者が契約不履行のおそれがない」と判断された。

(2) 再委託

「設計支援、プログラミング、データ入力」を704万円（契約金額の40.00%）で再委託することについて、委託業務下請負承認願による承認がなされた。

(3) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

本委託の「執行の理由」には、当該業務を行う理由が記載されているに過ぎず、委託発注する必要性が記載されていない。

システム開発という専門性を要する業務を委託発注するものであることを必要性として記載し、委託発注の必要性を意識的に検討した上で発注する必要がある。

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託のような情報システムに関する業務では、委託業務の相当部分が再委託される可能性が高いことは通常想定される。そうであれば、再委託してはならない「主たる部分」を設計図書において具体的に明記し、本件再委託と「主たる部分」の関係を検討したうえで再委託承認すべきである。

ウ 履行体制の確認【意見】

本委託において、再委託先がさらに再々委託したか不明であるものの、情報システム関連の業務では連鎖的に外部委託されることが珍しくないため、履行体制の確認のため、契約書内に体制表の提出を求める根拠を設けておくことが望ましい。

2 豊田市会計年度任用職員労務管理業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

契約書添付の「豊田市会計年度任用職員労務管理業務委託仕様書」によると、本委託の目的は、大要、平成32年度に「特別任用職員制度」が「会計年度任用職員制度」に移行するにあたり、管理する職員の増加や働き方の更なる複雑化が予想されるため、そのような状況に対応するべく、引き続きクラウド方式による勤怠・給与計算システムの採用と、新たな人材確保策を取り入れた労務管理を実現することである。

「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「豊田市会計年度任用職員制度の導入にかかる、労務管理業務の適正な運営と事務の効率化を図るため。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

上記仕様書には、任用に関する管理、退職に関する管理、給与計算に関する処理等、多岐にわたる業務が指定されている。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

トヨタすまいるライフ株式会社

(イ) 選定方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由

業者選定書によると、プロポーザル選考等から特定される者であるため、との理由である。

なお、プロポーザルには1者が参加した。

エ 委託期間

平成31年4月11日～平成36年3月31日

オ 金額（税込）

予定価格 2億8371万2000円

見積額 2億8371万2000円

契約金額 2億8371万2000円

カ 契約保証金

免除（契約規則第37条第9号）

市によると、人事課において平成27年度に契約した「豊田市特別任用職員労務管理業務委託」において本契約と類似の業務を適切に履行した実績があり履行能力を有していること、及び当市における委託契約の実績が多数あることから、「契約者が契約不履行のおそれがない」と判断された。

(2) 再委託

「豊田市会計年度任用職員労務管理システム改修及びシステム保守」「給与計算代行」を1億9720万7340円（契約金額の69.51%）で再委託することについて、委託業務下請負承認願による承認がなされた。

(3) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

本委託の「執行の理由」には、当該業務を行う理由が記載されているに過ぎず、委託発注する必要性が記載されていない。

システム開発という専門性を要する業務を委託発注するものであることを必要性として記載し、委託発注の必要性を意識的に検討した上で発注する必要がある（第2章第3の1(2)イ参照）。

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託のような情報システムに関する業務では、委託業務の相当部分が再委託される可能性が高いことは通常想定される。そうであれば、再委託してはならない「主

たる部分」を設計図書において具体的に明記し、本件再委託と「主たる部分」の関係を検討したうえで再委託承認するべきである。

ウ 履行体制の確認【意見】

本委託において、再委託先がさらに再々委託したか不明であるものの、情報システム関連の業務では連鎖的に外部委託されることが珍しくないため、履行体制の確認のため、契約書内に体制表の提出を求める根拠を設けておくことが望ましい。

エ 特記と遵守項目確認表の整合性【指摘】

本契約の「個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」には「別紙『遵守項目確認表』を確認し、これを遵守しなければならない。」とあるところ、同特記には個人情報等の受渡しに関する条文（第13条）及び返還又は廃棄に関する条文（第14条）がある。ところが、本契約に関して受託者から提出を受けた「遵守項目確認表」には、これらに対応する確認項目が掲載されていなかった。市によると、印刷した際の内容に関する整合確認不足が原因とのことである。不整合のないよう確認を徹底すべきである。

第4 市民部

1 標準宅地等鑑定評価委託

(1) 概要

ア 契約の目的

契約目的に関する記載は見当たらない。

「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「令和3年度評価替えにおいて、合理的で均衡の取れた土地評価の実現に活用するため。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

標準宅地等鑑定評価委託仕様書には、「令和3年度の固定資産（土地）の評価替えにおいて活用する標準宅地の鑑定評価（地価公示価格又は都道府県地価調査価格を活用して、標準化補正後価格を求めることを含む。）を実施する。固定資産鑑定評価員（本市の選任により固定資産税評価における標準宅地の鑑定評価を行う者。以下「評価員」という。）は、予め本市が指定する地点について鑑定評価を行い、その結果を報告する。」と記載されている。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会

(イ) 選定方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由

業者選定書によると、豊田市委託業務事務要綱第3条第1項第3号別表1（公共的団体及び準ずる団体）の7（その他の団体等）に準ずる団体であり、必要な知識・経験を有するものが他にいないため、との理由である。

理由の詳細は次のとおりである。

一地点ないし比較的少数地点の評価を前提に成立する通常の評価とは異なり、標準宅地の鑑定業務においては、地価公示・地価調査・国税評価・固定資産評価は、同一時点で大量の評価を行う集団的評価である。この集団的鑑定評価に際しては、下記6項目が必要となる。

- i) 短期間に行う大量評価の事務処理体制の確立
- ii) 前回評価・他の公的評価等との整合性・均衡の確保
- iii) 評価基準・要因分析手法の統一ないしは整合性の確保
- iv) 地点間・地域間・全国間での情報交換・意見交換による結果としての価格バランスの統一・整合性の確保
- v) 多数の鑑定士による価格の相互検証と信頼性の確保

vi) 利害関係の排除と公平性の確保

特に県下の全市町村の依頼により行う標準宅地の鑑定評価は、上記6項目の円滑な実施という点において、鑑定評価そのものを行う組織とは別に集团的鑑定評価の事務処理・会議運営・調整業務の部分についての処理機関が必要である。

受託者は、不動産鑑定士を会員として構成された公益社団法人である。公的土地評価等も業務内容としており、県下の市町村と鑑定士との協議機会を提供するという集团的鑑定評価を行うことのできる組織として県内唯一の業者である。

以上のような業務を遂行できるものとしては、当協会以外に適当なものはおらず、標準宅地鑑定評価業務について、受託者を委託業者として選定します。

エ 委託期間

令和元年8月20日～令和2年3月31日

オ 金額（税込み）

予定価格	9106万6624円
見積書記載金額	9106万6624円
当初契約金額	9106万6624円
第一回変更契約金額	9127万0795円
第二回変更契約金額	9141万5071円

(2) 変更契約

いずれも、変更事務取扱要領第3条第2号ウ「その他予期することが困難な要因等でやむを得ない場合」に該当するとして、次の変更契約書が締結されている。

ア 令和2年2月20日付変更契約（20万4171円増額）

理由：選定地点に状況変化（家屋取り壊し等）があり標準宅地として望ましくなくなったため。契約後に鑑定を必要とする大規模な開発が出されたため。

イ 令和2年3月23日付変更契約（14万4276円増額）

理由：地価調査3地点について、地価調査地点でないことが判明したため。

(3) 再委託の有無

ア 問題の所在

受託者は、不動産鑑定料について単価に数量を乗じた金額の合計をもって見積書を市に提出し、本件委託契約を締結している。このことだけを見ると、市が受託者に委託しているのは標準宅地の「鑑定評価」であるようにも解される。そして、受託者が受託した鑑定評価を、受託者が評価員にさらに委託しているとすれば、再委託の承認願いの要否、承認の有無が問題になるが、検討された形跡がない。そこで、市と受託者の契約内容がいかなるものかを厳密に検討する必要がある。

イ 仕様書の記載と不動産の鑑定評価に関する法律の規制

標準宅地等鑑定評価委託仕様書第1には、「固定資産鑑定評価員（本市の選任により固定資産税評価における標準宅地の鑑定評価を行う者。以下「評価員」という。）

は、予め本市が指定する地点について鑑定評価を行い、その結果を報告する。」とあるほか、同第3の2でも、不動産の鑑定評価を行うのは評価員であることはそもそも織り込み済みであり、受託者が自ら鑑定評価するというよりは、評価員に鑑定評価させる立場に立つことが規定されている。これを前提とすると、固定資産鑑定評価員と市の間には直接の契約関係が成立しており、受託者は、評価員のために契約締結事務、報酬徴収支払事務を代行する関係に立つとも考えられる。この場合は再委託の問題は生じない。

そもそも、不動産の鑑定評価に関する法律第36条は、不動産鑑定士でない者は、不動産鑑定業者の業務に関し、不動産の鑑定評価を行ってはならず、不動産鑑定業者は、その業務に関し、不動産鑑定士でない者に不動産の鑑定評価を行わせてはならないとしている。ここにいう鑑定評価とは、同法第2条第1項によれば、「この法律において「不動産の鑑定評価」とは、不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下同じ。）の経済価値を判定し、その結果を価額に表示することをいう。」とされており、仕様書第1記載の鑑定評価と同義と解さざるを得ない。そうであれば、不動産鑑定士でも不動産鑑定業者でもない受託者は、鑑定評価を自ら行うことはできず、これを不動産鑑定士に行わせることもできない。したがって、受託者は本件委託契約で鑑定評価を受託することは法律上できないので、鑑定評価は、市から評価員に対して直接委託されていると解さざるを得ない。このように解する場合、本件委託には再委託の問題は生じない。

ウ 平成6年10月24日付け6地第832号愛知県総務部長通知

市では、平成6年10月24日付け6地第832号愛知県総務部長通知をもとに本委託を実施している。同通知に添付された自治省税務局資産評価室長の「固定資産税評価における平成9年度評価替え以降の鑑定評価の実施体制について」も市町村が担当の固定資産鑑定評価員を決定し、本人の了解を得た上で、固定資産鑑定評価員に委嘱することを前提に、個々の固定資産鑑定評価員に対する鑑定報酬の支払いは協会を通じて行うものとしている。

固定資産税評価における平成9年度評価替え以降の鑑定評価の実施体制について（通知）

このことについては、平成9年度評価替えを円滑に実施する観点から、既に愛知県として平成6年3月7日付け6地第182号総務部長通知により指針を示したところですが、このたび、自治省税務局資産評価室長から別添のとおり平成9年度評価替え以降の鑑定評価の実施体制について基本方針が示されたため、今後はこの通知に基づき実施するものとして、適切に対処してください。

なお、県事務所にあっては、この旨を管内町村に通知するとともに、よろしくご指導ください。

（連絡先 略）

自治評第43号

平成6年10月12日

自治省税務局資産評価室長 ㊟

固定資産税評価における平成9年度評価替え
以降の鑑定評価の実施体制について

固定資産税の土地評価については、平成6年度の評価替えから、標準宅地について不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価が導入され、関係機関の御協力をいただき、概ね良好に実施されたところです。

次回平成9年度の評価替えにおいても、引き続き鑑定評価を活用していくこととなりますが、鑑定評価業務のより円滑、かつ、効率的な実施を目的とした取扱要領を別紙のとおり定めましたので、管下市町村の指導方よろしく願いいたします。

(別紙)

平成9年度評価替え以降の鑑定評価の実施についての取扱要領

1. 平成6年度評価替えにおける執行状況と課題

平成6年度評価替えにおいては、標準宅地の鑑定評価を不動産鑑定士又は不動産鑑定士補（以下「鑑定士等」という。）へ委託する場合に、各市町村が個別に不動産鑑定業者に発注したところであるが、次のような課題も指摘されているところである。

- ① 鑑定士等の不足・都市部への偏在等により、必ずしも当該地域の地価の実情に精通した鑑定士等が業務を担当するとは限らない状況が生じたこと
- ② 地域のバランス確保のために土地評価協議会が設置されたが、鑑定評価段階において市町村内、市町村間のバランスの事前検討を十分に行うには限界があったこと
- ③ 鑑定士等の間で、地域間における取引事例や価格形成要因に関する情報交換が必ずしも十分には行われ得なかったこと
- ④ 相続税評価、地価公示価格等と固定資産税評価額との均衡について、十分には図りにくいきらいがあったこと

2. 平成9年度以降の評価替えに向けての基本的方向

平成9年度評価替えにおいては、上記1にある課題を解決するとともに、全路線価の公開への対応も念頭において、鑑定評価作業をより一層効率的に実施することが重要となる。

このためには、鑑定評価業務の遂行と鑑定士等相互間における連絡との双方がバランスよく実施される体制が必要であり、地価公示や相続税評価において行われている分科会方式に類似した方式を採用すべきである。

3. 具体的方法

(1) 鑑定希望者のとりまとめ

- ① 都道府県は、(社)日本不動産鑑定協会〇〇部会（北海道及び東京都にあつては地域会）又は(社)〇〇県不動産鑑定士協会（以下、「協会」という。）に対して、固定資産鑑定評価員（市町村の委嘱により固定資産税評価における標準宅地の鑑定評価を行う者をいう。以下同じ。）となることを希望する協会会員の鑑定士（又は補。以下、「鑑定士等」という。）の希望のとりまとめを依頼する（「固定資産鑑定評価員希望者名簿」（以下、「希望者名簿」という。）の様式を送付）。
- ② 協会は、①の希望者名簿の様式を協会会員の各鑑定士等に配付する。
- ③ 協会会員以外の鑑定士等にあつては、希望により都道府県又は市町村から希望者名簿の交付を受ける。
- ④ 固定資産鑑定評価員となることを希望する鑑定士等は、希望者名簿に必要な事項を記入し、協会会員にあつては協会に、会員以外の者にあつては希望する市町村に所定の期日までに提出する。
- ⑤ 協会及び市町村は、鑑定士等から提出された希望者名簿を都道府県あてに提出する。その際、協会及び市町村は調整等を行わず、希望者名簿をそのまま提出する。
- ⑥ 都道府県は提出された希望者名簿をもとに、固定資産鑑定評価員となることを希望する者のとりまとめを行う。

(2) 固定資産鑑定評価員の選定

- ① 都道府県は、市町村に対して、固定資産鑑定評価員となることを希望する者の中から各市町村の担当の固定資産鑑定評価員を推薦する（市町村と事前に調整）。なお、推薦に当たっては、協会会員と協会会員以外とを区別することなく、地価公示、地価調査を担当している等、地域の地価の実情に精通している者が担当となるよう配慮するとともに、鑑定士等の適正な評価能力を勘案し、一の鑑定士等が担当する標準宅地数が全市町村を通じて過大とならないよう留意する。
- ② 市町村が担当の固定資産鑑定評価員を決定し、本人の了解を得た上で、固定資産鑑定評価員に委嘱する。なお、委嘱を行う際には、委嘱状とともに固定資産鑑定評価員として行う鑑定に当たって遵守すべき事項を示した「実施要領」及び具体的鑑定ポイントを示す「鑑定価格一覧表」を交付する。
- ③ 市町村は、固定資産鑑定評価員に交付した「鑑定価格一覧表」の写しを協会に提出する。

(3) 鑑定評価に関する委託契約

- ① 市町村は、協会に対して、「市町村の指定する固定資産鑑定評価員に鑑定評価を行わせ、その結果を報告させる業務及びこれに付随する業務」を委託する。
- ② 「これに付随する業務」とは、具体的には次のとおりである。
 - ア (4) の固定資産鑑定評価員会議を開催すること
 - イ 固定資産鑑定評価員に鑑定報酬を支払い、それに付随する業務を行うこと
 - ウ 市町村と固定資産鑑定評価員との連絡を行うこと

(4) 固定資産鑑定評価員会議

- ① 協会は、鑑定評価価格のバランスの確保、鑑定評価に当たっての情報交換等を目的とした固定資産鑑定評価員会議（以下、「評価員会議」という。）を開催する。
- ② 評価員会議は、原則として、都道府県別及びブロック別に開催する。なお、ブロック分けについては、協会、都道府県、市町村で協議の上、土地評価協議会及び地価公示分科会におけるブロック分け等を考慮して行うこととする。
- ③ ブロック別固定資産鑑定評価員会議（以下、「ブロック別会議」という。）にブロック幹事1名、ブロック副幹事2名程度を、都道府県固定資産鑑定評価員会議（以下、「都道府県会議」という。）に代表鑑定評価員1名、副代表鑑定評価員2名程度を置く。
- ④ ブロック別会議は当該ブロック内の鑑定を行った固定資産鑑定評価員全員を、また都道府県会議はブロック幹事及び副ブロック幹事を構成員として、それぞれ、ブロック幹事、代表鑑定評価員が招集する。
- ⑤ ブロック幹事等は、地価公示分科会の幹事等、地域の実情に精通している固定資産鑑定評価員の中から都道府県が指名する。
- ⑥ ブロック幹事等は、それぞれ次の職務を行う。

ア ブロック幹事

(ア) 市町村、協会、代表鑑定評価員及び固定資産鑑定評価員の相互の連絡を行うこと

(イ) ブロック別会議を代表し、会議を招集すること

(ウ) ブロック内の固定資産鑑定評価員の意見の調整を行い、調整困難な場合は意見を付し、調整結果とともに代表鑑定評価員に提出すること

(エ) ブロック内の固定資産鑑定評価員が作成した鑑定評価書のとりまとめを行い、協会に提出すること

イ ブロック副幹事

ブロック幹事の補助を行うこと

ウ 代表鑑定評価員

(ア) 市町村、協会及びブロック幹事の相互の連絡を行うこと

(イ) 都道府県会議を代表し、会議を招集すること

- (ウ) 都道府県内のブロック幹事間の意見の調整を行い、調整困難な場合は意見を付し、調整結果とともに都道府県土地評価協議会に提出すること
 - エ 副代表鑑定評価員
代表鑑定評価員の補助を行うこと
 - ⑦ 評価員会議は、原則として「メモ価格」及び最終の鑑定価格の段階で行うものとし、これ以外は必要に応じて開催する。
 - (5) 鑑定結果の報告
 - ① 鑑定評価の結果については、「メモ価格」又は最終の鑑定結果を、各固定資産鑑定評価員が委嘱の際に交付された「鑑定価格一覧表」に記入し、ブロック幹事に提出する。(評価員会議はこれをもとに意見調整を行う。)
 - ② 鑑定評価書の提出は、各固定資産鑑定評価員が作成した鑑定評価書を、ブロック幹事を通じて協会がとりまとめを行い、形式審査を行った上で市町村に提出する。
 - (6) 鑑定報酬等の支払い
 - ① 個々の固定資産鑑定評価員に対する鑑定報酬の支払いは協会を通じて行う。
 - ② 市町村と協会との委託契約の金額には、「これに付随する業務」に要する経費を含む。
 - 4 その他
以上に係る各種様式、具体的なスケジュール等は、追って通知する。
- (参考) 固定資産税における鑑定評価体制 (概念図) 以下略

(4) 監査の結果

ア 契約の目的【指摘】

契約規則第33条第1項に基づき、契約の目的を契約書に記載しなければならない。

固定資産税のもとになる固定資産の評価は、市町村長が行うものとされている(地方税法第403条第1項)。したがって、標準宅地等の評価も市の業務であるが、不動産の評価には、極めて専門的な知識と経験を必要とし、外部の知識経験を活用して経済的、効率的に鑑定評価することが、鑑定評価を委託発注する目的である。

しかし、上述のとおり受託者が鑑定評価をすることは法律上できないことから、本委託の目的は鑑定評価そのものではなく、固定資産鑑定評価員による鑑定評価を効率的に実施しつつ、固定資産税のもとになる固定資産の均衡で適正な評価を実現することが目的であるといわなければならない。

契約書には、このような契約の目的を自覚して記載する必要がある。

イ 委託発注の必要性【指摘】

本委託の「執行の理由」には、当該業務を行う理由が記載されているに過ぎず、委託発注する必要性が記載されていない。「執行の理由」に記載の「令和3年度評価替えにおいて、合理的で均衡の取れた土地評価の実現に活用するため。」とは業務そのものの理由・目的であるが、受託者は鑑定評価する権限がないため、鑑定評価に必要とされる専門性は、本業務を受託者に委託発注しなければならない理由にはならない。

経済性、効率性の観点から委託発注する必要性を再検討し、執行の理由にも委託発注する必要性を記載したうえで、委託する旨の判断をするべきである（第2章第3の1(2)イ参照）。

ウ 市と固定資産鑑定評価員の契約関係の明確化【指摘】

前述のとおり、本件委託契約の内容を、不動産の鑑定評価に関する法律に適合するように合理的に解釈するならば、鑑定評価は、市から固定資産鑑定評価員に対して直接委託されており、本件委託契約の内容には鑑定評価は含まれていないと解さざるを得ない。このように解すれば、受託者から評価員に対する再委託という問題は生じない。そうであれば、直接の契約締結過程、報酬の支払い過程について法的な整理が必要である。

この点、市に対し、固定資産鑑定評価員の選任手続と評価員との契約関係に関する資料を求めたところ、「協会との契約のため、調査員（評価員）との契約関係に関する資料はありません」とのことであった。

しかし、市による固定資産鑑定評価員選任とその通知（下記「固定資産鑑定評価員の選任書」参照）、固定資産鑑定評価員によるその受諾の意思表示により、市と固定資産鑑定評価員の間には、直接の契約関係が成立していると解され、ただ固定資産鑑定評価員としての報酬の授受は、市から受託者に委託されているに過ぎないと解される。

そうであれば、固定資産鑑定評価員からは、固定資産鑑定評価員としての選任を受諾する旨の意思表示だけでなく、報酬の金額や支払時期は受託者の判断に従う旨の意思表示を取り付けて契約関係を明確化する必要がある。

不動産鑑定士
様

固定資産鑑定評価員の選任書

令和3年度の固定資産（土地）の評価替えにおいて活用する標準宅地等の不動産鑑定評価（以下「鑑定評価」という。）を行う当市の固定資産鑑定評価員にあなたを選任します。

なお、鑑定評価にあたっては、別紙「標準宅地等鑑定評価委託仕様書」によるほか、下記の点を遵守してください。

記

- 1 鑑定評価に関する業務委託契約は、当市と受託者との間で締結するので、その目的・趣旨を理解し、業務の円滑な履行に努めること。
- 2 鑑定評価にあたっては、地価公示価格、都道府県地価調査価格及び相続税路線価等との均衡及び固定資産税における評価の面的な均衡に十分留意すること。
- 3 提出した鑑定評価書等の内容について市から説明又は資料の提出をもとめられたときは、これに応ずること。

令和元年8月21日

豊田市長

このような指摘に対し、市では平成6年10月24日付け6地第832号愛知県総務部長通知をもとに本委託を実施していることから、問題ないと考えているとのことであった。しかし、県からの通知があるからといって、地方自治法第234条第5項の適用がなくなると解することはできない。同条項に基づき契約書を締結するか、少なくとも契約規則第34条第2項に基づき、固定資産鑑定評価員としての選任を受諾する旨の意思表示を取り付けるに際して、報酬の金額や支払時期は受託者の判断に従う旨の意思表示を含む請書を固定資産鑑定評価員から徴収する必要がある。

エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

以上に検討したように、本委託には再委託があるとは認められないが、再委託を制限する契約約款の規定が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

2 平成33基準年度評価替え宅地等地価調査業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

契約書添付の「平成33基準年度評価替え宅地等地価調査業務委託 仕様書」によると、本委託の目的は、平成33基準年度評価替えに伴う土地（宅地、一般田、一般畑、一般山林等）評価のために必要な調査に関する業務と評価のために必要なコンサルティングに関する業務を実施すること、及び豊田市全域について、土地評価における特性を考慮し、土地利用、街区の整備状況、生活環境条件、公共公益施設の分布状況、その他地価形成要因に影響を及ぼす諸要因を総合的に調査分析し、その分析結果を基に土地の評価及び課税についての総合的な土地評価業務の支援を行うことである。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「平成33基準年度評価替えに伴う固定資産税評価業務（土地）を適正に行うため。また、固定資産の評価替えは3年に一回である。各年度の業務は3年間継続して実施するものであり、関連性が高く強い連続性を持つ。このため、一連の業務を債務負担行為とした。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

上記仕様書によると、本契約の委託には、「固定資産地図情報システム」の環境構築、地形等変更情報の提供、土地評価に関する各種支援、固定資産（土地）評価に関する助言及び提案、全方位360度カメラによる街路画像撮影等、数多くの業務が含まれている。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

株式会社パスコ

(イ) 選定方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由

業者選定書によると、プロポーザル選考等から特定される者であるため、との理由である。

なお、プロポーザルには4者が参加を表明したが、うち1者は辞退したため、3者で選考が行われた。

エ 委託期間

平成30年4月5日～平成33年3月31日

オ 金額（税込）

提案限度額 5875万2000円

予定価格 5283万3600円

見積額 5283万3600円

当初契約金額 5283万3600円

変更契約金額 5349万8912円（66万5312円増額）

カ 契約保証金

免除（契約規則第37条第9号）

市によると、1者特命随意契約であり、本市での契約履行状況から「契約者が契約不履行のおそれがない」と判断された。

(2) 契約の変更

案件発注決定書、変更契約締結決定書、変更委託契約書によると、令和元年10月1日の消費税率の改正に伴う契約金額の変更である。

(3) 再委託

「標準宅地現地調査の補助員（計測、記録作業）」を40万円（契約金額の0.82%）、
「道路状況調査における作業補助員（機械操作、運転、記録作業）」を432万円（同8.17%）で再委託することについて、それぞれ委託業務下請負承認願による承認がなされた。

(4) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

本委託の「執行の理由」の記載のうち、「平成33基準年度評価替えに伴う固定資産税評価業務（土地）を適正に行うため。」は当該業務を行う理由であり、「固定資産の評価替えは3年に一回である。各年度の業務は3年間継続して実施するものであり、関連性が高く強い連続性を持つ。」は債務負担行為とした理由である。逆に、当

該業務を委託発注する必要性が記載されていない。「執行の理由」には、当該業務が専門的技術、知識、経験等を必要とするものが多く含まれ、効率性の観点から委託発注する必要性を記載するべきである（第2章第3の1(2)イ参照）。

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

本委託の再委託は僅かではあるが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性は否定できない。再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである。

3 豊田市航空写真撮影等業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

委託契約書添付の「豊田市航空写真撮影等業務 委託仕様書」によると、本委託の目的は、市における固定資産税の課税客体（土地・家屋）及び街路等の現況を適確かつ効率的に把握し、適正で公正な課税のための基礎資料整備、統合型GISのデータ整備の一環として市全域の航空写真撮影、写真地図データファイルの作成を行うこと、及び作成したデータを基に土地・家屋についての経年異動判読調査を行うことである。

「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「豊田市における固定資産税の課税客体（土地・家屋）及び街路等の現状を的確かつ効率的に把握し、適正で公正な課税のための基礎資料整備のため。また、作成したデータを基に土地・家屋の経年異動判読調査を行う。」とある。

イ 委託内容（工事関係委託）

上記仕様書によると、本契約の委託内容は、デジタル空中写真撮影、写真地図データファイル作成、経年異動判読調査である。

ウ 契約締結の方法

(ア) 受託者

株式会社パスコ

(イ) 選定方法

一般競争入札（事後審査型）（法第234条第3項）

なお、入札した者は1者である。

エ 委託期間

令和元年6月7日～令和2年3月27日

オ 金額（税込）

予定価格 4316万4000円

契約金額 3960万0000円

カ 契約保証金

免除（契約規則第37条第3号）

市によると、地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定により市長が定めた資格を有する者であり、本市での契約履行状況から「契約者が契約不履行のおそれがない」と判断された。

(2) 再委託

「現地測量作業の作業員（計測、記録作業）」を17万5000円（契約金額の0.44%）で再委託することについて、委託業務下請負承認願による承認がなされた。

(3) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

本委託の「執行の理由」の記載は当該業務を行う理由である。当該業務を委託発注する必要性としては、当該業務がデジタル空中写真撮影という技術を必要とする業務であることから、専門性、効率性の観点から委託発注する必要性を記載するべきである（第2章第3の1(2)イ参照）。

イ 1者入札【意見】

入札の結果は、受託者による1者入札である。一般競争入札では1者入札を不成立とまでは言えないものの、デジタル空中写真撮影という技術を有する法人の数は、県内業者に限定すると限定的である。委託業務の内容に応じて競争性が確保できるよう、入札資格を検討し、1者入札の結果とならないよう、配慮するべきである。

ウ 委託検査結果について【意見】

委託完了検査調書及び委託検査結果通知書の検査項目には、契約約款に規定する提出物、特記仕様書に規定する提出物のそれぞれについて適切であることを確認したとして、検査結果は合格とされている。しかし、具体的には何に対して、いつどのように適切であることを確認したかは不明である。可能であれば提出物を特定するか、少なくとも契約約款、特記仕様書の条項により特定されたい。

エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

本委託の再委託率は僅かであるが、再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである。

4 戸籍総合管理システム保守委託

(1) 概要

ア 契約目的

委託契約書添付の「戸籍総合管理システム保守委託仕様書」によると、本委託の目的は、市が使用する戸籍総合管理システムを良好な状態に保つことである。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「戸籍総合管理システムについて、正常かつ安定的な状態での作動を保つよう、その保守点検が必要であるため。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

上記仕様書によると、業務の内容は、システムを構成するハードウェア及びコンピュータ・プログラムの通常保守サービス及び特別保守サービスの提供である。

ウ 契約締結の方法及びその理由

（ア）受託者

富士ゼロックスシステムサービス株式会社

（イ）選定方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

（ウ）選定理由

業者選定書によると、必要とする技術力を有する者が他にいないため、との理由である。市の説明によると、具体的には、当該事業者がシステムの作成・設置者であるため、システムの保守ができるという事情である。

エ 委託期間（長期継続契約）

平成31年4月1日～平成34年3月31日

オ 金額（税込）

予定価格 3060万8844円

見積額 3060万8844円

契約金額 3060万8844円

カ 契約保証金

免除（契約規則第37条第9号）

市によると、1者特命随意契約であり、本市での契約履行状況から「契約者が契約不履行のおそれがない」と判断された。

(2) 契約の変更

平成31（令和元）年度については、なし。

(3) 再委託

「戸籍総合管理システム機器保守業務」を238万5000円（契約金額の7.8%）、
「プリンタ保守業務」を238万5000円（同7.8%）で再委託することについて、
それぞれ委託業務下請負承認願による承認がなされた。

(4) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

本委託の「執行の理由」の記載は当該業務を行う理由である。当該業務を委託発注する必要性としては、当該業務の技術力を有する者が当該システムの作成・設置者以外に存在せず、作成・設置者であればシステムの保守ができるという事実を記載すべきである。業務委託手引にも「この委託を実施する理由を具体的に入力してください。」（27頁）との説明が記載されており（傍点は包括外部監査人による。）、委託発注する理由の記載が求められている（第2章第3の1(2)イ参照）。

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託のような情報システムに関する業務では、委託業務の相当部分が再委託される可能性が高いことは通常想定される。そうであれば、再委託してはならない「主たる部分」を設計図書において具体的に明記すべきである。

第5 地域振興部

1 道の駅どんぐりの里いなぶ管理業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

委託契約書添付の道の駅どんぐりの里いなぶ管理業務委託仕様書記載の「趣旨」及び「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「施設の適正かつ良好な維持管理により、利用者の利便性を図るため」とある。

イ 委託内容（業務委託）

仕様書によると、委託業務の内容は、次のとおりとされている。

ア 全般

- (ア) 管理業務は毎日行うこと。
- (イ) 施設は適宜見回りし、常に清潔な状態を保持すること。
- (ウ) 施設の破損等を発見したときは、応急措置を講じ速やかに監督員へ報告すること。
- (エ) 道の駅の駅長として会議等に参加し、道の駅の利用調整等施設の適切な運営に努めること。

イ 情報コーナー管理

- (ア) 作業区域：情報コーナー、利用者通路
- (イ) 作業回数：清掃業務は、毎日1回以上実施すること。
情報コーナー入口の玄関マットは、月1回交換すること。
- (ウ) その他：道路情報及び地域情報について、利用者に十分伝わるよう配慮し、管理運営を行うこと。

ウ トイレ管理

- (ア) 作業区域：トイレ（清掃用具保管庫含む）
- (イ) 作業回数：清掃業務は、毎日1回以上実施すること。ただし、別に定める繁忙期（177日）については、2回以上実施すること。

エ 駐車場等屋外清掃

- (ア) 作業区域：駐車場、イベント広場、花壇、路線バス等乗降場、多目的広場
- (イ) 作業回数：清掃業務は、毎日1回以上実施すること。

オ 花壇管理

- (ア) 作業区域：花壇面積688㎡
- (イ) 清掃：清掃業務は、毎日1回以上実施すること。
- (ウ) 除草：年間30回実施すること。（ただし12月から2月を除く）
- (エ) 補植：ラベンダー100株、花苗100株を植栽すること。
- (オ) 施肥等：適正施肥により、植栽管理すること。

カ 寄植の剪定

- (ア) 作業区域：中木刈り込み面積140㎡
- (イ) 作業回数：年1回

キ イベント広場等管理

- (ア) 作業区域：横丁前、池（水車含む）、広場、階段、路線バス等乗降場
- (イ) 作業回数：テントの設置及び撤去（必要時）、除雪作業（必要時）、池の清掃（年6回）

ク 駐車場等誘導管理

- (ア) 作業区域：道の駅駐車場、路線バス等乗降場 利用区域

(イ) 作業回数：繁忙期① 19日、繁忙期② 21日、通常日 20日（内訳は別紙による）

※繁忙期①は路線バス等乗降場へも 1名配置すること

(ウ) 整理員：有資格交通整理員を 1名配備すること

ケ ごみ処理

(ア) 作業等により発生したものを一般廃棄物又は産業廃棄物として処理する。

コ 特別清掃

(ア) 夏季施工箇所：雨除けドーム屋根（高所作業車使用）

①横丁前～道の駅トイレ前

②駐車場～道の駅情報センター外通路、トイレ（男、女、身障者）、情報コーナー、屋外通路（情報コーナー前～トイレ前）

施工時期：6月

(イ) 冬季施工箇所：トイレ（男、女、身障者）、情報コーナー、屋外通路（情報コーナー前～トイレ前）

施工時期：12月

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

株式会社どんぐりの里いなぶ

(イ) 選定方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由

業者選定書の選定理由には、関連する業務等から特定される者であるためと記載されているが、具体的な説明は次のとおりであった。

「(株) どんぐりの里いなぶ」は、道の駅に位置する施設「豊田市どんぐりの里いなぶ」（どんぐりの湯、どんぐり横丁ほか）の指定管理者である。

道の駅の登録条件として、本委託で管理する駐車場、トイレ、情報コーナーのほか、指定管理者制度で管理している地域振興施設を運営することが制度上求められている。

そのため、道の駅の管理業務と地域振興施設の運営は不可分のものであり、地域振興施設の指定管理者を選定業者として特定し、一体的に運営していく必要がある。

エ 委託期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

オ 金額（税込）

予定価格 1293万5491円

見積書記載金額 1291万4320円

当初契約金額 1291万4320円

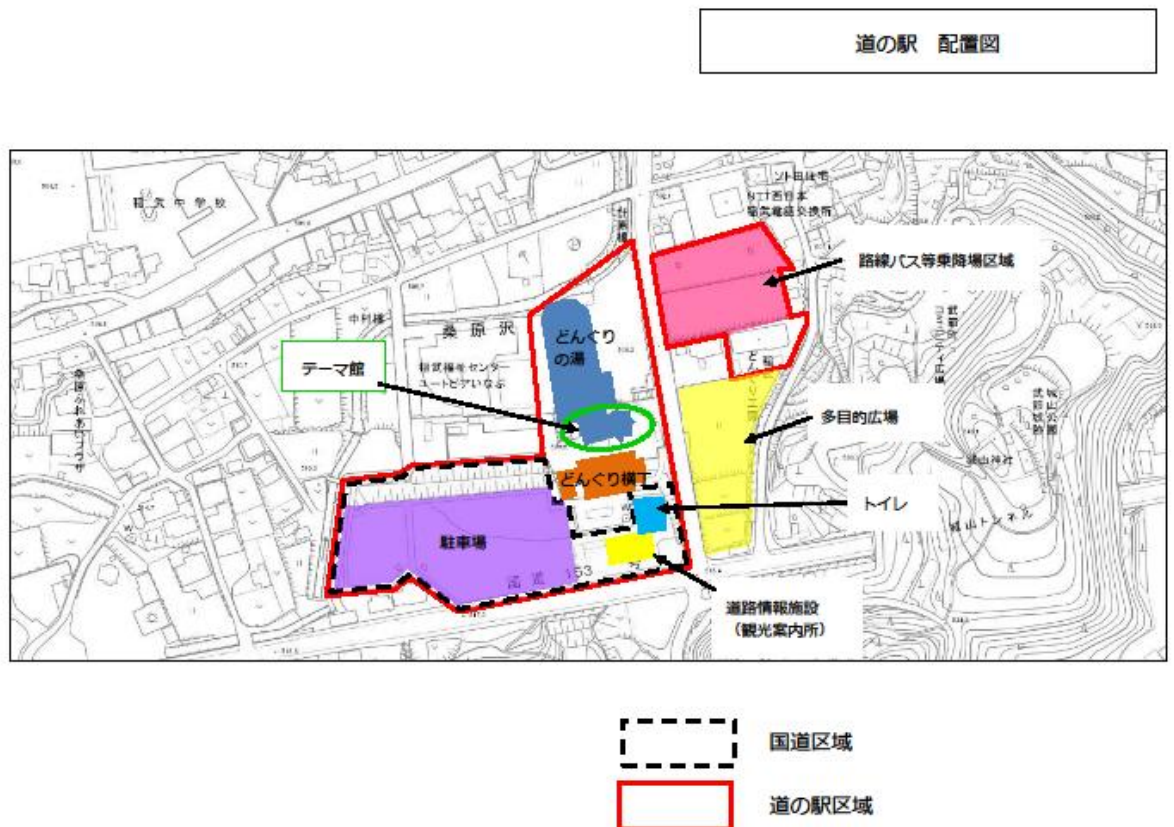
カ 対象施設

どんぐりの里いなぶは、国道153号線に設置された道の駅である。駐車場、トイレ、道路情報施設（観光案内所）のほか、健康増進施設どんぐりの湯（以下「どんぐりの湯」という。）、農林水産物直売施設どんぐり横丁（以下「どんぐり横丁」）、稲武どんぐり工房等の施設がある。

これらのうち、駐車場、トイレ、道路情報施設（観光案内所）（【図表2-1】の国道区域部分）は、国所有の施設であり、市は国土交通省との覚書に基づき、これらの施設の管理を行なっている。どんぐりの湯、どんぐり横丁、稲武どんぐり工房等（【図表2-1】の道の駅区域から国道区域を除いた部分）は市所有の施設である。

受託者は、指定管理者として、市所有施設のうち、どんぐりの湯、どんぐり横丁を管理運営している。また、同社は、本委託契約に基づき、国所有の施設並びに市所有施設のうちどんぐりの湯、どんぐり横丁及び稲武どんぐり工房（いなぶ観光協会が指定管理者となっている）以外の施設を管理運営している。

【図表2-1】道の駅どんぐりの里いなぶ（豊田市武節町ほか地内）



(2) 再委託

受託者は、以下のとおり、本業務を再委託している。

ア 道の駅トイレ棟、駐車場等の清掃、除草等の業務

再委託料：441万7443円（本委託金額の34.2%）

イ 道の駅駐車場・路線バス等乗降場誘導業務

再委託料：449万4288円（本委託金額の34.8%）

ウ 年2回のトイレ前通路等の特別清掃業務

再委託料：100万7160円（本委託金額の7.8%）

※ どんぐりの湯及びどんぐり横丁を含めたどんぐりの里の特別清掃（年2回）を200万円（税抜）で委託している。このうち、道の駅どんぐりの里いなぶ管理業務委託の再委託業務の金額は92万4000円（税抜）であり、税込金額は100万7160円であった。

平成31年4月1日付管理運營業務下請負承認願においては、下請負の概要として「道の駅駐車場・路線バス等乗降場誘導、及び年2回のトイレ前通路等の特別清掃業務」と記載されているが、再委託料は「道の駅駐車場・路線バス等乗降場誘導」の金額のみが記載され、「年2回のトイレ前通路等の特別清掃業務」の金額は記載されていなかった。

エ 道の駅情報コーナー管理運營業務

再委託料：157万8320円（本委託金額の12.2%）

オ 合計再委託料

1149万7121円（本委託金額の89.0%）

(3) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【指摘】

本委託の仕様書の「趣旨」や「執行の理由」に記載されているのは当該業務を行う理由である。当該業務を委託発注する必要性に関する記載がどこにも見当たらない。外部に委託発注する必要性を、「執行の理由」や「仕様書」の目的・趣旨として記載すべきである（第2章第3の1(2)イ参照）。なぜ、本委託を外部に委託発注するのかという理由について意識が不十分なため、イ及びウに記載するような問題点が派生的に生じている。

ウに記載した市の回答にあるような「道の駅全体の一体的、統括的な管理運営」というものも契約の目的、執行の理由に該当しうると思われるが、当該業務を受託者に義務付けるには、仕様書等に明記し、契約の内容として取り込む必要がある。また、主たる部分として指定することが必要である。

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

上記(2)オのとおり、再委託料は本委託金額の89.0%となっており、本委託業務の9割近くは再委託されているものと考えられ、豊田市業務委託契約約款第6条及

び豊田市業務委託事務要綱第16条2項1号で禁じられている「主たる部分」の再委託が行われているのではないと思われる。

すなわち、業務委託契約約款第6条第1項には、「設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない」と規定されている。

しかし、本業務委託契約においては、仕様書が設計図書に該当すると思われるところ、仕様書には、「主たる部分」の定めがない。「主たる部分」の定めがなければ、約款第6条第1項が無意味となる。

仕様書において、「主たる部分」を明記すべきである。

ウ 再委託の範囲の見直しを検討すべきである【意見】

「主たる部分」の指定がないとしても、豊田市業務委託事務要綱第16条2項1号では以下のとおり定められていることから、「主たる部分」の再委託は認められないと考えられる。

(下請負の承認)

第16条 委託担当課長は、契約者が業務委託の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託業務下請負承認願(様式第8号)を届け出させなければならない。

2 委託担当課長は、下請負業者について次に掲げる内容を確認し、その下請負が不適当なときは、契約者に対してその下請負を中止若しくは変更させることができる。

(1) 下請負の内容が、業務委託の全部又は主たる部分を請け負うものでないこと。

(2) 下請負者が入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

(3) 下請負者が指名競争入札における入札参加者でないこと。

(4) 下請負者が業務委託を行うに当たって、必要とされる資格等を有していること。

本業務の再委託が、「主たる部分」を対象としていないかについて、市の回答は以下のとおりであった

道の駅の登録要件として、本委託で管理する「トイレ」「駐車場」「道路情報施設」のほか、指定管理者制度で管理している「地域振興施設」(どんぐりの湯、どんぐり横丁)を備えることが条件となっています。

また、指定管理者の代表取締役は道の駅の駅長業務を行わせることにしており、道の駅全体の一体的、統括的な管理運営を「主たる部分」と位置付けています。

しかし、「道の駅全体の一体的、統括的な管理運営」は仕様書に明示された業務内容ではない。委託費積算書においても明示されていない。契約書に記載のないこれら業務が「主たる部分」ということはできない。

また、業務委託手引第3、5(1)において、「受注業務は受託者自らが実施することを原則とするため、専門性・特殊性が高く専門の業者に任せる方が適当であると判断できるものを除き、下請を認めることはできません。」とされている。

本業務の再委託について、専門性・特殊性が高いといえるのかについて、市の回答は以下のとおりであった。

再委託に出す内容については、特殊性が高いものと判断し認めています。

(特殊性の判断)

- ・清掃：通常のトイレ、屋外清掃の他、草刈りや鉢植えなど幅広い業務を内容としている。
- ・道の駅施設：観光案内業務のため、専門団体であるいなぶ観光協会に行ってもらっている。
- ・警備：安全な施設内誘導をするために、入札参加資格がある事業者に行ってもらう。

しかし、清掃業務について、草刈りや鉢植えなど幅広い業務を行っているからといって特殊性が高いといえるか疑問であるし、観光案内業務について、専門団体が行うのが適切かも知れないが、特殊性が高いといえるか疑問である。

このように、本業務の再委託について、要綱や手引の規定からは、不適切ではないかと思われる点が散見された。

業務委託手引第3、5(1)では、「受注業務は受託者自らが実施することを原則とする」と規定されているのであるから、再委託の要件について再検討したうえで、市との直接委託契約とすることを検討する必要がある。

エ 再委託承認手続を見直すべきである【指摘】

「道の駅駐車場・路線バス等乗降場誘導、及び年2回のトイレ前通路等の特別清掃業務」の再委託に関する管理運営業務下請負承認願において、上記(3)ウのとおり、「下請負契約見込額」に特別清掃業務の金額が含まれていないにも関わらず、特別清掃業務も含めて再委託が承認されている。

このような誤った管理運営業務下請負承認願に基づき、再委託が承認されていることから、市による再委託承認手続におけるチェックが不十分であったといわざるをえない。

よって、市は、再委託承認手続における提出書類、チェック事項について見直すべきである。少なくとも再委託先との契約書の提出を求め、再委託する業務内容や再委託金額を精査することは必要である。

オ 仕様書の内容及び履行状況を確認するべきである【指摘】

仕様書では、駐車場等誘導管理業務については、有資格交通整理員を1名配備することとされている。

ところが、実際には有資格交通整理員は配備されておらず、契約違反の状態となっているにも関わらず、市は、この契約違反について、駐車場内の誘導警備には資格が不要であるとのことで、問題としていない。

しかし、仕様書に記載された内容は契約内容になっているのであるから、市は、受託者に仕様書に基づいた履行を求めるべきである。仕様書の内容が実態にそぐわないものとなっているのであれば、仕様書を修正するべきである。

2 豊田市コミュニティセンター等施設の個別施設計画策定業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

契約書添付の「豊田市コミュニティセンター等施設の個別施設計画策定業務委託仕様書」によると、本委託の目的は、対象施設の劣化及び使用状況の調査を行い、個別施設計画の策定を行うことである。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「豊田市公共施設等総合管理計画に基づき、豊田市コミュニティセンター等施設（28施設）について、個別施設計画を策定しなければならないため。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

上記仕様書によると、本契約の委託には、対象施設に対し、所定の業務を検討・実施し、用途・施設・棟ごとにとりまとめの上、計画を策定する。計画構成、業務内容（記載内容）については、発注者と検討し記載事項を決定することとされている。また、成果品の提出が求められている。

ウ 契約締結の方法及びその理由

（ア）受託者

株式会社日総建

（イ）選定方法

入札後資格確認型一般競争入札

エ 委託期間

令和元年7月19日～令和2年3月13日

オ 金額（税込）

予定価格 3094万7400円

契約金額 2156万0000円

カ 契約保証金

免除

(2) 再委託

「現地調査補助」を840万円（契約金額の39%）で再委託している。

(3) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

執行の理由として記載されているのは、当該業務を行う理由である。執行の理由には、専門性、効率性の観点から、委託発注する必要性を記載するべきである（第2章第3の1(2)イ参照）。

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

再委託業務は、「現地調査補助」であるが、現地調査そのものは本来業務である。「補助」も受託者の社内で本来行う業務である。労働者派遣との境界も曖昧になりか

ねない。再委託できない「主たる部分」を明確にするために、「主たる部分」を指定すべきである。

ウ 再委託の理由【指摘】

イで指摘したように、受託者は、本来的業務の「補助」業務を再委託率39%で再委託しているが、受託者は本委託の履行能力があるからこそ契約相手に選定されているはずである。そうであれば、再委託する理由や再委託先選定の理由について明確にするべく資料を徴収するなどし、承認の可否を実質的に判断すべきである。

第6 生涯活躍部

1 豊田市史資料調査委託業務

(1) 概要

ア 契約目的

新修豊田市史編さんに伴う各種資料調査を委託するものである。「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「新修豊田市史編さんを円滑に進めるため」とある。

ただし、契約書には、契約目的に関する記載は見当たらない。

イ 委託内容（業務委託）

豊田市史資料調査委託仕様書によれば業務の内容は次のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 新修豊田市史編さん計画に基づく調査及び収集に関する事。(2) 新修豊田市史編さんに伴う部会運営に関する事。(3) 資料編『近代Ⅱ』、通史編『原始』『古代・中世』の編集に関する事。(4) 市史講座の開催（3回）に関する事。(5) 市史だよりの編集（2回）に関する事。(6) 『豊田市史研究』第11号の編集に関する事。(7) 新修豊田市史編さん事業で調査収集した資料に関する事。(8) その他新修豊田市史編さん事業に関する事。 |
|--|

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

豊田市史資料調査会

(イ) 選定方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由

業者選定書によると、新修豊田市史編さんのための資料調査等は専門的知識と地域理解を必要とするため、教育委員会をはじめ関係部署との連絡調整がより重要となる。そのため、他自治体史編さんに従事した職員を有する組織を選定したと記載されている。

エ 委託期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

オ 金額（税込）

見積書記載金額	8267万円
当初契約金額	8267万円
剰余金	153万2299円

カ 契約保証金

免除（契約規則第37条第8号）

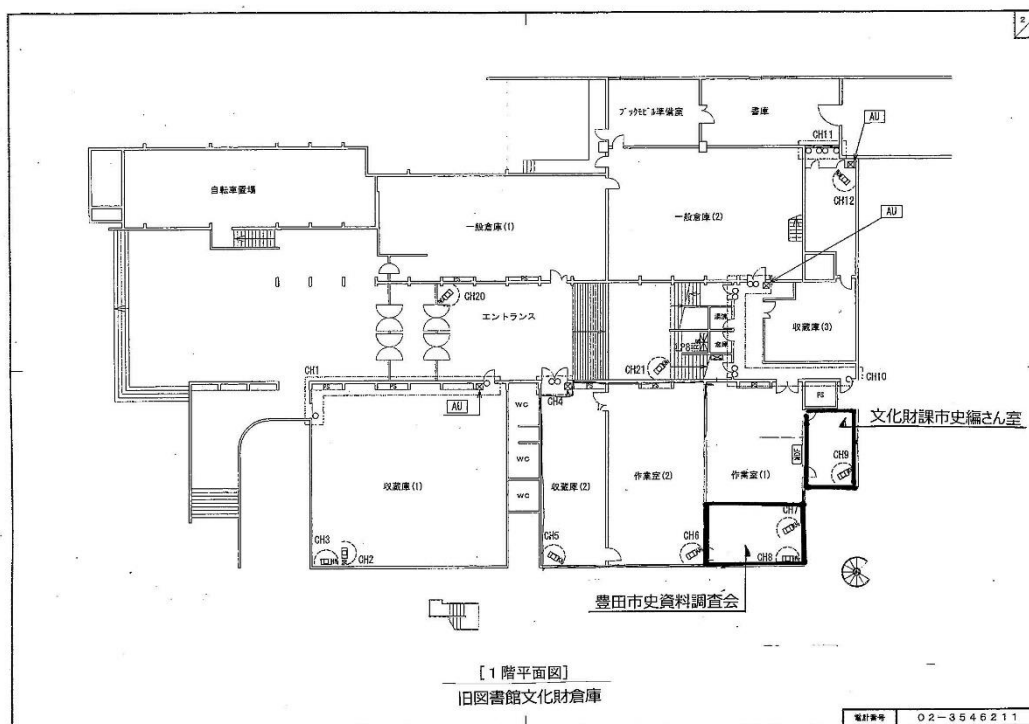
(2) 契約当事者の選定の妥当性

ア 問題の所在

委託契約書の柱書と業者選定書には契約者の当事者として「豊田市史資料調査会」との記載がある一方で、同契約書の記名押印欄には、「豊田市史資料調査会 会長 ●●●●」(「●●●●」は個人の氏名を指す)との記載があり、会長印と考えられる印影の押印がなされている。ここには、市が本件委託契約を締結した相手方が、自然人、法人、あるいはそれ以外であるのか明確でない問題点がある。

さらに、業者選定書記載の受託者の所在地は、市の担当課である市史編さん室と同一であり、また調査会の連絡先電話番号も市史編さん室の電話番号となっている。このままでは、市から独立した社団の存在が確認できなかった。受託者は、電話料金も事務所使用料も負担していない。

【図表 2 - 2】旧豊田市文化財倉庫 1 階平面図



イ 豊田市史資料調査会規約

受託者の規約としては豊田市史資料調査会規約(以下「規約」という)が平成19年3月12日から施行されている。

(ア) 設置の目的

規約第1条には、設置の目的として、豊田市の歴史資料の調査研究等を行い、新修豊田市史編さん事業の促進を図り、もって豊田市の学術・教育・文化の発展向上

に寄与するため豊田市史資料調査会（以下「調査会」という。）を置くと記載されている。

(イ) 組織

調査会は、会長1名、副会長若干名の役員をもって組織するとされており（規約第3条）、現在の副会長は2名であり、役員の合計は3名である。会長は、豊田市文化財保護審議会委員又は新修豊田市史執筆委員の職にある者をもってあてるとされ（規約第4条）、会長は、調査会を代表し会務を総理する代表者である。

そして、役員会はこれら役員で組織され（規約第9条）、役員会は過半数が出席し、出席役員の過半数の賛成によりその議事を決定する（規約第11条）。

(ウ) 財産の管理

受託者の事業に要する経費は、豊田市からの業務委託料等をもってあてられ（規約第13条）、調査会は、備品・資産これに類するものは、一切保有しないと規定されている（規約第16条）。

(エ) 事務局

規約には、職員と事務局について次のように規定されている。

（職員）

第7条 調査会の業務を執行するため、必要な職員を置く。

2 職員は、有給とする。

3 職員は、会長が任免する。

（事務局）

第8条 事務局を、旧図書館内（豊田市陣中町1丁目19番地1）に置く。

（1）事務局長は、会長が推薦する者をもってあてる。

（2）事務局長は、会長の命を受け調査会の事務を処理し、事務局員を指導監督する。

（3）事務局員は、会長が選任する。

（4）事務局員は、事務局長の命を受け調査会の事務に従事する。

ウ 受託者が支出する賃金及び給料

(ア) 市史編さん室及び豊田市史資料調査会内規（平成29年9月4日改正版）

同内規によると、執筆委員等の日額賃金の取扱いは次のとおりとされていた。

1 日額賃金の支出の区分

ア 執筆委員 …豊田市長より委嘱された者（委嘱状あり。月額報酬あり。）

イ 執筆協力員…豊田市長より委嘱された者（委嘱状あり）

ウ 調査協力員…豊田市長より委嘱された者（委嘱状あり）

エ 特別執筆員…刊行の2年前に執筆を依頼する者（市史編さん室長から依頼）

オ 調査員 …自然部会生物分野で調査を依頼する者（市史編さん室長から依頼）

<p>カ アルバイト…短期での業務を依頼（豊田市史資料調査会にて雇用）</p> <p>2 日額賃金支出の条件</p> <p>ア 部会会議 …部会長が召集する会議</p> <p>イ 調査 …市史編さんのための調査</p> <p>ウ 打合せ …部会、調査等のための打ち合せ</p> <p>エ 編集委員会…刊行に伴う編集作業</p> <p>3 報償費支払基準（別紙、日額賃金及び旅費等早見表を参照）（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日額賃金について、別表1（略）のとおり定める。 ・執筆委員については豊田市より月額報酬あり。（以下略） ・自然部会の生物分野調査員が日をまたいで活動をした場合は2回（2日）の活動として、報酬を支給する。（平成27年4月1日改正） <p>（別表1）平成29年10月1日以後適用（略）</p> <p>※アルバイト以外の報酬は豊田市が決定。</p>
--

(イ) 豊田市史資料調査会内規

その後、豊田市史資料調査会内規（平成30年10月1日改正版）及び同内規（令和2年4月1日改正版）が提出され、そこには「※アルバイト以外の報酬は豊田市が決定。」との記載は見られなかった。

そして、市史編さん室及び豊田市史資料調査会内規（平成29年9月4日改正版）に見られた「アルバイト以外の報酬は豊田市が決定」との記載に関する市の説明は次のとおりであった。

<p>調査会が支出する日額はこの内規によって調査会が決定しています。市長が報酬額を決定しているのは、市が委員に依頼している市史事業全体にかかる方針決定や編さんのアドバイスをもらう編さん委員、執筆委員で、この人たちには調査会は報酬を支払っていません。調査会が、必要があって別に調査に来てもらったりした場合に、費用弁償（交通費）することはあります。</p>
--

(ウ) 受託者が支出する賃金及び給料の原資

平成31年度豊田市史資料調査委託（明細）には、賃金について執筆協力員A363人、執筆協力員B259人、調査協力員563人、特別執筆員49人などとして見積もられており、給料については、専門員・事務局長7人（職員：30年7月実績）×12月、臨時職員、文書整理など7時間×（168日×3人+156日×3人）、庶務7.75時間×204日×3人などの計算で積算されている。

受託者は、このようにして見積もった人件費を委託料として市に請求し、そのままの計算に基づく賃金及び給与を支出している。

エ 受託者の実体

委託とは、本来市が行う事務を、経済性、効率性、有効性、専門性の観点から他に依頼して行ってもらうことであるから、委託料の支出と委託業務の履行とは対価関

係にある。市の事業目的と受託者の設置目的は、大は小を兼ねる関係にあるものの完全に重なっており、本来的な市の事務を他に依頼したというよりは、市の事務を一部切り出して受託者に行わせているのが実体である。

(3) 再委託

受託者は、次のア～カの再委託について市の承認を得て業務委託契約をしているほか、社会保険労務士に対して年額24万円（税別）を支出している。しかし、社会保険労務士との契約は再委託とは認識されておらず、相互に委託業務下請負承認願の提出も承認もしていない。

ア 荒山1号墳出土人骨の自然科学分析業務委託

荒山1号墳（渡会町）から出土した人骨1体の自然科学分析（性別・年齢等の鑑定及び放射性炭素年代測定）を行う。

42万1200円（本委託金額の0.50%）

イ 猿投地区猿投神社文書等マイクロフィルム撮影業務委託

猿投地区猿投神社文書等の古文書をマイクロフィルム撮影する。

101万7500円（本委託金額の1.23%）

ウ 豊田市内出土縄文土器の胎土分析（沢尻遺跡を中心に）

豊田市内（沢尻遺跡）出土の縄文土器胎土の土器試料から土器薄片を作成し偏光顕微鏡等を用いて観察分析を行う。

99万円（本委託金額の1.2%）

エ 『綾渡の民俗』（仮）図表のトレース業務

来年度刊行の『綾渡の民俗』（仮）に掲載予定の図表のトレースを行う。

15万1250円（本委託金額の0.18%）

オ 沢尻遺跡出土土器胎土内の種子状炭化物分析・同定業務委託

豊田市沢尻遺跡出土の縄文土器胎土内に含まれる種子状炭化物の分析ならびに種実同定を行う。

93万6760円（本委託金額の1.1%）

カ 豊田市内出土鉄製品のシーリング業務委託

豊田市内の遺跡から出土した鉄製品114点について、脱酸素剤を交換し、袋をシーリングにより密閉する。

23万2100円（本委託金額の0.28%）

(4) 剰余金の返還

本件委託契約における剰余金精算規定に基づき、153万2299円を返還している。この剰余金は、損益計算書の当期純利益と同額であり、剰余金の返還により当期の利益は0円となる計算である。これにより、「備品・資産これに類するものは、一切保有しない」とする規約第16条を遵守している。

(5) 監査の結果

ア 委託発注の必要性が認められない【指摘】

「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「新修豊田市史編さんを円滑に進めるため」と記載されているが、それ自体は市の事業目的そのものであり、外部に委託発注する必要性が記載されていない。受託者は、平成19年に設立されたとのことであり、設立の時点で受託者に何らかの専門性が備わっていたとは考えられない。また、受託者に委託発注することで、経済的、効率的、有効に事業が行われるとは認められない。そもそも委託発注の必要性がないといわざるを得ない。

イ 契約目的を記載するべきである【指摘】

契約規則第33条第1項に従い、契約書には、契約の目的を記載しなければならない。この点、本委託において、何を契約の目的として記載するべきか想定すると、規約第1条記載の受託者の設置目的そのものを記載することになる。しかし、その段階で、既に指摘したように市の事業目的と受託者の設置目的（すなわち本委託契約の目的）は、大は小を兼ねる関係にあるものの完全に重なっており、本来の市の事務を他に依頼したというよりは、市の事務を一部切り出して行わせているという実体が一目瞭然となる。

このような、委託の実体を市が自覚するためにも、契約規則第33条第1項に従って「契約の目的」を記載することが必要である。

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

本委託の契約書に添付された契約約款には、「設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」と記載されている以上、主たる部分を指定しなければ、再委託を制限する意味がなくなるので、指定するべきであると考えられる。ただし、受託者に委託した業務のうち、どこに専門性があり、再委託してはならない核となるべき「主たる部分」がどこにあるのかは不明である。

エ 随意契約の理由【指摘】

業者選定書によると、新修豊田市史編さんのための資料調査等は専門的知識と地域理解を必要とするため、教育委員会をはじめ関係部署との連絡調整がより重要となる。そのため、他自治体史編さんに従事した職員を有する組織を選定したとされている。そうすると、専門的知識、地域理解などを有するのは、他自治体市史編さんに従事した経験のある職員ということになる。そのような職員が受託者から退職すると、受託者に随意契約により委託する理由はないこととなる。逆に、本委託をしなくてもそのような職員を雇用すればよく、委託発注の必要性はそもそもないことにもなる。

このような指摘に対し、市は「職員は歴史の時代別専門知識があることに加え、受託者として地域資料の知識が蓄積継承されており、専門性を有している。また、受託

者の構成員である会長は文化財保護審議委員であるほか、その中でも市域の郷土史に詳しく長年の研究者であり、副会長も郷土史・地域の資料の知識を有する者である」と反論する。しかし、何らの財産も保有しない前提の受託者は、知識や経験を蓄積する紙媒体、電子媒体その他あらゆる記録媒体を所有することができないので、受託者が「地域資料の知識を蓄積継承」することは物理的に不可能である。また、「備品・資産これに類するものは、一切保有しない」とする規約第16条は、無体物の管理処分方法に関する規定（多数決原則等）が存在しないことを併せ考えると、無体物も含めて一切保有しない趣旨と解される。すると、借用した資料やリースしたパソコン内の情報という無体物も受託者に帰属することはないので、これら情報を駆使して「地域資料の知識を蓄積承継」しているのは、個々の職員や構成員という、「人」であると言わざるを得ない。したがって、業者選定書に記載された、「他自治体史編さんに従事した職員を有する組織を選定した」との選定理由は事実をそのまま表現しており、間違いはもちろん、不足もない。

やはり、前述したとおり、本業務を受託者という団体に随意契約により委託発注する理由は見いだしがたい。

オ 権利能力なき社団の実体の有無【指摘】

規約はあるものの、住所も連絡先電話番号も市のものであり、市から独立した団体としての実体が認められない。これらが市と同じということは、受託者に届く文書や電話等の受付や対応は一次的には市の職員が処理しうることになり従属的である。

財務的にも、規約によれば、受託者の事業に要する経費は、豊田市からの業務委託料等をもってあてるとしており（規約第13条）、市から独立した存在とは認め難い。委託契約書には剰余金精算規定もあり、収入と支出は常にバランスがとられており、団体としての財産は無いに等しい。

構成員としては、会長と副会長が想定されているようであるが（規約第9条）、会長は、団体の構成員として存在するというよりは、いわば「あて職」であり、会長の肩書きがあるに過ぎない。規約には、構成員としての加入と脱退の要件が規定されておらず、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続するかどうかの判断ができない。これでは、団体としての組織を備えているかどうか、極めて危うい存在である。

多数決原則について見ると、規約には、役員会の議事は多数決で決する旨が規定され、議事録によっても多数決の原則が行なわれていることは認められる。しかし、会長、副会長の選任解任方法に多数決原則はなく、そもそも選任解任の手続が規約には規定されていない。会長は、豊田市文化財保護審議会委員又は新修豊田市史執筆委員の職にある者をもってあてるとされ（規約第4条）、役員的人事は多数決原則に基づかず、完全に市に従属している。

財産の管理の点では、規約上財産を保有しないこととされ、財産の帰属、管理、処分の方法が一切定められていない。しかし、現実には、市から毎年委託料の収入があり、その収入から消耗品費、燃料費を支出して、コピー用紙や文房具などの事務用品、新聞、ガソリンを購入しており、財産を現に保有しているにもかかわらず、その帰属、管理、処分の方法は全く不明であるどころか、規約の上で規定を要しない体裁が意図的に作出されている。

このように、構成員の加入脱退の要件が不明で構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続するかどうか判断できず、役員を選任解任や財産管理処分について多数決原則が存在しないことから、受託者は権利能力のない社団とは認められず、民法上の組合とも認められない受託者は、契約相手としては著しく不合理といわざるを得ない。

カ 委託料と補助金の峻別【指摘】

受託者の決算書を見ると、市からの委託料が受託者の収入の全てである。そこから受託者が雇用する職員の給与も支出されている。市は、受託者に対して豊田市史資料調査業務の委託料を支払っているだけでなく、受託者の見積りに従い運営費も委託料として支出している。しかし、市が受託者の運営費を負担している部分是对価のない支出であり、補助金の実質を持つ。そうであれば、業務委託費と運営費を切り分けて、運営費に対しては公益上の必要性を検討のうえ、補助金として支給しなければならない。

これに対し市は、受託者は、新修豊田市史の刊行を目的として成立した団体であり、市として必要とするのは、仕様にに基づき製作された成果物（図書）であるから、受託者の支出のすべてが委託事業の経費であるかのように主張する。しかし、受託者は社会保険労務士との間で顧問契約を締結して毎年顧問料を支出しているが、社会保険労務士との契約について再委託とは認識しておらず、承認願も徴収していない。これは正しい認識であり、社会保険労務士に委託した事務費は、新修豊田市史の刊行とは直接関係しない受託者の運営に要する費用だからである。市がこのような受託者の運営費に対して支出する場合は、対価関係のない贈与の実質を有するので、公益上の必要性を十分に検討のうえ、補助金として支出するべきである。

同様に、市との委託契約書に貼付する収入印紙代は、委託契約の締結に要する費用であって委託契約の事務処理に要する費用ではない。新聞購読料、社会保険料事業者負担分等、福利厚生費も、委託業務との間に直接の対価関係は認め難い。

交通費や謝礼に、役員会開催のための経費が含まれていれば、それも委託業務と関係のない運営費と言わざるを得ない。

新修豊田市史の刊行に要する委託料と、受託者の運営に要する費用は切り分けて、後者は公益上の必要性を十分に検討の上、補助金として支出しなければならない。

キ 偽装請負【指摘】

平成31年度豊田市史資料調査委託（明細）には、給料が見積もられており、専門員・事務局長7人（職員：30年7月実績）×12月、臨時職員、文書整理など7時間×（168日×3人+156日×3人）、庶務7.75時間×204日×3人などの計算で積算されている。このようにして見積もった人件費を委託料として市に請求し、そのままの計算に基づく賃金及び給与を支出している。人件費は委託料の6割以上を占めている。市が受託者を介して受託者が雇用する職員の人件費を負担している状態と同等の関係にある。

事務局所在地は、旧図書館文化財倉庫1階の作業室にあり、作業室（1）（2）を無償で使用している（【図表2-2】参照）。その隣接するフロアには市の文化財課市史編さん室が置かれている。会長は、豊田市文化財保護審議会委員又は新修豊田市史執筆委員の職にある者であり、その者が受託者を代表し会務を総理する（規約第4条第1号）以上、受託者に雇用された職員は、市の支配領域下で、市の指揮命令下にある状態と区別がつかない。受託者には、市からの独立性は認められない。

さらに、過去に受託者の職員を募集した際の募集要領には、問い合わせ先として、市のものと思われるメールアドレスまで記載されている。

委託契約を通じて受託者を介しているものの、実質的には市が採用し指揮命令する職員に対して、市が給料を支出しているのと同視するべき実体がある。

ここで、第2章第1の2(2)で前述した「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（抜粋）」（以下単に「基準」という）に照らして受託者の実体を検討してみる。

規約によれば、受託者の事業に要する経費は、市からの業務委託料等をもってあてるとしており（規約第13条）、実際にも、カで既に指摘したとおり、受託者の運営費まで含めて受託者の事業運営に要する経費は全て市からの委託料で賄われており、基準のうち、「4（1）当該業務を処理するために必要な資金については、請負人がすべて自己の責任で調達し、支弁するものであること」に抵触している。

また、受託者は労働保険には加入しているが、民間の労働上乗せ保険には加入していない。この場合、受託者の職員が労働災害に遭遇して労働保険給付を超える損害が発生し、その損害部分について受託者に安全配慮義務違反等の債務不履行に基づく損害賠償義務が生じるときは、受託者の財産によって賠償しなければならない。ところが、受託者は、備品・資産これに類するものは、一切保有しない規約であり、かつ委託契約書には剰余金は年度毎に市に返還する約定により、受託者の財産はほぼなかに等しい。委託料を支出して購入した燃料、消耗品はあるものの僅かであり、帰属主体も処分方法も不明である。これでは、労働保険給付を超える職員の損害を賠償することは不可能である。この点で、上記基準のうち「4（2）当該業務の処理について、請負人が民法、商法その他の法律に規定された事業主として負うべきすべての責

任を負うものであること。」に実質的に抵触している。なお、このような指摘に対しては、責任を負うことができれば、責任を果たすことができなくても上記4（2）に抵触しないという反論も考えられる。しかし、前述のとおり受託者は権利能力のない社団とも認められないことから、仮に職員が受託者である豊田市史資料調査会を被告として訴訟提起したとしても当事者能力を欠く結果、訴えが不適法とされかねない（最高裁判所昭和39年10月15日判決（22頁）参照）。そうであれば、やはり上記4（2）に抵触している。この場合、個人としての会長、副会長の損害賠償責任が問われる可能性がある。

さらに、受託者は事務所として市の施設を無償で借り受け、電話も市のものを無償で使用し、経費は市からの業務委託料で賄われている。行っている業務は、全て市の事業の一部であり、受託者独自の企画に基づく事業は皆無である。この点で、「4（3）当該業務の処理について請負人が次のいずれかに該当する場合であって、単に肉体的な労働力を提供するものではないこと。ア 請負人が自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材又は材料若しくは資材により、当該業務を処理すること。イ 請負人の企画又は請負人が有する専門的技術若しくは専門的経験に基づいて当該業務を処理すること。」のうち、アに該当しないこと、及び、イの請負人の企画に基づく業務処理が行われていないことは明らかである。さらに、エで既に指摘したとおり、受託者が専門的技術や専門的経験を有するというよりは、他自治体市史編さんに従事した経験のある職員に専門的経験があるに過ぎないので、イの後段（請負人が有する専門的技術若しくは専門的経験に基づいて当該業務を処理すること）にも該当しない。よって、4（3）にも抵触し「当該業務を自己の業務として注文主から独立して処理する。」とはいえない。

市によると、市史編さんの業務は市史の刊行とともに完結する事業であるため、同事業に従事する職員について平成18年度に任期付職員などの直接雇用も含め検討を行ったが、結果として受託者を設立して、市史資料調査業務に従事する職員を市史編さん事業の期間中は受託者で雇用することにしたとのことであった。結果として市は、受託者に雇用された職員に対する労働者保護の規制を潜脱していると言わざるをえない。

アで指摘したように委託発注の必要性が認められないこと、エで指摘したように随意契約の理由が認められないこと、カで指摘したように受託者に権利能力のない社団としての実体が認められないことを併せ考えると、現在、受託者に委託している業務は、市の直営で実施すべきである。

仮に、権利能力のない社団の実体が認められる団体に随意契約で委託する場合には、委託発注の必要性と業者選定の理由を十分検討するだけでなく、当該団体の職員に対する労働者保護の法規制に配慮しなければならない。

ク 予定価格【意見】

契約規則第28条は、あらかじめ予定価格を定めなければならないとし、少額のものについてはこれを省略できるとしている。本委託についても予算執行伺を確認する限りは予定価格が定められていたことは窺われるものの、定められた予定価格調書の様式を使用していなかったことから、様式に従い予定価格調書を作成すべきであった。

ケ 下請負承認決定書の記載【意見】

下請負承認に関する令和2年1月28日付決定書（電子決済）における下請負概要欄及び内容欄の「江尻遺跡」は「沢尻遺跡」の誤記と思料される。

2 豊田市美術館設備運転及び保守点検業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

契約書添付の「豊田市美術館設備運転及び保守点検業務委託仕様書」には、本業務は、豊田市美術館の設備運転及び設備保守点検に関する業務を実施することを目的とすると記載されている。

また、「管理業務実施要領」には、「この業務は、豊田市美術館及び駐車場の敷地内にある施設に設置されている諸設備の安全かつ効率的な運転操作と適切な日常保守清掃整備により快適な環境を作るとともに、設備の故障の予防に努め、万一異常を発見若しくは予測した場合は適切な処置をとり、設備の耐久化を図ることを目的とする。」と記載されている。

さらに、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「施設の諸設備を適正かつ効率的に運転使用・維持管理し、美術館の観覧に必要な環境を確保するため。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

豊田市美術館設備運転及び保守点検業務委託仕様書によれば業務の目的は、豊田市美術館の設備運転及び設備保守点検に関する業務を実施することとされており、具体的な内容については、管理業務実施要領等で詳細に定められている。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

昭和建物管理株式会社

(イ) 選定方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由

業者選定書によれば「必要とする陣容・体制を有する者が他にいないため」とされている。

エ 委託期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

オ 金額（税込）

予定価格 3341万5040円

契約金額 3335万4000円

カ 契約保証金

免除（契約規則第37条第9号）

(2) 契約当事者の選定（随意契約）

業者選定書によれば「必要とする陣容・体制を有する者が他にいないため」との理由で、1者特命見積徴収方式により前回契約者を選定している。地方自治法施行令第167条の2第1項2号により、契約の性質又は目的が競争入札に適さないこととして、当該業者でしかできない理由を具体的かつ簡潔に記載する必要があるところ、本件委託契約においては、19件の再委託を行っているのであるから、そのことを考慮した記載をすべきである。

業務委託手引によれば、見積徴収の場合であっても必ずしも見積業者の立会いは必要ないとされているが、1者特命随意契約の場合は、価格交渉のために日時と場所を指定して、見積業者の立会いのもとで見積書を開封し、その場で価格を確認することが望ましいとされている。

そして、契約者の決定においては、見積書比較価格以下の見積書がない場合は、再度業者から見積書を徴収し、見積書比較価格以下の見積書が提出されるまでこれを繰り返すとされている。その際、交渉の過程であっても、業者からの見積金額の提示に対して、見積書比較価格以下か否かを判断するのみであって、見積書比較価格を述べることは予定価格があらかじめ公表されている場合を除いて禁止されている。

実際、本件委託業務においては、見積徴収は3回行われ、3回目に見積書比較価格を僅かに下回る金額で決定されている。

(3) 再委託

【図表2-3】のとおり、合計19件、委託金額の49.3%に再委託金額で合計19件の再委託先に対して再委託を行っている。内3件の下請負業者において、委託期間内に専門資格の有効期限が満了するものがあつた。

【図表 2-3】再委託先等一覧

	再委託して処理する内容	再委託金額	割合	有効期限
A	空冷ヒートポンプチラーの保守点検	¥2,354,400	7.06%	
B	吸収式冷温水発生機の保守点検	¥172,800	0.52%	
C	自動制御装置機器の保守点検	¥2,332,800	6.99%	
D	飲料水の水質検査、排ガス測定	¥125,280	0.38%	
E	消防設備の保守点検	¥1,015,200	3.04%	
F	エレベーターの保守点検	¥2,397,600	7.19%	
G	エレベーターの保守点検	¥885,600	2.66%	
H	エレベーター、講堂舞台機構、荷解テーブルリフターの保守点検	¥3,283,200	9.84%	R1.8.15
I	自動扉の保守点検	¥540,000	1.62%	
J	シャッター設備の保守点検	¥270,000	0.81%	
K	電動ブラインド設備の保守点検	¥745,200	2.23%	
L	電磁ロックシステム設備の保守点検	¥86,400	0.26%	
M	館内監視カメラ、屋外監視カメラ等の保守点検	¥702,000	2.10%	
N	高所作業車の保守点検	¥108,000	0.32%	
O	高所作業車の保守点検	¥54,000	0.16%	
P	講堂・荷解室吊物設備及び講堂舞台照明設備の保守点検	¥756,000	2.27%	
Q	講堂特殊音響設備の保守点検	¥345,600	1.04%	
R	講 堂 ILA プロジェクターの保守点検	¥140,400	0.42%	R1.8.12
S	荷解室クレーン定期検査	¥129,600	0.39%	R1.12.27
合計		¥16,444,080	49.30%	

(4) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

仕様書や執行の理由の記載は、当該業務を行う理由であるが、委託発注の必要性が記載されていない。当該業務を行う理由であれば、直営で実施する場合の理由と区別がつかない。

専門的なノウハウ、知識、経験等が必要な業務について、経済性、効率性、有効性の観点を踏まえて、外部に委託発注する必要性を記載すべきである（第2章第3の1(2)イ参照）。

イ 業者選定理由【意見】

市は、受託者との間で「必要とする陣容・体制を有する者が他にいないため」との理由で随意契約している。しかし、実際には、19もの再委託先に対して委託金額の49.3%に相当する再委託金額で再委託が承認されていることから、受託者が単独

で委託業務を履行する能力はないものと想定される。いかなる意味で受託者には必要とする陣容・体制があるのかを明確にする必要がある。

ウ 再委託の理由【指摘】

必要とする陣容・体制を有する者が他にいないため」との随意契約の理由が正ければ、受託者には契約履行能力があることが前提である。再委託しなければならない理由を個々に確認のうえ、十分に検討のうえ承認の可否を判断すべきである。

エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。市は、主たる部分は設備の運転管理、各種保守点検の総括管理と考えているとのことであるが、そのことを契約書において指定する必要がある。

オ 再委託先の資格【指摘】

有効期限が満了するものについては、次年度の業務委託下請負承認願提出時ではなく、適時に更新後のものを提出させて確認すべきである。このような指摘に対して市が改めて提出した委託業務下請負承認願は、令和2年4月1日付けのものであった。

3 ラグビーワールドカップ 2019 に向けた誘客策及び滞在時間延長策検討・実施業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

契約書添付の「ラグビーワールドカップ2019™に向けた誘客策及び滞在時間延長策検討・実施業務委託仕様書」には、本業務は、ラグビーワールドカップ2019™（以下「大会」という）において、大会の開催期間中、豊田スタジアムで試合を行うチームの国（以下「対戦国」という）を中心とした国外及び国内からより多くの観戦客等が豊田市を訪れ、より長時間滞在してもらうことで、地域経済の活性化及び交流人口の拡大に資することを目的とすると記載されている。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「大会の開催期間中、豊田スタジアムで試合を行うチームの国を中心とした国外及び国内からより多くの観戦客等が豊田市を訪れ、より長時間滞在してもらうことで、地域経済の活性化及び交流人口の拡大を図るため。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

ラグビーワールドカップ2019™に向けた誘客策及び滞在時間延長策検討・実施業務委託仕様書によれば、業務の内容は、①国外のチケット保有者に向けた誘客策の検討・実施、②国外のチケット未保有者に向けた誘客策の検討・実施、③国内のチケット保有者に向けた誘客策の検討・実施、④商工会議所と連携した来訪者の受入れ準備に関するセミナーの検討・実施、⑤国内外から来訪する観光客数の推計・分析、とされている。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

株式会社 J T B

(イ) 選定方法

随意契約（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号）

(ウ) 選定理由

選定理由は、必要となる権利等を有する者が他にいないためとされている。

業者内申理由には「本業務は、ラグビーワールドカップ 2 0 1 9 日本大会（以下「大会」という。）の主催者「ワールドラグビー」から指名を受けた海外の大会公式旅行代理店（O T A）が造成するパッケージツアー（チケットと旅行商品の組合せ）に、市内観光を少しでも多く組み込んでもらうことを目的とした P R を行うとともに、国外及び国内のチケット保有者に向けた市内観光の P R を実施するものである。その上で、海外の大会公式旅行代理店とのネットワークは、国内の公式旅行代理店しか有していない。また、大会公式の訪日旅行サイトの運営・管理及び商標等の利用資格についても公式旅行代理店しか有していないため、効果的な情報発信や P R を実施するためには内申業者のみとなる。内申業者は、国内唯一の O T A であり、かつ海外の O T A に対して大会関連旅行商品をあっせんできる唯一の業者であるため、本業務を遂行できるのは内申業者のみとなる。」と記載されている。

エ 委託期間

平成 3 1 年 4 月 1 1 日～令和元年 1 2 月 2 7 日

オ 金額（税込）

予定価格	5 6 6 8 万 8 5 0 0 円
見積書記載金額	5 6 6 8 万 8 5 0 0 円
当初契約金額	5 6 6 8 万 8 5 0 0 円
変更後契約金額	6 3 9 4 万 8 5 0 0 円（7 2 6 万円増額）

カ 契約保証金

免除（契約規則第 3 7 条第 9 号）

(2) 契約の変更

本件委託契約において、契約の変更は、令和元年 7 月 1 日付け協議書と同年 1 0 月 1 1 日付け協議書に基づくものの、実質 2 回なされている。

ア 時期

(ア) 協議（1）	令和元年 7 月 1 日
(イ) 協議（2）	同年 1 0 月 1 1 日
(ウ) 変更契約書締結	同年 1 1 月 2 8 日

イ 変更概要

(ア) 協議 (1)

- ① 豊田市の魅力を堪能する着地型旅行商品について、以下のとおり実施する。
半日観光バスツアー：10月5日
1日観光バスツアー：10月6日、10月13日
- ② 豊田市の観光情報等の冊子作成について、掲載内容を大幅に変更する必要性が生じたため、ページの差替え対応を行うこととする。掲載内容の差替えにあたり、冊子の納品時期を日本語版は7月末、英語版は8月末とする。
- ③ 来日観戦客へのPRイベント（ラグビー博物館特別展）について、以下のとおり開催する。
期間：9月20日（金）～10月12日（土）午前10時～午後6時
会場：松坂屋豊田店8階催事場
また、当初の予定より使用できる展示エリアが拡充されたことにより、ラグビー博物館特別展の展示内容を充実させるため、イタリア、ニュージーランドの両ラグビー博物館から空輸する展示物の数を増加させる。
- ④ 来日観戦客へのPRイベント（イタリアフェア）について、以下のとおり開催する。
日時：10月6日（日）午前11時～午後6時30分
会場：駅東口まちなか広場、GAZA 南広場、豊田参合館前広場

(イ) 協議 (2)

- ① 豊田市の魅力を堪能する着地型旅行商品について、10月13日実施予定の1日観光バスツアーを中止とする。（税別170万円減額）
- ② 来日観戦客へのPRイベント（ラグビー博物館特別展）について、会期を1日短くし、10月11日（金）までとする。（税別770万円増額）
- ③ 上記①、②及び7月1日付の協議内容を踏まえ、726万円の増額で変更契約を締結する。（税別諸経費60万円増額）

ウ 変更金額（税込み）

726万円の増額

エ 増減率

112.80%

(3) 再委託

ラグビーワールドカップ2019推進課が発行する冊子「るるぶ特別編集」と、「RURUBU Special Edition」の企画編集制作について再委託を行っている。金額及び割合は1500万円、26.46%である。

(4) 監査の結果

ア 著作権の定めについて【指摘】

ラグビーワールドカップ2019に向けた誘客策及び滞在時間延長策検討・実施業務委託仕様書7その他(5)ないし(7)において、著作権に関する定めがある。通常は、権利の帰属の定め後に、利用範囲等を定めるが、本仕様書においては逆の順となっている。特に、本仕様書7その他(6)において、著作権を市側と受託者の共有と定めておきながら、(5)において市側の利用制限を規定している点で、読解し難くし、誤解を招くおそれがある記載となっている。また、市側の著作権の帰属主体として「豊田市役所」と記載されており、正確でない。

なお、平成31年4月11日付協議書によると、「豊田市契約約款第5条に記載の著作権に関して、豊田市の観光情報等の冊子については、納品から1年間に限り仕様書7その他(5)に記載する内容に準ずる」旨の協議がなされているが、単に契約の内容を確認しただけの協議となっている。

イ 契約締結日と委託期間について【意見】

ラグビーワールドカップ2019に向けた誘客策及び滞在時間延長策検討・実施業務委託仕様書によれば、委託期間の始期は契約締結日となっているにも関わらず、委託契約書によると、締結日が平成31年4月10日、委託期間の始期が平成31年4月11日となっており、委託契約書と仕様書との間に齟齬が生じている。

ウ 変更委託契約書の締結時期【指摘】

令和元年7月1日付け協議で契約変更がなされているが、「⑤ ①～④の協議による契約金額の変更については、金額が確定した時点で変更契約を締結することとする。」と協議され、実際にも11月28日まで変更契約書は締結されなかった。遅滞なく変更契約書を締結すべきである。

エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託の再委託率は26%以上であるほか、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性を否定できない。再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

第7 子ども部

1 豊田市保育業務支援システム実証実験実施業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

委託契約書添付の「豊田市保育業務支援システム実証実験実施業務委託仕様書」によると、本委託の目的は、保育業務の負担軽減及び保育の質の向上を目的とする保育業務支援システムの導入に向けた検討のため、機器性能と現場運用とのマッチング、ハード面での環境整備、保育士へのICT研修のあり方などについて多角的に実証実験を行うことである。

「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「保育業務の負担軽減及び保育の質の向上を目的とし、保育業務支援システムの実証実験を行うため。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

上記仕様書によると、委託する業務は、実証実験の企画立案、実施及び実証作業である。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

西日本電信電話株式会社

(イ) 選定方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由

業者選定書によると、プロポーザル選考等から特定される者であるため、との理由である。

なお、プロポーザルには5者が参加した。

エ 委託期間

令和元年6月27日～令和2年3月20日

オ 金額（税込み）

予定価格 1999万0600円

見積額 1994万7000円

当初契約金額 1994万7000円

カ 契約保証金

免除（契約規則第37条第9号）

市によると、1者特命随意契約であり、本市での契約履行状況から「契約者が契約不履行のおそれがない」と判断された。

(2) 契約の変更

変更協議書、案件発注決定書、変更契約締結決定書によると、消費税率変動に伴い、委託料の支払時期・方法を「委託料の支払整理日は9月末日及び業務完了時とし、9月末日の支払額は契約金額の1/2とし、業務完了時に支払う。ただし、9月末日の支払額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を業務完了時に合わせて支払うものとする。」から「委託料の支払整理日は9月末日及び業務完了時とし、9月末日の支払額は、契約金額から消費税及び地方消費税を引いた額を1/2にし、支払整理日時点の税率をかけた額とする。残額については、業務完了時に支払う。」へと変更した。

(3) 再委託

「システム全体の施工管理、ネットワーク環境の構築検証など」を1631万円（契約金額の81.75%）で再委託することについて、委託業務下請負承認願による承認がなされた。

なお、受託者が市へ契約前に提出した実施計画書には「協力会社」が記載されており、その1者が下請負者となった。それ以外は、市によると、下請負者を発注者とする再々委託の相手方との位置付けとの説明を受託者から受けているとのことである。

(4) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

本委託の「執行の理由」には、当該業務を行う理由が記載されているに過ぎず、委託発注する必要性が記載されていない。

システムの実証実験という専門性を要する業務を委託発注するものであることを必要性として記載し、委託発注の必要性を意識的に検討した上で発注する必要がある（第2章第3の1(2)イ参照）。

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託のようなシステムに関連する業務では、委託業務の相当部分が再委託される可能性が高いことは通常想定される。そうであれば、再委託してはならない「主たる部分」を設計図書において具体的に明記し、本件再委託と「主たる部分」の関係を検討したうえで再委託承認すべきである。

ウ 履行体制の確認【意見】

本委託では、再委託先、再々委託先として協力会社の存在が書類上明らかとなっている。

情報システム関連の業務において、連鎖的に外部委託が行われること自体は珍しくないが、再々委託先以降は、市による承認の手続が必要でないため、意図せず履行能力が十分でない事業者や反社会的勢力が関与してしまう危険を招く可能性もある。受託者の責任であるから再委託以降には関与しないという姿勢では不十分であり、問題の発生自体を防止するよう努めなければならない。

本契約においては、協力会社について受託者から実施計画書や口頭で説明を受け、契約上の取扱いをお互い認識した上で契約したとのことであるから、一応の事前確認はなされているものの、その位置付けは第三者から見て明確とはいえない。直接の契約関係に立たない事業者の関与が想定されている契約においては、体制表の提出を求める条項などを契約約款又は仕様書に盛りこむなど、履行体制を確認する根拠を契約書内に予め設けておくべきである。

第8 環境部

1 逢妻衛生プラント包括的運転維持管理業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

委託契約書添付の「逢妻衛生プラント包括的運転維持管理業務委託仕様書」には、「本仕様書は、豊田市（以下「発注者」という。）が管理する逢妻衛生プラントを包括的に民間事業者（以下「契約者」という。）に委託し、発注者と契約者の管理区分を定め、契約者は、長年にわたる蓄積した技術及び施設運営ノウハウを活かし、創意工夫の下、性能を維持又は向上させ、最小のトータルライフコスト及び最適な施設の運用を目指し、発注者は、これを支援かつ管理することを目的とする。」とある。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「し尿処理施設を常に最良な状態でかつ経済的、効率的に施設を運転し、設備に損害等を発生させないよう安全で安定した放流水質を確保するため。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

上記仕様書によると、業務の内容は、逢妻衛生プラント（豊田市前林町前越1）に関する運転管理業務、維持管理業務、その他管理業務である。

逢妻衛生プラント

- 1) し尿等搬入地区：豊田市、知立市
- 2) 処理能力：350kl/日
- 3) 処理方式：標準脱窒処理及び高度処理システム
- 4) 設備概要
 - (1) 受入、貯留設備：受入、沈砂、破碎、徐渣、貯留設備
 - (2) 水処理設備
 - ①標準生物脱窒処理設備
 - ②浄化槽汚泥専用処理設備
 - (3) 高度処理設備
 - ①凝集設備
 - ②加圧浮上設備
 - ③脱色設備
 - ④砂ろ過設備
 - ⑤活性炭吸着設備
 - (4) 汚泥処理設備
 - ①標準脱窒素処理余剰汚泥処理設備（濃縮→脱水→乾燥→焼却）
 - ②活性汚泥法処理余剰汚泥処理設備（濃縮→脱水→乾燥）
 - ③凝集汚泥（加圧スカム）処理設備（各余剰汚泥と混合処理）
 - (5) 脱臭設備
 - ①高濃度処理（生物脱臭・硝化槽、再爆（ママ）気槽へ吹き込み）
 - ②中濃度処理（酸洗浄＋アルカリ・次亜洗浄→活性炭吸着）
 - ③低濃度処理（活性炭吸着）
 - ④活性汚泥法臭気処理設備（水洗浄→アルカリ・次亜洗浄）
 - ⑤汚泥処理棟臭気処理設備（水洗浄→アルカリ・次亜洗浄）

また、上記仕様書によると、本業務の内容は、次のとおりとされている。

- (1) 運転管理業務及び維持管理業務に関すること。
 - ア 運転管理業務
 - (ア) 搬入し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の受入監視及び記録業務
 - (イ) し尿等の処理に関わる全ての運転監視操作業務
 - (ウ) 中央監視室における監視、操作、記録及び現場操作等の業務
 - (エ) し尿等処理に関する日常の運転管理計画及び定期修繕計画の策定業務
 - (オ) 乾燥汚泥袋詰、乾燥汚泥及び焼却灰運搬業務
 - (カ) 施設内用水設備の運転及び点検業務
 - (キ) 槽清掃及び沈砂運搬業務
 - (ク) 運転管理上必要な分析、汚泥試験業務
 - (ケ) 一般事務
 - イ 維持管理業務
 - (ア) 設備、機器の保守点検
 - (イ) 設備、機器の修理、補修（簡易なものを含む。）
 - (ウ) 定期修繕計画に基づき実施する整備修繕業務
 - ウ ユーティリティー調達業務
 - 施設運転に必要な薬品、消耗品（園芸用含む。）等の調達、保管及び記録管理業務
 - エ 日誌、記録等の作成業務
 - (ア) 設備、機器の点検記録の作成及び保管
 - (イ) 運転記録等の作成及び保管
 - (ウ) 運転管理計画書、定期修繕計画書、報告書、届出書、その他必要書類の作成及び保管
 - (エ) 設備、機器の整備等報告書作成及び記録
- (2) 契約者職員の就業に関すること（研修、資格取得、労務管理）。
- (3) 安全管理に関すること（安全教育、安全パトロール）。
- (4) 見学者の対応に関すること。
- (5) 業務対象施設の基幹整備計画、修繕等への助言に関すること。
- (6) 施設の更新に関する計画及び更新への助言に関すること。
- (7) 附帯設備その他管理項目の管理に関すること。
 - ア 電気、計装設備の保守点検及び定期整備
 - イ 工具の補充更新
 - ウ 圧力計、濃度計等計装類の保守校正
 - エ 分析、測定装置の保管
 - オ 分析装置の校正
 - カ 消耗品の整備
 - キ 実験農場管理
 - ク 施設内清掃等その他管理業務
 - ケ 法定年数に準拠した書類の保管業務
- (8) 休業日の施設管理に関すること。
 - ア 火元責任者を選任し、火気の始末を徹底して、火災の防止に努めること。
 - イ 施設の機器、備品、工具等の紛失及び無断侵入者がいないように努めること。
 - ウ 門扉及び玄関の施錠は午後5時30分とし、午前7時30分に開錠すること。
 - エ 照明の点灯は、節電に努め、自動点灯する照明についても点灯時間、消灯時間に注意して調整を行うこと。
- (9) 業務の引継ぎに関すること。
 - 契約者は、契約終了時において次期契約者に対し、業務に支障のないよう引継ぎを行うものとする。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

株式会社クリタス

(イ) 選定方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由

業者選定書には、必要とする知識・経険を有する者が他にいないためと記載されているが、より具体的な説明は次のとおりであった。

逢妻衛生プラントの運転維持管理は、放流水質や臭気等の公害防止に万全を期す必要があり、そのための人員体制、特殊設備等の運転技術及び生活環境の変化への対応など、多様な専門能力及び柔軟な組織体制が求められる業務である。受託者は、当該施設を建設した会社の100%出資会社で、施設の維持管理を移管された唯一の業者である。当該施設は、放流水質や臭気等に関わる専門設備を特殊な制御システムで運転しており、安心して安全な施設管理を行うためには、設備だけでなく制御システムまで精通した知識が必要不可欠である。そのため運転業者は、専門業者独自の知識と技術を持ち合わせ、制御システムまで保守、点検及び整備できることが要求されるが、これらのノウハウを保有する唯一の業者が受託者である。

エ 委託期間（長期継続契約）

平成28年4月1日～令和3年3月31日

オ 金額（税込）

予定価格	12億1745万1600円
見積書記載金額	11億9880万円
当初契約金額	11億9880万円
変更契約金額	12億0546万円

カ 契約保証金

免除（契約規則第37条第9号）

市によると、1者特命随意契約であり、本市での契約履行状況から「契約者が契約不履行のおそれがない」と判断された。

(2) 契約の変更

ア 契約解除に関する事項の追加

平成31年4月1日付変更協議書（第1回）によると、市と受託者との間で、本業務の仕様書に廃棄物処理法施行令第4条第8号に規定されている契約解除に関する事項を追加するとの協議がなされた。すなわち、廃棄物処理法施行令第4条第8号によると、「委託契約には、受託者が第一号から第三号までに定める基準に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること」が、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に

委託する場合の基準とされている。これに対応するため、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項を追加するというものである。

しかし、単独の変更契約書は交わさず、別件で、金額を伴う変更が生じた場合に、変更契約書を交わすとされている。

市によると、その理由は、業務委託手引に、「金額を伴わない軽微な変更で、変更契約を交わさない場合は、「変更契約書は交わさない。」と記入してください。」との定めがあり、これに該当すると判断したためとのことであった。

イ 消費税増税による金額の変更

令和元年10月1日、消費税及び地方消費税の税率が変更されたことに伴い、同日以降の消費税増額分666万円について、変更委託契約書が締結された。

(3) 再委託

平成31年度の再委託先は17者で、本委託金額の31.2%を占める。

委託業務下請負承認願において、各下請負業者について、許可、認定、登録番号が記載され、許可等の写しの添付がなされている。下請負業者の中には、平成31年度中に、許可等の有効期限が切れる業者が複数あった。

これらの業者について、市は、委託先に許可等の更新を確認するように依頼しているが、許可書等の写しの提出は求めているとのことであった。

(4) 監査の結果

ア 変更委託契約書の締結時期【指摘】

(ア) 豊田市契約規則、豊田市業務委託事務要綱では、次のとおり定められており、変更契約をする際に、変更契約書の省略に関する規定はなく、変更契約書を作成しなければならないとされている。

(豊田市契約規則)

第42条 契約担当者は、技術、予算その他やむを得ない理由があるときは、契約者と協議して契約の内容を変更し、又は契約の履行を一時中止させることができる。

2 (略)

3 契約担当者は、契約内容の変更協議が整ったときは、遅滞なく変更契約書(様式第8号)、変更請書(様式第9号)等を作成しなければならない。

(豊田市業務委託事務要綱)

第17条 委託担当課長は、契約の内容を変更しようとするときは、その他業務委託変更事務取扱要領(平成3年4月1日施行)により、変更協議書(様式第9号)を作成し、契約者と協議しなければならない。

2～3 (略)

4 契約担当課長は、変更契約の締結依頼があったときは、遅滞なく変更契約書を作成し、変更契約を締結しなければならない。以下(略)

また、その他業務委託変更事務取扱要領では、次のとおり定められており、契約条件等を著しく変更することとならないものについては、契約期間の末（又は各会計年度末）に、まとめて契約変更手続を行うことが、例外的に認められている。

（その他業務委託変更事務取扱要領）

第6条 契約変更の手続は、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間の末（長期継続契約又は債務負担行為に基づく委託にあっては各会計年度末）までに行うことができるものとする。

- (1) 精算行為により数量の変更を伴うもの
- (2) その他契約条件等を著しく変更することとならないもの（契約期間の変更を除く。）

(イ) 業務委託手引には、変更契約について、次のとおり記述されており、原則として変更契約は認められず、変更を行う場合は「新たな競争入札又は随意契約」とし、別途契約を締結する必要があるが、「軽微なもの」であれば、例外的に、変更契約が認められることになる。

また、変更協議書の記入方法に関して、「金額を伴わない軽微な変更で、変更契約書を交わさない場合は、「変更契約書は交わさない。」と記入してください。」との記述がある。しかし、いかなる場合に、「変更契約書を交わさない」ことが認められるのかの定めはない。

1.2 変更契約

原則として契約の変更は認めていません。追加等の契約をする場合は、軽微なもの^{*}を除き、原則として新たな競争入札又は随意契約とし、別途契約をしてください。

なぜなら契約のすべての事項は入札や見積合せの条件となったものであるため、軽微なもの^{*}は別としてこれらを契約締結後に変更することは、入札等に付した当初の目的、趣旨に反し、また、これら変更部分を当初から仕様書に加えて入札を行っていただければ、他にもっと有利な入札をした者があったかもしれない等、市に対して不利益となるおそれがあるからです。

※軽微なもの…単価契約で行っていたものを総価契約で行ったことによる精算行為等の数量の変更や、金額を伴わない変更。

当初の契約が契約課依頼案件である場合は、軽微な変更についても契約課で変更契約事務を行います。その他業務委託変更事務取扱要領に基づき、契約課への提出書類を作成してください。

※その他業務委託変更事務取扱要領では、変更協議書の合議区分の設定及び決定区分の変更並びに契約期間変更の事務取扱の変更を定めています。

変更契約を交わす際、契約課に提出するものは、「案件発注決定書－変更協議書－変更積算書－変更仕様書－図面等」及び「金抜変更積算書－変更仕様書－図面等」（2部）です。

- (1) 変更協議書（※契約管理システムでは作成できません）

契約内容に変更が生じた場合、変更協議書が必要です。監督員は、事前に変更の内容を把握し、予算の範囲内で処理できることを確認したうえで、変更協議書を作成し、必要に応じて財政課及び契約課の合議後、決定を受けて契約相

手側の責任者（委託業務届出書（P88）の業務担当責任者）と協議してください。

変更協議書は2部作成し、監督員、契約相手側の業務担当責任者の双方が押印します。決定を受けたものを市が保有し、もう一方を契約相手に渡してください。

以下に記入方法を記します。

変更協議書中段の表

《変更事務取扱要領の該当項目》

変更事務取扱要領第3条の各号中で該当するものについて、□→■としてください（プルダウンあり。）。

《変更金額（概算）》

表中には、変更積算における増額分の積算及び減額分の積算を記入し、2回目以降の変更協議に関してはそれぞれの累計も記入してください。それぞれの比率を算出する場合は、すべて当初契約金額を分母としてください。薄黄色のセルは数式が入っているため、入力不要です。

協議事項

《変更概要》

変更内容を簡潔に記載してください。

《変更金額（概算）》

増額分と減額分を合算した変更金額と増減率を記入してください。

《変更理由》

変更理由を簡潔に記載してください。

《その他》

金額を伴わない軽微な変更で、変更契約書を交わさない場合は、「変更契約書は交わさない。」と記入してください。

(ウ)「変更契約書は交わさない」場合とはどのような場合であるのか、市の契約課の説明は以下のとおりであった。

契約の変更は、「給付の内容、契約金額、契約当事者、危険負担、違約金の額など」の契約内容を変更することとされています。

いったん決定した設計の一部や全部を変更することを「設計変更」と言っていますが、設計変更には、2つの変更があると考えています。

① 業務内容の同一性を失わしめない程度の変更

② 業務内容の同一性を失わせる程度の変更

設計の変更の全てが契約の変更となる考え方もあるかもしれませんが、実際の事務に適用させて変更契約書（請書）を作成した場合、発注者、受注者の契約事務の負担増及び効率性の低下の原因となってしまいます。

契約課として、変更契約を必要とするものは、②に該当する変更であり、①の場合は、変更契約を必要としないと考え、主管課から契約課に相談があった際は、①の内容であれば、契約者と内容を協議、確認したうえで、変更契約書は不要と周知しています。

委託契約事務の手引の変更協議書記載事項説明中、「金額を伴わない軽微な変更で、変更契約書を交わさない場合は、「変更契約書は交わさない。」と記入してください。」としているものは、上記の考えを庁内に示したのになります。

しかし、変更契約書を締結しなければならない「契約の変更」を上記のように限定して解釈する根拠規定はない。業務内容について同一性が失われなくても、解除事由など契約の存否に関わる規定の変更は軽微とはいえ、「契約の変更」に該当しないとは到底いえない。また、契約金額に変更がなくても、業務内容の一部削除と追加が同一金額で同時に行われた結果、業務内容の同一性が大きく失われる場合もある。「契約の変更」とはその文字どおり、当初定められた契約内容を変更することであるというべきである。

そして、上記（ア）のとおり、契約規則、要綱によれば、契約を変更する場合、遅滞なく変更契約書を作成しなければならないとされており、変更契約書の省略を認める規定はない。要領には例外規定があるが、それでも、契約期間の末（又は各会計年度末）には、変更手続きを行い、変更契約書を作成しなければならない。

そうすると、市の現在の契約規則、要綱を前提とする限り、変更契約書の作成を省略することはできないというべきである。

（エ）本件契約解除に関する事項の追加について、平成31年4月1日に変更協議が行われた後、その半年後の令和元年10月1日に消費税増額に伴う変更契約と同時に変更契約書が作成されている。

確かに、その他業務委託変更事務取扱要領第6条では、「契約条件等を著しく変更することとならないもの」については、契約期間末または年度末までに、契約変更の手続きを行えばよいとされている。

しかし、市は、変更協議が行われた際に変更契約書を作成しなかった理由として、上記要領第6条ではなく、市の委託契約事務の手引の記述による変更契約の省略であるとのことであった。また、他の同様の委託契約で消費税増税に伴う変更契約が無かった契約（下記5の藤岡プラント包括的運転維持管理業務委託等）においては、契約期間末または年度末までに変更契約書は作成されていない。これらの事情から、市は、上記要領第6条に基づく扱いを予定していたのではないと考えられる。

そうすると、平成31年4月1日の変更協議後、令和元年10月1日まで変更契約書を作成しなかったことは、「遅滞なく」変更契約書を作成しなければならないとする規則、要綱に反するものであるといわざるをえない。

また、実質的にみても、本件変更のような、契約解除事由の追加は、契約を一方的に終了させる要件を追加するものであって、無用な紛争を予防するため、変更契約書を遅滞なく交わしておくべきものであった。

イ 再委託先の許可書等について【意見】

手引において、委託業務下請負承認願には、業務の内容によっては、再委託先についても許可書等の写しを求めることとされている。その目的は、再委託先の許可等の有無を市においても確認し、無許可者等に業務に関わらせないためであると考えられる。

年度途中で、許可等の有効期限が切れる業者がいる場合、許可等が更新されたことの確認のため、有効期限が切れるまでに、更新後の許可書等の写しの提出を委託先に求めるべきである。

ウ 委託発注の必要性【意見】

「執行の理由」として、当該業務を行う理由ではなく、委託発注の必要性の有無を記載すべきことになっている（第2章第3の1(2)イ参照）。

しかし、本委託契約の案件発注決定書においては、「し尿処理施設を常に最良な状態でかつ経済的、効率的に施設を運転し、設備に損害等を発生させないよう安全で安定した放流水質を確保するため」と記載されており、当該業務を行う理由しか述べられていない。経済性、効率性の観点は触れられているが、専門的な技術、知識、経験の必要性から、本業務を委託発注の必要性を記載すべきである。

エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託の再委託先は17者と多く、再委託率も30%以上である。契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性も否定できない。再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

2 砂川衛生プラント包括的運転維持管理業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

本契約書添付の「砂川衛生プラント包括的運転維持管理業務委託仕様書」第1条には、市が管理する砂川衛生プラントを包括的に民間事業者に委託し、発注者と契約者の管理区分を定め、契約者は、長年にわたる蓄積した技術及び施設運営ノウハウを活かし、創意工夫の下、性能を維持又は向上させ、最小のトータルライフコスト及び最適な施設の運用を目指し、発注者は、これを支援かつ管理することを目的とする旨が記載されている。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「し尿処理施設を常に最良な状態でかつ経済的、効率的に施設を運転し、設備に損害等を発生させないよう安全で安定した放流水質を確保するため」と記載されている。

イ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

住重環境エンジニアリング株式会社（大阪支店）

なお、平成29年4月1日、住友重機械エンバイロメント株式会社が住重環境エンジニアリング株式会社を吸収合併し、本契約上の地位を承継した

(イ) 選定方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由

必要とする知識・経験を有する者が他にいないためであるが、より具体的な記載は次のとおりであった。

砂川衛生プラントの運転維持管理は、放流水質や臭気等の公害防止に万全を期す必要があり、そのための人員体制、特殊設備等の運転技術及び生活環境の変化への対応など、多様な専門能力及び柔軟な組織体制が求められる業務である。

上記業者は、当該施設を建設した住友重機械工業（株）の100%出資会社で、施設維持管理を移管された唯一の業者である。当該施設は、放流水質や臭気等に関わる専門設備を特殊な制御システムで運転しており、安心して安全な施設管理を行うためには、設備だけでなく制御システムまで精通した知識が必要不可欠である。そのため運転業者は、専門業者独自の知識と技術を持ち合わせ、制御システムまで保守、点検及び整備できることが要求されるが、これらのノウハウを保有する唯一の業者が上記業者である。

ウ 委託期間（長期継続契約）

平成28年4月1日～令和3年3月31日

エ 金額（税込）

予定価格	11億0152万4400円
見積書記載金額	10億5840万円
当初契約金額	10億5840万円
変更契約金額	10億6428万円

オ 契約保証金

免除（契約規則第37条第9号）

市によると、1者特命随意契約であり、本市での契約履行状況から「契約者が契約不履行のおそれがない」と判断された。

キ 委託内容（業務委託）

上記仕様書によると、本業務は、砂川衛生プラント（みよし市三好丘旭4丁目19番地15号）に関する運転管理業務、維持管理業務、その他管理業務とする。

砂川衛生プラント

- 1) し尿等搬入地区：豊田市、みよし市
- 2) 処理能力：200kℓ/日
- 3) 処理方式：標準脱窒処理及び高度処理システム
- 4) 設備概要
 - (1) 受入、貯留設備：受入、沈砂、破碎、徐渣、貯留設備
 - (2) 一次処理設備：標準生物脱窒処理設備
 - (3) 二次処理設備：凝集沈殿処理設備
 - (4) 高度処理設備：オゾン酸化、砂ろ過、活性炭吸着塔設備
 - (5) 滅菌設備：次亜塩素酸ソーダ注入設備
 - (6) 汚泥処理設備：脱水、汚泥搬出設備（乾燥炉設備、焼却炉設備）
 - (7) 脱臭設備

- ①高濃度処理（生物脱臭設備）
- ②中濃度処理（酸洗浄、アルカリ・次亜洗浄、活性炭吸着設備）
- ③低濃度処理（活性炭吸着設備）

仕様書によると、業務の内容は、次のとおりとされている。

- (1) 運転管理業務及び維持管理業務に関すること。
 - ア 運転管理業務
 - (ア) 搬入し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の受入監視及び記録業務
 - (イ) し尿等の処理に関わる全ての運転監視操作業務
 - (ウ) 中央監視室における監視、操作、記録及び現場操作等の業務
 - (エ) し尿等処理に関する日常の運転管理計画及び定期修繕計画の策定業務
 - (オ) 脱水汚泥の運搬業務
 - (カ) 施設内用水設備の運転及び点検業務
 - (キ) 槽清掃及び沈砂運搬業務
 - (ク) 運転管理上必要な分析業務
 - (ケ) 一般事務
 - イ 維持管理業務
 - (ア) 設備、機器の保守点検
 - (イ) 設備、機器の修理、補修（簡易なものを含む。）
 - (ウ) 定期修繕計画に基づき実施する整備修繕業務
 - ウ ユーティリティー調達業務
 - 施設運転に必要な薬品、消耗品等の調達、保管及び記録管理業務
 - エ 日誌、記録等の作成業務
 - (ア) 設備、機器の点検記録の作成及び保管
 - (イ) 運転記録等の作成及び保管
 - (ウ) 運転管理計画書、定期修繕計画書、報告書、届出書、その他必要書類の作成及び保管
 - (エ) 設備、機器の整備等報告書作成及び記録
- (2) 契約者職員の就業に関すること（研修、資格取得、労務管理）。
- (3) 安全管理に関すること（安全教育、安全パトロール）。
- (4) 見学者の対応に関すること。
- (5) 業務対象施設の基幹整備計画、修繕等への助言に関すること。
- (6) 施設の更新に関する計画及び更新への助言に関すること。
- (7) 附帯設備その他管理項目の管理に関すること。
 - ア 電気、計装設備の保守点検及び定期整備
 - イ 曝気槽散気装置の交換作業
 - ウ 工具の補充更新
 - エ 圧力計、濃度計等計装類の保守校正
 - オ 分析、測定装置の保管
 - カ 分析装置の校正
 - キ 消耗品の整備
 - ク 施設内清掃等その他管理業務
 - ケ 法定年数に準拠した書類の保管業務
- (8) 休業日の施設管理に関すること。
 - ア 火元責任者を選任し、火気の始末を徹底して、火災の防止に努めること。
 - イ 施設の機器、備品、工具等の紛失及び無断侵入者がないように努めること。

- ウ 照明の点灯は、節電に努め、自動点灯する照明についても点灯時間、消灯時間に注意して調整を行うこと。
- (9) 業務の引継ぎに関すること。
契約者は、契約終了時において次期契約者に対し、業務に支障のないよう引継ぎを行うものとする。

(2) 契約の変更

ア 契約解除に関する事項の追加

平成31年4月1日付変更協議書(第1回)によると、市と受託者との間で、本業務の仕様書に廃棄物処理法施行令第4条第8号に規定されている契約解除に関する事項を追加するとの協議がなされた。

詳細は、逢妻衛生プラント包括的運転維持管理業務委託と同様である。

イ 消費税増税による金額の変更

令和元年10月1日、消費税及び地方消費税の税率が変更されたことに伴い、同日以降の消費税増額分588万円について、変更委託契約書が締結された。

(3) 再委託

平成31年度の再委託先は8者で、本委託金額の6.55%を占める。

平成31年4月1日付委託業務下請負承認願について、下請負業者の許可等の記入が一切なされておらず、許可書等の添付もなされていない。

(4) 監査の結果

ア 変更委託契約書の締結時期【指摘】

逢妻衛生プラント包括的運転維持管理業務委託と同様、契約解除に関する事項の追加について、変更契約書を遅滞なく作成すべきであった。

イ 再委託先の許可等の確認を行うべきである【指摘】

業務委託手引93頁において、「業務の内容によっては、下請業者についても許可書等の写しを求める」必要があると記載されている。そして、市は、再委託先について、「必要とされる資格等を有すること」を確認すべきとされている。

そうすると、許可等が必要な再委託業務については、委託業務下請負承認願に許可業種等の記入をさせただけで、許可書等の写しを添付させるべきである。

なお、逢妻衛生プラント包括的運転維持管理業務委託では、委託業務下請負承認願に許可書等の添付はあったが、年度途中で許可書等の期限が切れる業者があったため、再確認を求めたほうがよいという「意見」を述べたが、本委託では、当初の委託業務下請負承認願に許可書が添付されておらず、委託業務下請負承認願に許可業種・番号の記載もなされていないため、契約事務手続違反の程度がより大であることから、「指摘」とした。

ウ 合併の場合の解除条項について【意見】

第2章第3の2(2)ウを参照。とりわけ本委託契約については、契約期間5年の長期にわたる契約であるし、金額も多額であり、業務内容からみても不適切な業者が業務を行う弊害は相当大きいと思われることから、チェンジ・オブ・コントロール条項を設けたほうがよいであろうと思われる。

エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託の再委託先は8者である。契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性を否定できない。再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

3 緑のリサイクルセンター包括的運転維持管理業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

本契約書添付の緑のリサイクルセンター包括的運転維持管理業務委託仕様書は、市が管理する緑のリサイクルセンターを包括的に民間事業者に委託し、契約者は、主体的に長年にわたる蓄積した技術及び施設運営ノウハウを活かし、創意工夫の下、性能を維持又は向上させ、最小のトータルライフコスト及び最適な施設の運用を目指し、発注者は、これを支援かつ管理することを目的とする旨が記載されている。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「緑のリサイクルセンターの維持管理及び運転業務を実施するため」と記載されている。

イ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

公益財団法人豊田加茂環境整備公社

(イ) 選定方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由

業者内申・選定書によれば、具体的な理由は以下のとおりである。

有機性廃棄物資源化施設である当該施設は、廃棄物の処理のみでなく、堆肥等の製造施設という資源循環の促進を図る施設である。搬入される処理物、処理方式及び構成設備等の運転管理方法は特殊性がある。安定した品質の堆肥製造までの一元的管理は、長年培ってきた技術力が必要不可欠であり、かつ緊急時の適正対応を迅速に行う必要があるが、特殊な運営技術力を必要とする一連の作業を委託できる事業者は他にはいないため。

ウ 委託期間（長期継続契約）

平成29年4月1日～令和2年3月31日

エ 金額（税込）

予定価格	4億5611万6400円
見積書記載金額	4億4096万4000円
当初契約金額	4億4096万4000円
変更契約金額	4億4232万5000円

オ 契約保証金

免除

カ 委託内容（業務委託）

上記仕様書によれば、業務内容は、緑のリサイクルセンター（豊田市枝下町下笹沢197）に関する運転管理業務、維持管理業務、防災管理業務、安全衛生管理業務及びこれらに付随する一連の業務とし、契約者は主体性をもって取り組むものとするとしている。

緑のリサイクルセンター

- | |
|---|
| <p>1 施設の処理能力
 年間搬入量 : 約5,000t (かさ比重0.5換算)
 年間製造堆肥量 : 約2,000t (水分60%程度換算)</p> <p>2 各破碎機の処理能力
 (1)せん定枝 : 一次破碎機 4t/h : 二次破碎機 2t/h
 (2)刈草 : 一次破碎機 2t/h</p> <p>3 主要機器の構成 (略)</p> |
|---|

また、仕様書別表2業務分担区分表によると、受託者が分担する委託業務の内容は以下のとおりである。

- | |
|---|
| <p>1 施設運転、維持管理
 運転・維持管理業務、教育・訓練・指導（安全、技術等）、労働安全衛生管理、防災管理、防火管理、運転計画、補修計画の立案・作成、日報・月報等書類作成、資材調達・在庫管理、見学者等の現場対応、環境整備、堆肥、チップ製造</p> <p>2 点検、検査
 自動扉保守点検（4回/年）、消防設備定期点検（作動点検1回/年、総合点検1回/年）、自家用電気工作物法令点検（1回/隔月、総合点検1回/年）、計量機保守点検、法令検査（1回/2年）、シャッター保守点検、精密機能検査（1回/3年）</p> <p>3 ユーティリティ
 電話</p> <p>4 消耗品
 機器、車両等消耗品</p> <p>5 工事、修繕
 定期点検補修業務、定期整備修繕、突発的な故障による修繕（軽微なもの）</p> <p>6 情報管理
 個人情報管理、情報セキュリティ管理</p> <p>7 その他
 場内警備、ねずみ駆除、排水処理設備維持管理（発酵ヤード部含む。）、樹木等管理（ほ場内近隣企業周辺樹木等含む。）、場内清掃（高所清掃含む。）、管理重機及び車両の点検・修理</p> |
|---|

(2) 契約の変更

ア 契約解除に関する事項の追加

平成31年4月1日付変更協議書（第1回）によると、市と受託者との間で、本業務の仕様書に廃棄物処理法施行令第4条第8号に規定されている契約解除に関する事項を追加するとの協議がなされた。

詳細は、逢妻衛生プラント包括的運転維持管理業務委託と同様である。

イ 消費税増税による金額の変更

令和元年10月1日、消費税及び地方消費税の税率が変更されたことに伴い、同日以降の消費税増額分136万1000円について、変更委託契約書が締結された。

(3) 再委託

平成31年度の再委託先は7者で、本委託金額の49.11%を占める。

平成31年4月1日付委託業務下請負承認願について、下請負業者の許可等の記入が一切なされないまま、承認がなされている。

(4) 監査の結果

ア 変更委託契約書の締結時期【指摘】

逢妻衛生プラント包括的運転維持管理業務委託と同様、契約解除に関する事項の追加について、変更契約書を遅滞なく作成すべきであった。

イ 再委託先の許可等の確認を行うべきである【指摘】

上記砂川衛生プラント包括的運転維持管理業務委託と同様、許可等が必要な業務については、委託業務下請負承認願に許可等の記入をさせようとして、許可書等の写しを添付させるべきである。

なお、逢妻衛生プラント包括的運転維持管理業務委託では、委託業務下請負承認願に許可書等の添付はあったが、年度途中で許可書等の期限が切れる業者があったため、再確認を求めたほうがよいという「意見」を述べたが、本委託では、当初の委託業務下請負承認願に許可書が添付されておらず、委託業務下請負承認願に許可業種・番号の記載もなされていないため、契約事務手続違反の程度がより大であることから、「指摘」とした。

ウ 委託発注の必要性【意見】

「執行の理由」として、当該業務を行う理由ではなく、委託発注の必要性の有無を記載すべきである。しかし、本委託契約の案件発注決定書においては、「緑のリサイクルセンターの維持管理及び運転業務を実施するため」としか記載されていない。専門性、経済性、効率性の観点から、本業務を委託発注する必要性について具体的に記載し、実質的に判断すべきである（第2章第3の1(2)イ参照）。

エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

本委託の再委託は7者に対して49%を超える。契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性も否定できない。再委託の制限が無意味になら

ないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである。

4 渡刈クリーンセンター包括的運転維持管理業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「渡刈クリーンセンターは流動床式熱分解ガス化溶融炉を3炉有する施設であるため、運転管理・整備に高度な技術・技能が要求される。そのため、技術情報を入手できるプラントメーカーに委託する。また、運転管理に付帯する各種分析や清掃等も合わせて委託する。」とある。

イ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

日立造船株式会社

(イ) 選定方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由

業者選定書には「必要とする知識・経験を有する者が他にいないため」とされている。市によると、「本委託は、受託者が施工した渡刈クリーンセンターの運転管理、施設整備を包括的に行う業務であるため、プラント建設業者独自の技術、知識を必要とし、トラブル発生時には迅速な復旧が求められる。これらに応えられるのは、プラント建設業者である受託者のみであると判断し選定した。」とのことである。

ウ 委託期間（長期継続契約）

平成29年4月1日～令和4年3月31日

エ 金額（税込）

予定価格	91億2365万6400円
見積書記載金額	90億6120万0000円
当初契約金額	90億6120万0000円
変更契約金額（1）	90億7214万0400円
変更契約金額（2）	91億5604万0400円
変更契約金額（3）	92億0744万3400円

オ 契約保証金

免除（契約規則第37条第9号）

カ 委託内容（業務委託）

渡刈クリーンセンター包括的運転維持管理業務委託特記仕様書 2 記載の委託内容によると、本業務は、渡刈クリーンセンター（豊田市渡刈町大明神 3 9 - 3）を対象施設とする、搬入管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、資源化促進業務、情報管理業務、防災管理業務及びその他関連業務からなる。

渡刈クリーンセンター

施設稼働開始日	平成 1 9 年 4 月 1 日	
敷地面積	約 3 9, 3 0 0 m ²	
建築面積	約 9, 0 2 0 m ²	
炉形式	流動床式熱分解ガス化溶融炉	
施設規模	4 0 5 t/h (1 3 5 t/2 4 h×3 炉)	
設備形式	計量	圧縮ひずみ計量式 (ロードセル式)
	受入れ供給	ピットアンドクレーン方式
	熱分解設備	流動床方式
	熱分解残渣選別	選別装置、貯留設備
	燃焼溶解	燃焼溶融炉、スラグ冷却設備
	溶解スラグ処理	ピットアンドクレーン方式、スラグ磨砕機
	燃焼ガス冷却	廃熱ボイラ方式 (全ボイラ)
	排ガス処理	ろ過式集じん器、有害ガス除去設備、ダイオキシン類除去装置
	灰処理	加熱脱塩素化装置、薬剤処理方式
	余熱利用	給湯設備 (場内及び場外利用)、空調設備 (場内利用)
	発電	蒸気タービン発電機 6, 8 0 0 kw (場内利用及び売電)
	通風設備	平衡通風方式
	給水	受水槽、高置水槽等
排水処理	生物処理、凝集沈殿等 (余剰水は下水道放流)	
電気	特別高圧受電 7 7 kV 2 回線受電、非常用電源設備 (ガスタービン発電機 800kW)	
計装	DCS方式	
工事施工者	日立造船・りんかい・陣内建設共同企業体	

上記仕様書 2 別紙 1 業務の分担によると、委託業務の内容は以下のとおりである。

1 搬入搬出管理業務	受付管理、利用者への対応、計量、料金徴収、搬入車両の場内案内・指示、プラットフォーム業務 (誘導・指示)、販売業務
2 運転管理業務	運転管理体制の構築、運転計画の作成、運転管理マニュアルの作成、搬入物の性状分析、施設の運転 (適正処理)、施設に必要な有資格者の配置、炉内清掃物の処分、搬出物の管理・性状分析、ごみ処理不適物の除去、搬出・処分業務、運転管理記録の作成、備品・物品・用役の調達管理、燃料・油脂類の調達管理、薬品類の調達管理業務、その他副資材の調達管理業務
3 維持管理業務	施設の機能維持、維持管理計画書の作成 (点検・検査、補修、更新)、保守点検・補修業務、機器更新業務、法定点検の実施、建屋・建築設備・外構設備の点検・補修、精密機能検査、改良保全
4 環境管理業務	環境保全計画の作成、環境保全に係る計測・分析、作業環境保全計画の作成、作業環境管理に係る計測・分析、ISO14000 認定事業所対応
5 安全衛生管理業務	

<p>安全衛生の確保、安全衛生管理体制の構築、法令の遵守、安全衛生管理の教育・訓練、その他（従業員に対する健康診断実施、作業に必要な安全具の整備）</p> <p>6 資源化促進業務 資源化物の品質確保、資源化物の保管</p> <p>7 情報管理業務 運転管理記録の報告、点検・検査報告、補修・更新報告、環境管理報告、作業環境管理報告、安全衛生管理報告、施設情報管理、その他管理記録報告</p> <p>8 余熱利用業務 施設内への熱供給、施設外への熱供給</p> <p>9 防災管理業務 災害発生時等の協力、緊急時対応マニュアルの作成、業務継続計画（BCP）の作成、防災管理、自主防災組織の整備、防災訓練への参加、事故報告、二次災害の防止、災害発生後の判断</p> <p>10 その他関連業務 市が行う各種関係団体への報告書作成・報告への協力、見学者対応への協力、地元協議会・定例打合せへ必要に応じての同席、防犯・警備、清掃、植栽管理、運転管理システム運用、駐車場の確保、車両の管理、労災保険、賠償責任保険への加入</p>
--

(2) 契約の変更

ア 委託料の変更

仕様書によると、本契約の委託料については、年度内のごみ処理量が、ごみ計画搬入量（95,000 t）の105%を超えた場合または95%を下回った場合、以下のとおり精算するとされている。

乙がごみ計画搬入量の105%を超える量の処理対象ごみを処理した場合は、ごみ量精算単価を用いて超過ごみ量にごみ量精算単価を乗じて求められたごみ量精算金額を当該年度末に精算する。また、乙がごみ計画搬入量の95%を下回る量の処理対象ごみを処理した場合は、ごみ量精算単価を用いて未達ごみ量にごみ量精算単価を乗じて求められたごみ量精算金額を当該年度末に精算する。

ごみ量精算単価（税抜き）

別添委託費積算書第4号明細書直接物品費（積上げ）のうち、排ガス処理設備薬剤と飛灰処理薬剤の合計金額を5で除した金額をごみ計画搬入量で除した金額に請負率を乗じた金額とする。（1円未満は切捨てとする。）

超過ごみ量＝（当該年度に実際に搬入された処理対象ごみ量）－（ごみ計画搬入量）

未達ごみ量＝（ごみ計画搬入量）－（当該年度に実際に搬入された処理対象ごみ量）

また、物価変動に基づく改定について、以下のとおり、定められている。

- 1) 運営期間中の物価上昇率等の変動可能性のある経済要素については、原則、次の考え方に従い、委託料へ反映させるものとする。
 - ①委託料の改定作業は、翌年度委託料を設定する10月に行う。
 - ②委託料の改定に関して、初期値(下表に示すとおり)に対して比較することとする。
 - ③委託料の改定時点から、実際の委託料が支払われる時期までに大幅に乖離が生じた場合、甲と乙は協議により変動要素の見直しをすることができるものとする。
- 2) 委託料の各構成項目については、初年度を除く各年度分において、変動要素を勘案した見直しを行うものとする。
- 3) 見直しに係る評価指標（以下「インデックス」という。）は下表に示すとおりとする。

別紙5表1 見直し対象とするインデックス

対象費用	インデックス	備考	初期値
CA：人件費相当額	実質賃金指数 (毎月勤労統計調査、(全国平均)調査産業計きまって支給する給与/厚生労働省)	前年度の8月から今年度の7月までの年平均値	平成27年8月から平成28年7月までの年平均値
CB：委託料のうちCAを控除した額	消費税を除く企業向けサービス価格指数(総平均/日本銀行調査統計局)	前年度の9月から今年度の8月までの年平均値	平成27年9月から平成28年8月までの年平均値

4) 見直しの方法

(ア) 改定の条件

委託料は、物価変動に基づき年1回改定するものとする。ただし、契約時からの物価変動が±2%以内の場合には改定しない。なお、変動の大小にかかわらず、乙は指数について、甲へ書面により毎年報告を行う。

(イ) 消費税及び地方消費税の改正による改定

契約期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、甲の乙への支払に係る消費税及び地方消費税については、甲が改定内容に合わせて負担する。

(ウ) 改定の計算方法

委託料のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

※当該指数については上記3)に示すとおりである。

※当該改定率(単位：%)に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

①人件費相当額(CA)の見直し額の算定方法

$$CA = X \times \alpha$$

CA：改定後の当該費用(税抜)

X：別添委託費積算書 人件費計(直接人件費)の金額にそれに係る業務管理費と技術経費と一般管理費等を加えた額(別添委託費積算書 業務価格のうち人件費に係る対価)を5で除し請負率を乗じた金額(1円未満は切捨てとする。)

α ：改定率=改定対象年度の前年度の指数/当初契約年度の前年度の指数

②委託料のうち人件費を控除した額の見直し額(CB)の算定方法

$$CB = Y \times \beta$$

CB：改定後の当該費用(税抜)

Y：別添委託費積算書 人件費計(直接人件費)の金額にそれに係る業務管理費と技術経費と一般管理費等を加えた額を業務価格から控除した額(別添委託費積算書業務価格のうち人件費に係る対価を控除した対価)を5で除し請負率を乗じた金額(1円未満は切捨てとする。)

β ：改定率=改定対象年度の前年度の指数/当初契約年度の前年度の指数

イ 平成31年3月31日付変更契約

平成30年度、年間の実績搬入量が計画搬入量の108%となったため、1094万0400円の増額となった。

ウ 令和元年10月1日付変更契約

令和元年10月1日以降の委託料について、消費税増税分8390万円の増額となった。

エ 令和2年3月31日付変更契約

令和元年度、年間の実績搬入量が計画搬入量の111%となったため、1520万2000円の増額となった。

また、物価変動により、人件費相当額を控除した額について、2%を超える変動があったため、3620万1000円の増額となった。

(3) 再委託

平成31年度の再委託先は43者で、本委託代金（令和元年度分）の49.13%を占める。

平成31年4月1日付委託業務下請負承認願においては、契約金額として契約期間（5年）分の90億7214万0400円、下請負契約見込額として平成31年度分の9億0600万4280円が記入され、下請負率は10.0%とされている。また、再委託先業者の許可書等の添付はなされていない。

(4) 監査の結果

ア 委託業務下請負承認願の契約金額は単年度分を記入すべきである【指摘】

上記のとおり、委託業務下請負承認願において、契約金額を契約期間分、下請負契約見込額を単年度分の金額を記入すると、実態に合わない再委託率が算出されてしまい不当である。

委託業務下請負承認願は、当該年度の再委託について承認を得るための書類であることから、下請負契約見込額は当該年度のコ額を記入すべきである。そして、それに合わせて、契約金額についても当該年度の支払額を記入すべきである。

この点について、市の内部で明確な決まりがないとのことであるが、上記のような不合理な記載に気付かない、あるいは気付いてもそのまま承認したということは、再委託の可否を判断するにあたり、再委託率という判断材料を見ていないか軽視していることの現れである。再委託の可否を実質的に検討し判断するよう改める必要がある。

イ 再委託先の許可等の確認を行うべきである【指摘】

砂川衛生プラント包括的運転維持管理業務委託と同様、許可等が必要な業務については、委託業務下請負承認願に許可書等の写しを添付させるべきである。

なお、逢妻衛生プラント包括的運転維持管理業務委託では、委託業務下請負承認願に許可書等の添付はあったが、年度途中に許可書等の期限が切れる業者があったため、再確認を求めたほうがよいという「意見」を述べたが、本委託では、当初の委託業務下請負承認願に許可書が添付されていなかったため、契約事務手続違反の程度がより大であることから、「指摘」とした。

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

本委託の再委託先は43者、再委託率は49%を超える。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである。

5 藤岡プラント包括的運転維持管理業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

本委託契約書添付の「藤岡プラント包括的運転維持管理業務委託仕様書」によると、市が管理する藤岡プラントを包括的に民間事業者へ委託し、発注者と契約者の管理区分を定め、契約者は、長年にわたる蓄積した技術及び施設運営ノウハウをいかし、創意工夫の下、性能を維持又は向上させ、最小のトータルライフコスト及び最適な施設の運用を目指し、発注者は、これを支援かつ管理することを目的とされている。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「ごみ焼却施設の搬入管理、運転管理及び維持管理業務を実施するため」とある。

イ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

株式会社タクマ

(イ) 選定方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由

業者選定書には「必要とする知識・経験を有する者が他にいないため」とされている。業者内申・選定書には、「本委託は、受託者が施工した藤岡プラントの運転管理、維持管理を包括的に行う業務であるため、プラント建設業者独自の技術、知識を必要とし、トラブル発生時には迅速な復旧が求められる。これに応えられるのは、プラント建設業者である上記業者のみであると判断し選定した。」と記載されている。

ウ 委託期間（長期継続契約）

平成31年4月1日～令和6年3月31日

エ 金額（税込）

予定価格 19億5670万1880円

見積書記載金額 19億5444万0000円

当初契約金額 19億5444万0000円

オ 契約保証金

免除（契約規則第37条第9号）

カ 委託内容（業務委託）

仕様書によると、本業務は、藤岡プラント（豊田市下川口町奥山516-4）に関する搬入管理業務、運転管理業務、維持管理業務、その他管理業務とするものである。

藤岡プラント

1)	施設稼働開始日	: 1994年11月
2)	敷地面積	: 52,569㎡
3)	建築物	: 工場棟、管理棟及び付帯建築物
4)	建築面積	: 2,917㎡
5)	炉の種別	: 全連続燃焼式焼却炉
6)	炉の規模	: 公称90t/24hr
7)	炉の設備基数	: 1基
8)	炉の制御方式	: ACC方式
9)	炉の設備形式	
	(1) 計量	: ロードセル式
	(2) 給じん方式	: ピットアンドクレーン方式
	(3) 燃焼炉	: 階段式燃焼ストーカー炉
	(4) 炉温制御方式	: 冷空気挿入方式
	(5) 燃焼ガス冷却方式	: 水噴射方式
	(6) 灰出し方式	: ピットアンドクレーン方式
	(7) 通風方式	: 平衡通風方式
	(8) 集じん方式	: ろ過式集塵機（バグフィルター）
	(9) 有害ガス除去方式	: 乾式有害ガス除去設備
	(10) プラント用水	: 河川水（凝集沈殿処理）、水道水
	(11) 排水処理	: 凝集沈殿処理（処理水は、炉内噴霧）
10)	受電設備	: 高圧受電6.6kV 1回線受電 非常用電源設備（ディーゼル発電機220kw）
11)	工事施工者	: (株) タクマ

また、上記仕様書別表4業務分担区分表によると業務の内容は以下のとおりである。

1	搬入・搬出管理業務 収集・搬入管理、受付管理、計量、料金徴収、搬入車両の場内案内・指示、プラントホーム業務、利用者への対応、その他業務（開閉門確認作業等）
2	運転管理業務 運転管理体制の構築、運転計画の作成、運転管理マニュアルの作成、搬入物の性状分析、施設の運転（適性管理）、施設に必要な有資格者の配置、搬出物の性状分析、ごみ処理不適物の除去・処分、搬出・処分業務、運転管理記録の作成、備品・物品・用役の調達管理、燃料・油脂類の調達管理、薬品類の調達管理業務、その他副資材の調達管理業務
3	維持管理業務 施設の機能維持、修繕計画書の作成、保守点検・修繕業務、機器更新業務、各種分析業務、建築基準法第12条第4項点検、建築物・建築設備の点検、建築物の計画修繕、建築設備の計画修繕、精密機器検査、プラント設備の内部清掃
4	安全衛生管理業務 安全衛生の確保、安全衛生管理体制の構築、法令の遵守、安全衛生管理の教育・訓練、業務従事者に対する健康診断の実施、作業に必要な安全具の整備
5	防災管理業務 災害発生時等の協力、防災管理、自主防災組織の整備、防災訓練の実施、事故報告、二次災害の防止、災害発生後の判断

6 その他関連業務

各種関係団体への報告業務、見学者対応、住民対応、会議出席、防犯、消防設備点検、清掃、植栽管理、自家用電気工作物管理、ねずみ駆除、車両の管理

(2) 契約の変更

平成31年4月1日付変更協議書(第1回)によると、市と受託者との間で、本業務の仕様書に廃棄物処理法施行令第4条第8号に規定されている契約解除に関する事項を追加するとの協議がなされた。

詳細は、上記1(4)アと同様である。

(3) 再委託

平成31年4月1日付委託業務下請負承認願には、契約金額については契約全期間である5年分の金額が記載されており、平成31年度のコレが記載されていない。これに対し、下請負契約見込額は平成31年度単年度分が記載されており、これに基づいて、再委託率が計算されている。その結果、委託業務下請負承認願に記載された再委託率は実態に合わない数字となっている。

平成31年度の再委託率は、平成31年度の委託金額支払額(3億8804万0000円)、下請負契約見込額合計(2億8118万4600円)により計算すると71.93%となる。

また、再委託先は19者あるが、1者は委託業務下請負承認願本紙に、その他18者は別紙名簿に記載されており、本紙に記載された1者と別紙に記載された18者の関係が不明である。本紙には、本紙に記載された1者の契約見込額及び再委託率が記載されているのみで、合計金額や再委託率は計算しないと明らかにならない。

再委託先の業務についての許可等は、名簿には記載があるが、許可書等の写しの添付はない。

(4) 監査の結果

ア 変更委託契約書の締結【指摘】

逢妻衛生プラント包括的運転維持管理業務委託と同様、契約解除に関する事項の追加について、変更契約書を遅滞なく作成すべきであった。

また、令和元年10月1日に遅れながらも変更契約書を作成した逢妻衛生プラント包括的運転維持管理業務委託と異なり、本委託契約においては、一切変更契約書が作成されておらず、より問題が大きい。

イ 再委託先の許可等の確認を行うべきである【指摘】

砂川衛生プラント包括的運転維持管理業務委託と同様、許可等が必要な業務については、委託業務下請負承認願に許可書等の写しを添付させるべきである。

なお、逢妻衛生プラント包括的運転維持管理業務委託では、委託業務下請負承認願に許可書等の添付はあったが、年度途中で許可書等の期限が切れる業者があったため、再確認を求めたほうがよいという「意見」を述べたが、本委託では、当初の委託

業務下請負承認願に許可書が添付されていなかったため、契約事務手続違反の程度がより大であることから、「指摘」とした。

ウ 委託業務下請負承認願の記載について【指摘】

渡刈クリーンセンター包括的運転維持管理業務委託において述べたとおり、委託業務下請負承認願の契約金額及び下請負契約見込額のいずれも、当該年度分の金額を記載するのが相当である。本委託契約においては、契約金額は5年分、下請負契約見込額は1年分が記載されており、その結果、再委託率が実際の5分の1程度となり、実態に合わないものとなっている。

また、業務委託手引94頁にも記載されているとおり、再委託先が複数ある場合は、別紙に再委託先を記載し、本紙の再委託金額及び再委託率は、別紙の合計を記載すべきである。

平成31年4月1日付委託業務下請負承認願は、これらに反しているものであって、この承認願に基づいて再委託を承認したのは不当である。

エ 委託発注の必要性【意見】

上記仕様書には、市が管理する藤岡プラントを包括的に民間事業者へ委託し、発注者と契約者の管理区分を定め、契約者は、長年にわたる蓄積した技術及び施設運営ノウハウをいかし、創意工夫の下、性能を維持又は向上させ、最小のトータルライフコスト及び最適な施設の運用を目指し、発注者は、これを支援かつ管理することを目的とする旨が記載されている。専門性、経済性、効率性、有効性の観点で委託契約を締結する趣旨が端的に表現されている。

しかし、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「ごみ焼却施設の搬入管理、運転管理及び維持管理業務を実施するため」とあり、当該業務を委託発注する必要性が記載されていない。委託発注を検討するに当たっても、専門性、経済性、効率性、有効性の観点から委託発注の必要性を検討できる理由を記載し、委託の要否を実質的に検討されたい（第2章第3の1(2)イ参照）。

オ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

本委託の再委託先は19者であり、平成31年度の再委託率は70%を超える。再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである。

6 グリーン・クリーンふじの丘包括的運転維持管理業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

本契約書添付の「グリーン・クリーンふじの丘包括的運転維持管理業務委託仕様書」には、「本仕様書は、豊田市（以下「発注者」という。）が管理するグリーン・クリーンふじの丘を包括的に民間事業者（以下「契約者」という。）に委託し、発注者と契

約者の管理区分を定め、契約者は長年にわたる蓄積した技術及び施設運営ノウハウを活かし、創意工夫の下、性能を維持又は向上させ、最小のトータルライフコスト及び最適な施設の運用を目指し、発注者は、これを支援かつ管理することを目的とする。」と記載されている。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「グリーン・クリーンふじの丘を民間の技術及び施設運営のノウハウを活かし、最小のトータルライフコスト及び最適な施設の運用を目指すため包括的に委託するものである。」と記載されている。

イ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

アタカメンテナンス株式会社

なお、平成31年4月1日、浅野環境ソリューション株式会社がアタカメンテナンス株式会社を吸収合併し、商号を浅野アタカ株式会社に変更した。これにより、同社が、本契約上の地位を承継した。地位の承継にあたり、アタカメンテナンス株式会社から平成31年3月31日付入札参加資格変更届（緊急用）が提出されている。

(イ) 選定方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由

業者選定書には、必要とする知識・経険を有する者が他にいないためと記載されているが、より具体的な説明は次のとおりであった。

本委託は、アタカ工業（株）が施工したグリーン・クリーンふじの丘の運転維持管理を包括的に行う業務である。浸出水処理プラントの運転維持管理については、専門業者独自の特殊な技術、知識、経険が必要であり、グリーン・クリーンふじの丘施工業者の運転維持管理部門の担当業者である受託者は、他社にはないノウハウをもって運転維持管理が実施できる唯一の業者であると判断される。

ウ 委託期間（長期継続契約）

平成30年4月1日～令和5年3月31日

エ 金額（税込）

予定価格	9億2886万4800円
見積書記載金額	9億2664万0000円
当初契約金額	9億2664万0000円
変更契約金額	9億3865万2000円

オ 契約保証金

免除（契約規則第37条第9号）

市によると、1者特命随意契約であり、本市での契約履行状況から「契約者が契約不履行のおそれがない」と判断された。

カ 委託内容（業務委託）

上記仕様書によると、本業務は、グリーン・クリーンふじの丘（豊田市藤岡飯野町大川ケ原1161番地89）に関する運転管理業務、維持管理業務及びその他管理業務とされている。

グリーン・クリーンふじの丘

<p>計量施設</p> <p>建築面積：約111m² 延床面積：約111m² 構造：鉄筋コンクリート造 地上1階建</p> <p>① 形式：4点支持ロードセル式（地下ピット式） ② 数量：2基 ③ ひょう量：最大秤量30t、最小目盛5kg ④ 積載台：3m×10.5m以上 ⑤ 計量装置：カードリーダー付計量データ装置</p>
<p>ダンピング検査施設</p> <p>建築面積：約572m² 延床面積：約667m² 構造：鉄骨造 地上1階建</p> <p>① 処理能力：搬入量42t/日、搬入台数90台/日 ② 処理工程：搬入⇒ダンピング ⇒展開⇒不適物選別⇒搬送（コンベア）⇒貯留⇒搬出 不適物⇒搬入車へ</p>
<p>埋立施設及び監査廊</p> <p>建築面積：約57m² 延床面積：約57m² 構造：鉄骨造 地上1階建</p> <p>① 埋立面積：24,000m²（1期分） ② 埋立容量：125,000m²（1期分） ③ 埋立期間：15年（1期分）（予定）</p>
<p>浸出水処理施設及び管理棟</p> <p>建築面積：約2,428m² 延床面積：約4,003m² 構造：鉄筋コンクリート造 地上2階建</p> <p>① 処理施設：90m³/日 ② 調整能力：6,500m³/日 ③ 水処理工程：前処理・調整⇒凝集沈殿⇒生物処理⇒凝集沈殿⇒膜ろ過⇒ ダイオキシン類分解⇒活性炭吸着⇒キレート吸着⇒消毒 ④ 汚泥処理工程；濃縮、脱水後に埋立処分</p>
<p>廃棄物再生利用施設</p> <p>建築面積：約1,238m² 延床面積：約1,850m² 構造：鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階建</p> <p>①処理能力：缶処理ライン（1.6t/5h） ビン処理ライン（4.1t/5h） 金属処理ライン（11.5t/5h） ②処理方式：缶処理ライン（選別・貯留方式） ビン処理ライン（選別・減容・貯留方式） 金属処理ライン（破碎・貯留方式）</p>
<p>ストックヤード施設</p> <p>建築面積：約154m² 延床面積：約154m²</p>

構 造：鉄筋コンクリート造 地上1階建
乾燥塩保管施設 建築面積：約195㎡ 延床面積：約195㎡ 構 造：鉄骨造 地上1階建
車両保管施設 建築面積：約200㎡ 延床面積：約200㎡ 構 造：鉄骨造 地上1階建

また、上記仕様書別表2業務分担区分表によると、委託業務の内容は以下のとおりである。

1	施設運転、維持管理 運転・維持管理業務、軽微修理、日常水質検査、事務、環境整備
2	検査 自動扉保守点検（4回／年）、消防設備定期点検（作動点検1回／年、総合点検1回／年）、電気工作物法令点検（1回／隔月、総合点検1回／年）、地下タンク法令点検（重油1回／3年）、トラックスケール保守点検（1回／2年）、工業計器検査、更正（適切な時期）、空調機器点検（簡易点検4回／年 定期整備点検2回／年）
3	分析 水質調査（処理水、放流水、地下水、河川水、井戸水、浸出水）
4	ユーティリティ 水処理用薬品各種、分析用試薬各種、電話
5	消耗品 機器、ポンプ部品等現場消耗品
6	工事・修繕費 定期点検補修業務、定期整備修繕、突発的な故障による修繕及び設備・機器更新、受水槽清掃、槽清掃（受入槽、貯留槽等）
7	その他 場内警備、埋立残余容量算出、所有の車両（点検・修理）

(2) 契約の変更

令和元年10月1日、消費税及び地方消費税の税率が変更されたことに伴い、同日以降の消費税増額分1201万2000円について、変更委託契約書が締結された。

(3) 再委託

平成31年度の再委託先は12者で、本委託代金の47.2%を占める。

平成31年4月1日付委託業務下請負承認願には、許可等が記入されておらず、許可書等も添付されていない。

(4) 監査の結果

ア 再委託先の許可等の確認を行うべきである【指摘】

砂川衛生プラント包括的運転維持管理業務委託と同様、許可等が必要な業務については、委託業務下請負承認願に許可等の記入をさせただけで、許可書等の写しを添付させるべきである。

なお、逢妻衛生プラント包括的運転維持管理業務委託では、委託業務下請負承認願に許可書等の添付はあったが、年度途中で許可書等の期限が切れる業者があったた

め、再確認を求めたほうがよいという「意見」を述べたが、本委託では、当初の委託業務下請負承認願に許可書が添付されていなかったため、契約事務手続違反の程度がより大であることから、「指摘」とした。

イ 合併の場合の解除条項について【意見】

第2章第3の2(2)ウを参照。砂川衛生プラント包括的運転維持管理業務委託と同様、本委託契約においても、チェンジ・オブ・コントロール条項を設けたほうがよいであろうと思われる。

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託の平成31年度の再委託先は12者、本委託代金の47%を超える。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

7 勘八不燃物処分場包括的運転維持管理業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

本契約書添付の「勘八不燃物処分場包括的運転維持管理業務委託仕様書」には、「本仕様書は、市が管理する勘八不燃物処分場を民間事業者へ委託し、発注者と契約者の管理区分を定め、契約者は長年にわたる蓄積した技術及び施設運営ノウハウを生かし、創意工夫の下、性能を維持又は向上させ、最小のトータルライフコスト及び最適な施設の運用を目指し、発注者は、これを支援かつ管理することを目的とする。」と記載されている。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「勘八不燃物処分場汚水処理施設等の運転管理を民間の技術及び施設運営のノウハウを活かし、最小のトータルライフコスト及び最適な施設の運用を目指すため包括的に委託するものである。」と記載されている。

イ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

藤吉工業株式会社

(イ) 選定方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由

業者選定書には、必要とする知識・経険を有する者が他にいないためと記載されているが、より具体的な説明は次のとおりであった。

本委託業務は、上記業者が施工した勘八不燃物処分場の運転維持管理を包括的に行う業務であるため、プラント建設業者独自の技術、知識を必要とし、トラブル

発生時には迅速な対応が求められる。これらに対応できるのはプラント建設業者である上記業者のみであると判断し、選定した。

ウ 委託期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

エ 金額（税込）

予定価格 6973万6020円

見積書記載金額 6867万0000円

当初契約金額 6867万0000円

オ 契約保証金

免除（契約規則第37条第9号）

市によると、1者特命随意契約であり、本市での契約履行状況から「契約者が契約不履行のおそれがない」と判断された。

カ 委託内容（業務委託）

本業務は、勘八不燃物処分場（豊田市勘八町勘八309番地1）に関する運転管理業務、維持管理業務及びその他管理業務とする。

勘八不燃物処分場

汚水処理施設

建築面積：約584㎡ 延床面積：約1,130㎡

構造：鉄筋コンクリート造 地上2階建

① 処理施設：300㎡/日

② 調整能力：1,600㎡/日

③ 水処理工程：A 浸出水集水管⇒調整槽⇒凝集沈殿⇒生物処理⇒凝集沈殿
⇒砂ろ過⇒活性炭吸着⇒消毒

B 浸出水集水管⇒調整槽⇒凝集沈殿⇒砂ろ過⇒活性炭吸着⇒消毒

平成31年度はB工程で実施する。ただし処理水が基準値を満たさない場合は、A工程に変更する。

④ 污泥処理工程：濃縮、脱水後に埋立処分

また、仕様書別表2業務分担区分表によると、委託業務の内容は以下のとおりである。

1 施設運転、維持管理

運転・維持管理業務、軽微修理、日常水質検査、事務、環境整備

2 検査

消防設備定期点検（作動点検1回/年、総合点検1回/年）、電気工作物法令点検（1回/隔月、総合点検1回/年）、工業計器検査、更正（適切な時期）

3 分析

水質調査（処理水、地下水、浸出水、調整池水）、悪臭

4 ユーティリティ

水処理用薬品各種、分析用試薬各種

5 消耗品

機器、ポンプ部品等現場消耗品

6 工事・修繕費

定期点検補修業務、定期整備修繕、突発的な故障による修繕及び設備・機器更新、受水槽清掃 7 その他 場内警備、所有の車両（点検・修理）
--

(2) 契約の変更

平成31年4月1日付変更協議書によると、市と受託者との間で、本業務の仕様書に廃棄物処理法施行令第4条第8号に規定されている契約解除に関する事項を追加するとの協議がなされた。

詳細は、逢妻衛生プラント包括的運転維持管理業務委託と同様である。

(3) 再委託

再委託先は5者で、再委託率は2.94%である。

委託業務下請負承認願において、再委託先の許可書等の写しは添付されていない。

(4) 監査の結果

ア 変更委託契約書の締結【指摘】

藤岡プラント包括的運転維持管理業務委託と同様、契約解除に関する事項の追加について、変更契約書を作成すべきであった。

イ 再委託先の許可等の確認を行うべきである【指摘】

砂川衛生プラント包括的運転維持管理業務と同様、許可等が必要な業務については、委託業務下請負承認願に許可等の記入をさせたいうで、許可書等の写しを添付させるべきである。

なお、逢妻衛生プラント包括的運転維持管理業務委託では、委託業務下請負承認願に許可書等の添付はあったが、年度途中で許可書等の期限が切れる業者があったため、再確認を求めたほうがよいという「意見」を述べたが、本委託では、当初の委託業務下請負承認願に許可書が添付されていなかったため、委託業務下請負承認願に許可業種・番号の記載もなされていないため、契約事務手続違反の程度がより大であることから、「指摘」とした。

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

本委託の再委託は僅かではあるが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性は否定できない。再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである。

第9 産業部

1 花本産業団地拡張事業造成工事に伴う事業損失補償調査業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

委託契約書添付の「花本産業団地拡張事業造成工事に伴う事業損失補償調査業務委託特記仕様書」によると、本委託の目的は、市が実施する花本産業団地の拡張造成工事の影響で、隣接する企業において損失被害が発生した場合に適切な対応を可能とするため、必要となる各調査を行うことである。加えて、損失被害と考えられる状況が発生した場合には、すみやかにその対応に必要な資料を作成し、とりまとめることとされている。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「花本産業団地拡張事業造成工事区域周辺の事業者に対し、当該工事に伴う事業損失が発生した際の市がすべき補償を明確にすることで、事業を円滑に推進させるため。」とある。

イ 委託内容（工事関係委託）

上記仕様書によると、①計画・現地調査、②事業損失補償調査、③補償関連調査、④井戸枯渇調査、⑤調査結果とりまとめ、⑥打合せ協議である。

ウ 契約締結の方法

（ア）受託者

株式会社中部テック

（イ）選定方法

一般競争入札（事後審査型）

なお、入札した者は2者である。

エ 委託期間

平成31年3月29日～平成32年3月31日

オ 金額（税込）

予定価格	1625万8000円
最低制限価格	1389万3000円
落札金額	1389万3000円
当初契約金額	1389万3000円
変更契約金額	1273万5360円

カ 契約保証金

免除（契約規則第37条第3号）

市によると、地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定により市長が定めた資格を有する者であり、本市での契約履行状況から「契約者が契約不履行のおそれがない」と判断された。

(2) 契約の変更

設計変更協議書、案件発注決定書、変更契約締結決定書及び変更委託契約書によると、①補償すべき事態が発生しなかったこと（83万8000円の減額）、②平成31年3月31日までに締結した工事に係る請負契約にも改正前の税率（8%）が適用されることが契約後に判明したこと（31万9640円の減額）を理由に契約金額を減額するものである。

(3) 再委託

「水質分析における濃度の測定に係る計量の証明、騒音・振動調査のうち観測データの感覚補正処理作業（計量証明書発行含む）」を56万9800円（契約金額の4.10%）で再委託することについて、委託業務下請負承認願による承認がなされた。当該分析は、計量事業登録を受けた専門業者以外、実施できないことが再委託の理由である。

(4) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

本委託の「執行の理由」には、「花本産業団地拡張事業造成工事区域周辺の事業者に対し、当該工事に伴う事業損失が発生した際の市がすべき補償を明確にすることで、事業を円滑に推進させるため」として、当該業務を行う理由が記載されているに過ぎず、委託発注する必要性が記載されていない。

専門的な知識、経験、ノウハウが必要な業務について、そのような専門性を外部業者に求めて委託発注する必要性を記載し、実質的に検討した上で発注する必要がある（第2章第3の1(2)イ参照）。

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託の再委託は多くはないが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性は否定できない。再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

2 産業実態調査（製造業・商業）業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

委託契約書添付の「産業実態調査（製造業・商業）業務委託仕様書」によると、本委託の目的は、市内の製造業・商業分野における産業や企業の実態を把握し、「豊田市ものづくり産業振興プラン」及び「豊田市商業活性化プラン」の基礎資料を得るた

めに、調査票の作成、調査結果の分析及び課題の抽出、施策の提案等の業務を委託するものである。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「市内の製造業、商業分野における産業や企業の実態を把握し、調査結果の分析及び課題の抽出、施策の提案等により、「豊田市ものづくり産業振興プラン」及び「豊田市商業活性化プラン」の基礎資料を作成する。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

上記仕様書によると、①製造業調査、②商業調査、③製造業調査及び商業調査を踏まえた結果の分析・施策提案である。

ウ 契約締結の方法及びその理由

（ア）受託者

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

（イ）選定方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

（ウ）選定理由

業者選定書によると、プロポーザル選考等から特定される者であるため、との理由である。

なお、プロポーザルには4者が参加した。

エ 委託期間

令和元年7月11日～令和2年2月28日

オ 金額（税込）

提案限度額	2299万円
予定価格	2274万8000円
見積額	2274万8000円
契約金額	2274万8000円

カ 契約保証金

免除（契約規則第37条第9号）

市によると、1者特命随意契約であり、本市での契約履行状況から「契約者が契約不履行のおそれがない」と判断された。

(2) 再委託

「アンケート調査票の入力代行」を45万円（契約金額の1.98%）、「アンケート調査票の印刷」を23万円（同1.01%）、「アンケート調査協力依頼電話の実施」を49万5000円（同2.18%）、「アンケート調査発送・回収用封筒の制作」を9万円（同0.40%）、「アンケート調査票の封入・封緘・発送代行」を10万7000円（同0.47%）で再委託することについて、それぞれ委託業務下請負承認願による承認がなされた。

(3) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

本委託の「執行の理由」には、市内の製造業、商業分野における産業や企業の実態を把握し、調査結果の分析及び課題の抽出、施策の提案等により、「豊田市ものづくり産業振興プラン」及び「豊田市商業活性化プラン」の基礎資料を作成するとあるが、企業実態の把握、調査結果の分析、課題の抽出、施策の提案、プランの基礎資料作成などは、市の本来業務であって、当該業務を行う理由が記載されているに過ぎず、委託発注する必要性が記載されていない。

専門的な知識、経験、ノウハウを要する業務について、そのような専門性を外部業者に求めて委託発注する必要性を記載し、実質的に検討した上で発注する必要がある（第2章第3の1(2)イ参照）。

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託の再委託は多くはないが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性は否定できない。再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

3 明和2号線ほか2路線 林道測量調査設計業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

「特記仕様書」によると、本委託の目的は、林道野入月ヶ平線及び林道明和2号線において、斜面及び路側擁壁の崩壊に対し、測量による地形を把握するとともに現地踏査及び地質調査の結果を基に崩壊原因・崩壊起工を分析し、復旧工法について予備設計を実施して最適工法の決定を行い、決定した復旧工法について詳細設計を行うことである。また、林道尾根線において、舗装工事の設計C B Rを行うことについても目的とされている。

「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「林道適正管理推進のため、林道整備の事業化に必要な測量・調査・設計を実施する。」とある。

イ 委託内容（工事関係委託）

上記仕様書によると、①測量業務、②地質調査業務、③設計業務である。

ウ 契約締結の方法

(ア) 受託者

株式会社浪速技研コンサルタント

(イ) 選定方法

一般競争入札（事後審査型）

なお、入札した者は5者である。

エ 委託期間

令和元年11月1日～令和2年3月27日

オ 金額（税込）

予定価格	1662万1000円
最低制限価格	1378万3000円
落札金額	1378万3000円
当初契約金額	1378万3000円
変更契約金額	1337万1600円（41万1400円の減額）

カ 契約保証金

免除（契約規則第37条第3号）

市によると、地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定により市長が定めた資格を有する者であり、本市での契約履行状況から「契約者が契約不履行のおそれがない」と判断された。

(2) 契約の変更

設計変更協議書、変更契約締結決定書及び変更委託契約書によると、予備設計検討結果に伴い詳細設計及び現地測量を変更したものである。

(3) 再委託

「地質調査の現場試錐業務及び室内土質試験」を332万2000円（契約金額の24.10%）で再委託することについて、委託業務下請負承認願により承認がなされた。

(4) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

本委託の「執行の理由」には、林道適正管理推進のため、林道整備の事業化に必要な測量・調査・設計を実施するとあるが、当該業務を行う目的と手段が記載されているだけで、執行の理由すら記載されていない。

測量調査設計という専門的な知識、経験、ノウハウを要する業務について、そのような専門性を外部業者に求めて委託発注する必要性を記載し、実質的に検討した上で発注する必要がある（第2章第3の1(2)イ参照）。

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託の再委託率は24%を超える。契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性も否定できない。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

4 とよた森林学校運営業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

委託契約書添付の「とよた森林学校 運營業務委託仕様書」によると、本委託の目的は、①市内人工林の間伐を継続的に推進するために、林業労働力を毎年定期的に育成すること、②森林所有者の森林に関する意識を高め、所有山林の保全・活用を推進すること、③豊田市民、特に都市住民の森林に関する意識を高め、人工林管理への支援を増進すること、④企業退職者等が、セミプロ又はボランティアとして森林作業等に従事することを支援することである。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「とよた森林学校の運營業務を、森林・林業専門業者委託し、運営経費を軽減するため。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

とよた森林学校の運営

ウ 契約締結の方法及びその理由

（ア）受託者

豊田森林組合

（イ）選定方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

（ウ）選定理由

業者選定書によると、当該事業者は森林や森林管理に関する専門的な知識を持ち、これまでとよた森林学校の運營業務に取り組んできた実績があり、円滑な事業運営が可能となるため、との理由である。

また、市に対する照会の結果によると、その背景には、次のような判断理由があるとのことである。

とよた森林学校運營業務は、森林所有者及び市民の森林に関する意識向上、人工林管理への支援増進を目的としていることから、大前提として受託者は豊田市の森づくり、人工林管理の担い手かつ主体であり、豊田市の森林に精通している必要がある。豊田森林組合は、『豊田市森づくり条例』において森林の管理の中核的な担い手として位置付けられており、本業務において必要となる豊田市の人工林管理に関する知識、経験、実績を有する唯一の団体である。

なお、受託者である豊田森林組合は、森林組合法上の法人であり、豊田市森づくり条例には、市内の森林組合の責務が次のとおり定められている。

（森林組合の責務）

第5条 森林組合は、基本理念にのっとり、森林の管理の中核的な担い手として、自らの責任において、木材その他の林産物の生産、供給等を通じて森づくりに積極的に取り組まなければならない。

2 森林組合は、当該組合員の森林の管理が適正に行われるように働きかけるとともに、計画的な森づくりを推進するよう努めなければならない。

3 森林組合は、森づくりに関する各種施策に協力するよう努めなければならない。

エ 委託期間

平成31年4月26日～令和2年3月18日

オ 金額（税込）

予定価格 1590万4438円

見積額 1604万5871円

当初契約金額 1589万9999円

変更契約金額 1473万7476円（116万2523円の減額）

カ 契約保証金

免除（契約規則第37条第9号）

市によると、1者特命随意契約であり、本市での契約履行状況から「契約者が契約不履行のおそれがない」と判断された。

(2) 契約の変更

変更協議書、案件発注決定書及び変更委託契約書によると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、2講座（自然の仕組み探検隊・事務局企画講座）、計3日間の開催が中止されたことから契約代金を減額したものである。

(3) 再委託の理由

講座及びフォローアップ研修の一部の事前準備、当日の運営及び報告書の作成及び森林セミナーの当日スタッフの提供を159万円（契約金額の10.00%）で再委託することについて、委託業務下請負承認願による承認がなされた。

市に対する照会の結果によると、実質的な理由としては「本事業は、元々NPOが実施していた取組を、平成18年度に市、森林組合、NPOの3者連携で事業を開始した経緯があり、NPOは、下請先である（一社）おいでん・さんその前身となります。該当講座6種類においては、事業立ち上げ前から関わってきた（一社）おいでん・さんそのスタッフの知見、人脈が必要であることから、本業務における「特殊性」と捉え、再委託に至っている。」との事情がある。

(4) 監査の結果

ア 委託業務下請負承認【指摘】

受託者は、パンフレットのデザイン及び印刷を外注したが、下請負承認の手続がなされていなかった。本契約書添付の豊田市業務委託契約約款第6条には、「業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託業務下請負承認願により甲の承認を得なければならない。」と記載されており、軽微なものを除外するような例外は設けられていない。よって、下請負承認の手続が必要であり、市としては下請負承認の手続に漏れがないようにすべきである。

なお、仮に再委託の金額が僅少なものなど軽微な場合まで承認の可否を検討する必要がないのであれば、要綱に例外規定を設けるとともに、契約約款自体に例外を設けることも選択肢と考えられる。

イ 業者選定理由【意見】

業者選定書によると、当該事業者は森林や森林管理に関する専門的な知識を持ち、これまでとよた森林学校の運營業務に取り組んできた実績があり、円滑な事業運営が可能となるため、受託者を選定したとされている。

しかし、市の「業務委託における随意契約のガイドライン（適正な運用について）」には、「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合（第2号）」の該当性に関するポイントとして、次の記載がある。

単に実績がある、熟知しているはあたりません。あくまで業務の性質・目的が競争入札に適さないものです。場合によっては、選定経緯を明らかにする必要もあります。

業者選定書の記載は、まさに実績があることを理由にするものであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合（第2号）に該当するとはいえない（円滑な事業運営ができる旨も付記されているが、それは契約相手としての必要性ではなく許容性であるから、実質的な理由にはならない）。もっとも、照会を通じて得た判断理由であれば、十分納得ができる。したがって、記載の仕方の問題であったと考えられるが、安易に実績との記載で済ませるのではなく、しっかり実質的な理由を記載するよう徹底すべきである。

ウ 再委託の理由【意見】

業務委託手引93頁には、下請負に対する考え方として、次の記載がある。

（1）下請負に対する考え方

受託者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない（契約約款第6条）。

また、主たる部分以外の下請についても、受注業務は受託者自らが実施することを原則とするため、専門性・特殊性が高く専門の業者に任せる方が適当であると判断できるものを除き、下請を認めることはできません。

市は、もともと下請負者が取り組んでいたという経緯に基づく下請負者の「知見、人脈」がその「特殊性」にあるとするものの、具体的にどのような「知見、人脈」が必要であるかは必ずしも明らかでない。従前の経緯から安易に下請負させているようにも思えるため、受託者との間で、どのような知見、どのような人脈が受託者になく、下請負者にあるのか、その特殊性を具体的に検討した上、委託業務下請負承認願に実質的な必要性がわかるような記載を求めるべきである。

エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

本委託の再委託は大きくはないが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性は否定できない。再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

第10 都市整備部

1 豊田市都心地区空間デザイン監修等業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

都心環境計画に基づいて整備される駅周辺施設を対象に、別途発注による設計業務に対するデザイン監修等を行うものである。

豊田市都心地区空間デザイン監修等業務委託特記仕様書によれば、業務の目的は、都心環境計画に基づいて整備する豊田市駅西口ペDESTリアンデッキや西口ターミナル、豊田市駅駅舎や豊田市駅東口駅前広場等を対象に、別途発注による設計業務委託のデザイン監修を行い、鉄道事業者との詳細図調整を行い、緑陰歩道・東口屋根の整備計画を作成するものとされている。

執行の理由は「本業務は、都心環境計画に基づいて整備される駅周辺施設を対象に、別途発注による設計業務に対するデザイン監修等を行うため。」とある。

イ 委託内容（工事関係委託）

上記仕様書によれば、業務の内容は、①デザイン監修、②空間デザインアドバイザー会議等資料作成および会議運営、③豊田市駅駅舎整備事業における関係機関協議、④豊田市駅東口屋根における検討、⑤緑陰歩道整備計画案の作成、⑥打合せ協議、⑦報告書とりまとめである。

なお、監修業務は、平成29年10月に公表した「豊田市都心地区空間デザイン基本計画／都心の未来デザインブック」の内容を踏襲して行うものとされている。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

株式会社日建設計シビル

(イ) 選定方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

業者内申・選定書の業者内申理由には「当該業務は、平成27年度のプロポーザルにおいて、「豊田市都心地区空間デザイン検討業務委託」を上記業者として選定しており、H30年度の履行状況は、良好であることが見込めることから、本契約に直接関連する業務（各施設設計時のデザインに係る監修等）について、上記業者を選定するものである。なお、平成27・28・29年度の監修業務についても履行結果は良好である。」と記載されている。

エ 委託期間

平成31年4月4日～令和2年3月23日

オ 金額（税込み）

予定価格 1804万円

見積書記載金額	1793万円
当初契約金額	1793万円
第一回変更契約金額	1650万7700円（142万2300円減額）

カ 契約保証金
免除

(2) 契約の変更

本件委託契約において、契約の変更は1回なされている。

ア 時期

令和2年2月26日

イ 変更概要

- ①デザイン監修（範囲の追加）につき新規計上
- ②豊田市駅駅舎整備事業における関係機関協議につき項目削除

ウ 変更金額（税込み）

142万2300円の減額

エ 増減率

92.06%

オ 変更理由

- ①「今年度下半期に入り施設設計業務が発注され、そのデザイン監修を行う必要があるため」とされている。
- ②「駅舎整備事業における関係機関協議において、今年度は名鉄側で外観や意匠検討を実施しないため」とされている。

カ 設計変更事務取扱要領の該当項目

第3条第1号イ（「発注後に発生した外的条件によるもの」のうち「他事業に関連する場合」）

(3) 再委託

4件について再委託を行っている。再委託金額の合計は935万円、再委託率は52%以上である。

(4) 問題の所在

契約変更において、2回の設計変更協議がなされ、それぞれ設計変更協議書が作成されている。各設計変更協議書によればその協議の概要は以下のとおりである。

ア 第1回

(ア) 時期

令和元年11月11日

(イ) 変更概要

- ① デザイン監修（範囲の追加）の新規計上
- ② 豊田市駅駅舎整備事業における関係機関協議の項目削除

(ウ) 変更金額

- ① 上記①の新規計上につき 増額約 170 万円 (当初契約金額の約 9.48%)
- ② 上記②の項目削除につき 減額約 170 万円

市に対し、②関係機関協議に要する経費を約 170 万円とした理由を確認したところ、直接人件費に対して経験値としてこれを 2 倍とした数額を用いた、また、「デザイン監修の人件費」と「駅舎協議の人件費」は概ね同等であったため同じ額面で計上したとのことであった。設計変更協議書では、概算計上であったため概算額として±ゼロとなっている。

(エ) 変更理由

- ①「監修業務において、今年度下半期に入り新規で施設設計業務が発注され、その施設設計に対して、デザイン監修を行う必要があるため、豊田市駅西口デッキ (CD)・バスターミナル修正設計およびシティプラザ詳細設計における監修業務を新規計上する」とされている。
- ②「駅舎整備事業における関係機関協議において、昨年度までに市が検討した意匠計画に対して、今年度は名鉄側で、外観や意匠検討を実施しない方向になった。そのため、今年度業務である関係機関協議を項目削除する。」とされている。

(オ) 設計変更事務取扱要領の該当項目

第 3 条第 1 号イ (「発注後に発生した外的条件によるもの」のうち「他事業に関連する場合」)

イ 第 2 回

(ア) 時期

令和 2 年 2 月 7 日

(イ) 変更概要

デザイン監修における「検図」数量減

(ウ) 変更金額

減額約 140 万円

(エ) 変更理由

「デザイン監修範囲である、「豊田市駅西口デッキ (CD)・バスターミナル修正設計・シティプラザ詳細設計」の契約工期が翌年度へ変更とする見込みであり、成果図面の検図が年度内に対応できないため、検図の回数を減らす」とされている。

(オ) 設計変更事務取扱要領の該当項目

第 3 条第 1 号イ (「発注後に発生した外的条件によるもの」のうち「他事業に関連する場合」)

(5) 監査の結果

ア 変更委託契約書の締結時期【指摘】

令和元年11月11日の設計変更に関する1回目の協議においては、変更概要として①デザイン監修の新規計上及び②関係機関協議の項目削除について協議され、令和2年2月7日における設計変更に関する2回目の協議においては、変更概要として①新規計上したデザイン監修における検図の数量減について協議され、その結果、契約期限間近である令和2年2月26日、2回の協議の内容を反映させた結果、すなわち変更概要として、①検図の数量減を考慮したデザイン監修の新規計上及び②関係機関協議の項目削除について変更契約書を締結している。

しかし、令和元年11月11日における設計変更に関する1回目の協議以後、①デザイン監修の新規計上に基づく追加業務が行われ、②関係機関協議が変更協議の内容に従ってなされていない実態がある以上は、仮に契約金額に変更がなかったとしても、同時点で変更契約書を締結すべきであった。

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

本委託の再委託率は52%以上である。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、再委託してはならない「主たる部分」を指定しなければならない。

2 豊田市駅東口ペDESTリアンデッキ予備設計等業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

都心環境計画に基づく施策を推進するため、空間デザインに整合した東口デッキ及び北口連絡デッキ等の予備設計を行い、予備設計に必要な測量業務を合わせて実施するものである。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「本業務は、都心環境計画に基づく施策を推進するため、空間デザインに整合した東口デッキ及び北口連絡デッキ等の予備設計を行うものである。また、予備設計に必要な測量業務を合わせて実施するものである」とある。

イ 委託内容（工事関係委託）

豊田市駅東口ペDESTリアンデッキ予備設計等業務委託仕様書によれば、業務の目的は、都心環境計画の空間再整備の展開として、豊田市駅東口既存デッキ意匠予備設計、豊田市駅東口駅前デッキ改築予備設計、豊田市駅北口連絡デッキ新設予備設計を行うものとされている。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

中央コンサルタンツ株式会社

(イ) 選定方法

事後審査型一般競争入札による方法である。

エ 委託期間

令和元年7月5日～令和2年3月23日

オ 金額（税込み）

予定価格	2985万4000円
落札金額	2843万5000円
当初契約金額	2843万5000円
第一回変更契約金額	2843万5000円（増減額なし）

カ 契約保証金

免除

(2) 契約の変更

本件委託契約において、契約の変更は1回なされている。

ア 時期

令和元年7月25日

イ 変更概要

建築士法第22条の3の3の規定内容について特記を追加する。

ウ 変更金額（税込み）

変更なし

エ 変更理由

「当初契約課が発注する際には、建築士法には該当しない案件であると判断していたが、監督員と受託者が協議した際に、建築士法該当案件であると確認されたため」とされている。

オ 設計変更事務取扱要領の該当項目

第3条第1号オ（「発注後に発生した外的条件によるもの」のうち「施設管理者又は関係機関との調整による場合」）

(3) 再委託

測量業務につき1件について再委託を行っている。再委託金額は33万円、再委託率は1.16%である。

(4) 監査の結果

ア 設計変更の理由【指摘】

本件委託業務の契約変更の内容は、端的に、契約締結後に建築士法該当案件であることが判明し、契約書に建築士法上記載が求められる内容を特記として追加したものである。

なお、建築士法第22条の3の3は、以下のとおりである。

第二十二條の三の三 延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、前條の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
--

- 一 設計受託契約にあつては、作成する設計図書の種類
 - 二 工事監理受託契約にあつては、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法
 - 三 当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨
 - 四 報酬の額及び支払の時期
 - 五 契約の解除に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 2 延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容で前項各号に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
 - 3 建築物を増築し、改築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、当該増築、改築、修繕又は模様替に係る部分の新築とみなして前二項の規定を適用する。
 - 4 第二十条第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第四項中「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と、「建築主」とあるのは「契約の相手方」と、「当該結果」とあるのは「当該書面に記載すべき事項」と、「報告する」とあるのは「通知する」と、「文書での報告をした」とあるのは「書面を交付した」と読み替えるものとする。
 - 5 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者が、第一項の規定により書面を相互に交付した場合（前項の規定により読み替えて準用する第二十条第四項の規定により書面を交付したものとみなされる場合を含む。）には、第二十四条の八第一項の規定は、適用しない。

この点、設計変更のできる範囲として、設計変更事務取扱要領第3条に規定がある。本件業務委託が建築士法に該当する案件であることから法律上記載の求められる内容について、契約書に明記しないといけないことは明らかであるが、契約変更の理由としては「発注後に発生した外的条件によるもの」ではない。

したがって、設計変更事務取扱要領の該当項目として第3条第1号オを選択することは変更理由と整合しておらず、不適切である。

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託の再委託率は僅かではあるが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性を否定できないので、再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

3 市街地・開発緑地管理委託（中南部地区）

(1) 概要

ア 契約目的

市街地緑地及び開発緑地を安全かつ適正に管理し、地域住民の生活環境の保全を図るものである。

契約書添付の市街地・開発緑地管理委託（中南部地区）特記仕様書によれば、本委託は、豊田市の市街地緑地及び開発緑地の適正かつ良好な維持管理を行うために実施するものであるとされている。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「市街地緑地、及び開発緑地を安全かつ適正に管理し、地域住民の生活環境の保全を図るものである。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

市街地・開発緑地管理委託（中南部地区）特記仕様書によれば、豊田市の市街地緑地及び開発緑地の維持管理作業として、草刈、樹木剪定、除草、伐採、危険樹木巡回調査、抑草剤散布、樹木安全度調査、廃棄物の処理等を行うものとされている。

ウ 契約締結の方法及びその理由

（ア）受託者

株式会社鈴鍵

（イ）選定方法

入札後資格確認型一般競争入札である。

エ 委託期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

オ 金額（税込）

予定価格	2433万0980円
落札金額（税抜）	2190万円
当初契約金額	2387万1000円
第一回変更契約金額	2403万5590円（16万4590円増額）

カ 契約保証金

免除

(2) 契約の変更

本件委託契約において、契約の変更は1回なされている。

ア 時期

令和2年3月23日

イ 変更概要

- ①伐採工 胸高直径30cm未満 N=225本 → N=6本（219本減）
伐採工 胸高直径30cm以上 N=43本 → N=79本（36本増）
- ②準備費（処理費：幹・剪定枝）2.5t → 82.0t（79.5t増）
- ③交通整理員（団地内車両誘導）0人 → 31人（31人増）
- ④巡回工 N=2回 → N=3回（1回増）

ウ 変更金額（税込み）

16万4590円増額

エ 増減率

100.68%

オ 変更理由

「自治区等との調整により伐採対象木を変更した（直径30cm未満219本減、直径30cm以上36本増）、また緑地内で処理が困難な伐採木を搬出処理とし、地域車両交通に配慮し交通整理員を配置したため変更するものである」とされている。

カ 変更事務取扱要領の該当項目

第3条第1号ア（「発注後に発生した外的条件によるもの」のうち「自然現象その他不可抗力による場合」）

(3) 再委託

除草・剪定ほか現場労務につき1件の再委託を行っている。再委託金額は432万円、再委託率は18%である。

(4) 問題の所在

契約変更において、1回の設計変更協議がなされ、設計変更協議書が作成されている。各設計変更協議書によればその協議の概要は以下のとおりである。

ア 時期

令和2年3月5日

イ 変更概要

①伐採工 胸高直径30cm未満 N=225本 → N=6本（219本減）

伐採工 胸高直径30cm以上 N=43本 → N=79本（36本増）

②準備費（処理費：幹・剪定枝）2.5t → 82.0t（79.5t増）

③交通整理員（団地内車両誘導）0人 → 31人（31人増）

④巡回工 N=2回 → N=3回（1回増）

ウ 変更金額（概算）

①伐採工 200万円減

②準備費（処理費）150万円増

③交通整理員 56万円増

④巡回工 10万円増

計 16万円増

エ 変更理由

① 自治区等との調整により他の緑地にも予防範囲を拡大したため、伐採対象木を変更した。（伐採対象木は減少したが、胸高直径の太い物が増加した）

② 伐採木が増加し、緑地内での処理が困難となった伐採木を搬出処理としたため、処理費が増加した。

③ 伊保原レジデンスパーク緑地の伐採においては、団地内で連続して伐採の必要があるため、地域の車両交通に配慮して交通整理員を配置した。

④ 定期巡回2回に加え、台風（19号）通過後に1回追加実施したため。

カ 変更事務取扱要領の該当項目

第3条第1号ア（「発注後に発生した外的条件によるもの」のうち「自然現象その他不可抗力による場合」）

(5) 監査の結果

ア 契約変更の理由【意見】

本件委託業務の契約変更の内容は、大きく、自治区との調整によるもの（上記変更概要①ないし③）と、台風19号の影響によるもの（上記変更概要④）に分けられる。

この点、各変更概要のうち、変更金額が最も大きいものは変更概要①（200万円）であり、2番目に大きいものは変更概要②（150万円）である。これらはいずれも自治区との調整による変更である。これに比して、変更概要④の変更金額は10万円であり、極めて小さい。

そうすると、変更の主たる理由は、台風19号の影響によるもの、すなわち「自然現象その他不可抗力による場合」ではなく、「地元調整等の処理による場合」（ただし、「円滑な事業実施上やむを得ず、かつ、合理的なものに限る。」）といえることから、変更事務取扱要領の該当項目として第3条第1号ウを選択すべきである。

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託の再委託率は大きくはないが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性を否定できないので、再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

4 豊田市定住促進プロモーション業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

契約書添付の豊田市定住促進プロモーション業務委託仕様書によれば、「豊田市及び県内市町村、さらには県外に居住する家族形成期を迎える世代の豊田市への定住及び移住の意向を高めることを目的とする。」とされている。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「市内外、県外に居住する家族形成期を迎える世代の、豊田市への定住意欲を高めるため、「ファースト暮らしとよた」の認知を拡大するとともに、豊田市が暮らしやすく、子育てしやすいまちであるというイメージを定着させる。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

豊田市及び県内自治体、さらに県外に居住する家族形成期を迎える世代の豊田市への定住及び移住の意向を高めるため、定住促進プロモーション「ファースト暮らしとよた」の認知を拡大するとともに、豊田市が暮らしやすく、子育てしやすいまちであるというイメージを定着させる、マスメディアを活用した積極的なプロモ-

ション活動で、広く市内外・県外の住民に対して豊田市の情報を発信し、豊田市で暮らし続ける定住の意識付けと、豊田市に移り住む移住の意識付けによる、定住・移住促進プロモーションを委託するものである。

豊田市定住促進プロモーション業務委託仕様書によれば、業務の内容は、①マスメディアを利用したプロモーション、②市内外イベントでのPR活動、③PR動画広告、④啓発グッズ制作、⑤WEB広告の実施、⑥アニメ「シキザクラ」への露出、とされている。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

中京テレビ放送株式会社

(イ) 選定方法

特命見積徴収方式による随意契約である。

(ウ) 選定理由

業者内申・選定書には、「平成30年度に公募型プロポーザルを実施した結果、中京テレビ放送株式会社を選定（特定）した。実施要領では「本契約の履行結果が優良な場合は、平成31年度の当該業務委託について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。」としている。部内での報告会及び検査の結果、市販情報誌「豊田市ダイズ」の発刊や、WEB広告1900万回表示等で平成30年度の履行結果が優良であると認められたため上記業者を内申する。」と記載されている。

エ 委託期間

令和元年5月9日～令和2年3月31日

オ 金額（税込み）

予定価格	1171万2800円
見積書記載金額	1171万2800円
当初契約金額	1171万2800円
第一回変更契約金額	1371万2800円（200万円増額）

カ 契約保証金

免除

(2) 契約の変更

本件委託契約において、契約の変更は1回なされている。

ア 時期

令和元年11月28日

イ 変更概要

当初計画していた定住促進プロモーション業務委託計画に豊田市を舞台につくるアニメの原画をPR用コンテンツとして追加する。

ウ 変更金額（税込）

200万円の増額

エ 増減率

117.07%

オ 変更理由

豊田市を舞台につくるアニメの原画を定住促進プロモーション用PRコンテンツとして使用し、ターゲットとしている家族形成期世代に広く豊田市の情報発信を行うため。

カ 設計変更事務取扱要領の該当項目

第3条第2号ウ（「発生時において予期することが困難な要因に基づくもの」のうち「その他予期することが困難な要因等でやむを得ない場合」）

(3) 再委託

広告媒体、グッズ制作などを利用したプロモーションにつき再委託している。再委託金額は104万2800円、再委託率は8.90%である。

(4) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

執行の理由には、専門性、経済性、効率性、有効性の観点から、本業務を委託発注する必要性を記載し、検討するべきである（第2章第3の1(2)イ参照）。このような意見に対し、市としては、次年度以降次のような記載を検討しているとのことである。是非実践されたい。

市内外の家族形成期世代を中心に、「ファースト暮らしとよた」の認知を拡大するとともに、豊田市が暮らしやすく、子育てしやすいまちであるというイメージを定着させ、豊田市への移住定住意欲を高める。そのために、行政にノウハウがない複数メディア（TV、雑誌、アニメ、WEB、イベント等）を活用して、的確にターゲットに訴求できる展開を実施しながら、より多くの認知を図ることができる業者に委託する。また、本業者は東海エリアのプロモーション業務に数多くの実績があるとともに、一括発注とすることで企画ごとの単価を抑えることができるため、効果的かつ効率的なプロモーションが期待できる。

イ 著作権の定めについて【意見】

豊田市定住促進プロモーション業務委託仕様書には、著作権の帰属について規定が存する。10の（1）において、狭義の著作権について、発注者に帰属させる旨の規定がある。他方、10の（2）において、翻案利用について許諾の定めがあり、同一性保持権について不行使の特約が存すると解される。しかしながら、その他の著作者人格権（公表権、氏名表示権）につき不行使の特約がない。著作者人格権の全面的な不行使特約を規定することが望ましい。このような意見に対し、市としては下記2パターンを検討するとのことである。

■ 広義の著作権についてのみ記載する（パターン①）

現行の（１）（２）を統一し、「本件成果物及び本件業務遂行に伴い生じた知的財産（以下「本件成果物等」という。）に関する著作権は、受託者または第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、委託者に帰属する。」とする。

■ 同一性保持権、公表権、氏名表示権についてそれぞれ記載する（パターン②）

公表権の不行使特約として、「当業務の完了後は、発注者は受託者に断りなく、また費用が発生することなく、納品されたデータやデザインを公表することができるものとする。」を追加する。

氏名表示権の不行使特約として、「当業務の完了後は、発注者は、納品されたデータやデザインの公表に際し、作者の氏名を表示することなく使用できるものとする。」を追加する。

しかし、パターン①によれば、同一性保持権の不行使特約がなくなってしまい、委託者である市から見るとむしろ後退する結果となる。広義の著作権の中には、譲渡可能な狭義の著作権と、一身専属的な譲渡不可能な著作者人格権が含まれる。現状の10の（１）で、狭義の著作権の譲渡が規定され、（２）で一つの著作者人格権（同一性保持権）の不行使特約があるので、残る著作者人格権（公表権、氏名表示権）について不行使特約を規定するパターン②のほうが市にとって望ましい。

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

本委託の再委託率は大きくはないが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性を否定できないので、再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである。

エ 変更委託契約書（案）の表記【意見】

令和元年6月18日付けで委託先の代表者に変更があったにもかかわらず、令和元年11月28日付変更委託契約書に記載の代表者名は変更前のものであった。市からの聴取によると委託先代表者の変更が発覚したのは令和2年3月3日であった。そうであれば、変更委託契約書の代表者欄を訂正することは必要性が認められるものの、変更委託契約書（案）まで訂正する必要性は認められない。かえって、後に翻って確認したときに、変更契約締結書（案）起案時にすでに代表者の変更が発覚したにもかかわらず、変更契約締結時のその訂正を怠ったとの誤解を招きかねないので注意されたい。

5 若林駅周辺地区 液状化検討ほか地質調査業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

契約書添付の特記仕様書によれば、「本業務は、(仮称) 豊田若林駅周辺土地区画整理事業における液状化の検討及び橋梁・調整池の詳細設計の構造計算等に必要な資

料を得るために、地質調査を実施することを目的とする。なお、液状化の検討は「宅地の液状化被害可能性判定に係る技術指針・同解説（案）」に従い液状化の判定を行うものとする。」とされている。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「本業務は、若林駅周辺地区にて計画中の区画整理事業区域において、液状化の判定及び橋梁・調整池の詳細設計に必要な資料を得るため。」とある。

イ 委託内容（工事関係委託）

特記仕様書によれば、業務の内容は、（１）機械ボーリング、（２）標準貫入試験、（３）現場透水試験、（４）土質試験、（５）報告書作成、（６）解析地盤技術解析業務、（７）打合せ協議とされている。

ウ 契約締結の方法及びその理由

（ア）受託者

東邦地水株式会社

（イ）選定方法

事後審査型一般競争入札の方法による。

エ 委託期間

令和元年10月11日～令和2年1月31日

オ 金額（税込）

予定価格	1 2 5 4 万円
最低制限価格	1 0 3 0 万 7 0 0 0 円
見積書記載金額	1 0 3 0 万 7 0 0 0 円
当初契約金額	1 0 3 0 万 7 0 0 0 円
第一回変更契約金額	1 0 4 0 万 6 0 0 0 円（9万9000円増額）

カ 契約保証金

免除

(2) 契約の変更

変更契約が1度なされている。なお、変更金額は、9万9000円の増額であり、増額率は、0.97%である。

(3) 再委託

ボーリング調査に伴う現場作業（運搬、機械ボーリング、原位置試験）を再委託している。下請率は26.89%である。

(4) 監査の結果

ア 仕様書の特定【意見】

本委託契約における特記仕様書には、本委託に適用する共通仕様書として、愛知県建設部「地質・土質調査業務共通仕様書」が指定されているが、契約書に添付されていない。

公表されている等の理由により契約当事者が双方確認できるものであっても、仕様書を特定し契約内容を明確にすべく、契約書に添付すべきである。

この点、市は、添付すべき仕様書が100頁以上にも及ぶことから、経済性・効率性の観点から添付していないとのことである。そうであれば、少なくとも、当該仕様書を特定できるよう記載することが望ましい。愛知県建設部（当時）「測量及び設計業務等共通仕様書」は、さらに「測量業務共通仕様書」、「地質・土質調査業務共通仕様書」、「設計業務共通仕様書」などのいくつかの仕様書に分かれており、都度改訂がなされている。したがって、仕様書の標題だけでなく、改正年月日を明記する必要がある。

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託の再委託率は27%弱に及ぶほか、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性を否定できないので、再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

6 豊田市高岡公園体育館ほか132施設定期点検業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

契約書添付の仕様書によれば、「本委託は、豊田市が管理する豊田市所有建築物について、建築基準法第12条第2項及び第4項による定期点検業務を行う。また、公共建築物の長寿命化修繕に点検結果を活用することを目的とする。」とされている。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「建築基準法第12条により、有資格者による点検が義務付けられているため。」とある。

なお、建築基準法第12条第2項及び第4項の規定は次のとおりである。

建築基準法

第12条 略

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第四項の点検を除く。）をさせなければならない。ただし、当該特定建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

3 略

4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、当該特定建築設備等（前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

5 以下 略

イ 委託内容（業務委託）

仕様書によれば、業務の内容は、（１）資料の収集・整理、（２）定期点検計画の確定、（３）定期点検実施、（４）定期点検結果の判定、（５）資料整理等とされている。

なお、（３）の定期点検実施の対象建築物の設備については、「建築・換気設備・非常用照明設備・給排水設備」とされている。

ウ 契約締結の方法及びその理由

（ア）受託者

日本建築検査機構株式会社

（イ）選定方法

入札後資格確認型一般競争入札であるが、入札者は１者のみである。

エ 委託期間

令和元年１０月２５日～令和２年２月２８日

オ 金額（税込）

予定価格	１ ８ ８ ７ 万 ６ ０ ０ ０ 円
入札書記載金額（初度）	１ ９ ６ ６ 万 ８ ０ ０ ０ 円
入札書記載金額（再度）	１ ８ ５ ５ 万 ７ ０ ０ ０ 円
当初契約金額	１ ８ ５ ５ 万 ７ ０ ０ ０ 円
第一回変更契約金額	２ ４ １ ２ 万 ０ ８ ５ ５ 円（５ ５ ６ 万 ３ ８ ５ ５ 円増額）

カ 契約保証金

免除

(2) 契約の変更

ア 時期

令和２年２月２８日

イ 変更概要

①建築基準法第１２条第４項点検業務（排煙・防火設備）の追加。

排煙設備（４施設）、防火設備（４４施設）

②契約期間の延長（令和２年３月２５日）

ウ 変更金額（税込）

５ ５ ６ 万 ３ ８ ５ ５ 円増額

エ 増減率

129.98%

オ 変更理由

「本委託業務に関連する排煙・防火設備の数量が確定し、これらの設備は本委託業務の点検対象設備と連動しているものがあることから、一体的な点検が必要であるため、変更にて対応する。」とされている。

なお、増加額が、当初契約金額の20%を超えるものについては、分離して施工することが著しく困難な理由の存在が必要となる。

カ 変更事務取扱要領の該当項目

第3条第1号イ（「発注後に発生した外的条件によるもの」のうち「他事業等に関連して影響を受ける場合」）

(3) 再委託

消防施設工事業の許可が必要な防災盤の作動点検について、再委託している。なお、下請率は14.81%である。

(4) 監査の結果

ア 事故時の責任の所在について【意見】

契約書添付の仕様書第6条には、災害の補償と題して「乙が委託業務を実施するにあたって、乙の従業員に災害その他の事故が発生しても、甲はその責を負わない。」と定められている。

ここで、「その他の事故」の範囲について、市所有の建築物の構造的な欠陥や劣化等による事故や市職員の過失に起因する事故も含まれると解されるどころ、このような場合にまで、市が免責されるとしてよいか、再考が必要である。

なお、前者については、本委託業務によって、構造的な欠陥や劣化等が明らかになるとの意見もあり得るが、本委託期間内もそれ以外の期間においても、日常的な点検については市が実施しているものと考えられ、そのような点検によって明らかになるべき欠陥や劣化等に起因する事故まで免責とすることは相当でない。

イ 対象施設の増減【指摘】

本委託に関する令和元年12月2日付「打合せ記録簿」によれば、本委託の対象施設である全133施設のうち、「東部給食センター」については、施設側にて法令上の点検を実施しているため、本委託による点検は不要であることから対象から削除するか、また、受託者の過去の記録から「旧松平こども園」が漏れていることから、対象に付加すべきか協議されている。

そのうえで、上記のとおり、対象施設を変更することと協議されているものの、この変更については、施設数の増減がないとの理由で契約変更の対象としない旨協議されている。

しかし、仕様書によれば、本委託の対象施設は別紙一覧のとおりと定まっており、また、予定価格における積算の根拠も特定の施設であることから算定が可能となるはずである。さらに、後に、遡って本委託の内容を確認する必要性が生じたときに、対象施設一覧を確認しただけでは、本委託による点検対象施設を確認することはできず、結局、点検結果報告書等を確認する必要性が生じてしまう。

とすれば、軽微な変更とはいえないことから、変更の手続を行ったうえで変更契約を締結すべきであった。

ウ 分離発注の必要性【指摘】

変更委託契約書によると、増加額は、当初契約金額の29.98%であり、20%を超えることから、分離して施工することが著しく困難な理由の存在が必要となる。

この点、変更理由は、「排煙・防火設備の数量が確定し、これらの設備は本委託業務の点検対象設備と連動しているものがあることから、一体的な点検が必要である」とされているが、次の理由から、新たな契約とすべきであった。

すなわち、建築基準法第12条第2項括弧書きによると、法令上も点検対象設備としては、建築設備等と別のものと捉えているうえに、当初委託期間満了日に契約変更の決定により委託期間を延長し、仕様書(変更)において、排煙・防火設備を点検対象として付加することによって、実質的に延長された委託期間で新たに付加された設備を点検しているものと考えられるためである。

たしかに、同一の受託者に点検業務を委託することは経済的に合理的であるが、だからといって分離して施工することが著しく困難な理由までは認められない。仮に一体的に点検させるのであれば、少なくとも、当該年度以前の点検結果報告書等によって推測される、排煙・防火設備の数量から積算し、当初契約において、排煙・防火設備をも点検対象設備として加えたうえで、その後、数量が確定した時点で契約変更を行うべきであった。

エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託の再委託率は大きくはないが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性を否定できないので、再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである。

7 古瀬間墓地公園維持管理委託

(1) 概要

ア 契約目的

契約書添付の仕様書によれば、「豊田市の古瀬間墓地公園の適正かつ良好な維持管理業務を実施すること」とされている。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「古瀬間墓地公園内の植栽管理・清掃をはじめ、事務所管理に関わる業務等を一体として行い、公園施設の適正な維持管理と管理事務所における諸業務を行う。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

仕様書によれば、業務の内容は、事務所管理、作業管理、墓所内管理、廃棄物処理のほか、報告書等の作成とされている。

ウ 契約締結の方法及びその理由

（ア）受託者

一般社団法人古瀬間墓地公園管理組合

（イ）選定方法

随意契約による。

（ウ）選定理由

業者選定書によると、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当とし、具体的には「豊田市古瀬間墓地公園条例及び規則に基づく墓所設置基準の指導協力関係にあり、地元協力が得られる団体であることから、適正な維持管理及び有利な価格での契約が可能のため」とされている。

エ 委託期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

オ 金額（税込）

予定価格	1991万3210円
見積書記載金額	1844万0368円
当初契約金額	1844万0368円

カ 契約保証金

免除

(2) 契約の変更

本委託において契約変更はない。

(3) 再委託

事務所機械警備につき再委託を行っている。下請率は2.60%である。

(4) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

本委託の「執行の理由」には、古瀬間墓地公園内の植栽管理・清掃をはじめ、事務所管理に関わる業務等を一体として行い、公園施設の適正な維持管理と管理事務所における諸業務を行うとあり、当該業務を行う理由が記載されているに過ぎず、委託発注する必要性が記載されていない。

当該事務に強い関心を抱く者に委ねた方が有効に働く業務については、市が直営するのではなく当該関心ある者に委託することで、経済的、効率的、有効に業務を遂

行することが可能であることを自覚的に記載し、実質的に検討した上で、発注する必要がある（第2章第3の1(2)イ参照）。

イ 業者選定の理由【意見】

本委託は、随意契約により委託先が選定されているが、その理由として、「豊田市古瀬間墓地公園条例及び規則に基づく墓所設置基準の指導協力関係にあり、地元協力が得られる団体である」との記載が見受けられる。

この点、豊田市古瀬間墓地公園条例ないし豊田市古瀬間墓地公園規則には、「墓所設置基準」なる語はなく、墓所の利用許可の基準と解されるが、利用許可基準の充足を調査することを第三者に委託している条項も見受けられない。

上記選定理由における「指導協力関係」が如何なる関係かさらに詳細に記載し、随意契約の理由について実質的に判断するべきである。

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

本委託の再委託率は僅かであるが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性を否定できないので、再委託の制限が無意味にならないよう、契約締結にあたり、再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである。

8 八草地区活断層調査委託

(1) 概要

ア 契約目的

契約書添付の仕様書によれば、「豊田市八草地区は、豊田市第8次総合計画において、拠点地域核に位置付けられており、良好なまちづくりを行うために、計画的に基盤整備を行う必要がある。本業務は、豊田市八草町付近に分布すると推定される猿投山北断層について、ボーリング調査等を実施し断層の位置、性状を把握するとともに、土地利用規制に関する基礎資料を作成し、その結果を市街地整備事業に反映することを目的とする」とされている。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「本委託は、八草町付近に分布が推定される猿投山北断層について、位置や性状を把握し、土地利用規制に関する基礎資料を作成することで、当地区で計画中である区画整理事業の事業計画へ反映することを目的とするものである。」とされている。

イ 委託内容（工事関係委託）

仕様書によれば、業務の内容は、（1）既存資料の収集整理、（2）空中写真判読、（3）地表踏査、（4）浅層反射法地震探査、（5）ボーリング調査、（6）トレンチ調査、（7）委員会運営補助とされている。

ウ 契約締結の方法及びその理由

（ア）受託者

玉野総合コンサルタント株式会社

(イ) 選定方法

事後審査型一般競争入札の方法により4者が入札したところ、うち1者の入札価格が低入札調査基準価格に該当していたため、低入札価格調査を経て決定されている。失格基準価格3198万円、低入札調査基準価格3309万円、予定価格3931万円と設定されていた。4者の入札価格は低いものから順に、3160万円、3199万円、3880万円、4000万円であった。低入札調査基準価格に該当する者がいたことから、低入札価格調査を経て選定されているものの、当該1者の入札価格は、失格基準価格を1万円（割合にして全体の約0.03%）上回った。

エ 委託期間

平成30年12月28日～平成31年9月27日

オ 金額（税込）

予定価格	4245万4800円
低入札調査基準価格	3573万7200円
入札書記載金額	3454万9200円
当初契約金額	3454万9200円

カ 契約保証金

免除

(2) 契約の変更

本委託において、二度契約変更がなされている。

(3) 再委託

ボーリング調査（外業のみ）、物理探査、トレンチ調査（外業のみ）について3者に対し、合計1692万3600円の再委託がなされ、再委託率は約49%である。

(4) 監査の結果

ア 仕様書の特定【意見】

本委託契約における特記仕様書には、本委託に適用する共通仕様書として、愛知県建設部「測量及び設計業務等共通仕様書」が指定されているが、契約書に添付されていない。

公表されている等の理由により契約当事者が双方確認できるものであっても、仕様書を特定し契約内容を明確にすべく、契約書に添付すべきである。

この点、市は、添付すべき仕様書が100頁以上にも及ぶことから、経済性・効率性の観点から添付していないという。そうであれば、少なくとも、当該仕様書を特定できるよう記載することが望ましい。愛知県建設部（当時）「測量及び設計業務等共通仕様書」は、さらに「測量業務共通仕様書」、「地質・土質調査業務共通仕様書」、「設計業務共通仕様書」などのいくつかの仕様書に分かれており、都度改訂がなされ

ている。したがって、仕様書の標題だけでなく、改正年月日を明記して仕様書を特定する必要がある。

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託の再委託率は約49%であるほか、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性も否定できない。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、再委託してはならない「主たる部分」を指定しなければならない。

第 1 1 建設部

1 都市計画道路高橋細谷線 竜宮橋 I 期線調査改築補強設計委託

(1) 概要

ア 契約目的

委託契約書添付の都市計画道路高橋細谷線 竜宮橋 I 期線調査改築補強設計委託特記仕様書によると、本委託の目的は、都市計画道路高橋細谷線の 4 車線化のうち、竜宮橋の I 期線における上部工の改築補強詳細設計、竜宮橋 I 期線に近接する本線部の地質調査を実施するものである。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「都市計画道路高橋細谷線の 4 車線化に伴う、竜宮橋 I 期線の上部工改築補強詳細設計、竜宮橋 I 期線に近接する本線部の地質調査を行うことを目的とする。」とある。

イ 委託内容（工事関係委託）

上記仕様書によると、主な業務内容は、以下の詳細設計、地質調査及び地盤解析を実施することである。

1. 上部工補強詳細設計
2. 上部工改築詳細設計
3. 施工計画
4. 階段工撤去詳細設計
5. 護床工積算資料作成
6. 地質調査
7. 地盤解析

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

株式会社オリエンタルコンサルタンツ

(イ) 選定方法

事後審査型一般競争入札

入札 1 者

請負率・落札率 85.5%

エ 委託期間

令和元年 10 月 25 日～令和 2 年 3 月 19 日

オ 金額（税込）

予定価格 2988 万 7000 円

契約金額 2553 万 3000 円

変更（増額）64 万 7900 円

カ 契約保証金
免除

(2) 契約の変更

「案件発注決定書（変更第1回）」によれば、ボーリング調査の結果、発注時に想定していた「支持地盤の深さ」と「土質区分毎の各層の厚さ」が現地と異なっていたため延長を変更するとして、設計変更を行い、契約金額の変更がなされた。

(3) 再委託

地質調査につき450万円（契約金額の17.61%）を再委託することについて、「委託業務下請負承認願」による承認がなされた。

(4) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

「執行の理由」には、都市計画道路高橋細谷線の4車線化に伴う、竜宮橋Ⅰ期線の上部工改築補強詳細設計、竜宮橋Ⅰ期線に近接する本線部の地質調査を行うことを目的とするところがあるが、ここには当該事業を行う目的ではなく、地質調査という専門的な知識、経験、ノウハウを要する業務について、そのような専門性を外部業者に求めて、経済的、効率的に事業を実施するために委託発注する必要性を記載し、実質的に検討すべきである（第2章第3の1(2)イ参照）。

イ 入札参加資格について【意見】

案件発注決定書（当初）に「落札者の見積採用」との記載があることから、前回設計段階で見積書を提出させた業者が1者のみ入札して落札していると考えられる。設計段階で見積書を徴収する業者の選定過程の基準化や一般競争入札の参加資格との関係について整理が必要と考えられる。

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託の再委託率は多くはないが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性もある。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、再委託してはならない「主たる部分」を指定しなければならない。

2 道路事業用地草刈委託

(1) 概要

ア 契約目的

委託契約書添付の仕様書によると、本委託の目的は、良好な都市及び安全な交通環境を維持するために行うものである。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「道路事業に必要となる用地の取得に伴い、取得済用地の管理として草刈りを実施する必要があるため。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

上記仕様書によると、主な業務内容は、①肩掛け式草刈機により草を地上高5cm程度に刈り取らなければならない、②刈り取った草を民地、側溝、路側等に散乱しないようにし、路面に飛散する恐れのある中央分離帯、路肩等ではその日のうちに、また、法面等では速やかに片付けなければならない、③片付け率は90%以上とする、④別添の草刈業務内容の特記事項、出来形管理の特記事項を参照することである。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

中澤建設株式会社

(イ) 選定方法

入札後資格確認型一般競争入札

入札1者

請負率・落札率93.9%

エ 委託期間

令和元年5月31日～令和2年10月25日

オ 金額（税込み）

予定価格 2085万3800円

契約金額 1958万円+変更（増額）86万9000円

カ 契約保証金

免除

(2) 契約の変更

案件発注決定書（変更第1回）によれば、国及び地元との調整の結果、草刈箇所が増加したためとされ、草刈面積4000㎡増、契約金額86万9000円が増額された。

(3) 再委託

交通誘導12万9600円（契約金額の0.66%）について、委託業務下請負承認願による承認がなされた。

(4) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

「執行の理由」には、道路事業に必要となる用地の取得に伴い、取得済用地の管理として草刈りを実施する必要があるためとあるが、ここには当該事業を行う目的ではなく、経済的、効率的に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、実質的に検討するべきである（第2章第3の1(2)イ参照）。

イ 変更委託契約書の締結時期【意見】

令和元年10月24日付けで変更委託契約書が締結されている。しかしながら、委託期間の満了は、令和元年10月25日である。そこで、①契約の変更対象となった

業務の内容及び②変更対象となった業務の作業がいつ実施・履行されたかについて、担当課である幹線道路推進課に照会を行った結果は、以下のとおりである。

【変更契約について】

変更委託契約書が令和元年10月24日付でなされ、委託業務の完了が令和元年10月25日とされていることについて、「精算行為により数量の変更を伴うもの」として変更契約を行っています。

また、草刈り業務の新規計上及び変更削除について、「自然現象その他不可抗力による場合」「地元調整等の処理による場合で、円滑な事業実施上やむを得ず、かつ合理的なものに限る」として業務実施日以前に協議及び指示書を取交しています。

【回答】

① 契約の変更対象となった業務の内容

- ・ 剪定枝処分 $V=1.2(1.0)t$
- ・ 道路除草 $A=78,400(74,400)m^2$
- ・ 除草処分 $V=56.9(49.0)t$
- ・ 防草シート設置 $A=310(300)m^2$
- ・ 交通誘導警備員 $N=6(8)人$

② 変更対象となった業務の作業がいつ実施・履行されたか

- ・ 1回目は6月中旬～7月下旬、2回目は8月中旬～10月上旬

また、契約期間満了の前日に変更契約を締結した理由は以下のような説明であった。

- ・ 草刈り業務は6月中旬から着手しており、変更対象となった草刈り範囲は工事打合簿を取交した後に行ったものである。
- ・ 変更内容は、当初草刈面積に工事打合簿により発注者と請負者の双方が合意した草刈範囲の増減を加味した面積にて精算行為を行うものであり、草刈の実施方法にも変更はないため、「その他業務委託変更事務取扱要領」の第6条(契約変更の手続き)第1項(1)及び(2)に規定された「精算行為により数量の変更を伴うもの」「その他契約条件等を著しく変更することとならないもの」に該当し、契約期間の末までに変更契約を行えば良いと考える。
- ・ なお、道路事業用地草刈委託は、市内全域に点在する当課所管の土地の草刈りを行う業務である。当初発注時には全ての箇所を計上するのではなく、現地の草の繁茂状況を確認したうえで、当初発注箇所を決めている。当初発注時に計上されなかった箇所についても、地域の要請、草の繁茂状況に応じて柔軟に対応している。

契約規則と要綱は、変更契約を締結するべき時期について遅滞なく(速やかに)締結するべきとしている以上、それに則った運用がなされるべきであるが、仮にその他業務委託変更事務取扱要領第6条に基づいて、工期又は契約期間の末までに変更契

約を締結すれば足りる場合があることを認めるとしても、同条を緩やかに解釈することはできない。「精算行為により数量の変更を伴うもの」を緩やかに解釈すれば、契約金額の変更を伴う変更契約はすべて契約期間の末までに変更契約を行えばよいということになりかねないからである。上記担当課の解釈は正にそのことを示している。既に指摘したように（第2章第1の4(6)ウ参照）、「精算行為により数量の変更を伴うもの」という文言は、「精算行為により数量が変更するに過ぎないもの」等に変更すべきであるが、変更前であっても、「精算行為により数量の変更を伴うもの」の緩やかな解釈運用は、遅滞なく（速やかに）変更契約を締結すべきとする契約規則と要綱を完全に骨抜きにしかねないため、「精算行為により数量が変更するに過ぎないもの」等と厳格に解釈運用することが望ましい。

ウ 変更契約の理由【意見】

令和元年10月15日付けの変更協議書（1回）によれば、変更の理由は、以下のとおりとされている。

- ① 平成28年に国、地元と現地立ち会いをした結果、市で草刈りをする箇所を追加したため。
- ② 市管理の土地の草刈りについて工事申請書が地元より提出されたため。

そして、変更できる根拠として、その他業務委託変更事務取扱要領第3条（1）ウが指摘されている。

しかし、平成28年に市で草刈りを追加する箇所を追加したのであれば、「発注後に発生した外的条件によるもの」にそもそも該当しない。「地元調整等の処理」「円滑な事業実施上やむを得ず、かつ合理的」と判断した根拠も明らかでない。

この点、担当課の説明は以下のとおりである。

平成28年に国、市、地元にて道路管理区域を現地立会いしただけで、誤解を招く書き方であったので今後は注意します。実際のところ、該当箇所は発注時、草が繁茂しておらず草刈りの必要が無かったため除外していたが、発注後に現地確認を行う過程で草が繁茂しており、事業範囲内の良好な周辺環境の維持、安全な交通環境を維持するために草刈りを指示したものである。

3条の該当性の確認は業務前に提出される打合せ簿で行っている。いずれのケースも地元からの要望に対して現場確認を行い、事業範囲内の良好な周辺環境の維持、安全な交通環境を維持するために草刈りを指示したものである。【第3条（1）ウ】

担当課の説明は、追加した箇所は平成28年に国、市、地元で協議し、市が草刈りをする箇所と決められていたところ、本委託の発注時には草刈りの必要がなかったため除外したが、その後に地元から申請があり、現場確認した結果、外的条件によりやむを得ないと判断して追加したという趣旨と推察される。そうであれば、第3条該当性について、誤解を招かない記載をするべきであった。

その他業務委託変更事務取扱要領

(変更のできる範囲)

第3条 変更のできる範囲は、次に掲げる理由により、やむを得ず変更する必要が生じた場合とする。

(1) 発注後に発生した外的条件によるもの

ウ 地元調整等の処理による場合で、円滑な事業実施上やむを得ず、かつ、合理的なものに限る。

エ 委託検査結果通知書について【意見】

委託完了検査調書及び委託検査結果通知書の検査項目には、成果品一式について仕様書のとおり履行確認したとして、検査結果は合格とされている。しかし、具体的には何に対して、いつどのように適切であることを確認したかは不明であった。担当課によれば、「完了検査は、委託契約事務の手引き（工事関係委託を除く）第3章7「検査の実施」に基づいて行っている。特記仕様書第6条（提出書類）の内容について検査を実施し、現場において出来形の確認を行った」とのことである。検査項目及び内容の表現について今後書き方を改められたい。

オ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

本委託の再委託率は僅かではあるが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性もある。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、再委託してはならない「主たる部分」を指定しなければならない。

3 市道環状3号線ほか街路樹維持管理委託

(1) 概要

ア 契約目的

委託契約書添付の仕様書によると、本委託の目的は、年間を通して市民にうるおいと安らぎを与え、良好な都市環境を維持するために行うものである。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「本業務委託は、市道の緑地計画に基づいて植栽された樹木の維持管理を目的とし、通行する市民に潤いと安らぎを提供するものである。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

上記仕様書によると、主な業務内容は、①高中低木地被植物の剪定・除草等及び支柱設置・撤去、灌水、草刈、軽微作業等とし、各作業の実施回数については別添集計表に表記する、②必要に応じて高中低木地被植物の防除を行うことである。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

株式会社エイディーグリーン

(イ) 選定方法

入札後資格審査型一般競争入札

入札2者

請負率・落札率98.2%

エ 委託期間

令和元年5月31日～令和2年3月20日

オ 金額(税込み)

予定価格 5701万8780円

契約金額 5601万9600円+変更(増額)398万7984円

カ 契約保証金

免除

(2) 契約の変更

令和2年3月10日付けで、398万7984円(税込)増の変更委託契約が締結された。案件発注決定書(変更第1回)(令和2年3月5日付け決定)によれば、変更理由は、以下のとおりである。

「地元要望や現地調査をした結果、高木の枝が建築限界を犯しており、剪定する必要性を生じたため変更する。また、沿道状況及び現地交通量等を考慮し交通誘導員を変更する。」また、変更協議書(1回)(令和2年2月25日付け)によれば、変更理由は、以下のとおりである。

- ①、② 地元要望や現地調査をした結果、高木の枝が建築限界を犯しており、剪定する必要性を生じたため変更する。(1)ウ
- ③ 現地精査した結果、刈草の処理量が増えたため変更する。(3)
- ④ 沿道状況及び現地交通量等を考慮し変更する。(1)ウ

(3) 再委託

剪定、除草ほか街路樹管理として3者、交通誘導として2者の計3440万5020円(契約金額の61.42%)について、「委託業務下請負承認願」による承認がなされた。

(4) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

「執行の理由」には、市道の緑地計画に基づいて植栽された樹木の維持管理を目的とし、通行する市民に潤いと安らぎを提供するものとあるが、ここには当該事業を行う目的ではなく、外部業者の技術と経験に委ねて経済的、効率的に事業を実施するという委託発注する必要性を記載し、実質的に検討するべきである(第2章第3の1(2)イ参照)。

イ 変更委託契約書の締結時期【意見】

令和2年3月20日の期間満了直前の3月10日に変更委託契約が締結され、契約金額が398万7984円(税込)増大している。

そこで、①契約の変更対象となった業務の内容及び②変更対象となった業務の作業がいつ実施・履行されたかについて、担当課である道路維持課に照会を行った結果は、以下のとおりである。

変更委託契約書が令和2年3月10日付けでなされ、委託業務の完了が令和2年3月20日とされていることについて、『精算行為により数量の変更を伴うもの』として変更契約を行っています。また街路樹維持管理業務の数量変更について、『地元調整等の処理による場合で、円滑な事業実施上やむを得ず、かつ合理的なものに限る』として業務実施日以前に協議書を取交しています。」

「① 契約の変更対象となった業務の内容

- ・高木夏季剪定 N=820 (744) 本
- ・高木冬季剪定 N=422 (344) 本
- ・一般廃棄物処分 V=103.5 (60) t
- ・交通誘導警備員 N=158 (137) 人

② 対象となった業務の作業がいつ実施・履行したか

- ・夏季剪定は7月上旬で冬季剪定は1月上旬」

また、契約期間満了の前日に変更契約を締結した理由は以下のような説明であった。

『その他業務委託変更事務取扱要領』第6条（契約変更の手続き）の（1）（2）により、精算行為や契約条件等を著しく変更しないものは契約期間の末までに手続きを行うことができると規定されている。本委託の変更内容は、精算行為により数量の変更を伴うものであるため、契約期間の末に契約変更の手続きを行っている。なお、3条の該当性の確認は作業前に提出される打合せ簿で行っている。

前2(4)イでも指摘したように、契約規則と要綱は、変更契約を締結すべき時期について遅滞なく（速やかに）締結するべきとしている以上、それに則った運用がなされるべきであるが、仮にその他業務委託変更事務取扱要領第6条に基づいて、工期又は契約期間の末までに変更契約を締結すれば足りる場合があることを認めるとしても、同条を緩やかに解釈することはできない。「精算行為により数量の変更を伴うもの」という文言は、「精算行為により数量が変更するに過ぎないもの」等に変更するべきであるが、変更前であっても、「精算行為により数量の変更を伴うもの」の緩やかな解釈運用は、遅滞なく（速やかに）変更契約を締結するべきとする契約規則と要綱を完全に骨抜きにしかねないため、「精算行為により数量が変更するに過ぎないもの」等と厳格に解釈運用することが望ましい。

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

本委託の再委託率は61%を超えているほか、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性も否定できない。契約約款記載の再委託に対する

制限が無意味にならないよう、再委託してはならない「主たる部分」を指定しなければならない。

4 市道原山線ほか街路樹維持管理委託

(1) 概要

ア 契約目的

委託契約書添付の仕様書によると、本委託の目的は、年間を通して市民にうるおいと安らぎを与え、良好な都市環境を維持するために行うものである。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「本業務委託は、市道の緑地計画に基づいて植栽された樹木の維持管理を目的とし、通行する市民に潤いと安らぎを提供するものである。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

上記仕様書によると、主な業務内容は、①高中低木地被植物の剪定・除草等とし、各作業の実施回数については別添集計表に表記する、②必要に応じて高中低木地被植物の防除を行うことである。

ウ 契約締結の方法及びその理由

（ア）受託者

有限会社猿投観葉

（イ）選定方法

入札後資格審査型一般競争入札

入札4者

請負率・落札率99.2%

エ 委託期間

令和元年5月31日～令和2年3月20日

オ 金額（税込み）

予定価格 1497万5400円

契約金額 1485万円－変更（減額）17万6000円

カ 契約保証金

免除

(2) 契約の変更

案件発注決定書（変更第1回）によれば、枝、草とも見込みより繁茂せず処分量減を変更理由として要領第3条（3）精算行為により数量を変更し、17万6000円減額した。

(3) 再委託

交通誘導として59万8400円（契約金額4.03%）が「委託業務下請負承認願」による承認がなされた。

(4) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

「執行の理由」には、市道の緑地計画に基づいて植栽された樹木の維持管理を目的とし、通行する市民に潤いと安らぎを提供するものであるとあるが、ここには当該事業を行う目的ではなく、外部業者の技術と経験に委ねて経済的、効率的に事業を実施するという委託発注する必要性を記載し、実質的に検討すべきである（第2章第3の1(2)イ参照）。

イ 委託業務下請負承認願添付書類提出時期【指摘】

令和1年6月10日、委託業務下請負承認願が提出され、同日付承認された。同承認願に添付された同月6日付け作業員名簿記載の作業員1名について、交通誘導警備業務2級の合格証明書が添付されているが、その交付日は令和1年8月20日付であり、承認日に同合格証明書を添付することは不可能である。承認後に提出されたものと考えられるが、承認にあたっては必要書類の提出を受けて判断すべきである。

交通誘導等は、労働者派遣との境界が曖昧になりがちであり、受託者が再委託先の労働者に指揮命令していないことを明らかにするためにも、再委託先にその労働者を指揮命令する資格者の存在は、承認可否の重要な判断材料である。

なお、このような指摘に対する市の回答は次のとおりであった。

6月10日に提出された承認願は、有資格者なしの作業員名簿が提出されていたが、作業員の1人が8月20日に資格を取得したため、業者より資格を記載した名簿と資格書のコピーが提出され、6月10日提出の書類の差し替え及び追加したことが御指摘となっている。今後は差し替え等ではなく、別途打合せ簿にて収受するよう是正する。

書類の提出時期は、市がどのような資料に基づいて判断を下したかを検討するための重要な判断材料になる。書類授受の経緯について誤解を与えないよう、明確に記録化する必要がある。

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託の再委託率は僅かではあるが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性もある。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、再委託してはならない「主たる部分」を指定しなければならない。

5 道路路面維持業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

委託契約書添付の仕様書に契約目的は明記されていない。

「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「本業務委託は、幹線市道及び市街化区域市道を中心に清掃を行うものであり、通行車両及び歩行者が安全かつ快適に通行できるように施工するものである。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

上記仕様書によると、主な業務内容は、①路面清掃について、車道部分、歩道巻込部分、歩車道協会ブロック部分及び歩車道境界ブロックの控除部分の清掃作業、②廃棄物等の収集・軽量・運搬である。

ウ 契約締結の方法及びその理由

（ア）受託者

ホームックス株式会社

（イ）選定方法

入札後資格審査型一般競争入札

入札２者

落札率・請負率 99.8%

エ 委託期間

令和元年５月１７日～令和２年３月３１日

オ 金額（税込み）

予定価格 2976万7100円

契約金額 2970万円

カ 契約保証金

免除

(2) 再委託

路面清掃工、緑陰水路清掃工として、981万8300円（契約金額の33.05%）が「委託業務下請負承認願」による承認がなされている。

(3) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【指摘】

「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、経済的、効率的に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、検討するべきである（第２章第３の１(2)イ参照）。特に、本委託は契約の目的が明記されていないことも相まって、執行の理由に記載されている清掃作業を外部に委託する必要性が明確にならないため、あえて指摘として記載する。直営ではなく、外部委託の方が経済性、効率性に優れていることを意識的に記載するべきである。

イ 契約目的を明記するべき【指摘】

委託契約書及び仕様書に契約目的が明記されていない。契約目的の記載は、契約規則第３３条第１項の要請であるとともに、民法第５４２、５６３条等の改正により、契約をした目的は重視される傾向がある。

よって、契約目的は契約書又は仕様書に明記すべきである（第2章第3の1(2)ア参照）。

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託の再委託率は33%を超えているほか、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性も否定できない。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、再委託してはならない「主たる部分」を指定しなければならない。

6 道路維持業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

委託契約書添付の仕様書によると、契約目的が明記されていない。

「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「本業務委託は、幹線市道及び市街化区域市道を中心に清掃を行うものであり、通行車両及び歩行者が安全かつ快適に通行できるように施工するものである。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

上記仕様書によると、主な業務内容は、舗装道穴埋、舗装道カバー、舗装道打替、砂利道整正、草刈・除草、路肩整正、側溝浚渫、素掘側溝掘削、水切り、甲蓋かけ（グレーチングを含む。新設・取替・修繕）、ヒューム管布設（新設・取替・修繕）、U字溝布設（新設・取替・修繕）、甲蓋穴覆板設置、視線誘導標（新設・取替・修繕・清掃）、ガードレール（新設・取替・修繕・清掃）、ガードパイプ（新設・取替・修繕・清掃）、遮光フェンス（新設・取替・修繕・清掃）、街路樹整正（切枝含む）、街路樹支柱新設修繕、街路樹撤去、雑木撤去、人力路面清掃、道路標識（新設・取替・修繕・清掃）、カーブミラー（新設・取替・修繕・清掃）、横断歩道橋（地下道）施設清掃、柵清掃（橋梁排水口含む）、道路横断管等清掃、融雪剤（散布・配布）、常温合材配布、土留め工、歩道平板等整正、板柵工、障害物撤去（崩土・落石等）、路面不陸整正、土砂等の片付け、高所作業、点検・作業、道路落下物・発生凌深土・廃棄物等の収集・計量・運搬、その他上記に類似する道路維持作業である。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

近藤商事土木株式会社

(イ) 選定方法

入札後資格審査型一般競争入札

入札5者

落札率・請負率99.3%

エ 委託期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日

オ 金額（税込み）

予定価格 1億6205万9020円

契約金額 1億6099万3000円+変更（追加）542万6020円

カ 契約保証金

免除

(2) 契約の変更

市から、平成31年3月22日付「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価についての運用に係る特別措置について」に基づき、542万6020円増。

(3) 再委託

交通誘導警備として3020万2700円（契約金額の18.76%）について「委託業務下請負承認願」による承認がされた。

(4) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【指摘】

「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、経済的、効率的に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、検討すべきである（第2章第3の1(2)イ参照）。特に、本委託は契約の目的が明記されていないことも相まって、道路維持業務を外部に委託する必要性が明確にならないため、あえて指摘として記載する。直営ではなく、外部委託の方が経済性、効率性に優れていることを意識的に記載すべきである。

イ 契約目的を明記すべき【指摘】

委託契約書及び仕様書に契約目的が明記されていない。契約目的の記載は、契約規則第33条第1項の要請であるとともに、民法第542、563条等の改正により、契約をした目的は重視される傾向がある。

よって、契約目的は契約書又は仕様書に明記すべきである（第2章第3の1(2)ア参照）。

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託の再委託率は大きくはないが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性も否定できない。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、再委託してはならない「主たる部分」を指定しなければならない。

7 市道櫛通り線ほか街路樹維持管理委託

(1) 概要

ア 契約目的

委託契約書添付の仕様書によると、年間を通して市民にうるおいと安らぎを与え、良好な都市環境を維持するために行うものである。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「本業務委託は、市道の緑地計画に基づいて植栽された樹木の維持管理を目的とし、通行する市民に潤いと安らぎを提供するものである。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

上記仕様書によると、主な業務内容は、①高中低木地被植物の剪定・除草等及び支柱設置・撤去、灌水、草刈、軽微作業等とする、②必要に応じて高中低木地被植物の防除を行うことである。

ウ 契約締結の方法及びその理由

（ア）受託者

高岡造園土木株式会社

（イ）選定方法

入札後資格審査型一般競争入札

エ 委託期間

令和元年5月31日～令和2年3月20日

オ 金額（税込）

予定価格 4348万9992円

契約金額 4204万2000円＋変更（追加）215万1240円

カ 契約保証金

免除

(2) 契約の変更

案件発注決定書（変更第1回）によると、「交通量が多い幹線道路の状況を考慮し、短い区間で交通規制を行ったことで、高所作業車の日数及び交通誘導員の人員を変更する」を変更理由として、215万1240円（契約金額の5.14%）増。

(3) 再委託

除草工、低木刈込工、高木剪定工として2者、低木刈込工、除草工として1者、交通誘導として1者の計994万1400円（契約金額の23.65%）について、「委託業務下請負承認願」による承認がされた。

(4) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

「執行の理由」には、市道の緑地計画に基づいて植栽された樹木の維持管理を目的とし、通行する市民に潤いと安らぎを提供するものであるとあるが、ここには当該事業を行う目的ではなく、外部業者の技術と経験に委ねて経済的、効率的に事業を実施するという委託発注する必要性を記載し、実質的に検討するべきである（第2章第3の1(2)イ参照）。

イ 変更委託契約書の締結時期【意見】

原契約期間令和2年3月20日の期間満了直前の3月10日に変更委託契約が締結され、契約金額が215万1240円（税込）増大している。

そこで、①契約の変更対象となった業務の内容及び②変更対象となった業務の作業がいつ実施・履行されたかについて、担当課である道路維持課に照会を行った結果は、以下のとおりである。

変更委託契約書が令和2年3月10日付けでなされ、委託業務の完了が令和2年3月20日とされていることについて、『精算行為により数量の変更を伴うもの』として変更契約を行っています。また街路樹維持管理業務の数量変更について、『地元調整等の処理による場合で、円滑な事業実施上やむを得ず、かつ合理的なものに限る』として業務実施日以前に協議書を取交しています。」

「① 契約の変更対象となった業務の内容

- ・高所作業車賃貸 N=40（10）日
- ・交通誘導警備員 N=145（70）人

② 対象となった業務の作業がいつ実施・履行したか

- ・11月中旬から2月下旬

また、契約期間満了の前日に変更契約を締結した理由は以下のような説明であった。

『その他業務委託変更事務取扱要領』第6条（契約変更の手続き）の（1）（2）により、精算行為や契約条件等を著しく変更しないものは契約期間の末までに手続きを行うことができると規定されている。本委託の変更内容は、精算行為により数量の変更を伴うものであるため、契約期間の末に契約変更の手続きを行っている。なお、3条の該当性の確認は業務前に提出される打合せ簿で行っている。

前2(4)イでも指摘したように、契約規則と要綱は、変更契約を締結すべき時期について遅滞なく（速やかに）締結するべきとしている以上、それに則った運用がなされるべきであるが、仮にその他業務委託変更事務取扱要領第6条に基づいて、工期又は契約期間の末までに変更契約を締結すれば足りる場合があることを認めるとしても、同条を緩やかに解釈することはできない。「精算行為により数量の変更を伴うもの」という文言は、「精算行為により数量が変更するに過ぎないもの」等に変更するべきであるが、変更前であっても、「精算行為により数量の変更を伴うもの」の緩やかな解釈運用は、遅滞なく（速やかに）変更契約を締結するべきとする契約規則と要綱を完全に骨抜きにしかねないため、「精算行為により数量が変更するに過ぎないもの」等と厳格に解釈運用することが望ましい。

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

本委託の再委託率は24%近いほか、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性も否定できない。契約約款記載の再委託に対する制限が無

意味にならないよう、再委託してはならない「主たる部分」を指定しなければならない。

8 道路橋定期点検支援業務協定（愛知県都市整備協会）

(1) 概要

ア 契約目的

道路橋定期点検支援業務に関する協定（以下「協定書」という）によると、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路における橋長2.0m以上の橋、高架の道路等にかかわる同法第42条に規定する点検を的確かつ効率的に実施するためのものである。

また市によると、委託発注している理由は、鉄道沿線市町に代わり協会が一括して鉄道会社と協議調整を行いながら点検することで、事務の効率化が図られるとともに法定点検の確実な履行が可能となるからである。また、鉄道会社からも点検に当たっての協議調整窓口の集約化を要望されているため、道路メンテナンス会議の事務局である愛知県から協会へ鉄道沿線市町の点検業務を一括的に行うように働きかけ、これに他の市町も同調して協会へ業務を発注している。事務の効率化と法定点検の確実な履行を目的としているとのことであった。

道路法

（用語の定義）

第2条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

（道路の維持又は修繕）

第42条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

イ 委託内容（業務委託）

発注者道路管理者豊田市長及び受注者公益財団法人愛知県都市整備協会（以下「受託者」ともいう）との間で、道路橋定期点検支援業務に関する協定（令和元年5月31日付け）が締結されている。協定書添付の仕様書によると、主な業務内容は、①技術支援業務、②道路橋定期点検業務を行うことである。受託者が定めた道路橋定期点検支援業務実施要領、道路橋定期点検支援業務運用規約に基づいて実施されている。

業務の具体的な内容は、鉄道事業者との協議調整、点検業務の実施、点検に基づく診断である。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

公益財団法人愛知県都市整備協会

(イ) 選定方法

随意契約

(ウ) 選定理由

市によると、鉄道を跨ぐ橋梁の点検においては、鉄道事業者から一括点検が求められていることから、愛知県道路メンテナンス会議の場で、愛知県が包括的に支援することになった。そこで、愛知県は、受託者と協定を締結して、市町村の管理する橋梁の点検を受託者が請け負える体制をつくった。なお、愛知県道路メンテナンス会議とは、国土交通省が県内市町村へのメンテナンス技術支援を目的に設置した組織で、愛知県や県内市町村で構成されている。また、受託者は、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく公共工事発注者支援機関に認定された県内で唯一の公益財団法人であり、従来から市町村への技術支援を行っている。そのため、市は受託者と随意契約を締結しているとのことであった。

エ 委託期間

協定書の業務完了期限 令和2年3月19日

オ 金額（税込み）

契約金額 1153万0567円

費用 1153万0567円（消費税込）

技術支援業務 332万円

道路橋点検業務 716万2334円

消費税及び地方消費税相当額 104万8233円

技術支援業務について、平成31年4月改定の「愛知県都市整備協会受託業務の積算基準」に基づいて算定されている。

カ 契約保証金

免除（協定書に規定なし）

(2) 契約の変更

令和2年1月31日付け道路橋定期点検支援業務の第1回変更協定に基づき、77万3332円を減額した。

(3) 再委託

受託者は、市に対して「業務再委託届出書」を提出し、道路法第42条で必要とされている道路橋定期点検の実施を、道路橋の定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有しているためとの理由で、第三者に再委託している。

なお、道路橋定期点検業務実施要領では、再委託に関して、以下のとおり規定している。

(再委託)

第6条 協会は、本業務の「主たる部分」である、技術支援業務については、これを再委託することはできないものとする。

2. 協会は、道路橋定期点検業務を再委託（契約）するときには、建設コンサルタント等との契約前に、再委託先について記載した書面を市町村へ提出し、承認を受けるものとする。ただし、協会の再委託選定の考え方について市町村の事前承認を得ている場合は、この限りではない。

(4) 監査の結果

ア 市の規範の履践【指摘】

本協定は、受託者が定める道路橋定期点検支援業務実施要領に基づいて締結されている。同要領第1条は、「道路橋定期点検支援業務実施要領（以下「要領」という。）は、公益財団法人愛知県都市整備協会（以下「協会」という。）が、道路法（昭和27年法律第180号）第42条の規定に基づく点検（以下「定期点検」という。）の実施に当たり、人員的および技術的な支援を希望する愛知県内の名古屋市を除く市町村（以下「市町村」という。）から、定期点検の積算・発注・監督業務及び点検業務を受託する「道路橋定期点検支援業務」（以下「業務」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。」としている。

市が定期点検の実施に当たり人員的、技術的な支援を受託者に対して希望を申し入れ、受託者がこれに応じて本協定を締結するものであるから、委託契約である。市は、契約規則をはじめとする規範に従い、契約事務を行うべきである。

イ 委託発注の必要性【指摘】

委託発注している理由は、鉄道沿線市町に代わり協会が一括して鉄道会社と協議調整を行いながら点検することで、事務の効率化が図られるとともに法定点検の確実な履行が可能となるからである。また、鉄道会社からも点検に当たっての協議調整窓口の集約化を要望されているため、道路メンテナンス会議の事務局である愛知県から協会へ鉄道沿線市町の点検業務を一括的に行うように働きかけ、これに他の市町も同調して協会へ業務を発注している。事務の効率化と法定点検の確実な履行を目的としているとのことであった。

しかし、道路橋定期点検の実施については、「道路橋の定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有しているため」との理由で、受託者が第三者に再委託していることから、受託者が専門性を持つというよりは、再委託先が専門性を持っていると認められる。技術支援業務と道路橋点検業務のうち、後者についてはいわば丸投げの状態だからである。これら二つの業務を切り分けて委託発注する判断もあり得なくはない。

そこで、案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）の執行の理由には、定期点検の専門性、点検にあたっての鉄道会社との協議調整の効率性、他の市町村と同調することの有効性、全体としての経済性に配慮し、委託発注の必要性について意識的、自覚的に記載すべきである。そして、市としてのノウハウの蓄積の状況や鉄道会社との協議調整にかかる労力の変化などによって、現在のあり方がかえって経済性、効率性、有効性に反することがないかについて、委託契約を締結するにあたり毎年判断する必要がある。

ウ 再委託の承認について【意見】

本委託の再委託については、業務再委託届出書があるのみで、承認願の徴収と承認がなされていない。本協定書第2条第5及び6項に「5 発注者は、受注者が点検に必要な資格者等の配置が可能であり、かつ、業務遂行に必要な技術力を有する者に第1項第2号の業務を再委託することを道路橋定期点検支援業務実施要領第6条第2項ただし書に基づき承認し、受注者は、同項本文に基づく発注者の再委託先の承認を受けることを要しないものとする。6 受注者は、前項に規定する者に第1項第2号の業務を再委託したときは、発注者に再委託先及び再委託の内容を届け出るものとする。」とされていることが根拠と考えられる。

これら規定により、事前の包括的な委託業務下請負承認願の提出と包括的な承認手続を履践したとの運用がなされているとも考えられるが、契約規則以下の諸規程は、再委託先が具体的に定まった後の承認願と承認を規定するのみである。このままでは、市の契約事務手続に違反しているといわざるを得ない。委託契約について委託業務下請負承認願の提出を省略する場合は、少なくとも要綱の根拠が必要である。

第 1 2 上下水道局

1 豊田市下水道事業設備台帳システム構築業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

豊田市下水道事業設備台帳システム構築業務委託仕様書の業務の目的には、「豊田市の公共下水道事業（汚水・雨水）、農業集落排水事業及びその他の汚水処理事業が保有する施設、設備に関する各種情報の一元化、高度化、共有化を図ることにより、効率的な情報管理を目指すものである。また、今後の下水道事業ストックマネジメントの推進に向け、点検データ等の継続的な収集・蓄積を目的とした現場点検システムと、そのデータの活用により現有施設の健全度を評価し、重要度・優先度を踏まえた上で、将来の下水道等施設の更新費用算定を支援することが可能な設備台帳システムを導入するものである。」と記載されている。

また、「予算執行伺書」の「執行の理由」には「本委託業務は豊田市の下水道事業が保有する施設、設備に関する各種情報の一元化、高度化、共有化を図ることにより、効率的な情報管理を目指し、また、今後の下水道事業ストックマネジメントの推進に向け、点検データの継続的な収集・蓄積を目的とした現場点検システムとそのデータ活用により現有施設の健全度を評価し、重要度・優先度を踏まえた上で、将来の下水道等施設の更新費用算定を支援することが可能な設備台帳を導入するものである。」とある。業務の目的と概ね同旨である。

イ 委託内容（業務委託）

下水道事業における現場点検システム等の機能を有する設備台帳システムの構築である。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

メタウォーター株式会社

(イ) 選定方法

随意契約（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号）

(ウ) 選定理由

業者内申選定書によれば、市は、豊田市プロポーザル実施ガイドラインに基づいて選考委員会を設置し、平成 3 0 年 6 月 1 4 日に厳正なる審査（プレゼンテーション及びヒヤリング）の結果、1 位の業者を選定している。

なお、プロポーザルには 3 者が参加した。

エ 委託期間

当初委託期間 平成 3 0 年 7 月 6 日～平成 3 1 年 3 月 1 5 日

変更後委託期間 平成 3 0 年 7 月 6 日～平成 3 1 年 5 月 3 1 日

オ 金額（税込み）

提案限度額 5065万2000円

契約金額 4860万0000円

カ 契約保証金

免除（契約規則第37条第9号）

(2) 契約の変更

市は、平成31年3月13日付け変更委託契約書により、契約期間を次のとおり変更している。

4 原契約期間	自 平成30年7月 6日
	至 平成31年3月15日
5 変更による完了期日	平成31年5月31日

平成31年3月8日付け設計変更協議書（1回）によれば、契約期間変更の理由は、次のとおりである。

現場点検システムに現在使用しているエクセル及び紙ベースの点検表を反映させる際、包括委託業者との調整に時間を要した。
また、旧台帳に登録されていた修繕工事情報に施設情報の登録がないことがわかり、別のデータから施設情報の登録を行わなければならない、工期内に作業が終了しないため、工期延長を行う。

(3) 再委託

受託者は、本件契約に基づく業務の一部について、下請負をさせている。

ア 承認願提出日	平成30年12月11日
承認日	平成30年12月11日
下請負の概要	健全度・リスク評価手法の検討
下請負契約見込額	43万2000円（0.88%）
イ 承認願提出日	平成31年2月26日
承認日	平成31年2月26日
下請負の概要	機器リストと現物との整合性の確認及びARマーカの貼付作業
下請負契約見込額	378万円（7.77%）

(4) 監査の結果

再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

契約書添付の豊田市業務委託契約約款第6条には、「乙は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」とされている。しかし、主たる部分を指定しなければ、全部一括の再委託を除けば再委託に制限はないということになりかねない。

本委託の再委託は、前(3)記載のとおりであり、再委託率は大きくないが、契約締結後に想定外の再委託が発生する可能性も否定できないので、契約締結にあたり「主たる部分」を指定しなければならない。

2 怒田沢浄水場ほか計装機器保守点検業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

契約書添付の仕様書によれば、「本業務委託は、水道施設の安定した水道水の供給維持を目的として、各機器・設備を最良の状態に維持し故障の発生を未然に防止するため、保守点検整備を委託するものである。」とされている。

また、「予算執行伺書」の「執行の理由」には「水道水の安定供給を図るため、計装機器の保守点検を行って故障の発生を未然に防止し、最良な状態を維持する。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

仕様書によれば、業務の主な内容は、施設の維持・管理に必要な事項とし、次の内容とするとされている。

- 1) 取水場、浄水場、配水場、ポンプ場、送水コントロール室等の点検業務
- 2) 機器の保守管理及びその周辺の環境整備業務
- 3) 業務記録等の作成
- 4) その他市が必要と認めた業務

具体的には、怒田沢浄水場ほか5 5 機場（足助地区）の浄水場、配水場等に設置された計装機器、ポンプ、タンク、動力盤、制御盤、クレーン等の点検業務を行うものである。

・計装機器（A 1 ランク）	6 6 か所
・計装機器（A 2 ランク）	1 5 6 か所
・計装機器（B 1 ランク）	1 2 1 か所
・計装機器（B 2 ランク）	2 7 5 か所
・計装機器（C ランク）	5 5 9 か所
・動力	5 7 9 か所
・盤	1 0 7 か所
・クレーン	3 か所

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

名三工業株式会社

(イ) 選定方法

市は、一般競争入札により受託者の選定を行っている。予定価格調書によれば、予定価格等は次のとおりである。(括弧内は入札書比較価格)

設計金額	1566万3300円
予定価格	1566万3300円(1437万円)
1者が入札した。	
入札金額	1300万0000円

エ 委託期間

平成31年4月1日～平成32年3月13日

オ 金額(税込み)

予定価格	1566万3300円
契約金額	1417万0000円

カ 契約保証金

免除

(2) 再委託

受託者は、本件契約に基づく業務の一部について、下請負をさせている。

承認願提出日 令和元年7月26日

承認日 令和元年7月26日

- | | |
|------------|-----------------|
| ① 下請負契約見込額 | 16万2000円(1.14%) |
| 下請負の概要 | クレーン点検作業 |
| ② 下請負契約見込額 | 11万8800円(0.84%) |
| 下請負の概要 | 緊急遮断弁制御盤点検作業 |

(3) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

「執行の理由」には、水道水の安定供給を図るため、計装機器の保守点検を行って故障の発生を未然に防止し、最良な状態を維持するとして、事業の目的が記載されている。しかし、ここには当該事業を行う目的ではなく、委託発注の必要性を記載すべきである。専門的な技術、知識、経験やノウハウを必要とする業務について、外部業者にこれを求め、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、委託発注の必要性を記載し、実質的に検討すべきである(第2章第3の1(2)イ参照)。

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

契約書添付の豊田市業務委託契約約款第6条には、「乙は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」とされている。しかし、主たる部分を指定しなければ、全部一括の再委託を除けば再委託に制限はないということになりかねない。

本委託の再委託は、2者に対して合計28万8000円であり、再委託率は1.98%と僅かであるが、契約締結後に想定外の再委託が発生する可能性も否定できないので、契約締結にあたり「主たる部分」を指定しなければならない。

3 万町浄水場ほか計装機器保守点検業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

契約書添付の仕様書によれば、「本業務委託は、水道施設の安定した水道水の供給維持を目的として、各機器・設備を最良の状態に維持し故障の発生を未然に防止するため、保守点検整備を委託するものである。」とされている。

また、「予算執行伺書」の「執行の理由」には「水道水の安定供給を図るため、計装機器の保守点検を行って故障の発生を未然に防止し、最良な状態を維持する。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

万町浄水場ほか58機場（旭・小原地区）の浄水場、配水場等に設置された計装機器、ポンプ、タンク、動力盤、制御盤、クレーン等の点検業務を行うものである。

- ・計装機器（A1ランク） 52か所
- ・計装機器（A2ランク） 102か所
- ・計装機器（B1ランク） 48か所
- ・計装機器（B2ランク） 450か所
- ・計装機器（Cランク） 887か所
- ・動力 242か所
- ・盤 171か所
- ・クレーン 3か所

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

寿美工業株式会社

(イ) 選定方法

市は、一般競争入札により受託者の選定を行っている。予定価格調書によれば、予定価格等は次のとおりである。（括弧内は入札書比較価格）

設計金額 1331万9800円

予定価格 1331万9800円（金1222万0000円）

入札には1者が入札した。

入札金額 1188万0000円

エ 委託期間

平成31年4月1日～平成32年3月13日

オ 金額（税込み）

予定価格 1331万9800円

契約金額 1286万2000円

カ 契約保証金

免除

(2) 再委託

受託者は、本件契約に基づく業務の一部について、下請負をさせている。

承認願提出日 令和元年5月29日

承認日 令和元年5月29日

①下請負契約見込額 48万6000円（3.78%）

下請負の概要 水質計器点検

②下請負契約見込額 15万6600円（1.22%）

下請負の概要 クレーン点検

③下請負契約見込額 23万9760円（1.86%）

下請負の概要 緊急遮断弁設備点検

④下請負契約見込額 20万5200円（1.60%）

下請負の概要 電磁流量計点検

(3) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、しかし、ここには当該事業を行う目的ではなく、委託発注する必要性を記載すべきである。専門的な技術、知識、経験やノウハウを必要とする業務について、外部業者にこれを求め、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、実質的に検討すべきである（第2章第3の1(2)イ参照）。

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託の再委託率は大きくはないが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性も否定できない。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、再委託してはならない「主たる部分」を指定しなければならない。

4 石畳配水場ほか工業計器等点検業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

契約書添付の仕様書によれば、「本委託は、豊田市上下水道局が設置している工業計器及び水質計器の機能を維持できるよう保守点検することを主要目的とする。」とされている。

また、「予算執行伺書」の「執行の理由」には「工業計器を常に万全の状態に保ち、正確な施設情報を得ることにより、安心・安全な水道水を安定的に供給するため。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

石畳配水場等に設置されたPH計や投込式水位計等の工業計器455台の保守点検及び若林水質監視所等に設置された水質監視装置等13台の保守点検業務を行うものである。

ウ 契約締結の方法及びその理由

（ア）受託者

名三工業株式会社

（イ）選定方法

市は、一般競争入札により受託者の選定を行っている。予定価格調書によれば、予定価格等は次のとおりである。（括弧内は入札書比較価格）

設計金額 1626万9000円

予定価格 1626万9000円（1479万0000円）

入札には1者が入札した。

入札金額 1450万0000円

エ 委託期間

平成31年6月7日～令和2年3月13日

オ 金額（税込み）

予定価格 1626万9000円

契約金額 1595万0000円

カ 契約保証金

免除

(2) 再委託

受託者は、本件契約に基づく業務の一部について、下請負をさせている。

承認願提出日 令和元年8月5日

承認日 令和元年8月5日

①下請負契約見込額 42万1200円（2.64%）

下請負の概要 計装機器点検作業

②下請負契約見込額 11万1240円（0.70%）

下請負の概要 計装機器点検作業

(3) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

「執行の理由」には、工業計器を常に万全の状態に保ち、正確な施設情報を得ることにより、安心・安全な水道水を安定的に供給するためしかし、ここには当該事業を

行う目的ではなく、委託発注する必要性を記載すべきである。専門的な技術、知識、経験やノウハウを必要とする業務について、外部業者にこれを求め、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、実質的に検討すべきである（第2章第3の1(2)イ参照）。

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託の再委託率は大きくはないが、契約締結時に想定していなかった再委託が締結後に発生する可能性も否定できない。契約約款記載の再委託に対する制限が無意味にならないよう、再委託してはならない「主たる部分」を指定しなければならない。

5 豊田・岡崎地区研究開発施設第1中継ポンプ場実施設計業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

「予算執行伺書」の「執行の理由」には「豊田・岡崎地区研究開発施設（下山地区）へ水道を供給する中継ポンプ場の実施設計を行うため。」とある。

契約の目的に関する記載は見当たらない。

イ 委託内容（工事関係委託）

本件契約書に添付の設計書によれば、業務の内容は、次のとおりである。

・ポンプ場 詳細設計

①対象水量 Q=3,250 m³/日

②対象施設 ポンプ棟（RC造2階建300 m²程度）
ポンプ井（135 m³以上）

③設計工種 土木・建築・機械・電気 設計

・路線測量 L=30m

・地質調査

①ボーリング調査 φ66 mm×7m×2か所

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

丸栄調査設計株式会社

(イ) 選定方法

市は、一般競争入札により受託者の選定を行っている。予定価格調書によれば、予定価格等は次のとおりである。（括弧内は入札書比較価格）

設計金額 3545万3000円

予定価格 3545万3000円（金3223万0000円）

最低制限価格 3048万1000円（金2771万0000円）

3者が入札した。

エ 委託期間

当初 令和元年7月5日～令和2年2月28日

第一回変更後 令和元年7月5日～令和2年3月27日

第二回変更後 令和元年7月5日～令和2年6月30日

オ 金額（税込み）

予定価格 3545万3000円

当初契約金額 3081万1000円

第一回変更契約金額 3179万5500円（金98万4500円増）

カ 契約保証金

免除

(2) 契約の変更

ア 令和2年2月20日付け変更委託契約書

市は、令和2年2月20日付け変更委託契約書により、契約期間と契約金額を次のとおり変更している。

3	原契約に対する増加額	金98万4500円
4	原契約期間	自 令和元年7月 5日 至 令和2年2月28日
5	変更による完了期日	令和2年3月27日

令和元年7月18日付け設計変更協議書（1回）及び令和2年2月12日付け設計変更協議書（2回）によれば、上記変更の概要、契約金額及び契約期間変更の理由は、次のとおりである。

変更概要

- ・地質調査の内容変更

地質調査資機材運搬用仮設モノレールを追加

変更金額（概算）

地質調査資機材運搬用仮設モノレールを追加 +1,000千円

変更理由

- ・モノレール使用の変更理由

地質調査選定位置が植木が多い場所であり傾斜もあるためモノレールによる運搬が必要となった。

（令和元年7月18日付け設計変更協議書（1回））

変更概要

- ・地質調査の内容変更

機械ボーリングの数量変更（出来形による清算）

標準貫入試験の回数の変更 (出来形による清算)

・工期の変更

変更前：令和元年7月5日～令和2年2月28日

変更後：令和元年7月5日～令和2年3月27日

変更金額 (概算)

・地質調査の内容変更

機械ボーリングの数量変更 +70千円

標準貫入試験の回数の変更 -70千円

変更理由

・地質調査の内容変更理由

・ボーリング試験出来形による清算

・ボーリング試験の結果、標準貫入試験の必要のある箇所が減ったため

・工期の変更理由

第1中継ポンプ場用地買収のための地権者との交渉に期間を要し、用地境界の確定が遅れているため

(令和2年2月12日付け設計変更協議書 (2回))

イ 令和2年3月23日付け変更委託契約書

市は、令和2年3月23日付け変更委託契約書により、契約期間を次のとおり変更している。

4 原契約期間	自 令和元年9月13日
	至 令和2年3月27日
5 変更による完了期日	令和2年6月30日

令和2年3月12日付け設計変更協議書 (3回) によれば、契約期間変更の理由は、次のとおりである。

・工期の変更理由

第1中継ポンプ場用地買収のための地権者との交渉に期間を要し、用地境界の確定が遅れているため

(3) 再委託

受託者は、本件契約に基づく業務の一部について、下請負をさせている。

承認願提出日 令和元年7月5日

承認日 令和元年7月5日

下請負の概要 建築設計

下請負契約見込額 300万円 (9.74%)

(4) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、しかし、ここには当該事業を行う目的ではなく、委託発注する必要性を記載すべきである。専門的な技術、知識、経験やノウハウを必要とする業務について、外部業者にこれを求め、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、実質的に検討すべきである（第2章第3の1(2)イ参照）。

イ 契約目的を明記すべき【指摘】

委託契約書及び仕様書に契約目的が明記されていない。契約目的の記載は、契約規則第33条第1項の要請であるとともに、民法第542、563条等の改正により、契約をした目的は重視される傾向がある。

よって、契約目的は契約書又は仕様書に明記すべきである（第2章第3の1(2)ア参照）。

ウ 変更委託契約書の締結時期【意見】

設計変更事務取扱要領によれば、契約変更の手続は、原則として、遅滞なく行うものとされているものの、一定の条件を満たす場合には、工期末（債務負担行為に基づく工事にあつては各会計年度末）までに行うことができるものとされている。同要領第6条但書の規定は、遅滞なく変更委託契約書を締結すべきとする契約規則や要綱の要請を変更するものであるが、地方自治法第234条第5項の趣旨からの要請を要領で変更することはできない点は、第2章第1の4(6)アで述べたとおりである。

設計変更事務取扱要領

(契約変更の手続)

第6条 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、前条第2項各号(※)のいずれかの条件を満たす変更又は次に掲げる条件を全て満たす軽微な変更は、工期末（債務負担行為に基づく工事にあつては各会計年度末）までに行うことができるものとする。

(1) 工種（土木工事にあつては、レベル2）の追加を伴わないもの

(2) 現契約金額からの増額又は減額の累積概算金額のいずれかが現契約金額の20%以内かつ1,500万円以下のもの

2 前項の規定にかかわらず、契約期間を変更する必要があるものについては、その都度遅滞なく変更契約書を作成しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、議決案件は、当該契約変更に係る増減額、工期等を考慮し進めるものとする。この場合にあつては、必要に応じて関係各課の協議を行うものとする。

※第5条2項各号

(1) 現場の取り合いなどで、工事施工前に数量が定まらないもの

(2) 防災及び安全管理などのため、緊急施工が必要なもの

(3) 契約者の責によらない事由で、設計変更の協議を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）

本件委託契約においては、令和元年7月18日付け設計変更協議書(1回)により、業務内容が変更されて地質調査資機材運搬用仮設モノレールが追加されており、それに伴う設計金額の変更が行われた。

現行の設計変更事務取扱要領に照らせば、当該変更は、例外的な取扱いが許容される変更該当することから、遅滞なく契約変更の手続を行わないことも許容される。

しかしながら、遅滞ない変更契約又は請書の作成は、契約規則及び工事関係委託要綱の要請である。当該変更に関する契約変更の手続は、契約期間の変更に伴う令和2年2月20日付け変更委託契約書が取り交わされるまで行われておらず、約7か月間、契約変更の合意を証する書面が作成されないままとなっていたこととなる。事務負担等の観点から、軽微な変更について、逐一変更委託契約書を作成することまでは要しないとしても、変更請書など受託者から承諾の意思が確認できる書面を取得することが望ましい。

エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

前(3)記載のとおり、本委託の再委託率は大きくないが、本委託はポンプ場の実施設計を委託するものであるところこれを履行する能力がある前提で入札に参加し落札したにも関わらず、建築設計を再委託している。また、契約締結後に想定外の再委託が発生する可能性も否定できないので、契約締結にあたり「主たる部分」を指定しなければならない。

6 大沼梶浄水場ほか膜処理施設維持管理業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

「予算執行伺書」の「執行の理由」には「セラミック膜モジュールの薬品洗浄を行うことにより、膜ろ過能力を回復させて水道水の安定供給を図る。」とある。

契約の目的に関する記載は見当たらない。

イ 委託内容(業務委託)

本件契約書に添付の仕様書によれば、業務内容等は、大沼梶浄水場(豊田市大沼町猫洞23-1)、黒坂浄水場(豊田市黒坂町上平13-1)、阿蔵浄水場(豊田市阿蔵町北ノ平3-3)、野入浄水場(豊田市野入町井ノ入14-2)、押川浄水場(豊田市押山町上川入630-15)、新時瀬浄水場(豊田市閑羅瀬町松根38)及び万町浄水場(豊田市万町町惣佐貝戸15)の膜ろ過装置の膜モジュールについて、酸及びアルカリによる薬品洗浄を行い、膜ろ過能力を回復させるものである。あわせて、膜ろ過装置及び付帯設備等の点検と、必要に応じて部品交換を行うものである。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

メタウォーターサービス株式会社

(イ) 選定方法

随意契約である（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。

(ウ) 選定理由

令和元年7月10日付業者内申・選定書によると、随意契約の理由は、「業務を委託する7浄水場（大沼梶浄水場、黒坂浄水場、阿蔵浄水場、野入浄水場、押川浄水場、新時瀬浄水場及び万町浄水場）の膜ろ過装置は、メタウォーター㈱製であり、施設を稼働しながら、専用の薬品洗浄装置を用いて膜洗浄を実施するには、水処理工程及び薬品洗浄工程に精通し、施設操作を熟知しているものでなければならない。このため、本業務を実施できるのは、メタウォーター㈱製膜ろ過装置の維持管理業務全般を専門的に実施している本業者のみである。」とのことである。

エ 委託期間

令和元年8月2日～令和2年2月28日

オ 金額（税込み）

予定価格 2488万2000円

契約金額 2420万0000円

カ 契約保証金

免除

(2) 再委託

受託者は、本件契約に基づく業務の一部について、下請負をさせている。

ア 承認願提出日 令和元年9月10日
承認日 令和元年9月10日
下請負の概要 薬品洗浄業務
下請負契約見込額 330万0000円（13.64%）

イ 承認願提出日 令和元年10月29日
承認日 令和元年10月29日
下請負の概要 パッキン交換
下請負契約見込額 390万5000円（16.14%）

(3) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、しかし、ここには当該事業を行う目的ではなく、委託発注する必要性を記載すべきである。専門的な技術、知識、経験やノウハウを必要とする業務について、外部業者にこれを求め、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、実質的に検討すべきである（第2章第3の1(2)イ参照）。

イ 契約目的を明記すべき【指摘】

委託契約書及び仕様書に契約目的が明記されていない。契約目的の記載は、契約規則第33条第1項の要請であるとともに、民法第542、563条等の改正により、契約をした目的は重視される傾向がある。

よって、契約目的は契約書又は仕様書に明記すべきである（第2章第3の1(2)ア参照）。

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託の再委託率は30%近いほか、契約締結後に想定外の再委託が発生する可能性も否定できないので、契約締結にあたり「主たる部分」を指定しなければならない。

7 東山配水場配水池更新詳細設計業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

契約書添付の仕様書によれば、本仕様書及び特記仕様書に基づいて、市の水道事業における東山配水場配水池の更新工事を実施するために必要な調査及び詳細設計を行うものである。詳細設計は、基本設計で決定された基本事項、設計条件、既往の関連資料等に基づき、工事に必要な詳細構造を設計し、計画書、検討書、設計図面、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。」とされている。

また、「予算執行伺書」の「執行の理由」には「豊田市水道施設耐震化プランに基づき実施。施設老朽化による予防保全対策として計画的な更新工事を実施するため。」とある。

イ 委託内容（工事関係委託）

本件契約書に添付の設計書によれば、業務の内容は、次のとおりである。

・詳細設計業務

東山配水池（ステンレス配水池：V=3,100 m³）

取付道路（L=200m）

既設配水池撤去（V=10,000 m³）

・測量業務

基準点測量（4級基準点：N=3点）

路線測量（L=200m）

現地測量（A=6,000 m²）

用地測量（A=6,000 m²）

・地質調査業務

ボーリング調査（N=2本）

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

株式会社西日本技術コンサルタント

(イ) 選定方法

市は、一般競争入札により受託者の選定を行っている。予定価格調書によれば、予定価格等は次のとおりである。(括弧内は入札書比較価格)

設計金額 4334万0000円
予定価格 4334万0000円(3940万0000円)
最低制限価格 3691万6000円(3356万0000円)
2者が入札した。

エ 委託期間

当初 令和元年9月13日～令和2年3月18日
変更後 令和元年9月13日～令和2年8月31日

オ 金額(税込み)

予定価格 4334万0000円
当初契約金額 4110万7000円
第一回変更契約金額 3774万6500円
(336万0500円減)
第二回変更契約金額 4270万3100円
(495万6600円増)

カ 契約保証金

免除

(2) 契約の変更

ア 令和2年3月13日付け変更委託契約書

市は、令和2年3月13日付け変更委託契約書により、契約期間と契約金額を次のとおり変更している。

3	原契約に対する減少額	金336万0500円
4	原契約期間	自 令和元年9月13日 至 令和2年3月18日
5	変更による完了期日	令和2年6月25日

令和2年2月20日付け設計変更協議書(1回)によれば、上記変更の概要、契約金額及び契約期間変更の理由は、次のとおりである。

変更概要
工期
令和元年9月13日～令和2年3月18日
⇒ 令和元年9月13日～令和2年6月25日
設計業務
造成(詳細設計):1業務 ⇒ 造成(詳細設計):0業務

<p>道路詳細設計：L=0.2km ⇒ 道路詳細設計：L=0km</p> <p>更新幹線管路ルート及び工法概略検討：新規計上</p> <p>各弁室撤去詳細設計：新規計上</p> <p>測量業務</p> <p>用地測量：A=6000 m² ⇒ 用地測量：A=0 m²</p> <p>変更理由</p> <p>配水池の配置計画の再検討及び詳細設計、送配水管の更新計画及びルート選定を検討するため、設計業務内容を見直した。</p>

イ 令和2年6月17日付け変更委託契約書

市は、令和2年6月17日付け変更委託契約書により、契約期間と契約金額を次のとおり変更している。

3	原契約に対する増加額	金 4 9 5 万 6 6 0 0 円
4	原契約期間	自 令和元年9月13日 至 令和2年6月25日
5	変更による完了期日	令和2年8月31日

令和2年6月9日付け設計変更協議書（2回）によれば、上記変更の概要と契約金額変更の理由は、次のとおりである。

<p>変更概要</p> <p>工期</p> <p>令和元年9月13日～令和2年6月25日 ⇒ 令和元年9月13日～令和2年8月31日</p> <p>設計業務</p> <p>布設替詳細設計：1業務（L=650m） 新規計上</p> <p>変更理由</p> <p>配水池の更新に併せて接続する送水管及び配水管の更新が必要であり、工事費、工程等について比較検討した結果、送水管及び配水管を配水池、場内配管と同時に整備することで工事費の削減が可能となる。</p> <p>そのためには、今年度中に詳細設計を行う必要があり、布設替詳細設計業務を追加する。</p>

(3) 再委託

受託者は、本件契約に基づく業務の一部について、下請負をさせている。

承認願提出日	令和元年12月6日
承認日	令和元年12月6日
下請負の概要	ボーリング調査1式

下請負契約見込額 180万0000円(4.37%)

(4) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、しかし、ここには当該事業を行う目的ではなく、委託発注する必要性を記載すべきである。専門的な技術、知識、経験やノウハウを必要とする業務について、外部業者にこれを求め、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、実質的に検討すべきである(第2章第3の1(2)イ参照)。

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託の再委託率は大きくないが、契約締結後に想定外の再委託が発生する可能性も否定できないので、契約締結にあたり「主たる部分」を指定しなければならない。

8 (都)高橋細谷線及び(準)長田川拡幅事業関連污水管路移設設計委託

(1) 概要

ア 契約目的

「予算執行伺書」の「執行の理由」には「本業務は、(都)高橋細谷線及び(準)長田川拡幅事業に伴い、污水管路の移設が必要になったため移設設計を行うものである」とある。

契約の目的に関する記載は見当たらない。

イ 委託内容(工事関係委託)

本件契約書に添付の設計書によれば、業務の内容は、次のとおりである。

・設計延長

推進工法(φ400) L=12.2m

マンホール形式ポンプ場(2次製品) N=1式

・地質調査

機械ボーリング N=1式

標準貫入試験 N=1式

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

富士エンジニアリング株式会社

(イ) 選定方法

市は、一般競争入札により受託者の選定を行っている。予定価格調書によれば、予定価格等は次のとおりである。(括弧内は入札書比較価格)

設計金額 1643万4000円

予定価格 1643万4000円(1494万0000円)

最低制限価格 1398万1000円(1271万0000円)

入札書受付期間中に、3者が入札した。

エ 委託期間

令和2年2月7日～令和2年7月31日

オ 金額（税込み）

予定価格 1643万4000円

契約金額 1399万2000円

カ 契約保証金

免除

(2) 再委託

受託者は、本件契約に基づく業務の一部について、下請負をさせている。

ア 承認願提出日 令和2年4月5日

承認日 令和2年4月6日

下請負の概要 ①機械ボーリング（3本：33m）

②標準貫入試験（33回）

③室内土質試験（6試料）

下請負契約見込額 121万0000円（8.65%）

イ 承認願提出日 令和2年4月23日

承認日 令和2年4月23日

下請負の概要 ボーリング調査時の交通誘導員（1人・1日）

下請負契約見込額 2万0000円（0.14%）

(3) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、しかし、ここには当該事業を行う目的ではなく、委託発注する必要性を記載するべきである。専門的な技術、知識、経験やノウハウを必要とする業務について、外部業者にこれを求め、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、実質的に検討するべきである（第2章第3の1(2)イ参照）。

イ 契約目的を明記するべき【指摘】

委託契約書及び仕様書に契約目的が明記されていない。契約目的の記載は、契約規則第33条第1項の要請であるとともに、民法第542、563条等の改正により、契約をした目的は重視される傾向がある。

よって、契約目的は契約書又は仕様書に明記すべきである（第2章第3の1(2)ア参照）。

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

本委託の再委託率は大きくないが、契約締結後に想定外の再委託が発生する可能性も否定できないので、契約締結にあたり「主たる部分」を指定しなければならない。

エ 偽装請負の疑いのある委託業務下請負承認願の取扱い【意見】

前(2)イの再委託は、交通誘導員を1人1日のみ委託する内容であるが、再委託先である交通誘導員に対して現場で指揮命令する者は、受託者以外に考えられない状況になりかねない。委託業務下請負承認願が提出され、承認の判断をするにあたっては、形式的に承認するのではなく、ヒアリングなどによって偽装請負ではないことを確認し、記録に残すべきである。

9 (公共) 管路実施設計業務委託 (境川処理区その1)

(1) 概要

ア 契約目的

「予算執行伺書」の「執行の理由」には「本設計委託は、流域下水道の境川処理区地域において公共下水道事業を計画的に実施するために、下水道管路等の実施設計及び関連調査業務を行うものである。」とある。

契約の目的に関する記載は見当たらない。

イ 委託内容 (工事関係委託)

本件契約書に添付の設計書によれば、業務の内容は、次のとおりである。

・実施設計一式

基本設計1地区 (西山地区)

詳細設計2地区 (大清水地区、伊保原地区)

・測量調査一式

・地質調査一式

・解析等調査一式

・地下埋設物調査一式

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

株式会社N J S

(イ) 選定方法

市は、一般競争入札により受託者の選定を行っている。予定価格調書によれば、予定価格等は次のとおりである。(括弧内は入札書比較価格)

設計金額 5729万9000円

予定価格 5729万9000円 (5209万0000円)

最低制限価格 4864万2000円 (4422万0000円)

入札書受付期間中に、2者が入札した。

エ 委託期間

当初 令和元年8月23日～令和2年2月28日

変更後 令和元年8月23日～令和2年3月19日

オ 金額（税込み）

予定価格	5729万9000円
当初契約金額	4864万2000円
変更契約金額	4195万5100円（668万6900円減）

カ 契約保証金

免除

(2) 契約の変更

ア 令和2年2月21日付け変更委託契約書

市は、令和2年2月21日付け変更委託契約書により、契約期間と契約金額を次のとおり変更している。

3 原契約に対する減少額	金6,686,900円
4 原契約期間	自 令和元年8月23日 至 令和2年2月28日
5 変更による完了期日	令和2年3月19日

令和元年12月25日付け設計変更協議書（1回）によれば、上記変更の概要と契約金額変更の理由は、次のとおりである。

変更概要

- 1) 測量設計 4級基準点測量（新点） 205点 → 65点 ▲140点
- 2) 管路施設詳細設計 L=2556m → 2095m ▲461m
A=18.8ha → 15.9ha ▲2.9ha

変更理由

- 1) 西山地区（基本計画）の測量調査において、豊田南北バイパス関連事業による基準点が多数存在したことから、4級基準点測量（新点）の設置数を減変更する。
- 2) 伊保原地区の豊田南北バイパス関連事業影響部において、整備時期が未定である事と整備効果の観点から下水道整備区域から除外し、詳細設計を取りやめる。

また、令和2年2月10日付け設計変更協議書（2回）によれば、契約期間変更の理由は、次のとおりである。

豊田南北バイパス関連箇所の調整、検討、計画作成に時間を要したため。

(3) 再委託

受託者は、本件契約に基づく業務の一部について、下請負をさせている。

ア 承認願提出日	令和元年9月5日
承認日	令和元年9月5日
下請負の概要	測量調査

	下請負契約見込額	385万0000円(7.9%)
イ	承認願提出日	令和元年9月5日
	承認日	令和元年9月5日
	下請負の概要	地質調査(ボーリング)
	下請負契約見込額	264万0000円(5.4%)
ウ	承認願提出日	令和元年10月11日
	承認日	令和元年10月11日
	下請負の概要	取付管設置位置の確認および確認書の集配
	下請負契約見込額	121万7700円(2.5%)
エ	承認願提出日	令和元年12月5日
	承認日	令和元年12月5日
	下請負の概要	地質調査(ボーリング)
	下請負契約見込額	264万0000円(5.4%)
オ	承認願提出日	令和2年2月21日
	承認日	令和2年2月21日
	下請負の概要	地下埋設探査(レーダー探査)
	下請負契約見込額	60万5000円(1.2%)

(4) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、しかし、ここには当該事業を行う目的ではなく、委託発注する必要性を記載すべきである。専門的な技術、知識、経験やノウハウを必要とする業務について、外部業者にこれを求め、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、実質的に検討すべきである(第2章第3の1(2)イ参照)。

イ 契約目的を明記すべき【指摘】

委託契約書及び仕様書に契約目的が明記されていない。契約目的の記載は、契約規則第33条第1項の要請であるとともに、民法第542、563条等の改正により、契約をした目的は重視される傾向がある。

よって、契約目的は契約書又は仕様書に明記すべきである(第2章第3の1(2)ア参照)。

ウ 有効期限の確認【意見】

上記(3)ア及びイ記載の令和元年9月5日付け委託業務下請負承認願に記載された受託者の登録番号の有効期限は令和元年9月2日と記載されている。有効期限を確認のうえ、受け付ける必要がある。

エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託の再委託率は20%を超えるほか、多岐にわたる。契約締結後に想定外の再委託が発生する可能性も否定できないので、契約締結にあたり「主たる部分」を指定しなければならない。

10 (公共) 管路実施設計業務委託 (境川処理区その2)

(1) 概要

ア 契約目的

「予算執行伺書」の「執行の理由」には「本設計委託は、流域下水道の境川処理区地域において公共下水道事業を計画的に実施するために、下水道管路等の実施設計及び関連調査業務を行うものである。」とある。

契約の目的に関する記載は見当たらない。

イ 委託内容 (工事関係委託)

本件契約書に添付の設計書によれば、業務の内容は、次のとおりである。

・実施設計一式

基本設計1地区 (中田中・駒場東・駒場西地区)

詳細設計2地区 (土橋地区、花園地区)

・測量調査一式

・地下埋設物調査一式

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

幹設計事務所

(イ) 選定方法

市は、一般競争入札により受託者の選定を行っている。予定価格調書によれば、予定価格等は次のとおりである。(括弧内は入札書比較価格)

設計金額 7986万0000円

予定価格 7986万0000円 (7260万0000円)

最低制限価格 6825万5000円 (6205万0000円)

入札書受付期間中に、3者が入札した。

エ 委託期間

当初 令和元年7月26日～令和2年2月28日

変更後 令和元年7月26日～令和2年3月27日

オ 金額 (税込み)

予定価格 7986万0000円

当初契約金額 6825万5000円

第一回変更契約金額 6959万9200円

(134万4200円増)

第二回変更契約金額 6199万2700円
(760万6500円減)

カ 契約保証金
免除

(2) 契約の変更

ア 令和2年2月21日付け変更委託契約書

市は、令和2年2月21日付け変更委託契約書により、契約期間と契約金額を次のとおり変更している。

3	原契約に対する増加額	金1,344,200円
4	原契約期間	自 令和元年7月26日 至 令和2年2月28日
5	変更による完了期日	令和2年3月27日

令和元年11月25日付け設計変更協議書(1回)によれば、上記変更の概要と契約金額変更の理由は、次のとおりである。

変更概要

- ①基本設計(開削工法30%) 16,872m → 18,153m
- ②基本設計(推進工法30%) 1,034m → 454m
- ③4級基準点測量 314点 → 346点

変更理由

- ①③ 中田地区の新たな居住区域を、下水道事業計画区域とするため、基本設計延長(開削工法)、4級基準点測量を変更増する。
- ①② 新設道路((都)豊田刈谷線)の事業が進み、管の布設が可能になったため、流下方向を再検討した結果、路線を追加し流下方向を変更することで経済的になるため設計数量を変更する。

また、令和2年2月3日付け設計変更協議書(2回)によれば、契約期間変更の理由は、次のとおりである。

地元説明会の開催において、自治区との日程調整の結果、予定より開催時期が遅れたため、取付管設置位置確認書集配期間を確保するため期間を延長する。

イ 令和2年3月23日付け変更委託契約書

市は、令和2年3月23日付け変更委託契約書により、契約金額を次のとおり変更している。

3	原契約に対する減少額	金7,606,500円
---	------------	-------------

令和2年3月17日付け設計変更協議書(3回)によれば、上記変更の概要と契約金額変更の理由は、次のとおりである。

変更概要

取付管設置位置確認書集配業務 627箇所 → 230箇所

変更理由

取付管設置位置の検討に時間を要している権利者が多数存在し、工期内に取付管設置位置確認書に押印が見込めない分について、変更減する。

(3) 再委託

受託者は、本件契約に基づく業務の一部について、下請負をさせている。

- | | | |
|---|----------|-----------------------|
| ア | 承認願提出日 | 令和元年8月8日 |
| | 承認日 | 令和元年8月8日 |
| | 下請負の概要 | 取付管設置位置確認書の配布・収集に係る業務 |
| | 下請負契約見込額 | 282万1500円(4.13%) |
| イ | 承認願提出日 | 令和2年1月10日 |
| | 承認日 | 令和2年1月10日 |
| | 下請負の概要 | 地下埋設物調査(レーダー探査)に係る業務 |
| | 下請負契約見込額 | 228万8000円(3.35%) |

(4) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、しかし、ここには当該事業を行う目的ではなく、委託発注する必要性を記載すべきである。専門的な技術、知識、経験やノウハウを必要とする業務について、外部業者にこれを求め、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、実質的に検討すべきである(第2章第3の1(2)イ参照)。

イ 契約目的を明記すべき【指摘】

委託契約書及び仕様書に契約目的が明記されていない。契約目的の記載は、契約規則第33条第1項の要請であるとともに、民法第542、563条等の改正により、契約をした目的は重視される傾向がある。

よって、契約目的は契約書又は仕様書に明記すべきである(第2章第3の1(2)ア参照)。

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

契約書添付の豊田市工事関係委託契約約款第7条には、「乙は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」とされている。本委託の再委託率は大きくないが、契約締結後に想定外の再委託が発生する可能性も否定できないので、契約締結にあたり「主たる部分」を指定しなければならない。

1.1 (公共) 管路実施設計業務委託 (矢作川処理区その1)

(1) 概要

ア 契約目的

「予算執行伺書」の「執行の理由」には「本設計委託は、流域下水道の矢作川処理区地域において公共下水道事業を計画的に実施するために、下水道管路等の実施設計及び関連調査業務を行うものである。」とある。

契約の目的に関する記載は見当たらない。

イ 委託内容 (工事関係委託)

本件契約書に添付の設計書によれば、業務の内容は、次のとおりである。

・実施設計一式

基本設計2地区 (西中山中地区、西中山北)

詳細設計6地区 (西中山西地区、西中山東上地区、西中山東地区、西中山東下地区、平井地区、百々地区)

・測量調査一式

・地質調査一式

・解析等調査一式

・地下埋設物調査一式

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

株式会社N J S

(イ) 選定方法

市は、一般競争入札により受託者の選定を行っている。予定価格調書によれば、予定価格等は次のとおりである。(括弧内は入札書比較価格)

設計金額 1億1831万6000円

予定価格 1億1831万6000円 (1億0756万0000円)

最低制限価格 1億0060万6000円 (9146万0000円)

入札書受付期間中に、7者が入札した。

エ 委託期間

当初 令和元年7月 5日～令和2年2月28日

変更後 令和元年8月23日～令和2年3月19日

オ 金額 (税込み)

予定価格 1億1831万6000円

当初契約金額 1億0061万7000円

変更契約金額 8677万1300円

(1384万5700円減)

カ 契約保証金

免除

(2) 契約の変更

令和2年2月20日付け変更委託契約書

市は、令和2年2月20日付け変更委託契約書により、契約期間と契約金額を次のとおり変更している。

3	原契約に対する減少額	金1384万5700円
4	原契約期間	自 令和元年7月 5日 至 令和2年2月28日
5	変更による完了期日	令和2年3月19日

令和元年9月12日付け設計変更協議書（1回）によれば、上記変更の概要と契約金額変更の理由は、次のとおりである。

変更概要	
1) 管路施設詳細設計（推進工法）	L=960m → L≒300m ▲660m
解析等調査 ボーリング箇所数	N=19箇所 → N≒11箇所 ▲8箇所
変更理由	
1) 現地調査を詳細に確認したところ、県道の推進工の施工において車両通行止が必要になることが判明したため、一般交通に与える影響を考慮しマンホールポンプを併用した開削工法へ変更する。	

また、令和2年2月10日付け設計変更協議書（2回）によれば、契約期間変更の理由は、次のとおりである。

推進工法から開削工法への工法変更に伴う検討に時間を要したため。

(3) 再委託

受託者は、本件契約に基づく業務の一部について、下請負をさせている。

ア	承認願提出日	令和元年7月23日
	承認日	令和元年7月23日
	下請負の概要	測量調査
	下請負契約見込額	561万0000円（5.6%）
イ	承認願提出日	令和元年8月1日
	承認日	令和元年8月1日
	下請負の概要	地質調査（ボーリング）
	下請負契約見込額	928万8000円（9.2%）
ウ	承認願提出日	令和元年9月5日
	承認日	令和元年9月5日
	下請負の概要	地下埋設探査（レーダー探査）
	下請負契約見込額	86万4000円（0.9%）

エ 承認願提出日	令和元年9月10日
承認日	令和元年9月10日
下請負の概要	取付管設置位置の確認および確認書の集配
下請負契約見込額	273万2400円(2.7%)

(4) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

「執行の理由」には、流域下水道の矢作川処理区地域において公共下水道事業を計画的に実施するために、下水道管路等の実施設計及び関連調査業務を行うものとある。しかし、ここには当該事業を行う目的ではなく、委託発注する必要性を記載すべきである。専門的な技術、知識、経験やノウハウを必要とする業務について、外部業者にこれを求め、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、実質的に検討すべきである(第2章第3の1(2)イ参照)。

イ 契約目的を明記すべき【指摘】

委託契約書及び仕様書に契約目的が明記されていない。契約目的の記載は、契約規則第33条第1項の要請であるとともに、民法第542、563条等の改正により、契約をした目的は重視される傾向がある。

よって、契約目的は契約書又は仕様書に明記すべきである(第2章第3の1(2)ア参照)。

ウ 有効期限の確認【意見】

令和元年9月5日付け委託業務下請負承認願に記載された受託者の登録番号の有効期限は令和元年9月2日と記載されている。有効期限を確認のうえ、受け付ける必要がある。

エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託の再委託は、前(3)記載のとおり再委託率は大きくないが、多岐にわたる。契約締結後に想定外の再委託が発生する可能性も否定できないので、契約締結にあたり「主たる部分」を指定しなければならない。

12 (公共) 管路実施設計業務委託(矢作川処理区その2)

(1) 概要

ア 契約目的

「予算執行伺書」の「執行の理由」には「本設計委託は、流域下水道の矢作川処理区地域において公共下水道事業を計画的に実施するために、下水道管路等の実施設計及び関連調査業務を行うものである。」とある。

契約の目的に関する記載は見当たらない。

イ 委託内容(工事関係委託)

本件契約書に添付の設計書によれば、業務の内容は、次のとおりである。

- ・実施設計一式
 - 基本設計 2 地区（御船地区、渡刈地区）
 - 詳細設計 4 地区（花本地区、平戸橋一区地区、平戸橋地区、寺部地区）
- ・測量調査一式
- ・地質調査一式
- ・解析等調査一式
- ・地下埋設物調査一式

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

株式会社テイコク

(イ) 選定方法

市は、一般競争入札により受託者の選定を行っている。予定価格調書によれば、予定価格等は次のとおりである。

設計金額	7998万1000円
予定価格	7998万1000円
最低制限価格	6838万7000円

入札書受付期間中に、3者が入札した。

エ 委託期間

当初 令和元年7月19日～令和2年2月28日

変更後 令和元年7月19日～令和2年3月19日

オ 金額（税込み）

予定価格	7998万1000円
当初契約金額	6838万7000円
変更契約金額	6755万8700円（82万8300円減）

カ 契約保証金

免除

(2) 契約の変更

ア 令和2年2月20日付け変更委託契約書

市は、令和2年2月20日付け変更委託契約書により、契約期間を次のとおり変更している。

4 原契約期間	自 令和元年7月19日
	至 令和2年2月28日
5 変更による完了期日	令和2年3月19日

令和2年2月18日付け設計変更協議書（1回）によれば、契約期間変更の理由は、次のとおりである。

- ・花本地区における自治区管理道路の汚水管理設について、自治区からの回答に時間を要したため。
- ・豊田北バイパスにおける汚水管の横断協議について、名四国道事務所からの回答に時間を要したため。

イ 令和2年3月9日付け変更委託契約書

市は、令和2年3月9日付け変更委託契約書により、契約金額を次のとおり変更している。

3 原契約に対する減少額	金82万8300円
--------------	-----------

令和2年2月28日付け設計変更協議書（2回）によれば、上記変更の概要と契約金額変更の理由は、次のとおりである。

<p>変更概要</p> <p>1) 管路施設詳細設計（推進工法） L=694m → 取り止め ▲694m 管路施設詳細設計（マンホールポンプ） N=5 箇所 → N=10 箇所 +5 箇所</p> <p>変更理由</p> <p>1) 推進工法による自然流下方式とポンプ圧送方式を経済比較したところ、ポンプ圧送方式が経済的に優位となるため、ポンプ圧送方式に変更する。</p>

(3) 再委託

受託者は、本件契約に基づく業務の一部について、下請負をさせている。

- | | |
|----------|--------------------------------|
| ア 承認願提出日 | 令和元年8月23日 |
| 承認日 | 令和元年8月23日 |
| 下請負の概要 | 取付管設置位置確認書集配業務 |
| 下請負契約見込額 | 金426万8000円（6.24%） |
| イ 承認願提出日 | 令和元年8月23日 |
| 承認日 | 令和元年8月23日 |
| 下請負の概要 | 花本地区における地質調査のうち、現地作用であるボーリング調査 |
| 下請負契約見込額 | 金82万5000円（0.13%） |

(4) 監査の結果

ア 委託発注の必要性【意見】

「執行の理由」には、流域下水道の矢作川処理区地域において公共下水道事業を計画的に実施するために、下水道管路等の実施設計及び関連調査業務を行うものとある。しかし、ここには当該事業を行う目的ではなく、委託発注する必要性を記載すべきである。専門的な技術、知識、経験やノウハウを必要とする業務について、

外部業者にこれを求め、経済的、効率的、有効に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、実質的に検討するべきである（第2章第3の1(2)イ参照）。

イ 契約目的を明記するべき【指摘】

委託契約書及び仕様書に契約目的が明記されていない。契約目的の記載は、契約規則第33条第1項の要請であるとともに、民法第542、563条等の改正により、契約をした目的は重視される傾向がある。

よって、契約目的は契約書又は仕様書に明記すべきである（第2章第3の1(2)ア参照）。

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

本委託の再委託は、取付管設置位置確認書集配業務について426万8000円（6.24%）ほか1件であり、再委託率は大きくないが、契約締結後に想定外の再委託が発生する可能性も否定できないので、契約締結にあたり「主たる部分」を指定しなければならない。

1.3 中部1号雨水幹線ほか耐震補強詳細設計業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

契約書添付の仕様書によれば、「本委託業務（略）は、委託業務仕様書、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す下水道管路施設（管きよ及び人孔）の状況を的確に把握し、耐震化工事を実施するために必要な図書の作成を行うことを目的とする。」とされている。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「本設計業務委託は、下水道総合地震対策計画に基づき中部1号雨水幹線ほかの耐震補強を計画的に実施するために、雨水管路や人孔の実施設計及び関連調査業務を行うものである。」とある。

イ 委託内容（工事関係委託）

本件契約書に添付の設計書によれば、業務の内容は、次のとおりである。

- ・設計一式
- ・既存施設強度調査（解析等調査）一式

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

株式会社N J S

(イ) 選定方法

市は、一般競争入札により受託者の選定を行っている。予定価格調書によれば、予定価格等は次のとおりである。（括弧内は入札書比較価格）

設計金額 2432万1000円

予定価格 2432万1000円 (金2211万0000円)

最低制限価格 2082万3000円 (1893万0000円)

入札書受付期間中に、7者が入札した。

エ 委託期間

当初 令和元年6月21日～令和2年2月28日

変更後 令和元年6月21日～令和2年3月19日

オ 金額 (税込み)

予定価格 2432万1000円

当初契約金額 2088万9000円

変更契約金額 2100万2300円 (11万3300円増)

カ 契約保証金

免除

(2) 契約の変更

ア 令和2年2月18日付け変更委託契約書

市は、令和2年2月18日付け変更委託契約書により、契約期間と契約金額を次のとおり変更している。

3	原契約に対する増加額	金11万3300円
4	原契約期間	自 令和元年6月21日 至 令和2年2月28日
5	変更による完了期日	令和2年3月19日

令和元年8月19日付け設計変更協議書(1回)によれば、上記変更の概要と契約金額変更の理由は、次のとおりである。

変更概要

1) 交通誘導警備員の配置変更

交通誘導警備員 A N=0 → 8人

交通誘導警備員 B N=0 → 16人

2) コア採取削孔数の変更 3孔 → 1孔

変更理由

1) 現地調査において、現場精査の結果、当初予定していた作業エリア(中央分離帯内等)が足りず、交通規制(片側交互通行、車線減少)が必要となるため交通誘導警備員を配置する。

2) 調査対象施設が腐食環境下でない雨水管きよであり、目視での劣化も確認できないことから、コア採取における削孔箇所による差異は生じないと判断したため、削孔数を変更する。

また、令和2年1月20日付け設計変更協議書（2回）によれば、契約期間変更の理由は、次のとおりである。

既存人孔調査の結果、無筋人孔であることが判明し、耐震計算に時間を多く要しているため。
--

(3) 再委託

受託者は、本件契約に基づく業務の一部について、下請負をさせている。

承認願提出日	令和元年7月31日
承認日	令和元年7月31日
下請負の概要	既存施設強度調査（コア採取、はつり調査）
下請負契約見込額	494万9233円（23.69%）

(4) 監査の結果

再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

契約書添付の豊田市工事関係委託契約約款第7条には、「乙は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」とされている。しかし、主たる部分を指定しなければ、全部一括の再委託を除けば再委託に制限はないということになりかねない。本委託の再委託は、既存施設強度調査（コア採取、はつり調査）について494万9233円（23.69%）であり、再委託率は25%未満ではあるものの、下請負の概要である既存施設強度調査は、委託内容の二本ある柱のうち的一本である。そうであれば、本委託の「主たる部分」と再委託の関係を厳密に検討したうえで、下請承認するかどうかの判断を下さなければならぬが、契約締結にあたり「主たる部分」を指定していないため、再委託可能な範囲については制限がないも同然である。

第 1 3 教育部

1 豊田市中学生海外派遣事業委託（イギリス団）

(1) 概要

ア 契約目的

委託契約書添付の「豊田市中学生海外派遣事業委託（イギリス団）仕様書」によると、本委託の目的は、派遣生徒が海外の学校及び文化施設などを訪問して、見聞・体験したことを自らの糧とし、外国の人々との共存に必要な資質を身につけ、異文化理解に役立てさせるとともに、帰国後は見聞したことを他の生徒に伝え広める学校の国際理解教育の推進に役立てることである。

「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「中学生を海外に派遣し、学校訪問での体験を通して、外国の人々との共存に必要な資質を身につけ、異文化理解に役立てるため。また、体験の発表を通して豊田市各中学校の国際理解教育の推進に役立てるため。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

上記仕様書によると、業務の内容は、豊田市立中学校に在籍する生徒を英語圏へ派遣することである。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者

豊田市中学生海外派遣団（イギリス）

(イ) 選定方法

随意契約（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号）

(ウ) 選定理由

業者選定書によると、豊田市中学生海外派遣団（イギリス）は豊田市内の中学校長を団長とし、派遣中学生と引率教員で組織されており、事前の研修から派遣先での指導・教育、帰国後の学習までサポートができるのは当該団体に限られる、との理由である。

エ 契約の相手方

委託契約書には、「発注者 豊田市 を甲とし、契約者 豊田市中学生海外派遣団（イギリス） を乙として、次の約款により契約する。」とある。また、乙の記名押印欄には、「豊田市中学生海外派遣団（イギリス） 団長」との肩書付きで個人名の記載と押印がある。

オ 委託期間

令和元年 5 月 2 9 日～令和 2 年 2 月 2 8 日

カ 金額（税込）

当初契約金額 1 2 5 9 万 0 7 6 1 円

変更契約金額（1回目） 1269万9537円（10万8776円増額）

変更契約金額（2回目） 1192万9172円（77万0365円減額）

キ 契約保証金

免除（契約規則第37条第9号）

市によると、1者特命随意契約であり、本市での契約履行状況から「契約者が契約不履行のおそれがない」と判断された。

(2) 契約の変更

変更協議書、案件発注決定書、変更契約締結決定書、変更委託契約書によると、1回目は、添乗員について、バートン&サウスダービーシャーカレッジのスタディツアー同行費用が必要となったため、10万8776円の増額がなされたものであり、2回目は、実績による精算として77万0365円の減額がなされたものである。

(3) 再委託

「外国旅行における移動等の手配及び添乗」を641万5224円（契約金額の50.95%）で再委託することについて、委託業務下請負承認願による承認がなされた。

(4) 監査の結果

ア 委託発注の必要性が認められない【指摘】

本委託の「執行の理由」には、当該業務を行う理由が記載されているに過ぎず、委託発注する必要性が記載されていない。委託発注する必要性を記載及び検討した上で発注する必要がある。

本委託に関していえば、学校訪問での体験を通して、外国の人々との共存に必要な資質を身につけ、異文化理解に役立てる、また、体験の発表を通して豊田市各中学校の国際理解教育の推進に役立てるという目的のために、当該海外派遣事業を行う必要性は明白であるが、当該委託発注が必要な理由がどこにあるかという問題である。事前研修のために外部委託が必要なのか、海外旅行のために外部委託が必要なのか、委託発注の必要性について意識した記載をしなければならない。

しかし、本委託については、委託発注しなければならない必要性が認められない。教育や事前研修の専門性は、受託者団体が有するというよりは、県市の個々の職員がこれを有している。海外旅行の専門性は、受託者団体ではなく、再委託先が有している。

そうであれば、「執行の理由」には、本事業が必要としている専門性について自覚的に記載し、その専門性を有する者が誰なのか、実質的に検討しなければならない。そのうえで、本委託の外部発注は必要ないと判断を下さなければならない。

イ 契約相手の適格性【指摘】

海外派遣団は法人ではないから、原則として独立した権利主体とはならない。

そこで、組合又はいわゆる権利能力なき社団に該当するか検討するに、民法上の組合は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力

を生ずるものであり、出資は、労務をその目的とすることができる（民法第667条）。権利能力なき社団は、社団の社会的実体をそなえていなければならず、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定している、多数決の原則が行われる等の判例により設けられた要件を満たしている必要がある。

市によると、「豊田市中学生海外派遣団（イギリス）団則」が存在する。しかし、当該団則には、代表の方法についての定めはあるが、総会の運営や財産の管理に関する定めはない。したがって、海外派遣団が権利能力なき社団にあたるとはいえない。他方、組合については、各構成員が市の海外派遣事業を受託するため、労務提供することを明示又は黙示に合意したのであれば、組合が成立する可能性がある。しかし、市によると、昨年度の「イギリス団」の構成員は、団長（中学校校長）1名、副団長（市指導主事）1名、渉外（中学校教諭）1名、中学生28名、事務局（市指導主事）1名の合計32名であり、中学生が含まれている。中学生は未成年者であるから、各中学生の法定代理人親権者が子の労務提供を約することによって組合契約が成立することになるが、通常、中学生の海外派遣といえ、子に対する教育の一環として参加させるのであって、労務の提供として参加させるのではない。各中学生の法定代理人親権者がそのような合意をしたとは考えられない。したがって、海外派遣団を組合と評価することも困難である。

そうすると、海外派遣団は、法律上意味付けのできない団体、個人の集まりである。よって、本委託による権利義務関係は、契約者である団長個人に帰属することになる。

したがって、契約書の「乙」には団体名のみではなく、肩書付きの個人名の方を記載すべきであるし、業者選定書には、当該個人についての選定の理由を記載して検討すべきことになる。契約保証金の免除の妥当性も当該個人について行う必要がある。

もっとも、団長個人との契約であるとする、万一当該個人が死亡してしまったらいったん本契約を終了させるしかない（委任の性質を有するものは、民法第653条第1号により当然終了する上、請負の性質を有するものであっても当該個人は中学校校長たる身分に基づき団長となり、受託しているのだから相続人において履行することは不可能である。）。また、委託料金が個人に帰属するとなれば、たとえ純粋な個人資産との分別管理を徹底しても、当該個人に対する債権者から差押えを受けられる危険がある（争う余地は十分あるが、申し立てられること自体は避けられない。）。これらの危険が現実化する可能性が通常高いとは思われないにしても、あえてそのような危険の残る契約方法を選択する理由もない。

そもそも団長は、中学校校長であり、県の一般職の職員であるから県に対して職務専念義務を負う。したがって、団長が県の職員でありながら受託者として委託契約の当事者となると解することは妥当ではない。

ウ 随意契約の理由【指摘】

受託者は、豊田市内の中学校長を団長とし、派遣中学生と引率教員で組織されており、事前の研修から派遣先での指導・教育、帰国後の学習までサポートができるのは当該団体に限られることが随意契約の理由とされている。しかし、派遣中学生がなぜ「事前の研修から派遣先での指導・教育、帰国後の学習までサポートができる」のか不明である。サポートすべきは、中学校長と引率教員であり、派遣中学生はサポートされる側でなければならない。このような理由で随意契約が行われるということは、随意契約の判断が形骸化していることの証である。

第2章第1の3(2)に記載したとおり、随意契約は例外的に認められる契約相手決定の方法である。随意契約の理由を業者選定書等に自覚的に記載し、実質的に検討のうえ、判断を下さなければならない。

エ 海外派遣団実施のあり方【指摘】

念のため、海外派遣団について、組合又は法人格なき社団としての実態を整備する方法について検討する。

まず、海外派遣団には中学生が含まれており、組合又は法人格なき社団としての海外派遣団と契約するとなれば、中学生にまで本委託に関する債権債務を合有又は総有的に負担させることになり、特に組合の場合には、無限責任を負う可能性もあるが（民法第668条、675条2項）、中学生にそのような負担を課すことは避けるべきである。実質的に考えても、中学生は教育や指導を受ける側であって、実施する側ではないのだから、受託者扱いにすることには疑問がある。前記団則には、「団員はすべて平等の義務を有する。」とあるから、校長や教職員と中学生は対等な立場となっているが、疑問である。したがって、中学生は受託者の構成員から除外するべきである。

そうすると、残るは団長（中学校校長）1名、副団長（市指導主事）1名、渉外（中学校教諭）1名及び事務局（市指導主事）1名であり、県市の職員のみからなる団体を、県市から独立した団体として結成して委託の方式を取る必要性は想定しがたい。

オ 直営の検討【指摘】

市によれば、外国旅行の手配等については、令和2年度より市から旅行会社に直接業務委託する方式に改めるべく公募型プロポーザルを開始したが、新型コロナウイルスの影響により中止した。ただし、旅行会社に委託する部分を除くと、海外派遣団との契約を想定しているとのことである。

しかし、現状のまま海外派遣団に委託する方法の問題点は既に指摘したとおりであるから、可能な限り旅行会社に対する業務委託に含めて契約し、業務委託に馴染まないものは市の直営にする方法を検討するべきである。

2 学校教育情報システム運用管理支援業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

「学校教育情報システム運用管理支援業務委託 仕様書」によると、本委託の目的は、豊田市立小・中・特別支援学校（104校）、教育委員会7課5施設及び市長部局の一部における情報システムと学校間ネットワークの円滑な運用を図ることである。

また、「案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）」の「執行の理由」には「豊田市立小・中・特別支援学校及び教育センターの情報システムの運用管理を専門技術者に委託し、授業、学校事務等の円滑な運用を図る。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

上記仕様書によると、ヘルプデスク業務、学校に設置された機器等の運用保守及び保守支援業務、センター機器運用保守、情報システム資産管理、情報システム導入更新支援業務、情報セキュリティ対策支援業務、学校ホームページ（CMS）・校務支援システム運用支援業務、インターネット掲示板等の監視業務、教育センター研修等支援業務（ICT支援員）、ICT支援員派遣業務等（ICT支援員）、その他である。

ウ 契約締結の方法及びその理由

（ア）受託者

リコージャパン株式会社

（イ）選定方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

（ウ）選定理由

業者選定書によると、プロポーザル選考等から特定される者であるため、との理由である。

なお、プロポーザルには1者が参加した。

エ 委託期間

平成29年2月2日～平成32年3月31日

オ 金額（税込み）

予定価格 1億4510万0160円

当初契約金額 1億4510万0160円

変更契約金額（1回目）1億4639万6160円（129万6000円増額）

変更契約金額（2回目）1億4685万6062円（45万9902円増額）

カ 契約保証金

免除（契約規則第37条第9号）

市によると、1者特命随意契約であり、本市での契約履行状況から「契約者が契約不履行のおそれがない」と判断された。

(2) 契約の変更

変更協議書、案件発注決定書、変更契約締結決定書、変更委託契約書によると、1回目は、ICT支援員に関わる業務のうち学校訪問（特色ある学校づくり推進事業希望訪問時間）について、学校からの要望が当初の見込みより増加したことにより契約金額を増額させるものである。2回目は、消費税率の改正に伴い、契約金額を増額させるものである。

(3) 再委託

「ヘルプデスク業務、学校に設置された機器等の運用保守及び保守支援業務、センター機器運用保守、情報システム資産管理、情報システム導入（更新）支援業務、情報セキュリティ対策支援業務、インターネット掲示板等の監視業務、教育センター研修等支援業務（ICT支援員）、ICT支援員管理業務等の一部」を金7095万6000円（契約金額の48.9%）で再委託することについて、委託業務下請負承認願による承認がなされた。

(4) 監査の結果

ア 受託者の正規社員たる業務管理者を配置すべき【指摘】

本契約書添付の仕様書には、受託者の要因に関する条件を定めており、その1つに次の条件がある。

（3）業務管理者の選定等

- ア 受託者及び受託者等は、本業務を管理するための業務管理者を置くこと。
- イ 業務管理者は、正規社員とすること。
- ウ 業務管理者は、教育情報化コーディネーター2級以上あるいはそれと同等の業務の実績が5年以上の者とすることが望ましい。
- エ 業務管理者は、利用施設における業務の最適化を提案できる者であること。
- オ 管理責任者と業務管理者は兼任を認めない。

作業責任者等報告書、体制表及び委託業務下請負承認願によれば、下請負者に業務管理者が配置されている。

しかし、業務管理者の配置が条件付けられているのは「受託者及び受託者等」であって「受託者又は受託者等」ではないから、受託者でない協力会社の配置によって受託者自体の配置が免除されるわけではない。そもそも業務管理者は「本業務を管理する」役割であり、一定の資格要件が定められていることからしても、他の人員を牽引する重要な存在と考えられる。受託者の正規社員たる業務管理者を配置すべきである。なお、再委託された業務を管理する者としての業務管理者であれば、再委託先に存在しても何ら問題ないことは言うまでもない。ただし、再委託先は市と直接の契約関係に立たないので、仮に再委託先に再委託対象業務を管理する者を配置させたい場合には、受託者に対し、再委託先と契約する際に業務管理者を設置させることを条件付けるよう求めるという方法になることに留意されたい。

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

本委託のような情報システムに関する業務では、委託業務の相当部分が再委託される可能性が高いことは通常想定される。そうであれば、再委託してはならない「主たる部分」を設計図書において具体的に明記すべきである。

ウ 体制表提出根拠【意見】

本契約においては、体制表が提出されているが、さらにこのように再々委託が予想される契約においては、体制表の提出を求める根拠を明記しておくことが望ましい。